



三井住友トラスト・ホールディングス

SuMi TRUST

SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

ESG/CSR REPORT

ESG

2017



編集方針

ESG/CSRレポート編集方針

本レポートは「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトを参考にステークホルダーへの価値の提供と三井住友トラスト・グループ自身の長期的な企業価値の追求の双方に資する取り組みを中心に取りまとめた報告書です。当グループでは、共通価値は投資家が注目するESG(環境、社会、ガバナンス)と同様な概念と考えており、近年ESG投資が国内外で急拡大している状況に鑑み、2017年度からディスクロージャーを高度化し、重要なESG情報と財務情報の関連性を示した統合報告書を発行しました。他方、本レポートは、より詳細なESG情報を求める投資家や投資家以外のステークホルダーに対し、網羅的なESG情報開示を行うものです。その観点からは、本レポートは統合報告書を補完する性格を持っています。

本レポートは、グループ「社会的責任に関する基本方針」の六つの方針で構成していますが、その内のサステナビリティ方針1の記載項目については、別途、「気候変動」「自然資本」「環境不動産」の三つのテーマで分冊化するとともに、オリジナルな情報を含む「スチュワードシップ・レポート」「シニア世代応援レポート」を発行しています。

なお、本レポートは、グローバル・レポート・イニシアティブ・ガイドライン第4版を参考にしています。

※本レポートおよび当グループのCSR活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケートをご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告対象範囲

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社)

対象読者

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間

2016年10月1日～2017年9月30日

※ただし、一部には2016年度以前の活動や2017年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン

GRI(Global Reporting Initiative) G4

「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版」

※本ガイドラインとの対照表は150頁をご参照ください。

読者ニーズに合わせたレポート形態



ウェブサイトの「CSR活動」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトではサクセスフル・エイジング、環境・生きもの応援活動などについて、より詳細な情報を掲載しています。



「CSRの取り組み」
<http://smth.jp/csr/>

社会貢献活動(With You活動)についての定期報告書を発行しています。

『SuMi TRUST With You社会貢献活動レポート』は、三井住友信託銀行が取り組んでいるWith You活動についての定期報告書です(年4回発行)。



三井住友トラスト・グループは希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進しています。



表紙写真: トキ

提供: (公財)日本生態系協会
[Japanese crested ibis]

絶滅の恐れのある生物を調査して作成されたリスト(レッドデータブック)が、国際自然保護連合(IUCN)により発行され、トキは絶滅危惧1A類(危機的絶滅寸前種)に位置付けられました。

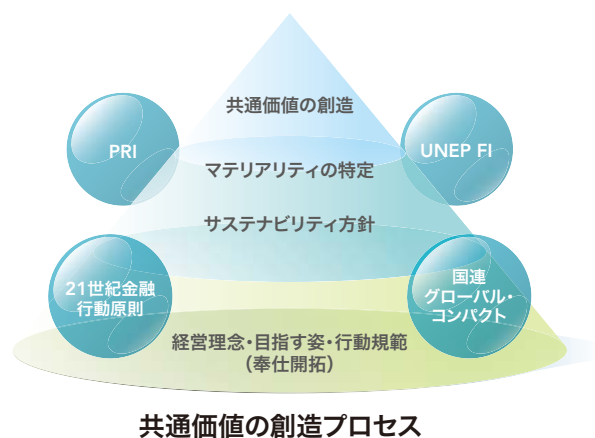
共通価値を創造するCSR

「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方です。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」「目指す姿(ビジョン)」「行動規範(バリュー)」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

さらに当グループは、共通価値の創造を実現するためのプロセスとして、長期投資家と社外有識者の皆さまの視点を踏まえてマテリアリティを特定し、インターナル・エンゲージメントという手法を通じて社内への浸透を図っています。

また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。



経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。



三井住友トラスト・グループの 社会的責任に 関する基本方針

(サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

三井住友トラスト・ホールディングス

002

2017 ESG/CSRレポート



1 事業を通じた社会・
環境問題の解決への貢献

▶010

2 お客さまへの誠実な対応

▶066

3 社会からの信頼の確立

▶078

4 環境問題への取り組み

▶108

5 個人の尊重

▶114

6 地域社会への参画・貢献

▶128



Contents

- 004 トップコミットメント
- 006 三井住友トラスト・グループの
共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント
- 008 三井住友トラスト・グループの
持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み



サステナビリティ方針1

社会や環境の課題解決に資する商品・サービスを開発・販売することで、当グループの業績向上も目指します。

- 011 金融機能を生かした気候変動問題への対応
- 023 金融機能を生かした自然資本に関する取り組み
- 029 信託銀行の機能を生かした超高齢社会問題への対応
- 038 信託機能等を活用したさまざまなソリューション
- 045 資産運用業務におけるESG課題への取り組み
- 056 不動産業務におけるESG課題への取り組み



サステナビリティ方針2

お客さまからの信頼が企業活動の基本です。顧客保護や顧客満足度の向上、商品の安全性の確保等に努めます。

- 067 お客さまから信頼をいただくための取り組み
- 067 お客さまのベストパートナーを目指した取り組み
- 071 フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み
- 075 顧客保護等管理



サステナビリティ方針3

コーポレートガバナンス、CSR、法令遵守、リスク管理等、企業価値創造の基盤の堅牢性を高めます。

- 079 コーポレートガバナンス
- 092 コンプライアンス・公正な事業遂行
- 098 リスク管理
- 104 投融資における環境・社会リスク対応
- 106 CSR調達(調達における環境・社会配慮)



サステナビリティ方針4

自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、環境負荷の低減に取り組みます。

- 109 環境負荷低減に向けた取り組み



サステナビリティ方針5

社会を形成する「人」を重視します。また、個人が最大限に能力を発揮する職場環境作り、人材育成を行います。

- 115 企業価値向上のための人的資本の高度化
- 124 人権に関する取り組み



サステナビリティ方針6

健全な地域社会は健全な顧客基盤を支えます。With You活動を通じ地域の活動に参画・貢献しています。

- 129 コミュニティへの価値提供の意義
- 130 次世代を担う子どもたちへの教育支援
- 132 ESDプロジェクト
- 134 ナショナル・トラスト支援活動
- 136 三井住友信託銀行 With You活動推進の取り組み
- 143 グループ会社におけるCSR活動
- 148 公益財団法人トラスト未来フォーラム

- 149 三井住友トラスト・グループのCSR
さまざまな企業行動指針などへの参加と活動
- 150 GRIガイドライン対照表
- 158 財務ハイライト
- 159 三井住友トラスト・グループの基本情報

ESGの重要課題(マテリアリティ)への取り組みを強化し、企業価値の向上につなげます

三井住友トラスト・グループにとってのESG

ESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資は、世界で2,500兆円を超えています。やや出遅れていた日本においてもここ数年で急拡大しており、2017年には136兆円にまでなりました。ESG投資が地球を持続可能にするための主役の一人に躍り出たと言っても過言ではありません。

ESG投資家は決して企業に優しくありません。むしろタフです。実効性の高いガバナンス、人的資本の多様化・高度化、リスクに対する感度・遵法意識の高い健全な企業風土、自然資本の持続可能な活用など、求めるテーマは多岐

にわたります。一定基準を満たさなければ議決権行使で厳しい判断を示すだけでなく、ダイベストメント(投資回収)を行う場合もあります。しかし、それでも企業がESG投資家の動向に注目するのは、長期的な企業価値の向上のための良きパートナーになる存在だと考え始めたからです。

当グループは、ESGを提唱した責任投資原則(PRI)に2006年の発表当初から署名しており、この考え方を経営に組み入れるようになったのは自然な流れでした。ESG投資家は、企業の価値創造プロセスに影響を与えるテーマ



三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長
おおくぼ てつお
大久保 哲夫

三井住友信託銀行
取締役社長
はしもと まさる
橋本 勝

をマテリアリティ(重要課題)と位置付け、明確で簡潔な情報開示を求めています。当グループにおいても、2015年にマテリアリティを特定し、取締役会が取り組むべきテーマと整理するとともに、CSRの担当部署が「擬似ESG投資家」となってマテリアリティの高い業務の担当部署と対話する「インターナル・エンゲージメント」を行うことで、ESG投資家の評価を経営に反映させる仕組みを構築しました。さらに2017年度から、ESG情報を網羅したESG/CSRレポートに加え、法律で発行が義務付けられているディスクロージャーを高度化し、マテリアリティと財務情報の関連性についても掘り下げた統合報告書の発行を開始しました。

2017年度のマテリアリティ改革

ESG投資家がマテリアリティを重視するのは、それが企業の長期的な利益を支える基盤と考えるからです。当グループは2017年度に三つのマテリアリティ・テーマに関し大きな改革を行いました。これにより、持続的・安定的な成長のための収益基盤・顧客基盤を構築してまいります。

第一が「コーポレートガバナンス改革」です。当グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、2015年6月に「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、取締役会における独立性のある社外取締役・社外監査役の増員や、新たに設置した取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会および監査委員会の機能をとおして、経営の透明性と適正性の確保に努めてまいりましたが、2017年6月の定時株主総会にてご承認いただき、指名委員会等設置会社に移行しました。これらのガバナンス改革は経営のスピードアップにもつながると考えます。

第二が「顧客本位のさらなる徹底」です。当グループは、フィデューシャリー・デューティーや利益相反管理において、業界の先頭を走る牽引者として、グループの業務全般にわたりその実践・徹底を図っています。2017年度は利益相反管理態勢をさらに高度化し、持株会社の諮問委員会として利益相反管理委員会を設置するとともに、資産運用業務における「スチュワードシップ活動」に関しては受託事業統括役員の諮問機関としてスチュワードシップ活動諮問委員会を設置しました。

第三が「働き方改革」です。当グループは、これまでも「人材育成No.1金融グループ」への取り組みや「ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)」の推進に努めてきましたが、これまで以上に社員一人一人の「多様性」「健康」「やり

がい」を支える環境づくりを推し進めることが重要であると認識し、「働き方改革本部」を立ち上げるとともに、「働き方改革宣言」を制定しました。今後も、社員のいきいきとした働きにより、お客さまへご提供する付加価値を高め、お客さまからのご評価の声がさらに社員のやりがいを引き出すという、お客さまとともに成長する好循環の実現を目指し、「働き方改革」を推進します。

持続可能な社会の創造に向けて

2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題を17の目標と169のターゲットにまとめたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。企業が持続的な成長を遂げる前提として、社会・環境が健全に維持されることが不可欠ですが、世界共通言語でそのための課題が整理されたことは極めて大きな意味を持ちます。他方、課題解決のためには巨額なお金が必要です。SDGsの目標を実現するには、さまざまなステークホルダーを巻き込みながら資金を融通する「金融」の役割が決定的に重要であり、こうした考え方が近年のESG投資の爆発的な拡大の背景になっています。

私たちは、SDGsに関連付けながらお客さまの課題を特定し、信託銀行ならではの機能を活用しトータルソリューションをご提供することが、お客さまのベストパートナーを目指す当グループとしての重要な役割だと考えます。役員・社員一同、全力で取り組んでいく所存ですので、皆さまには温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2017年12月

三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長

大久保 哲夫

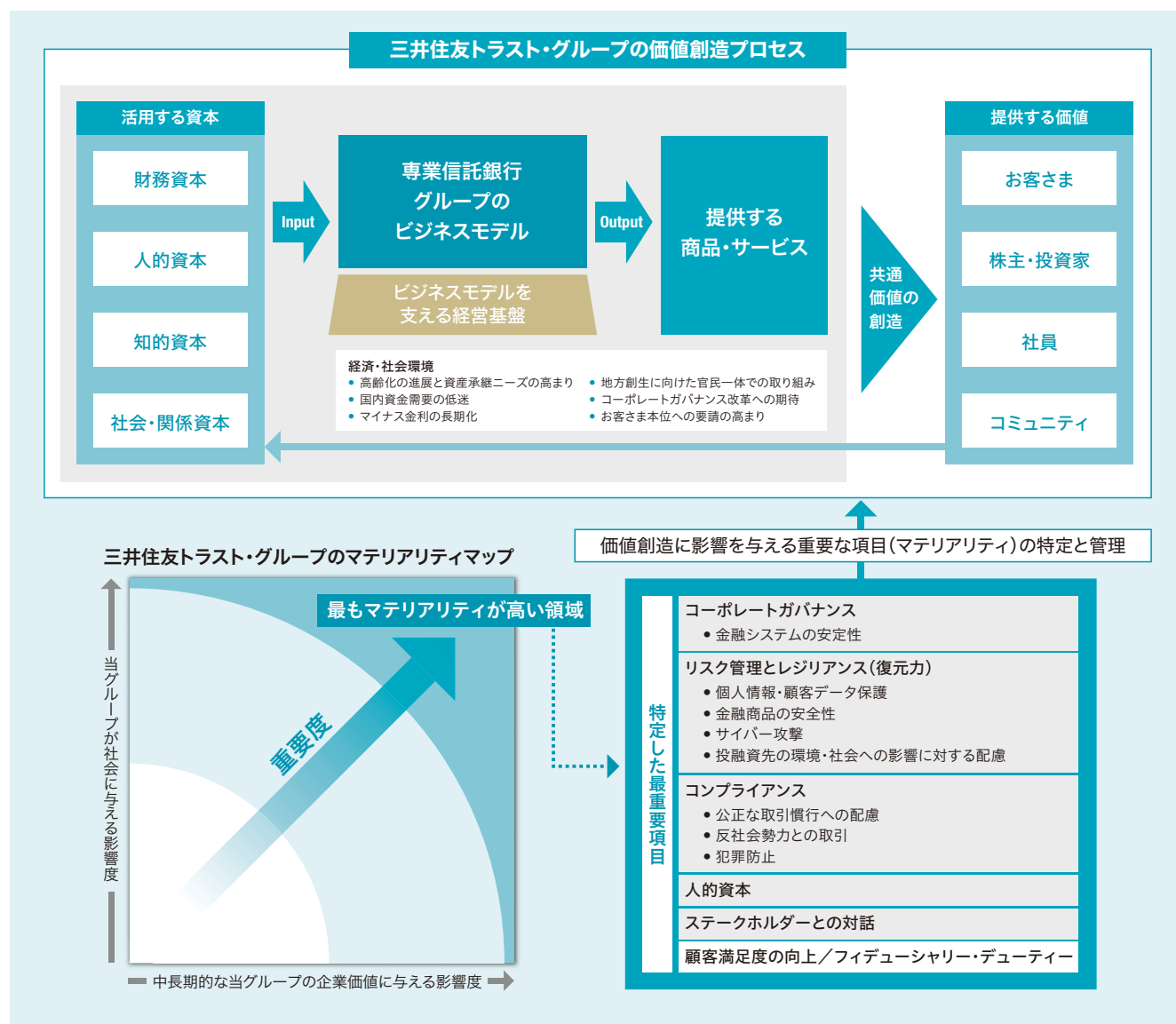
三井住友信託銀行
取締役社長

橋本 勝

三井住友トラスト・グループの 共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント

マテリアリティ（重要課題）とは、企業の価値創造プロセスに実質的な影響を与える事象です。当グループは、中長期的な視点から優先的に取り組むべき課題としてマテリアリティを特定し、経営のトップレベルで対応するマテリアリティ・マネジメントを推進しています。

マテリアリティは、当グループの中長期的な企業価値への影響と当グループがステークホルダーとの関係を通じ社会へ与える影響の両面から特定されます。この過程で、ガバナンスを含む経営基盤に関わるテーマや、社員やコミュニティとの関係性を含む社会的なテーマ、資源やエネルギー問題とも直結する環境的なテーマが考慮されることから、当グループではマテリアリティをESG（環境・社会・ガバナンス）と重なり合うものと認識しています。



マテリアリティの特定と活用



長期的な視点で企業価値を追求するESG投資家の視点を重視。GRI、SASBなどの報告書ガイドラインをベースに、投資家に情報を提供する主要なESG調査会社が重視する銀行のマテリアリティ項目を抽出。

STEP1で特定した項目を「中長期的な企業価値への影響」と「ステークホルダーに与える影響」の二つの観点から評価。前者は社外役員全員と社内関係部署、後者は社外役員と社外有識者が評価。

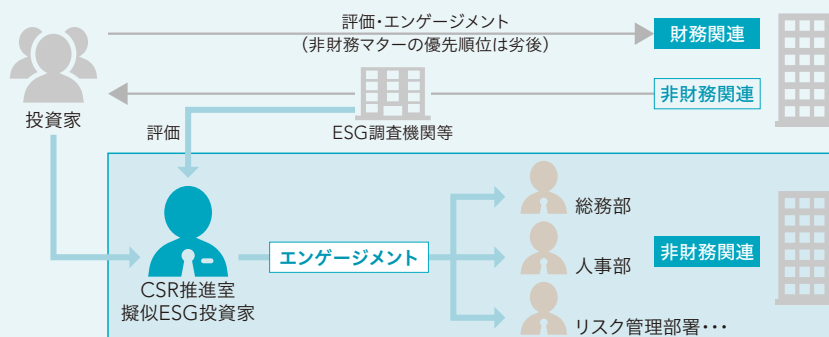
STEP2で算定したポイントを、二つの評価の観点を横軸・縦軸にした散布図(マテリアリティマップ)上にプロット。「最もマテリアリティの高い領域」項目を最重要視すべきESG問題と位置付ける。2015年に経営会議で決議／取締役会に報告。2017年から取締役会の諮問委員会「リスク委員会」が適切性等を検討し、答申を行う。

高いマテリアリティ項目の中から投資家の関心の高いテーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、CSR推進室が関係部署への対話(エンゲージメント)を行う。取り組み状況については、経営会議／取締役会に報告。

取締役会ではリスク委員会の答申、インターナル・エンゲージメントの報告等を受け、今後の方向性などについて多面的に議論する。当グループのコーポレートガバナンス基本方針(第3条-4)「取締役会が取り組むべきサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」に対応するものとの位置付け。

インターナル・エンゲージメント

インターナル・エンゲージメントとは、経営企画部CSR推進室が「擬似ESG投資家」となってマテリアリティの高い業務の担当部署と行う対話(エンゲージメント)のことです。外部の機関投資家やステークホルダーと直接対話を行うことが少ない部署が投資家視点での課題を認識し、具体的な対応を検討するきっかけを創出します。



2016-2017年度のインターナル・エンゲージメント

テーマ	対象部署	2016年度のエンゲージメント	前年度成果／2017年度のエンゲージメント
コーポレートガバナンス	総務部、取締役会室	取締役会の構成や役員報酬等のガバナンステーマについて、投資家の関心が非常に高まっていることを共有し、ガバナンス体制の強化に向け、情報をインプット。	当グループのガバナンス改革に対するESG調査機関などの評価結果をフィードバックし、投資家の最新の関心事項と投資家から見た当グループの課題を共有。
人的資本の強化と企業価値向上	人事部	人的資本に対する投資家の関心の高まりから人事政策と企業価値の関連性についての開示要請が高まっている現状を共有し、当グループにおける対応方針を議論。	エンゲージメントを受け、人事政策と企業価値の関係性マップを作成し、開示を開始(115頁参照)。人的資本についての開示内容のレベルアップを継続的に協議。
海外における贈収賄防止	コンプライアンス統括部	米国をはじめ世界各国で海外贈収賄防止規制が強化されており、投資家の関心が高まっている現状を共有し、贈収賄防止の取り組み強化の必要性について議論。	エンゲージメントを受け、国内も対象に加えた贈収賄防止対応の検討を開始。リスク評価を行い方針を定め防止プログラムを策定し運営を開始(96頁参照)。
気候変動問題	法人企画部／スチュワードシップ推進部	パリ協定の締結を受け、国際金融当局、金融機関、機関投資家の間で急速に気候変動リスクに対する関心が高まっていることを共有し、当社の事業に与える影響などを議論。	化石燃料関連への投融資リスクに関する認識を共有。受託事業はCO ₂ 排出量の多い企業へのエンゲージメント状況をスチュワードシップ報告書において開示開始。
スチュワードシップ報告	スチュワードシップ推進部	—	投資家の受託者責任として、スチュワードシップ活動、ESGの取り組みについての情報開示の必要性を議論。スチュワードシップ報告書の制作を協議し、発行に至った。
顧客満足度の向上	CS企画推進部	—	CS活動に対するESG評価機関の評価や銀行業界のグローバルな開示動向、KPI設定の方向性などについての情報を共有。
環境長期目標	総務部	—	当グループの事業活動に伴うCO ₂ 排出量削減の長期目標の設定について協議。
統合報告書	該当部署	—	該当部署とそれぞれ非財務(ESG)情報開示方針を協議(CSR推進室が取りまとめ)し、統合報告書に反映。

三井住友トラスト・グループの 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み

2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題を17の目標と169のターゲットにまとめたSDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。当グループは2005年に国連グローバル・コンパクトに署名し、サステナビリティに関わるさまざまな取り組みを行っており、SDGsが掲げる課題の解決という視点も踏まえステークホルダーへの価値提供に一層努めています。



サステナビリティ方針とSDGs

方針			SDGsとの関連性
1	事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献		SDGsが掲げる個別目標とリンクした社会・環境問題について、お客さまのベストパートナーとして共に解決策を検討し、専業信託銀行グループの強みを生かして最適な金融商品・サービスをご提供します。
2	お客さまへの誠実な対応		
3	社会からの信頼の確立		取締役会はサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題に取り組んでいます(コーポレートガバナンス基本方針第3条-4)。投融資においては、気候変動や陸海域の生態系などSDGsに関わるテーマをリスクと認識し管理を強化しています。
4	環境問題への取り組み		環境マネジメントシステムの運用を通じ、エネルギー、気候変動、水、紙資源などのSDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制します。
5	個人の尊重		人材戦略や人権に関する取り組みはSDGsとも関わりがあり、グローバルな議論を踏まえた広い視野に立ち、これらの取り組みを推進しています。
6	地域社会への参画・貢献		良き企業市民として、各地の営業拠点を中心に、SDGsとも関連性の高い社会貢献や環境活動を積極的に推進しています。

持続可能な金融のためのパートナーシップ

17 パートナリシップで目標を達成しよう SDGsの目標17はさまざまなパートナーシップの推進です。当グループは、金融が持続可能な社会形成に重要な役割を果たすことから、業界全体の取り組みを加速させるべく、国内外のパートナーシップに積極的に参画しています。

21世紀金融行動原則

(持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)

当グループは、250社を超える日本のさまざまな業態の金融機関が参加し、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の趣旨に賛同し、2011年の起草時から中心的な役割を果たしてきました。また、持続可能な地域支援ワーキンググループ座長にも就任しており、2017年度は認知症問題を重点テーマに掲げて「金融ガイド」の発行やシンポジウム開催(33頁参照)など、業界の対応力強化に努めました。



UNEP FI

(国連環境計画 金融イニシアティブ)

UNEP FIは、金融機関にサステナビリティに配慮した行動を促すための国際的ネットワークで、当グループは、2003年に日本の信託銀行として初めて署名しています。また、傘下の不動産ワーキンググループ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧自然資本宣言)にも参画し、グローバルな金融業界の取り組み強化に貢献するとともに、日本の金融業界にも最新の情報をインプットしています。

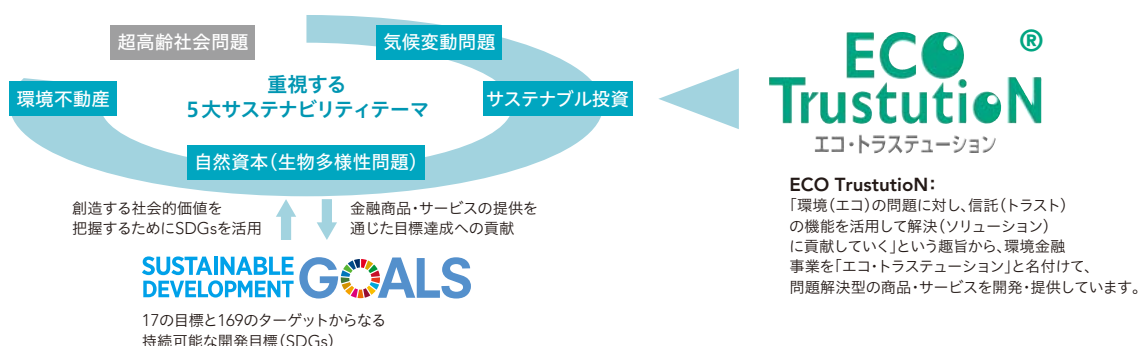


事業におけるサステナビリティの取り組み ◀サステナビリティ方針1

SDGsの17の目標はいわば社会のニーズです。社会ニーズはいずれお客さまニーズに変わっていくことから、企業にとってSDGsの取り組みはビジネスシーズの発掘でもあります。

SDGsが目指す持続可能な社会の構築には、その社会に適合したお金の流れを作ることが不可欠であり、このことは金融機関の本質的な役割であると考えられます。こうした観点から当グループは、お客さまと共にお客さま自身の社会ニーズへの対応とそれに即した金融の仕組みを考えていきます。

当グループは、超高齢社会問題の解決に資する事業、また環境問題の解決に資する事業はエコ・トラステーションとして、トータルソリューションのラインアップを拡充してきました。今後もこうしたサステナビリティ事業を推進し、SDGsの個別目標については、ご提供する商品・サービスの社会的価値の妥当性を検証する基準として活用するだけでなく、当グループが目標実現にポジティブな影響（インパクト）を及ぼすよう運営・管理・情報開示のレベルを引き上げていきます。



コミュニティへの価値提供 ◀サステナビリティ方針6

企業が価値を創造する最終的な目的は、健全で持続可能な社会の構築への貢献です。社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。当グループはこうした観点からSDGsの視点も取り入れながらさまざまな形でコミュニ

ティへの価値のご提供を実践しています。

また、当グループでは関連会社や支店が自主的にさまざまな社会貢献・地域貢献の取り組みを行っています。CSR推進室は、それぞれの活動がコミュニティにどのような価値を提供しているかSDGsを切り口に分類しており、今後は及ぼす影響（インパクト）についての分析も深めていく方針です。

EXAMPLE

三井住友信託銀行のESDプロジェクト

持続可能な社会の実現のためには、私たち一人一人がかけがえのない環境の中で生きていることを認識し、行動を変えていく必要があります。国連が推進するESD (Education for Sustainable Developmentの略) は、持続可能な社会作りの担い手を育む教育です。三井住友信託銀行は2012年から、映像を活用したESDプロジェクトを通じて、次世代を担う子どもたちを対象に、全国のナショナル・トラスト活動や自然保護の啓発に取り組んでいます。(132-133頁参照)

2012.11 和歌山県田辺市 天神崎 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう	2013.9 神奈川県三浦市 小網代の森 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう	2014.9 岡山県美作市 美作・水源の森 6 安全な水とトイレを世界中に 15 陸の豊かさも守ろう	2015.1 神奈川県鎌倉市 御谷の森 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう	2015.6 大阪府八尾市 ニッポンバラタナゴ 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう
2016.1 福井県敦賀市 中池見湿地 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう	2016.7 愛知県一宮市 木曾川イタセンバラ 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう	2017.2 千葉県船橋市 芝山湿地 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう	2017.7 新潟県新潟市 佐潟 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう	各々の活動がSDGsの17の目標に関連している

サステナビリティ方針1

事業を通じた 社会・環境問題の 解決への貢献

- 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組めます。
- 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組めます。





金融機能を 生かした 気候変動問題 への対応

地球温暖化を原因とする生態系や食糧生産への影響、異常気象によるインフラ機能の停止、水不足や高温による健康被害などに対応するために、温暖化の緩和策と影響を低減する適応策の双方に貢献することが金融機関に求められています。

当グループでは信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、省エネ投資の促進や再生可能エネルギーの導入拡大などによって化石燃料依存社会から脱炭素社会への転換を図ることに貢献します。

13 気候変動に
具体的な対策を



2℃目標の達成に向けて

脱炭素社会への移行

国際社会は、パリ協定で2℃目標の達成に向けて脱炭素社会を目指す気候変動対策の枠組みに合意しました。

2020年以降の気候変動対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」は、地球温暖化の原因が温室効果ガスの人為的排出であるとの科学的見地に基づき、世界各国が脱炭素社会を目指すことを共通の目標としました。

地球の平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分下方に抑える「2℃目標」を定め、さらには1.5℃に抑えること、今世紀後半には実質排出量ゼロの社会を目指すこととしました。

炭素制約と脱炭素社会への移行

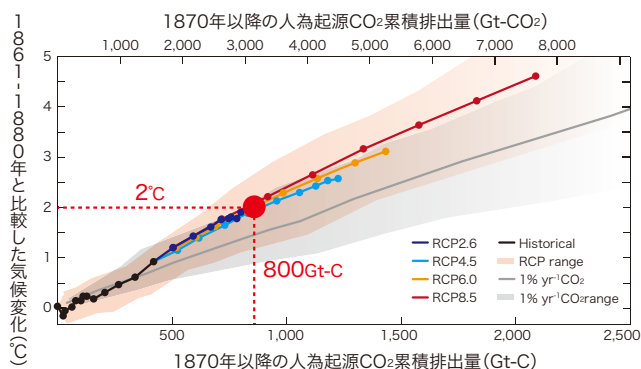
【炭素制約】パリ協定の2℃目標を達成するためにはCO₂の累積排出量を約800Gt-Cに抑制する必要があります。これが地球の受け入れ可能な限度となる「炭素制約」(カーボン・バジェット)の考え方です。

【目前に近づいた限界】過去の累積排出量は約500Gt-Cと既に限界の残り3分の1まで排出しています。残り約

300Gt-Cの排出が限度ですが、現状では毎年約10Gt-C排出しており、このままでは30年で限界を超えてしまいます。

【脱炭素社会】世界は化石燃料依存型の社会からの脱却を目指さなければなりません、もはや「低炭素社会」では間に合わず、「脱炭素社会」への転換を迫られています。

さまざまな種類の証拠から得られた
世界のCO₂累積排出量の関数としての世界の平均気温上昇量



出典: IPCC第5次評価報告書WGI Figure SPM.10

経済、金融に対する気候変動のインパクト

世界が抱えるさまざまな環境、社会に関するリスクの中でも、気候変動問題は経済、金融に対するインパクトが非常に大きいと認識されており、的確な対応が求められています。

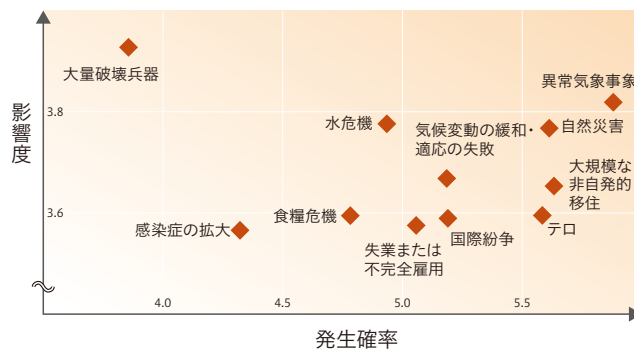
気候変動が経済に及ぼすさまざまなリスク

環境、社会、政治などの諸問題の中でも、気候変動の緩和・適応の失敗と気候変動に起因する極端な異常気象、自然災害、水危機、食糧危機、感染症の拡大などが影響度の大きいリスク項目とされています。

金融業界に影響を及ぼす気候変動問題

金融安定理事会は気候変動に関する情報開示のガイドラインとして「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言(最終報告)」を2017年6月に公表しました。金融業界は自らの事業活動に基づく温室効果ガスの排出のみならず、投融資先の企業やプロジェクトに起因する気候変動の影響を多面的にモニタリング、情報開示し、リスクマネジメントを徹底することが要求されています。

影響度の大きいグローバルリスク



出典: World Economic Forum "The Global Risks Landscape 2017 12th edition"

【移行リスク】脱炭素社会への移行の過程で、技術革新、政策変更、市場動向、評判などのリスクが顕在化するによって、企業や金融機関の資産価値が変動にさらされるリスク

【物理的リスク】台風、洪水、干ばつなどの異常気象に起因する急性リスクと、海面上昇や気候パターンのシフトなどの慢性リスク

ガバナンス

三井住友トラスト・グループの気候変動ガバナンス

当グループでは、気候変動問題への対応が、当グループの企業価値と持続可能な社会の構築との双方にとって重要な課題であると認識しており、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開していきます。

気候変動に関連する重要な課題(マテリアリティ)

当グループは金融機関として、当グループの投資、融資などの対象である企業やプロジェクトによって生じる気候変動の影響を低減させること、当グループの事業活動に起因するCO₂排出量を削減することを経営上の重要課題と認識しています。

また、気候変動問題に対して、信託の機能を活用して解決に貢献することで当グループのビジネス機会を拡大することも重要課題として認識しています。

気候変動問題に関連する当グループのマテリアリティ項目

- 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
- 環境・社会をテーマとしたビジネス機会の追求
- 気候変動(物理的な影響等)
- 当グループの環境負荷の低減

気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

気候変動に関連するインターナル・エンゲージメント

パリ協定発効以降世界各国の政策転換が加速し、企業や機関投資家だけでなく、金融当局も気候変動問題への関心を高めています。かかる状況を踏まえ中長期的な観点

で気候変動問題に関連するリスクマネジメントの高度化を図っています。

マテリアリティの特定と活用

STEP1

マテリアリティの特定対象を抽出

長期的な視点で企業価値を追求するESG投資家の視点を重視。GRI、SASBなどの報告書ガイドラインをベースに、投資家に情報を提供する主要なESG調査会社が重視する銀行のマテリアリティ項目を抽出。

STEP2

ステークホルダーへのヒアリング

STEP1で特定した項目を「中長期的な企業価値への影響」と「ステークホルダーに与える影響」の二つの観点から評価。前者は社外役員全員と社内関係部署、後者は社外役員と社外有識者が評価。

STEP3

マテリアリティマップを作成

STEP2で算定したポイントを、二つの評価の観点を横軸・縦軸にした散布図(マテリアリティマップ)上にプロット。「最もマテリアリティの高い領域」項目を最重要視すべきESG問題と位置付ける。2015年に経営会議で決議/取締役会に報告。2017年から取締役会の諮問委員会「リスク委員会」が適切性等を検討し、答申を行う。

STEP4

インターナル・エンゲージメントの実施

高いマテリアリティ項目の中から投資家の関心の高いテーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、CSR推進室が関係部署への対話(エンゲージメント)を行う。取り組み状況については、経営会議/取締役会に報告。

STEP5

長期的な企業価値向上に向けた取り組み

取締役会はリスク委員会の答申、インターナル・エンゲージメントの報告等を受け、今後の方向性などについて多面的に議論する。当グループのコーポレートガバナンス基本方針(第3条-4)「取締役会が取り組むべきサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」に対応するものとの位置付け。



〈気候変動に関連するインターナルエンゲージメントの成果〉

- プロジェクトファイナンスにおける赤道原則の採択
- 化石燃料、特に石炭に関するリスク認識の向上

リスクと機会

投資における気候変動リスクマネジメント

気候変動に関するエンゲージメント活動

三井住友信託銀行では、気候変動の課題に関する情報開示やリスクアセスメントを求めるエンゲージメント活動を行っています。気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD）が求める「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」と「リスクと投資機会」に関して気候変動が株主価値に与えるインパクトが大きいと思われるエネルギーや発電事業を行う会社に対して開示を求めます。

国内においては2016年以降、CO₂排出量が多い電力や素材、機械セクターの企業に対するエンゲージメント活動を行っています（計18件）。海外においては、例えば2017年の議決権行使シーズンにおいて、Exxon Mobil（米国）

CO₂排出量の多い国内企業に対するエンゲージメント事例

セクター	件数	エンゲージメント内容
電力・ガス	8件	石炭火力発電比率の高い電力会社に対するCO ₂ 排出量削減に関する取組方針の確認等
素材	6件	鉄鋼、セメント、製紙などの企業に対するCO ₂ 排出量ならびに削減状況など、環境に関する開示情報の改善等
機械	4件	自社の石炭火力発電設備や海外買収先の石炭事業に関する中期的なリスク認識の確認等

に対する「気候変動関連情報の開示」に関する株主提案に賛同したほか、Anadarko Petroleum（米国、エネルギー採掘事業会社）に対しても「気候変動関連情報の開示」を求めるといった活動を実施しています。

Climate Action 100+への参画

三井住友信託銀行は、2017年12月から5年間にわたって実施される温暖化企業に対する共同エンゲージメント活動であるClimate Action 100+に参画しました。この活動はTCFDを基に行われ、温室効果ガス排出量の多い100社を世界中からリストアップし、PRIやCERESなどの署名機関と共同でエンゲージメントを行って情報開示を求めるものです。三井住友信託銀行は、アジア・太平洋地域を担当して日本企業に対するエンゲージメントを実施します。

エンゲージメントでは、気候変動が株主価値に与えるインパクトが大きいと思われる企業に対して、TCFDが求める「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」と「リスクと投資機会」に関する情報の開示を求めることがポイントになります。



融資における気候変動リスクマネジメント

赤道原則

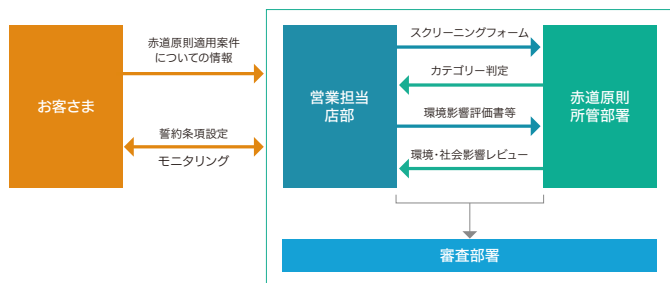
三井住友トラスト・グループでは「サステナビリティ方針」のもとに「環境方針」「人権方針」等を定めており、持続可能な社会の構築を目指すとともに、国際基準のESGリスクマネジメント体制の一層の強化に取り組んでいます。

その一環でサステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）の特定の手続きを行い、「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」の重要性が明らかになったことから、2016年2月、三井住友信託銀行はプロジェクトファイナンスなどの融資におけるリスクマネジメントとして、意思決

定のプロセスに民間金融機関のガイドラインである赤道原則の適用を組み込みました。

三井住友信託銀行は鉱山開発、石油・ガス開発、発電所、石油化学プラント、インフラ整備などの大規模プロジェクトへのファイナンスが間接的に気候変動に負の影響を与える可能性があるという認識を持っています。また、環境問題や社会問題を原因としてプロジェクトが中断した場合の貸出債権の価値が劣化するリスクを回避・低減することも健全な金融機関としての責務と考えています。

環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

戦略

気候変動に関連するリスクとチャンス

気候変動問題に関して、金融機関は自社の事業活動に起因する直接的な影響にとどまらず、投融資先の企業やプロジェクトに起因する間接的な影響についてより多くの責

務を負っているといえます。また、ビジネスモデルに脱炭素社会への移行を組み込むことが企業の成長戦略において重要な要素となります。

気候変動に関連するリスク

リスクカテゴリー※	リスクの概要	気候変動に関連するリスクの特徴
移行リスク	- 規制強化や技術革新が産業や企業に影響し、当グループの貸出資産や保有株式等の価値が毀損するリスク。 2°C目標達成に向けた規制対応がビジネスモデルや企業戦略に影響を及ぼすリスク。 - カーボンプライシングが市場経済、多国間の経済競争力に影響を及ぼすリスク。 - 財やサービスの調達において気候変動問題に対する配慮が要請されるリスク。 - 市場が低炭素志向となることで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化するリスク。 - 気候変動に関する取り組みや情報開示が不十分とされる評判リスク。	- 投融資先の企業やプロジェクトの活動に起因して間接的に影響を及ぼすリスクの回避・低減に対する社会的な期待が大きい。 - 気候変動リスクはサプライチェーン全体に影響を及ぼすため、投融資先のサプライチェーンの上流側のリスクマネジメントが重要となる。 - 定量的なリスク評価手法の確立が課題である。
物理的リスク	- 社会インフラや当グループの資産が自然災害で被害を受け事業継続が困難になるリスク。 - 投融資先の資産が自然災害等により被害を受けるリスク。 - 気候変動が土地利用、資源調達、一次産業の生産性等に影響を及ぼすリスク。 - 温暖化の進行で熱中症、パンデミックリスク等の発生確率が高まるリスク。	

気候変動に関連するビジネスチャンス

ビジネスチャンスのカテゴリー※	ビジネスチャンスの概要	気候変動に関連するビジネスチャンスの特徴
資源効率、エネルギー源、製品・サービス、市場、回復力の機会	- 気候変動の緩和に貢献する企業、プロジェクトに対するファイナンス、アドバイザリーなどのビジネス機会が増加する。 - 再生可能エネルギーの普及等社会インフラの転換が中長期的な収益機会となる。 - 気候変動の適応力向上のため、インフラ整備、技術開発に対するファイナンス機会が増大する。 - 気候変動問題に貢献する金融機関として社会的な評価がビジネス機会の増大につながる。 - 気候変動に対する社会的関心が環境配慮型の当グループの金融商品の販売に寄与する。	- エネルギー、交通等の社会システムの転換を推進する気候変動関連ビジネスが経済の主流となる。 - 再生可能エネルギーの普及拡大等中長期にわたる社会インフラの転換が当グループの中長期の安定した収益機会の拡大に資する。

※TCFD「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」による区分

三井住友トラスト・グループの再生可能エネルギーの取り組み

電気自動車や自動運転などのモビリティ変革、コンピューターに依存する人工知能やFinTechの普及、サービス産業のデジタル化などによって社会構造が大きく変わろうとしています。それらに伴って膨大に使用量が增大する電力の脱炭素化は、化石燃料の使用量削減と再生可能エ

ネルギーの活用によって実現可能となります。

当グループでは、さまざまな種類の再生可能エネルギーの普及・拡大をサポートするため、プロジェクトファイナンス、ファンド、リース、リフォームローンなど多様な形態のファイナンスを提供しています。



パフォーマンス

再生可能エネルギーファイナンス

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンスを通じて、風力発電、太陽光発電などの大規模プロジェクトの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

プロジェクトファイナンスでは、海外案件における風力発電は洋上、陸上ともに大型化しています。国内案件では太陽光（メガソーラー）がさらに増加しています。これらの三井住友信託銀行が関与したプロジェクトによる発電容

量の合計は7,322MW、年間の発電量は19,584GWh、年間CO₂削減効果は945万t-CO₂になります。

再生可能エネルギーファンドの出資プロジェクトによる発電容量の合計は311MW、年間の発電量は362GWh、年間CO₂削減効果は20万t-CO₂になります。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは設備に対するファイナンスで主にメガソーラー案件をサポートしています。固定価格買取制度制定以降、26件、総発電容量45MWのメガソーラー導入を支援してきました。

再生可能エネルギーファイナンスによるCO₂削減への寄与

発電種類	件数 (件)	発電容量 (MW)	発電量 (GWh/年)	CO ₂ 削減効果 (万t-CO ₂ /年)
太陽光発電	70	3,453	5,430	299
風力発電	24	1,540	4,241	227
洋上風力	6	2,489	10,166	434
その他	3	151	109	6
合計	103	7,633	19,947	966

算定対象：三井住友信託銀行のプロジェクトファイナンスと再生可能エネルギーファンドの取り組み案件
算定範囲：発電容量、発電量、CO₂削減効果はプロジェクト全体に係る数値
(四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります)

【CO₂削減効果の算定方法】

$$\text{年間削減量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{年間発電量 (kWh/年)} \times \text{排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

年間発電量は原則として計画値を使用。
国内案件は原則として、算定時点直近における案件所在地の系統電力の電気事業者別排出係数（実排出係数）を用いて計算。
海外案件は原則として、GHG Protocolのウェブサイト提供されているIEAの算定ツールを使用して削減相当量を計算。

再生可能エネルギー プロジェクトファイナンス

再生可能エネルギーは、その普及拡大に伴い資本コストの低下や運営管理コストの低減を実現し、海外では他の発電方式と同程度の発電コストの達成に近づき、経済合理性が高まってきました。

事例1

国内メガソーラー

茨城県のゴルフ場跡地に約11MWのパネルを設置した大規模太陽光発電所です。本件プロジェクトの建設資金を三井住友信託銀行による単独のプロジェクトファイナンスで調達しています。想定年間発電量は約13,700MWhで固定価格買取制度を活用して系統電力に売電します。



事例2

海外洋上風力

遠浅の沿岸地帯が続くヨーロッパでは大規模な洋上風力発電所の建設事業が増えています。英国、ノーフォーク沖合32kmの水深約20mの地帯に1基あたり6MWの大型風車を67基建設した、世界でも最大級の洋上風力発電プロジェクトです。同国の410,000世帯に電力を供給することが見込まれています。



再生可能エネルギーファンド

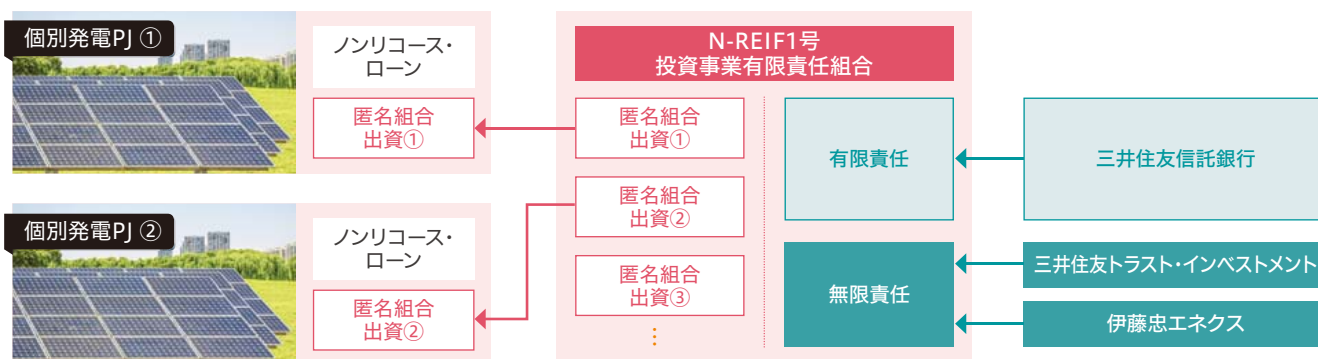
三井住友信託銀行は、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

2017年9月までに、複数の大規模太陽光発電プロジェクト7件と風力発電プロジェクト2件（総発電容量

311MW）に出資しています。出資先のプロジェクト総額1,198億円のうち、当ファンドによる出資合計額は95億円となっています。これらのプロジェクトによる発電量は年間362GWhで、20万t-CO₂以上のCO₂削減に相当します。

※CO₂排出削減量の計算には、各プロジェクト所在地の電気事業者別排出係数を用いています。

ファンド・スキーム



- 再生可能エネルギー事業の普及拡大に、エクイティ性資金の供給によって貢献します。
- 太陽光発電および風力発電より投資実績を積み上げ、ファンドの規模拡大とともに、将来的にはバイオマス、その他の再生可能エネルギーに投資対象を拡大していきます。
- 安定的なインカムゲイン投資を期待する年金基金、個人投資家、機関投資家向けに、今後新たな投資商品の開発を進めます。

リースの活用によるメガソーラー

リース方式による設備導入は、建設資金の初期投資額をゼロに抑え、固定価格買取制度を活用して安定的収入を得るという、事業計画の堅確性を確保する有効なファイナンス手法です。

太陽光発電は、他の再生可能エネルギーと比較して①アセスメント等の手続きが簡素、②建築期間が比較的短い、③当初から国産技術が確立していたところに信頼性が向上した安価な海外製パネルが浸透した、などの優位性があり導入が進みました。

また、新規案件に加えて、運用開始後の稼働中の設備の譲渡（セカンダリー案件）においてもリース方式でのファイナンスを提供しました。技術面での向上、新たな資金供給形態の確立などによって、今後もメーカー、EPC（設計、調達、建設）事業者等との連携を図り、太陽光発電の導入をトータルでサポートします。

太陽光発電の今後の発展

- 電気自動車、蓄電池と組み合わせたエネルギーマネジメント
- ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、VPP（バーチャルパワープラント）の実現
- 自然エネルギーの地産地消モデル、自家消費型の需要形態の拡大
- 技術開発によるさらなる発電コストの低減
- インフラファンド活用による新たな資金供給



管路用マイクロ水力発電

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、全国の水道施設へのマイクロ水力発電システムの導入を提案し、地域の温暖化対策、自然エネルギーの活用を推進しています。

日本の水道施設では、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁等による減圧といった、利用せずに開放しているエネルギーが膨大にあります。当グループでは、

これら未利用の再生可能エネルギーを活用した発電を推進しています。

自治体より水道施設を借り、①低コスト化、②高効率化、③省スペース化といった、これまでの課題を解決した新しい発電システムをリース方式で設置することにより、初期投資の予算ゼロで事業化可能なスキームを提供します。

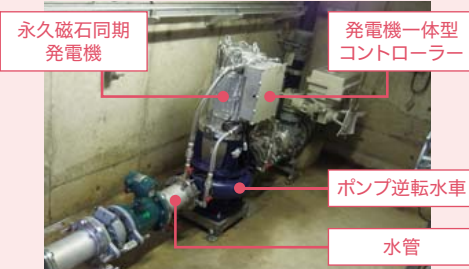
【発電システムの特徴】

- ・汎用ポンプ・低コスト磁石の活用、部品標準化による低コスト化を実現
- ・インバーター制御により効率的に発電する水車を開発
- ・発電機と制御装置を一体化して水車の上に縦置きし、大幅なコンパクト化を実現

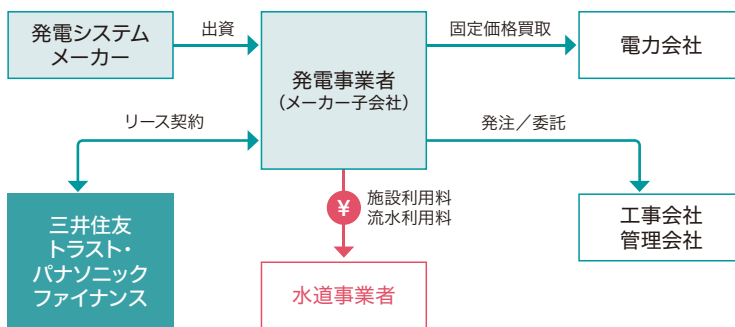
【賃貸方式の特徴(自治体にとってのメリット)】

- ・初期投資の予算ゼロでプロジェクトを開始することができる
- ・発電システムの施工、維持管理を発電事業者が行う
- ・安定的な賃貸収入を得ることができる

新しく開発した管路用マイクロ水力発電システム



事業スキーム

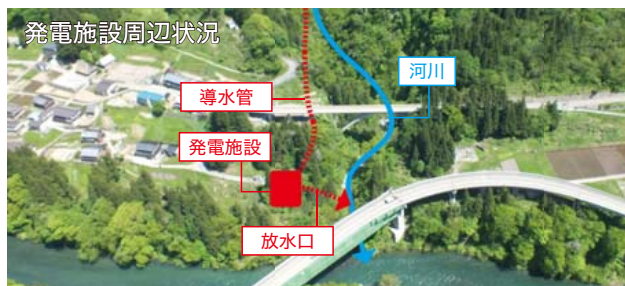
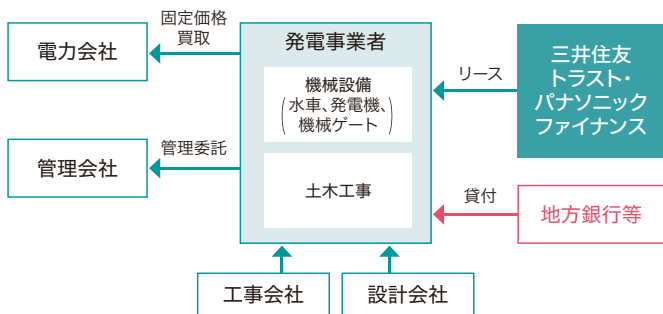


河川水を利用した中小水力発電

環境省の調査では、我が国の河川部で1,400万kW、農業用水路で30万kWもの中小水力発電の導入ポテンシャルがあるとの結果が出ています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、地域にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

ニックファイナンスでは、地域にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

地方銀行とも協働した事業スキーム



急峻で水量の豊富な河川に恵まれた日本で水力発電はクリーンで有望な再生可能エネルギーです。固定価格買取制度(FIT)を活用した場合の中小水力発電の導入ポテンシャルは最大430万kWといわれています。

FIT導入後に設備認定された中小水力発電は112万kW、そのうち稼働しているのは24万kWと、まだまだ新規に設置する余地が残されています。

既存の農業用水路、河川の形状を生かして大規模ダムを建設しない流れ込み式の中小水力発電所など、環境に配慮した水力発電の導入が可能です。

中小水力発電のポテンシャルと導入量

	設備容量	内訳
我が国の導入ポテンシャル※1	1,430万kW	河川部 1,400万kW 農業用水路 30万kW
FIT導入を想定した場合のポテンシャル※1	106万~430万kW	河川部 90万~406万kW 農業用水路 16万~24万kW
FIT導入後の設備認定量※2	112万kW	
FIT導入後の設備導入量※2	24万kW	

※1 環境省:平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書

※2 資源エネルギー庁ホームページ(2017年3月時点)

バイオマスガス発電

食品廃棄物などの有機系廃棄物のバイオマスガス発電の導入をサポートしています。

バイオマスガス発電は、食品廃棄物、家畜の糞尿、汚水・下水から生じる有機汚泥などの有機系廃棄物を発酵させて可燃性ガス(主にメタン)を取り出し、それを燃料にして

発電するシステムです。固定価格買取制度を活用した売電が可能なことと併せて、食品リサイクル法でも一定の要件のもとで再生利用等として「熱回収」が認められており、電気と熱と双方の有効活用による総合的なエネルギー効率の向上にも資するシステムです。

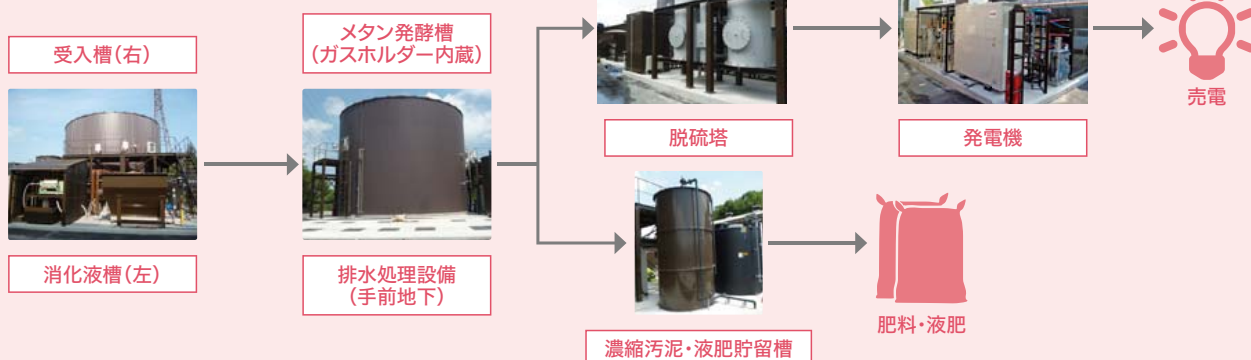
導入 メリット

- 廃棄物発生量を抑制し、廃棄物処理コストを削減できます。
- 固定価格買取制度を活用した売電収入を得ることができます。
- 発酵により腐敗臭を抑制し、近隣への悪臭を低減できます。
- 発酵後の消化液は肥料(液肥)として二次利用が可能です。

利用可能 な廃棄物

- 食品廃棄物、食品残渣
- 家畜の糞尿
- 汚水・下水などからの有機汚泥など

バイオマスガス発電のフロー概要



フロン規制への対応

2016年10月にモントリオール議定書第28回締約国会議で代替フロン[※]のHFC(ハイドロフルオロカーボン)の生産量を段階的に規制する国際合意が採択されました。これに合わせて国内制度も改正され、対策が急務となります。

モントリオール議定書の改正に伴い、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなどでは、地球温暖化係数のより小さいノンフロン冷媒、自然冷媒などを使用する機器への転換が急務となります。機器の施工時、使用時、整備時、廃棄時の規制強化が予定される一方で、機器ユーザーの転換支援に対する国の補助制度の拡大が検討されています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスではノンフロン冷媒等を使用する

機器のリースに注力し、その普及拡大に貢献していきます。

また、グループ傘下の日本機械リース販売では、リース期間満了後のフロン使用機器からのフロン類の適正な回収と破壊に努めています。



ノンフロン冷凍機とノンフロン冷媒対応ショーケース

モントリオール議定書キガリ改正による代替フロン規制

	先進国	開発途上国第1グループ ^(注1)	開発途上国第2グループ ^(注2)
基準年	2011-2013年	2020-2022年	2024-2026年
基準値(CO ₂ 換算)	各年のHFC量の平均+HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)の基準値の15%	各年のHFC量の平均+HCFCの基準値の65%	各年のHFC量の平均+HCFCの基準値の65%
規制開始年	2019年	2024年	2028年
目標年	2036年	2045年	2047年
削減目標	85%減	80%減	85%減

(注1) 開発途上国第1グループ: 開発途上国であって、第2グループに属さない国

(注2) 開発途上国第2グループ: インド、パキスタン、イラン、イラク、湾岸諸国

※代替フロン: オゾン層を破壊する特定フロンの代替として利用されるフロン。HFCに代表されオゾン層破壊効果はないものの高い温室効果を持て、地球温暖化に対する影響が大きい。

建築物の省CO₂化のサポート

「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産は、環境性能に優れた建築物の不動産マーケットでの普及を目的として、投資家の投資判断にも活用されることを意図して開発された環境性能評価システムです。不動産投資法人、不動産会社等を中心に活用が

広まっており、三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。（詳細は59-62頁参照）

CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)



建築時における環境配慮に向けたお手伝い

エネルギー効率性の向上は建物の環境性能としての最重要テーマです。三井住友信託銀行は、省エネシステムの導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など建築物の総合的な環境性能向上をアドバイスするサービスを建築コンサルティングにおいて提供しています。

国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO₂先導事業)、経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択され、補助金を獲得した事業もあります。



建築時における環境配慮に向けたお手伝いの事例：島根銀行本店（平成26年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業（現：サステナブル建築物等先導事業）採択）

スマートハウス向けリフォームローン

家庭がエネルギーを創り出し、賢く(スマートに)エネルギーを使う場に進化していきます。住宅リフォームローンでスマートハウス化をサポートしています。

スマートハウスでは、太陽光発電に蓄電池や家庭用燃料電池を組み合わせた創エネ、蓄エネによる効率的な電力供給が可能になりました。また、ライフスタイルや気象条件に合わせて需要をコントロールする省エネ機能が充実してきました。家庭用太陽光発電の余剰買取期間終了が2019年から順次始まりますので、スマートハウス化はこれからの既存の住宅における温暖化対策の主要テーマとなります。

家庭用の電力、ガスが小売自由化、通信や放送と各種エネルギーとがセット販売されるなどエネルギー産業と情報通信産業のサービスの一体化が進んでいます。また、住宅、家電製品、自動車が複合的に機能を発揮するような製品開発が進んでいます。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、太陽光発電の余剰電力買取制度の創設以降、ソーラーローンで家庭用太陽光発電の普及に貢献してきました(ソーラーローンの累積実行総額は2017年9月現在691億円)。今後も販売店や施工業者と協力して、スマートハウス化をリフォームローンでサポートしていきます。



スマートハウス外観

スマートハウス化を実現する機器

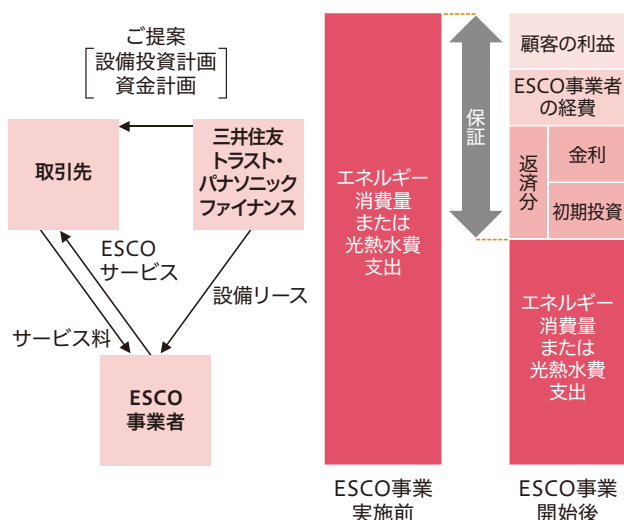


ESCO導入ファイナンス

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、ESCO事業者と連携して、省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供します。

ESCO(Energy Service Company)は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証をするサービスです。

ESCOの概念図



スです。リースを活用することにより、設備更新時の投資額をゼロとすることができ、一定の要件を満たす場合には補助金を活用することができます。省エネによる環境保全と、水道光熱費、維持管理費の削減の両立を目指したご提案をします。

【総合病院での提案事例】

省エネメニュー

熱源：ハイブリッド熱源システム構築、高効率蒸気ボイラー導入
空調：空調制御システム改善、変風量制御導入、インバータ導入
照明：LED照明導入
監視：エネルギーマネジメント機能追加

省エネ補助金(当初) 176,591千円

収益改善想定額(年間)

水道光熱費等削減額	80,468千円
ESCO事業費	77,598千円
年間利益	2,870千円

環境負荷削減(年間)

CO₂削減:1,459t-CO₂(19.0%削減)
電力量削減:172,473kWh(7.7%削減)
ガス使用量:598,102ℓ(44.7%削減)
水使用量削減:9,892m³(41.9%削減)

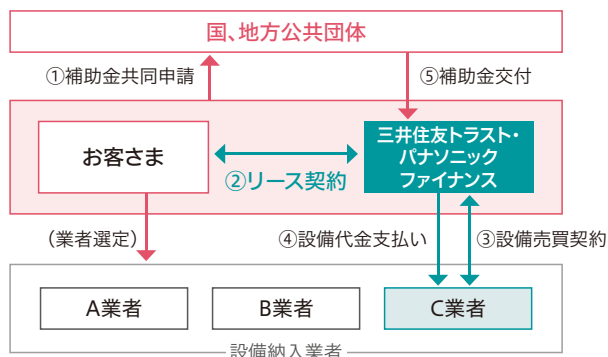


省エネ投資のワンストップサービス(補助金活用型リース)

省エネ投資の計画から運用まで、全てのプロセスをサポートするワンストップサービスを提供しています。

- 省エネ診断、省エネ対策検討、機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまでワンストップで提供します。
- リースの活用により、初期負担なしでの省エネ設備導入も可能です。
- 補助金活用により初期コスト負担を軽減でき、さらなる省エネ・省コストのメリット享受が可能です。
- メーカー、施工会社などとのパートナーシップにより、適切な提案を提供します。

補助金活用イメージ図

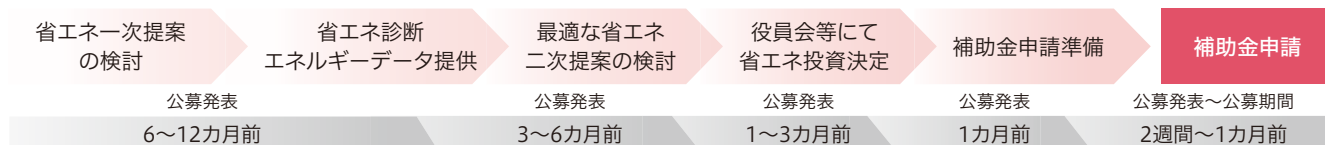


【主な補助金制度】

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
- 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ZEB事業)
- 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業補助金
- 蓄電・蓄熱等の活用による再エネ自家消費推進事業補助金

※補助金申請にあたっては一定の要件を満たす必要があります。
※補助金制度は変更になる可能性があります。

補助金申請までのスケジュール目安



リースを活用したエネルギー管理サービス(提案事例)

導入計画からエネルギー管理サービスまでをリース契約で総合的にサポートします。

投資内容	1. 高効率冷凍機・ショーケースの導入 2. ノンフロン機器の導入 3. 照明のLED化 4. 統合制御システムの導入	 高効率冷凍機・ショーケース、LED照明を導入した店舗のリニューアル例
導入効果	1. 年間使用電力量の削減(約2,500kWh/年、削減率25%) 2. 年間電力料金の削減(約4,200万円/年) 3. メンテナンスコストの削減(約540万円/年)	
提案のポイント	1. 省エネコンサル、設備投資計画、ファイナンスから導入後のエネルギー管理サービスまでのワンストップサービス 2. 補助金活用による投資負担の軽減 3. リース活用による初期投資ゼロ、支払いの平準化	

省エネコンサルティング型エネルギー管理サービス



お客さま

最適メニューのご提案

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの
オープンプラットフォーム

さまざまな省エネメニュー

遠隔監視、運用改善、省エネ改修、熱源効率化、照明・空調 等

三井住友トラスト・パナソニック
ファイナンス

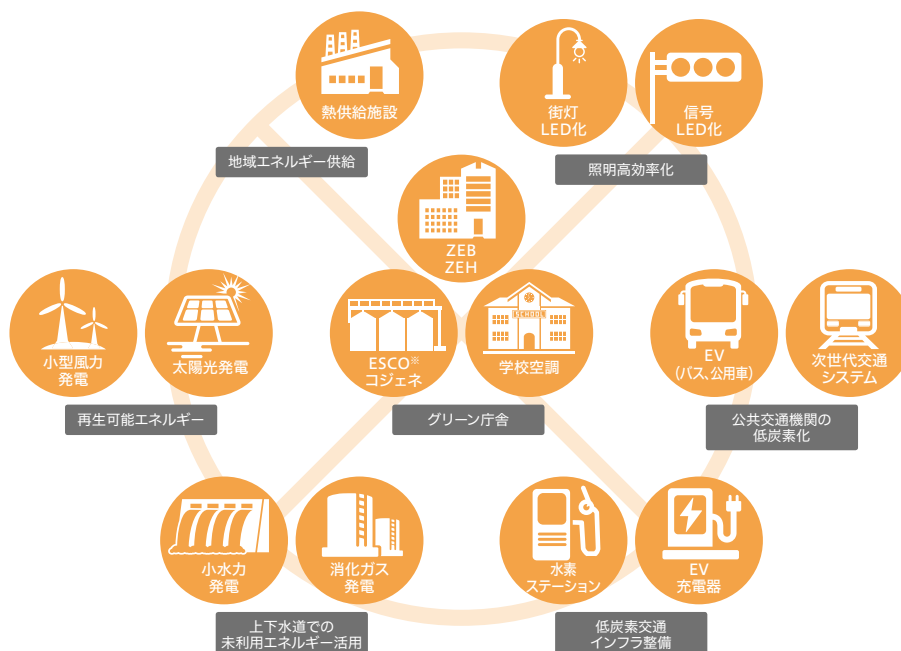
メーカー、エンジニアリング会社、
施工会社

自治体、まちづくりでの気候変動対策への支援

自治体やコミュニティ単位での気候変動対策をリース
や民間資金の導入でサポートしています。

地域の自然的社会的条件に応じた気候変動対策の推進
が地方公共団体の責務とされています。公共施設等の総合

管理やまちづくりの推進、再生可能エネルギーおよび未利用
エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推
進をリース、民間資金の供給スキームの構築などでサポー
トしていきます。



【リース活用の主なメリット】

- 財政資金の有効活用
イニシャルコストが軽減でき、
複数年の契約とすることも
できます。
- 保守費用の平準化を含む、
コスト管理の容易化
メンテナンスを含めたリース契
約も可能で、月額均等の支払
い等の予算管理が容易にでき
ます。
- 動産管理事務の省力化
動産総合保険の付保など所有
に伴う事務管理の省力化が図
れます。

※ESCO: Energy Service Companyの略
称で、省エネ設備の導入から保守・管理ま
でを包括的に受託し、省エネサービスを提供する事業



金融機能を 生かした 自然資本に 関する取り組み

自然資本の枯渇や汚染による資源調達リスク、生物資源の不足や不公正な取引、絶滅危惧種の増大による生物多様性の毀損など、経済活動や生活の基盤となる自然資本の問題が増大しています。

当グループでは信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、自然資本リスクの低い経済社会システムの構築と生物多様性の保全と自然資本のサステナブルな利用の促進に貢献します。

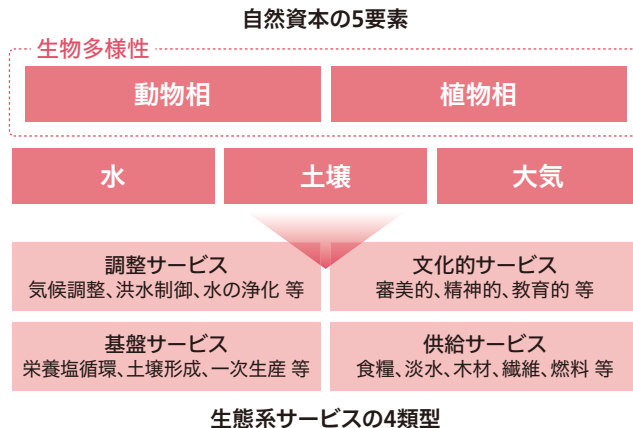


環境、社会、経済の全ての基盤となる自然資本

多様な生物とそれを育む水、土壌、大気などは、自然資本と呼ばれます。これらは地球生命を維持する基盤であり、あらゆるものに優先し、保全される必要があります。

自然資本の恩恵

人間の生活は自然資本とそれが生み出す生態系サービスによって成り立っています。それゆえに自然資本を構成する自然資源を賢く活用し続けることは、環境保全だけでなく社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにすると考えられます。



三井住友トラスト・グループの自然資本の取り組み方針

自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の当初からの署名金融

機関です。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大しています。



自然資本ファイナンス・アライアンスにおける金融機関のコミットメント(抜粋)

ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意思決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

- (a) 投資先企業の短期・中期・長期的成長の予測におけるESG(環境、社会、ガバナンス)リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。
- (b) コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的・社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言の取り組み状況

三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、ドイツ政府が主導したビジネスと生物多様性イニシアティブに賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。その後も本宣言を活動の指針として取り組みを継続しています。



宣言内容	2016-2017年の取り組み状況
1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	生物多様性に与える影響を評価する投資信託、自然資本へのインパクトを評価基準に組み込んだ融資商品を引き続き提供した。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	CSR推進体制の中で自然資本に関する取り組みについて年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。
3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	経営企画部CSR推進室長(チーフ・サステナビリティ・オフィサー)が全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。
4. 2～3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	CSRに関する中期計画において自然資本を含む取り組みの目標を設定して、経営会議でレビューしている。
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	自然資本を特集した年次報告書を作成している。ESG/CSRレポート、各種イベントにおいて生物多様性への取り組みを開示している。
6. 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	生物多様性への影響が大きい熱帯雨林の違法伐採に関わるコピー用紙、文房具の調達への注視を継続。受託事業において株式投資先企業の自然資本の毀損につながる活動について、株主としてエンゲージメントを行い、懸念を表明。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	2013年4月に設立した、企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参加する自然資本研究会の活動を継続。「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」においてWWFジャパンと連携。

ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言・日本メンバーの活動

本宣言に署名する日本企業3社は、ドイツの事務局(Biodiversity in Good Company' Initiative e.V.)と定期的に電話会議を開催しています。当グループは、当会議において自然資本の経済価値の計測やグリーンインフラストラクチャーなどについての欧州の最新動向をアップデートしています。

自然資本研究会

当グループは、2013年4月に企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参加する自然資本研究会(委員長佐藤正弘 東北大学 大学院国際文化研究科准教授)を立ち上げ、定期的に会合を持ち、各メンバーの研究内容をテーマにさまざまな角度から議論を重ねています。2017年2月に開催した第14回研究会では、「自然資本プロトコルとその活用 自然資本関連の企業取組事例」というテーマで自然資本コアリション エグゼクティブ・ディレクターマーク・ゴーフ氏、ケリング サステナビリティ・パフォーマンス・マネージャー パプティスト・カッサン・バーネル氏を招き、自然資本プロトコルの活用方法など活発な議論を行いました。

エコプロダクツ展

エコプロダクツ展は、毎年12月に東京ビッグサイトで開催される日本最大の環境関連イベントです。

三井住友信託銀行は、(公財)日本生態系協会、(公社)日本ナショナル・トラスト協会と共同で2007年から「生物多様性」をテーマにブースを出展してきました。2012年からは、「自然資本」をテーマに掲げ、投融資商品や不動産の取り組み、情報開示、ナショナル・トラスト支援活動の紹介を通じて自然資本の経済的な意味を解説しています。



エコプロ2017出展ブース

グローバル視点での自然資本への配慮

サプライチェーンの自然資本へのインパクト評価

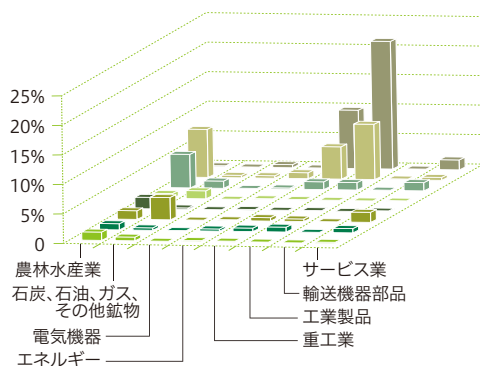
自然資本評価

自然資本評価は、企業活動に起因する自然資本への依存度、影響度を調達品目ごと、国・地域ごとに、サプ

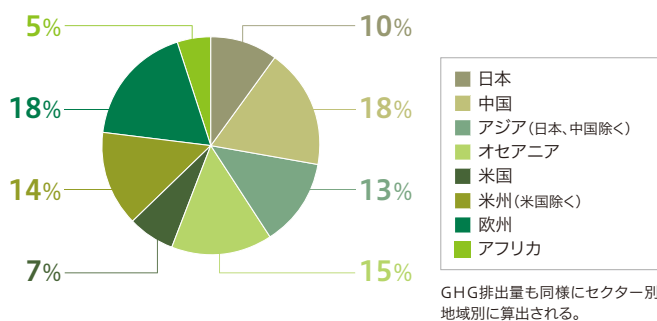
ライチェーンを遡って算定するサービスです。一次サプライヤーからの調達データを活用して算定します。

自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ

各地域におけるセクター別の水使用量内訳



土地利用面積の地域別割合



自然資本評価のメリット

①経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得

グローバルなサプライチェーンマネジメントに不可欠な資源利用や、環境負荷に関する隠れたリスク情報が得られます。

②情報開示に利用可能な環境負荷等の定量的情報の獲得

「統合報告」での情報開示や、「CDP」などの調査におけるscope3の回答などに活用可能です。

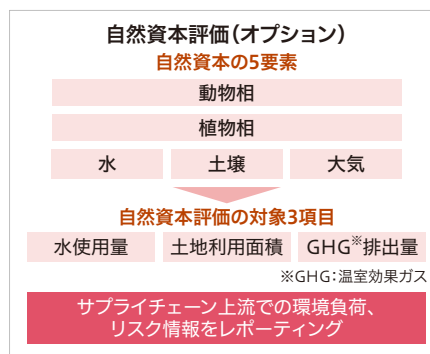
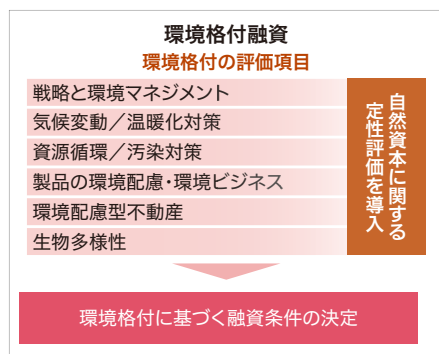
融資における取り組み

自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。グローバル・サプライチェーンにおける、自然資本に関する調達リスクの管理が経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。

三井住友信託銀行は、2013年4月、企業の環境に対する取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本

に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みで、我が国の環境白書や欧州委員会の報告書等で先進的な事例として取り上げられました。



(注)オプションはPwCサステナビリティ合同会社提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

投資における自然資本リスクマネジメント

三井住友信託銀行では、国連グローバル・コンパクトやOECD多国籍企業行動指針などの国際規範に照らして、是正が必要と判断した企業行動について、ISS-Ethix※の

責任投資専門チームと協働し、企業と問題解決に向けたエンゲージメントを実施し、対策の検証を実行します。

※議決権行使助言会社ISSが設立したESGに関するアドバイスを行うコンサルティング会社

CASE 1 Genting (マレーシア本社)

当社質問 Genting社の子会社であるGenting Plantations社が保有するマレーシアのプランテーションにおいて水質汚染の嫌疑が発生しました。地元住民からRSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil:持続可能なパーム油のための円卓会議)宛てで問題提起があったことから、三井住友信託銀行は事実関係を確認するとともに、事態改善に向けた取り組み状況についてヒアリングを行いました。

会社側回答 RSPOの「持続可能なパーム油生産のための原則と基準」を満たしていなかったことから問題改善に向けた環境アセスメントを実施、今後の対応方針について地元住民と合意に達しておりRSPOから関係者として合意済みとの回答を得ました。

CASE 2 BHP Billiton (豪州本社)

当社質問 BHP Billiton社とVale SA社の50%出資会社であるSamarco社が運営するブラジルのサマルコ鉱山において、ダム決壊事故が発生、少なくとも11人が死亡しました。Samarco社は当該ダムを修復しましたが、ブラジル当局(IBAMA)から十分な強度が確保されているか確信が持てないとの懸念が示されています。同社は同事故による環境への影響については情報開示を行っているものの、ダム決壊の原因や予防策を明らかにしていないことから、事態改善に向けた取り組み状況についてヒアリングを行いました。

会社側回答 BHP Billiton社から、ダム決壊事故の回復目的で設置された団体(Fundacao Renova)が作成した環境被害の回復状況に係るレポートの開示を受けました。

その後の対応 三井住友信託銀行としては同レポートにより一定の進展があることは認識できるものの、同社が作成したレポートではないことから対応姿勢に問題があるのではないかと意見を述べています。また、ブラジル当局(IBAMA)からの懸念事項については一部対応が未了となっていることから継続して対応するよう促しています。

CASE 3 パーム油事業会社に対するエンゲージメント

パーム油は、利便性や健康食品嗜好の高まりなどにより需要が急増する一方、乱開発により熱帯森林や生物多様性減少の要因となっているため、三井住友信託銀行はマレーシアのSime-Darby社をはじめとするパーム油事業関連会社に対して、保護価値の高い森林や高炭素貯蔵林および泥炭湿地林の開発を行わないこと、整地や開発のため焼畑方式をとらないこと、先住民、労働者の搾取禁止、既存農園からの温暖化ガス排出量の段階的削減、現地・海外法令の遵守とベスト・プラクティスを要請しています。



資産運用における取り組み(責任投資)

生物多様性企業応援ファンド

2010年、三井住友トラスト・グループは、自然資本の重要な構成要素である生物の多様性の保全や、持続可能な利用など、グローバルな視点から企業の生物多様性への

取り組み状況を評価して投資対象銘柄を選定する日本株ファンドを、世界で初めて開発しました(三井住友信託銀行調べ)。

投資対象企業の評価軸

1 リスク対応に積極的な企業 Risk Management

事業活動が生物多様性に及ぼす影響を緩和することに積極的に取り組んでいる企業※

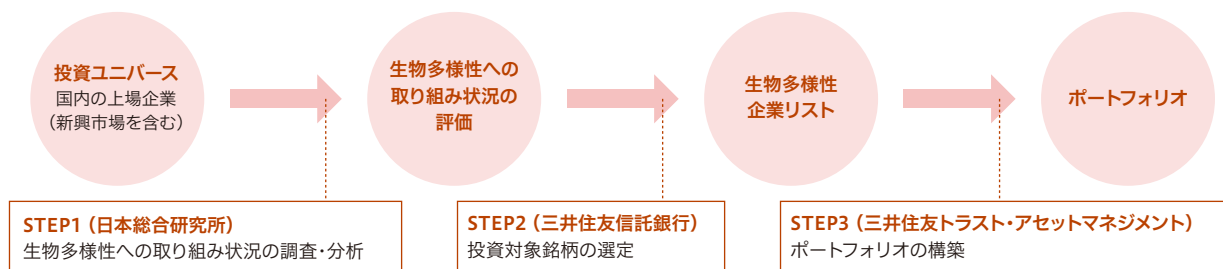
2 事業機会を有する企業 Business Opportunities

生物多様性を保全する技術・サービスを提供する企業

3 長期目標を設定している企業 Long-Term Goals

生物多様性を保全するアクションプラン等長期目標を設定している企業

運用プロセス



※リスク対応度を測る基準として、企業のマテリアルバランス報告に着目し、エネルギー、水、廃棄物と売上高との関係をもとに自然資本効率性(Natural Capital Efficiency Index/自然資本1単位が生み出すサービス量)を低下させてしまう可能性の多寡を指標化し、活用している。

日本の豊かな自然資本の維持への貢献

土地の確保——ナショナル・トラスト支援活動

エコロジカル・ネットワークの形成の意味

日々の生活や経済活動は、生物多様性の豊かさによって支えられています。さまざまな生きものが利用する多様な環境を残し、それらをコリドーと呼ばれる道でつなぐことが「エコロジカル・ネットワーク」の構想です。

地域や建物の自然資本へのインパクトを評価し、管理する手法を開発し、エコロジカル・ネットワークを構築することが、国内の自然資本問題の解決と持続可能な社会の形成につながると考えられます。



土地を確保すること

陸域における自然資本の基盤は土地です。エコロジカル・ネットワークの形成上も連続した土地の確保が不可欠です。しかし、開発による自然破壊だけでなく、近年は人口減少により相続未登記や権利が放棄される土地が急増しています。所有者不明の山林や農地の拡大を防ぎ、管理された自然を維持拡大することが日本型の自然資本の劣化を抑止する上で有効と考えられます。

このような観点から、三井住友信託銀行では土地購入資金の寄付を通じたナショナル・トラスト支援活動を行っています。(134頁参照)

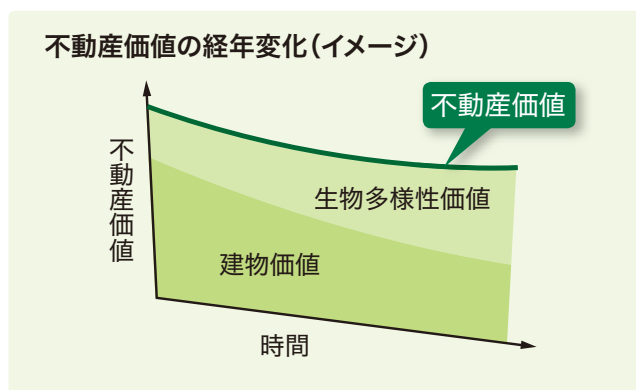
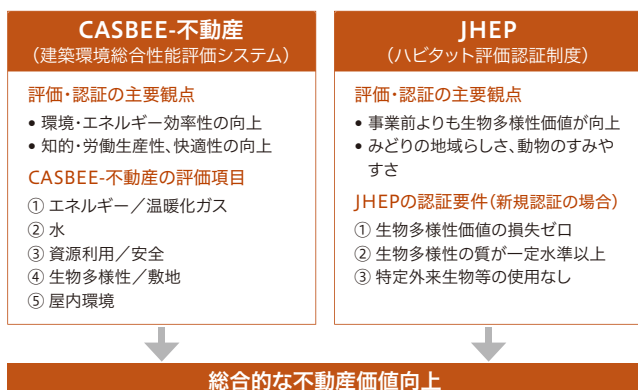
また、社会貢献寄付信託(40頁参照)を通じ、(公財)日本生態系協会の推進するナショナル・トラスト活動を支援しています。

都市部における自然資本の回復

生態系、生物多様性に配慮する建築コンサルティング

建物の環境性能を評価認証する「CASBEE-不動産^{※1}」と敷地の生物多様性を評価する「JHEP(ハビタット評価認証制度)^{※2}」を併用することにより、不動産の多様な環境性能を高め、総合的な不動産価値の向上を図ることができます。

三井住友信託銀行の建築コンサルティングのメニューでは生物多様性への配慮を取り入れています。



※1 CASBEE-不動産：国土交通省主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム。三井住友信託銀行も基準制定に関与。

※2 JHEP(ハビタット評価認証制度)：(公財)日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価・認証する制度。



信託銀行の 機能を生かした 超高齢社会問題 への対応

超高齢社会の到来によって年金や社会保障などの生活を支える経済社会システムが脆弱化したり、認知症等の高齢者に対する適正な金融サービスの対応が遅れたりすることにより、安全な生活に支障をきたす恐れが増大しています。

当グループでは信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、個人の財産の安全を確保するとともに、住まいの安定性を確保し、高齢者やそのご家族の生活の安定を確保することに貢献します。

3 すべての人に
健康と福祉を

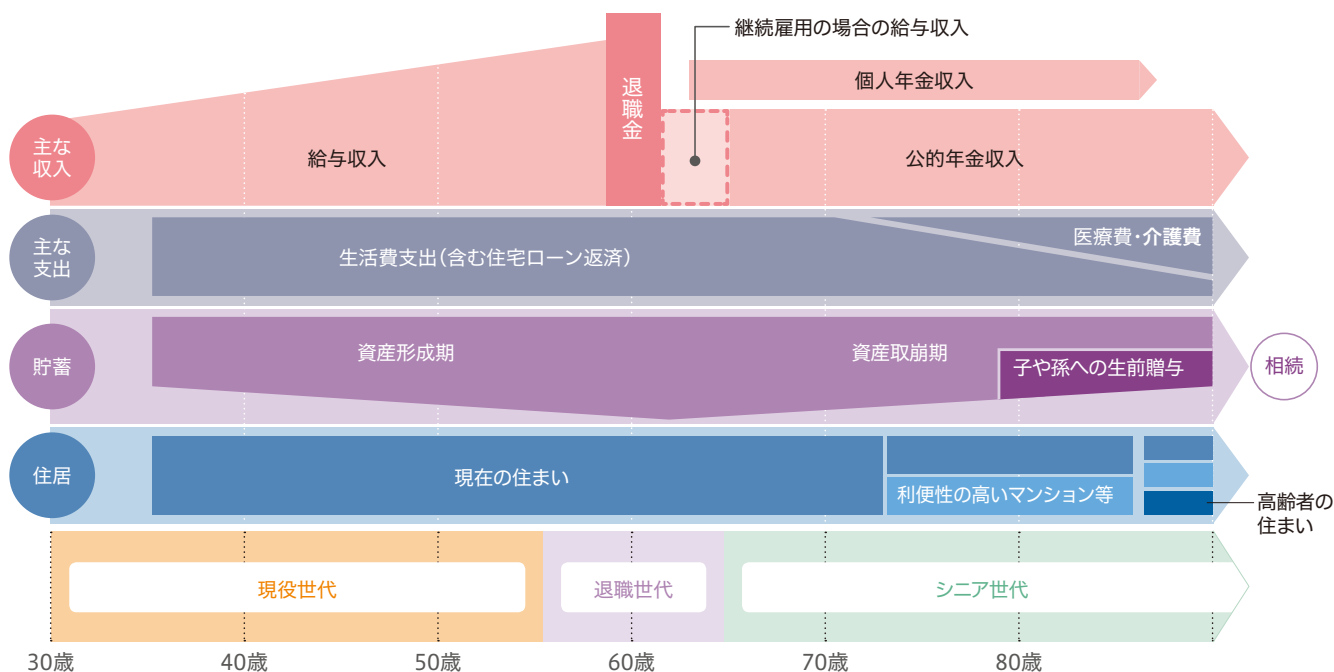


信託銀行ならではのバラエティに富む問題解決機能

1. シニア世代の収支の安定性を確保する

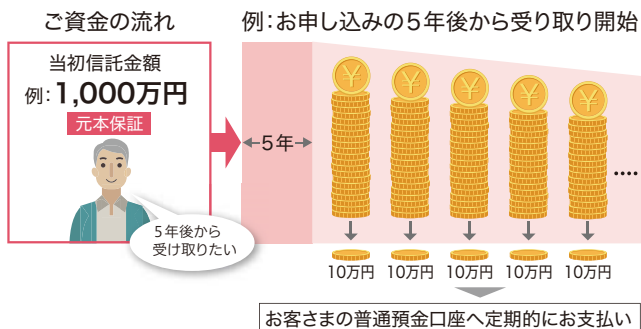
シニア世代の財産管理は、公的年金を補完する収入の確保や病気などによる不測の出費へ備えつつ、計画的に貯蓄を取り崩すことで収支を安定させ、生活の質を維持す

ることが求められます。三井住友信託銀行では、こうした状況に対応するさまざまな商品・サービスを用意し、お客さまの充実したライフプランの設計に貢献しています。



じぶん年金信託

三井住友信託銀行のじぶん年金信託は、お預け入れいただいたご資金を、年金のように毎月または隔月でお受け取りいただく商品です。例えばご自身の将来の生活資金を受け取り開始時期を定め、定期的に必要な金額だけお受け取りいただくことができます。



リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、豊かなセカンドライフをサポートするためのローンです。三井住友信託銀行は2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバース

モーゲージ」の取り扱いを始めました。ご自宅を担保に、年金のように毎年一定額を受け取れる方法と、設定した一定の枠内で随時受け取れる方法があります。

なお、本商品は事業性資金を除き、資金使途は自由のため、余暇を楽しむための資金だけでなく、ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用することができます。

各種保険の取り扱い

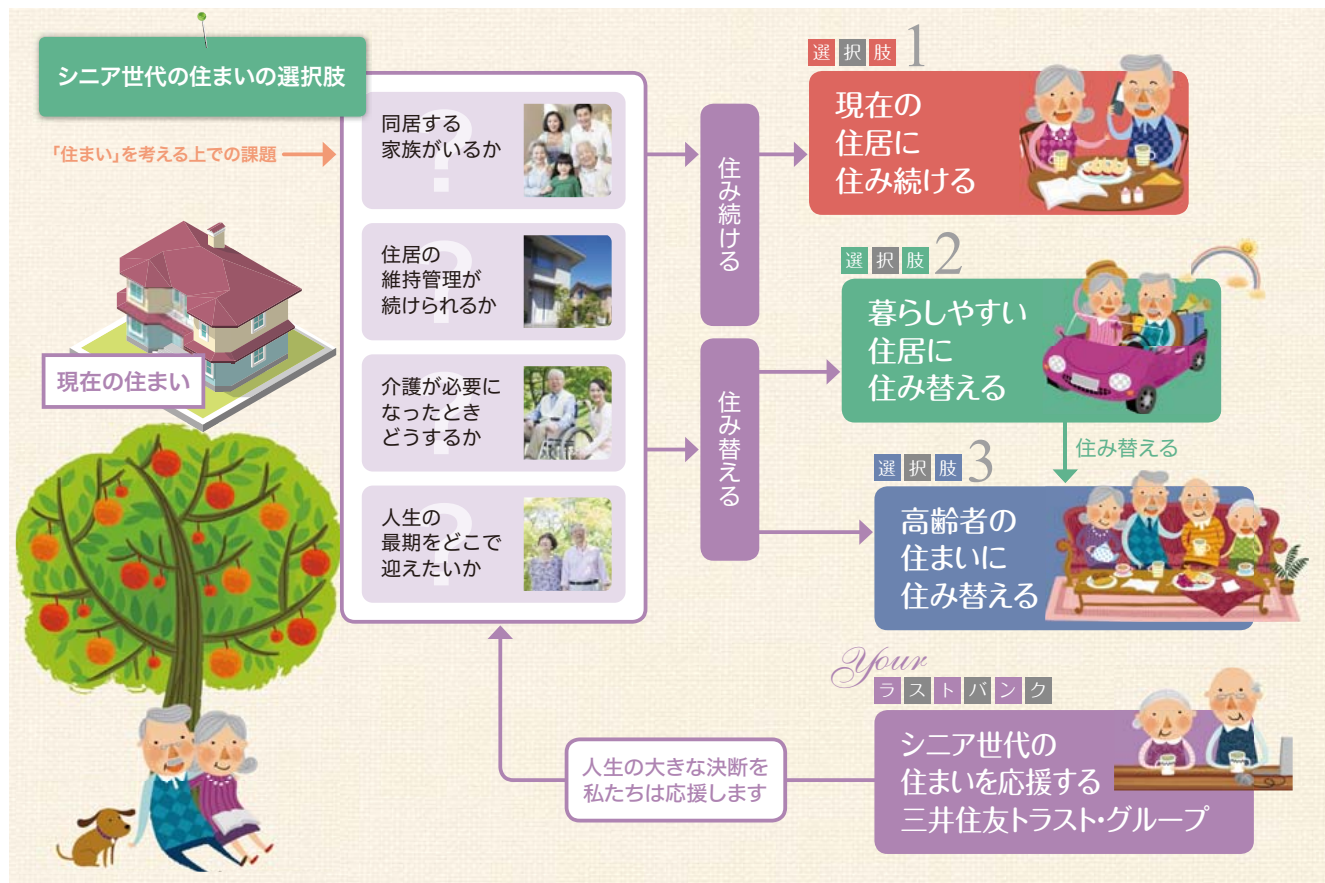
三井住友信託銀行では、「個人年金保険」「終身保険」「収入保障保険」に加え、「医療・がん保険」も取り扱っており、ガンを含む三大疾病やけがの際の入院費や先進医療保障、介護保障など老後の健康へのさまざまな不安に備える保険をご用意しています。

また、投資一任運用商品(ラップ口座)を申し込まれたお客さまは、満40歳～満65歳の方は、ガン保険、介護保険、傷害保障を、満66歳～満80歳の方は傷害保障をご契約と同時に付帯する「人生安心パッケージ」に無料で申し込むことができます。

2. シニア世代の住まいの安定性を確保する

高齢者が生活の質を維持し、安心して暮らしていく上でカギを握るのは住まいです。当グループでは、シニア世代のお客さまのニーズに合った住まい方についての情報提

供をさせていただくとともに、グループのさまざまな機能を活用し、住まいの安定性の確保を応援させていただいています。



住まいの選択肢についての情報提供

三井住友信託銀行では、シニア世代のお客さまの住まいの選択に関するさまざまな情報をご提供しています。

- シルバーカレッジの開催 (37頁参照)
- 住まいの選択肢についての情報提供
- ウェブサイトでの情報提供 等



シルバーカレッジの様子

「住まい」はQOL (Quality of life; 生活の質) の維持のための重要な基盤です。三井住友信託銀行では、QOL維持のために必要な住まいの情報をさまざまな機会を通じてご提供しています (139頁参照)。



リフォームローン

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、「リフォームローン」にてバリアフリーなどに必要な資金をご融資し、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

不動産に関わるサービス

三井住友トラスト不動産では、住み替えをご検討されているお客さまに、当グループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を生かし、安全・確実な売却・購入の仲介サービスをご提供しています。また、居住用不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用についてもお手伝いします。

高齢者の住まいへの住み替えのご相談

三井住友信託銀行では、お客さまが今後の住まいを見直し、ついのすみかを探すにあたり買い替えだけでなく高齢者の住まいへの住み替えのご相談も承ります。

不動産売却つなぎローン

三井住友トラスト・ローン&ファイナンスでは、利便性の高いマンションや高齢者の住まいを検討されているお客さまに、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

住まいに関する相続や税金などの相談

三井住友信託銀行の各支店は、不動産や税金、相続などに関して高い専門性と豊かな経験を持つ財務コンサルタントを配置しており、住まいの選択に関するさまざまな相談をお受けしています。

リバースモーゲージ

リフォームや住み替え、老人ホームなどへの入居にあたり、自宅を担保にする融資に必要な資金のご相談に応じます。

3. 高齢者の住まいの拡充に向けた取り組み

我が国においては、高齢者の数が急速に増加しており、人口の1/4以上を65歳以上の高齢者が占めています。今後も増加は続き、中でも高齢者中でもより年齢の高い層の人口が急増することが推計されています。特に都市部においては、この傾向がより顕著となることと予測されています。

これに伴って、心身の状況の衰えにより、介護を要する方の数が急増するため、現在でも不足している良質な介護施設がより逼迫するものと考えられます。

一方で、元気なうちから安心安全な高齢者住宅への移り住みを選択するというニーズも次第に高まっています。

三井住友信託銀行では、高齢者住宅や介護施設に係る市場動向、事業性に係るノウハウの蓄積を図っています。そしてこれを生かして、上記のようなニーズに対応するために、さまざまな形で施設・住宅の整備の推進をサポートしています。

(1) ノウハウの集積

三井住友信託銀行では、以下のようなツールを作成し、社内で運用しています。

また、運営事業者や建築会社、不動産会社など高齢者住宅・介護施設整備に関連する多くの事業者との積極的な情報交換を行っています。

これによって、こうした事業に係る市場動向や事業性などについて、専門的なノウハウの蓄積を図っています。

地域情報データベース

- 自治体ごとの人口、世帯等のデモグラフィックデータを集積したデータベース

シニアハウジングデータベース

- 全国の高齢者住宅・介護施設ならびにその運営主体の個別情報を集積したデータベース

市場分析ツール

- 上記を活用した市場分析ツール。特定地点における需要動向の把握が可能

運営収支プログラム

- 高齢者住宅・介護施設運営に係る事業類型別の運営収支を試算するプログラム

(2) 高齢者住宅・介護施設整備に係るサポート 土地有効活用

土地活用を検討中のお客さま（個人・法人）に対し、ご提案の一環として、運営事業者や建築会社などと連携しなが

ら、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなどの建築に係るさまざまなアドバイスや、資金計画のご提案を行っています。

補助金の活用や、生産緑地の指定を受けた土地における施設整備など、専門的なご提案も行っています。

事業性ローンの実行

三井住友信託銀行では、高齢者住宅・介護施設の建築に係る事業性ローン（アパートローン）の実行を推進しています。これまでの実績は21件です（2017年11月現在）。近年は相談件数が増加しつつあります。

前記の土地有効活用提案とも連動しつつ、取り組みを進めます。

ヘルスケアREITへのファイナンス

三井住友信託銀行は、高齢者向けの住まいや医療モールなどのヘルスケア施設に対する長期安定的な資金の出し手となるヘルスケアREIT（不動産投資信託）へのファイナンスを積極的に行っています。ヘルスケアREITは調達資金をヘルスケア施設の物件取得費や関連諸費用に活用します。これまで、2件のヘルスケアREITにローンを提供しており、それらに含まれる施設数は41棟になりました（2017年11月現在）。

ヘルスケア施設の証券化業務

三井住友信託銀行は、ヘルスケアREITや私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでおり、2017年11月現在、合計73物件、資産規模およそ1,175億円の資産を受託しています。REITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用していますが、これは、委託者（不動産の所有者）が受託者（信託銀行）に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益（主に賃料収入から経費を控除したもの）を受益者に配当する業務です。

さらに、三井住友信託銀行は証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人（三井住友信託銀行受託）では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

4. 認知症問題への対応

「認知症」とは高齢者に顕著に見られる病気の一つです。代表的なアルツハイマー型をはじめとして認知症は、脳の機能が低下することによって、記憶・判断力の障がいなどが起こり、社会生活や対人関係に支障が出ます。認知症の罹患者は2025年には700万人を超えるとの推計値が発

表されています。これは、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患することを意味します。

三井住友信託銀行では、お客さまのリテラシーの向上や大切な財産をお守りするための信託商品の開発を進めています。

認知症リテラシーの向上

認知症問題の実態調査

2017年3月、三井住友信託銀行は京都府立医科大学の協力のもと、全国の全ての支店にアンケートを送り、日常業務において認知症に関連し、どのような課題を抱えているかを調査しました。通帳などの頻繁な紛失・再発行依頼など、認知症に起因する問題を抱えていない支店は皆無であることが確認できました。

認知症問題に対応した金融ガイドの発行

三井住友信託銀行は、京都府立医科大学が主導するCOLTEM※プロジェクトの一環で『実践！ 認知症の人にやさしい金融ガイド』（2017年9月発行）の執筆に加わりました。これは金融機関が抱える認知症に起因する問題を類型化し、医師、弁護士、社会福祉士などが多面的に対応策を議論しまとめたものです。本ガイドは全国の支店に常置され、認知症サポーター養成講座と合わせ、社員の認知症リテラシーの向上に活用されています。

※文部科学省の助成を受けた「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」事業



認知症サポーター養成講座

三井住友信託銀行は、認知症サポーターの育成を目的に、全国の支店で、認知症サポーター養成講座の開催を進めています。左記アンケートにおいても認知症の知識量が多い社員ほどさまざまな対応を試みる傾向が見られ、講座で学んだ対応策が一定の効果を発揮していることが確認できました。

21世紀金融行動原則シンポジウム開催

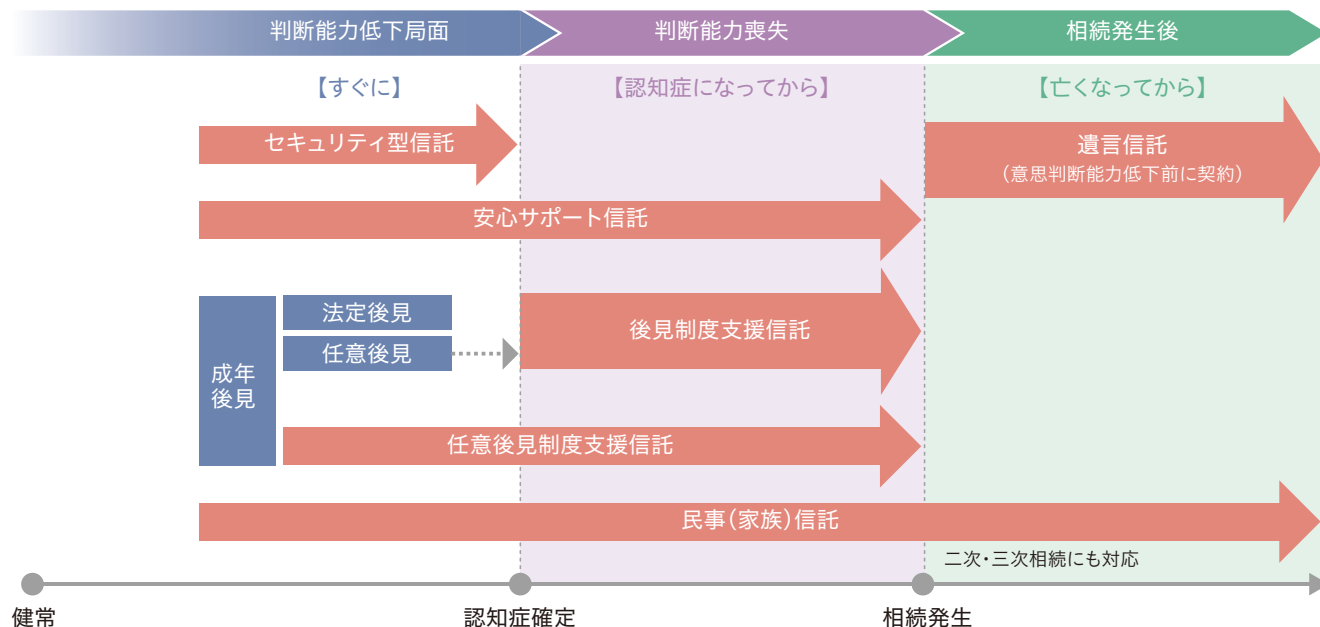
三井住友信託銀行が座長を務める21世紀金融行動原則※持続可能な地域支援ワーキンググループは、地域社会における認知症問題に対する金融機関の役割をテーマとしたシンポジウムを開催しました。COLTEMの主要メンバーが参画し金融ガイドの内容を踏まえた日常業務における認知症対応の実際を議論したほか、成年後見制度や信託を活用した財産管理のあり方などについて活発な議論が行われました。

※250社を超える日本のさまざまな業態の金融機関が参加し、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動をとることを目指す。



意思判断能力の低下に対応した財産管理型商品（詳細は34頁参照）

高齢者の財産管理制度別の効力発生タイミング



成年後見分野を支援する信託

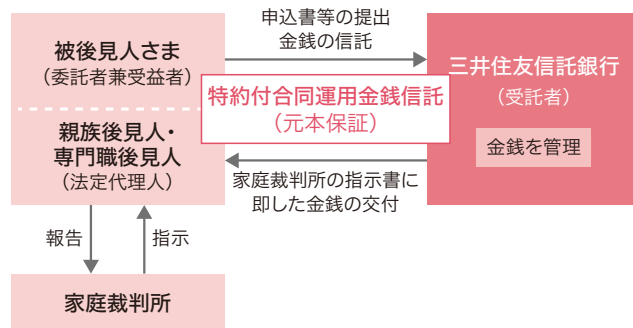
任意後見制度支援信託

後見制度支援信託は法定後見が対象ですが、任意後見制度支援信託は任意後見を対象としています。本商品に契約すると、任意後見契約の発効後に金銭信託からの資金の払い戻し等の手続きを任意後見人がする場合、必ず任意後見監督人の同意が必要となり、これにより、安全・確実に任意後見制度の利用者の財産保護を図ることができます。

後見制度支援信託

後見制度支援信託は、被後見人さまの財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための信託です。信託金

は、家庭裁判所の指示書に基づいて設定された特約によって、定期的に一定額が被後見人さまに交付されます。

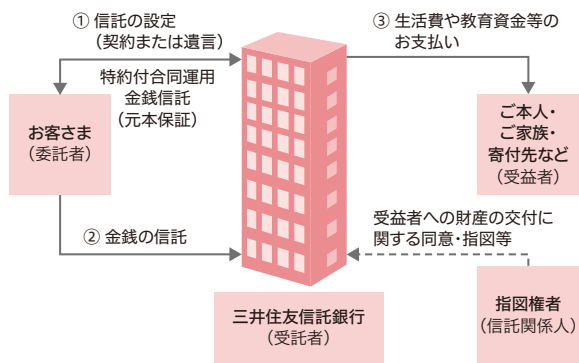


認知症高齢者の財産を守る信託

安心サポート信託(金銭信託型)

三井住友信託銀行は、お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品「安心サポート信託」を取り扱っています。安心サポート信託には、「金銭信託型」「生命保険信託型」の二つの商品タイプがあります。

「金銭信託型」の仕組み



「金銭信託型」は、信託の受益者をご本人とする(自益信託)、もしくはご本人以外の方とする(他益信託)ことにより、ご本人やご家族、寄付先など、お客さまのご意向に沿った形で信託財産を交付していくことができます。自益信託の例では、老人ホームに入居を検討しているが、財産の管理・保全を任せられる人がおらず、将来認知症になったときを心配されている場合、三井住友信託銀行がお客さまに代わり月々の居住費等を確実にお支払いするケースが挙げられます。

セキュリティ型信託

2015年9月、三井住友信託銀行は、ますます巧妙化する金融犯罪からご資産をお守りする新しい商品「セキュリティ型信託」の取り扱いを開始しました。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者(お客さまの3親等以内のご親族)の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。また、日々の生活に必要なご資金などは、同意者の同意なしで、定期的に毎月最大20万円まで受け取ることもできます。

成年後見に携わる土業の支援

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、(公社)成年後見センター・リーガルサポートおよび一部の各地弁護士会と協定を結んでおり、成年後見制度に関する相談や、利用を希望されるお客さまのリーガルサポート、各地弁護士会へのお取り次ぎを行っています。

民事(家族)信託の支援

主に信託銀行などが営利目的で行う「商事信託」に対し、専門の事業者でない者が営利目的以外で受託する信託の仕組みが民事信託で、弁護士や司法書士、税理士などを中心に活用を模索する動きが活発になっています。三井住友信託銀行は、民事信託を支援し、受託者名義の口座開設に対応するとともに、預金取引、資産運用、借入れ、不動産売買、株式の管理などについても行うことができるサービスを行っています。

5. ご家族・ご親族の生活の安定を確保する

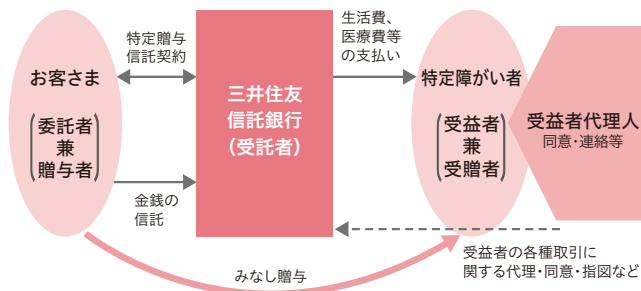
特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって

「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

特定贈与信託の仕組み



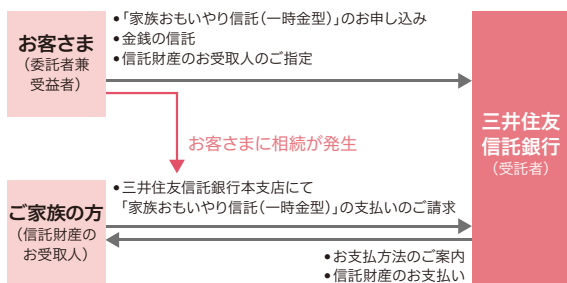
安心サポート信託（生命保険信託型）

安心サポート信託（生命保険信託型）は、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発した商品で、生命保険金の交付方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することができます。例えば、ご自分が亡くなられても生命保険金を保全しながら子どもの学資として必要な時期に必要な支払いが可能になります（34頁参照）。

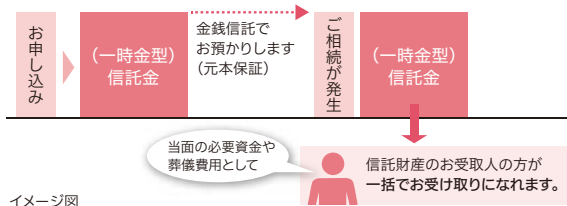
家族おもしろ信託（一時金型）

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもしろ信託（一時金型）」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

家族おもしろ信託（一時金型）



信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



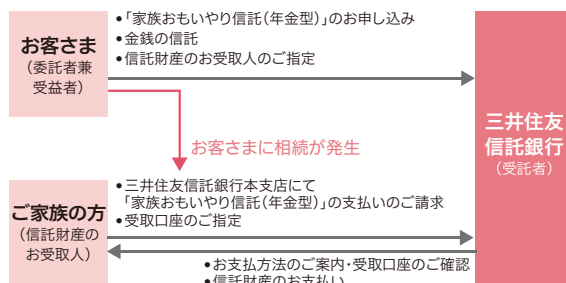
イメージ図

家族おもしろ信託（年金型）

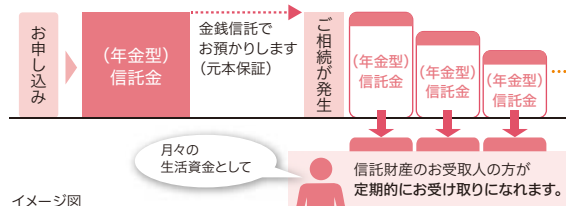
お客さまに相続が発生した後、のこされたご家族の方が安心して生活できるよう、お預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に、月々の生活資金を定期的にお支払いすることで、お預かりした信託財産を管理し、ご家族を支えます。

家族おもしろ信託（年金型）



信託財産のお受取人の方が、定期的にお受け取りになれます。



イメージ図

6. 次世代への確実な財産の継承

次世代への生前贈与のお手伝い

暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年三井住友信託銀行からご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。このサービスにより、生前贈与を簡単に行うことができます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

教育資金贈与信託

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました。

本商品を通じて、お孫さま等への教育資金として三井住友信託銀行にお預け入れいただいた場合、三井住友信託銀行はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人当たり1,500万円まで贈与税が非課税となります。

結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、2015年度税制改正において創設された、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に基づく信託商品です。税制上の優遇措置として、20歳から50歳未満のお子さま・お孫さま等へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000万円まで贈与税が非課税となります。本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いするため、贈与をする方の「結婚や子育てに活用してほしい」という想いに確実に応えることが可能です。

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、次世代に向けた豊かな未来づくりを支援するため、公益目的の寄付活動を支援する商品・サービスをご提供しています。その一つである社会貢献信託は、ご用意した公益団体から毎年お客さまに寄付先を選定いただき、三井住友信託銀行が寄付手続きを行う商品です(40頁参照)。

円滑なご相続のお手伝い

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。三井住友信託銀行は、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

三井住友信託銀行では、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託には次の二つのコースがあります。

執行コース:遺言書を保管し、相続開始時には遺言の執行をお引き受けします。

保管コース:遺言書を保管し、相続開始時には遺言書を相続人の方々にお渡しします。

また、ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方には、「遺贈による寄付制度」を案内しています。これは三井住友信託銀行が提携した公益財団・社団法人、学校法人、認定NPO法人などに遺贈(遺言による寄付)を希望する方を、三井住友信託銀行の「遺言信託業務」の機能を通じてサポートする制度です。

相続手続トータルサービス

三井住友信託銀行は、複雑な相続手続を円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

7. 老年学リテラシー向上の取り組み

「生・活(いきいき)」知識検定試験の受験

世界に類を見ない超高齢社会に突入した日本ほど、「老年学」が必要な国はありません。三井住友信託銀行では、お客さまと接する支店の支店長が率先して老年学を学んでおり、全支店長が日本応用老年学会の監修する「生・活(いきいき)」知識検定試験を受験しています。老年学では、高齢者の生活、健康、老化予防、介護保険、年金制度など広範な知識を習得します。三井住友信託銀行では、さらに多くの社員に老年学を学んでもらい、超高齢社会で真に必要な銀行になることを目指しています。

ILC-Japanとの連携

三井住友トラスト・ホールディングスは、老年学の国際連携組織である国際長寿センターの日本組織ILC-Japanの賛助会員です。同団体とは、シルバーカレッジ等のセミナーの共同企画や情報誌の発行などで密接に連携しています。また、同団体主催の「長寿社会ライフスタイル研究会」の座長に就任し、2017年度はビジネスにおける認知症問題をテーマに取り上げ、さまざまな角度から議論しています。

シルバーカレッジの開催

安全安心で充実した老後を送りたい…。三井住友信託銀行は、そんなシニア世代とそれを支える世代のお客さまを対象に、全国の支店で「シルバーカレッジ」を開催しています。高齢社会に必要な四つの仕組み・機能は公助(セーフティネット)、共助(医療や介護)、互助(相互助け合い)に加え、自らを守る自助といわれます。自助の一つが「備え」ですが、具体的に何を備えればいいのか体系的に学ぶ場は、必ずしも多いとはいえません。シルバーカレッジでは、受講されるお客さまに一流の講師陣から備えるべきポイントを学んでいただいています。(137頁参照)

シルバーカレッジの主要なテーマ

- | | |
|--|---|
| <p>1 健康で安全安心な
老後を過ごすために</p> | <p>2 老後の住まいの
選択肢</p> |
| <p>3 認知症を考える</p> | <p>4 納得できる
旅立ちのために
「良く生きて、良く逝くために」</p> |

8. 地域包括ケアシステムへの参画

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制は、地域包括ケアシステムと呼ばれています。高齢者のお客さまの資産管理を担う金融機関も、重要な役割を担うと考えられることから、三井住友信託銀行では、全国の支店で地域包括ケアの構築に積極的に参画しています。

具体的には、全国の支店において、市や区の見守りネットワークに参画したり、近隣の地域包括支援センターとの連携を深めています。一例として大森支店は、「おおた高齢者見守りネットワーク」に参加し、多様なステークホルダーが連携する都市型の地域包括ケアシステムに参画しています。

TOPIC

高齢者の自律的な生活のための支援に貢献してほしい

認知症の人の診療をしていると、医療だけ、ケアだけではどうしようもない事例に遭遇します。それまでコツコツと働いて老後のためにと蓄えてきたお金が、認知症になったために自分のために使えなくなったり、騙されて他人や家族、悪徳業者に取り込まれてしまったりしているのを目の当たりにすると、これだけ技術が進歩した時代になぜこのような人のために予め備えておく仕組みが作れないのだろうと残念に思います。私たちは、医療や法学、工学の知見を総合して、意思決定能力が低下した人でも自律的な地域生活を送ることができるようなシステムを開発するための産学連携の拠点を作っています。その中のプロジェクトの一つとして、金融機関で起きている認知症の問題を解決しようということで、三井住友信託銀行さんをはじめとする金融機関にご協力いただいて、2017年9月に金融機関向けの認知症対応ガイドを発刊しました。信託という興味深い仕組みを生かして成年後見制度にも積極的に関与してこられている三井住友信託銀行さんには、これからも認知症の人の地域生活を支援する仕組みの開発と社会実装に貢献していただけることを期待しています。



京都府立医科大学大学院
成本 迅 教授

信託機能等を 活用した さまざまな ソリューション

社会問題や環境問題の解決にあたって、金銭や土地などの財産を適切に管理・運用、費消していくことが重要となることがあります。信託制度は、委託者が信頼できる受託者に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする機能を活用する制度です。

当グループでは「信託の受託者精神」に基づき、信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、さまざまな社会的問題の解決に貢献します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

社会的問題を解決するための寄付金等の活用の仕組み

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

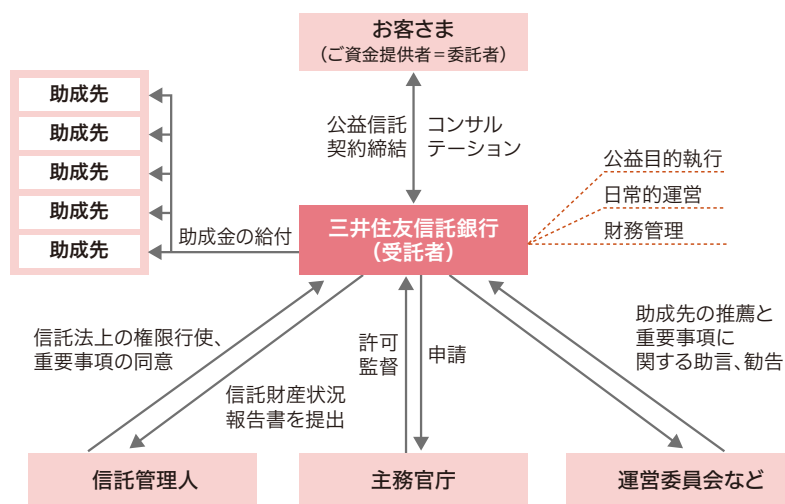
公益信託は、設定されるお客さま（委託者）の名前を冠することで、そのお志が末永く記念され多くの方々に顕彰されることが可能です。また、お客さまのご趣旨に沿った社会公益に役立てるため、どのような「公益」目的のため

に、どのような助成事業を行うのかなど、ご趣旨に合わせてオーダーメイドの公益信託を設定することができます。助成（奨学金）金額や件数、対象地域・条件などのご希望も反映することができます。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2017年3月現在、公益信託の受託は201件323億円となり、2016年度は計14億円を計2,986団体（個人含む）に助成金として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



公益信託の信託目的別一覧(2017年3月現在)

分類	件数
奨学金支給	73
自然科学研究助成	37
人文科学研究助成	5
教育振興	21
社会福祉	11
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	7
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	14
その他	5
総計	201

TOPIC

サントリー世界愛鳥基金

「サントリー世界愛鳥基金」は、サントリーホールディングス株式会社により、愛鳥活動の充実を図るために1990年に設立されました。設立以来、28年にわたって国内外のさまざまな鳥類保護活動を支援しています。近年は、「鳥類保護団体への活動助成部門」「地域愛鳥活動助成部門」「水辺の大型鳥類保護部門」の3部門を募集し、国内外のNGO等に対し、毎年4千万円以上の助成を行っています。



長年観察を続けるシマフクロウのつがい

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」(愛称: 明日へのかけはし)を取り扱っています。本商品を通じ、お

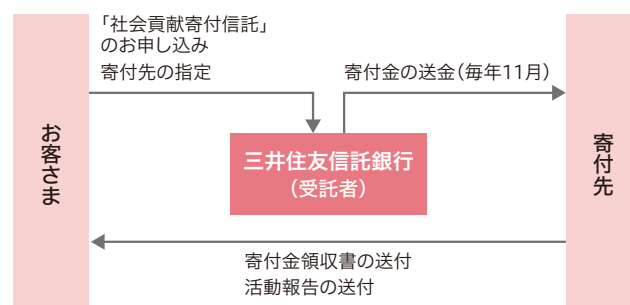
寄付先一覧(2017年9月1日現在)

環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
医療	京都大学 iPS細胞研究所
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
国際緊急医療支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会
子ども支援	公益財団法人 日本財団
障がい者スポーツ支援	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本

客さまは、三井住友信託銀行が提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます(毎年、寄付先を変更することも可能です)。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

三井住友信託銀行は、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

社会貢献寄付信託の仕組み



自己株式を活用した社会貢献スキーム

三井住友信託銀行は、自己株式(金庫株)を保有する企業が、社会貢献のために配当金を公益団体等に寄付する信託スキームを取り扱っています。委託された株式の議決権は三井住友信託銀行に帰属します。

2014年度、三井住友信託銀行はトヨタ自動車さま(委託者)とトヨタ・モビリティ基金さま(受益者)との間で、本スキームの取り組みを開始しました。配当金は新興国・途上国でのモビリティ格差の解消、自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に活用されます。

寄付株式管理信託

三井住友信託銀行は寄付株式管理信託を取り扱っています。これは信託を活用し、保有株式を公益団体等は無償で貸与していただき、その配当金を非課税扱いで借主が受領することで、継続的な支援を実現するスキームです。

2014年度、三井住友信託銀行は、借主として京都大学iPS細胞研究所さまを指定する取り組みを開始しました。

TOPIC

京都大学iPS細胞研究所(CiRA)

iPS細胞研究所(Center for iPS Cell Research and Application: CiRA)は、世界初のiPS細胞に特化した先駆的な中核研究機関です。2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥教授が所長を務め、より有効な治療法を心待ちにしている患者さんのもとにiPS細胞技術を届けることを目的としています。

山中教授は常々、所属される米国の研究所が個人や企業から多くの寄付を受けており、それが研究所の安定した運営につながっていると指摘されています。三井住友信託銀行は、その趣旨に賛同し、CiRAを「寄付株式管理信託」や「社会貢献寄付信託」の支援先に指定させていただいています。



ヒトiPS細胞

特定寄附信託

特定寄附信託は、信託を活用して個人のお客さまと公益法人等の間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を継続的に支援することを目的としており、運用益が非課税になります。また、お客さまは、寄附先の活

動内容の報告を受けることができます。

なお、当社では、寄附先一覧から寄附先をご選択いただくスキームとあわせて、事例1、2のように寄附先を自由に選択できるスキームもご用意しています。

事例1

ドクターカー、医療支援

東日本大震災の被災地で奮闘する医療従事者を支援したいとお客さまのご希望により、特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン(以下、PHJ)が寄附先に指定されました。

PHJは、別途、このお客さまからの寄附により、石巻市立病院にドクターカー※を寄贈し、特定寄附信託からの資金(5年間で総額約1,200万円)は、このドクターカーの維持管理費に充てられました。

※対象のドクターカーは、小型車両に“病院の機器”を載せて医師が往診し、治療や検査を行うクルマです。仮設住宅生活を余儀なくされるなど、通院が困難な患者の方の訪問診療による医療活動を支援しました。

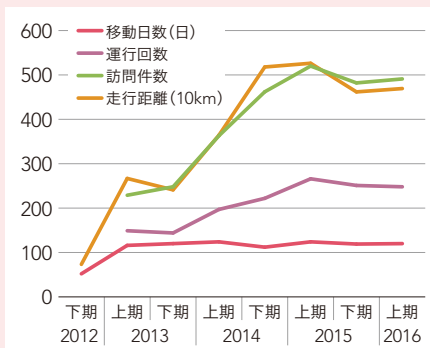


寄附先支援による社会的効果

右図のとおり、ドクターカーを利用した医療従事者の皆さまの活躍により、訪問診療件数は飛躍的に増加し、地域の方々の安心に寄与しました。

なお、被災地の訪問診療による社会的効果としては、患者の受診機会を確保することによる地域診療体制の維持や、救急出動等の地域の社会的費用軽減等につながったものと推測されます。

- 患者ひとりあたりの訪問に要した走行キロ数:10.4キロメートル
- ひと月あたりの訪問患者数:約70名



事例2

ベテランママの会

一般社団法人ベテランママの会は、福島県南相馬市を拠点とし、子どもたちの震災後のメンタルヘルスケア等の増進と自殺予防に関する事業、学習・教育支援事業、相談支援事業を行っています。現地で医師を招き、放射能に関する理解を深める座談会を催したり、講師による日々の学習支援や英語の課外授業等を行っています。

今般、お客さまから受託した特定寄附信託を通じて行ったPHJへの寄附(今後3年間で総額約450万円)が同会への寄附に充てられます。

同会の活動によって、地域の子どもたちが心の安定を取り戻し、引きこもりや自殺者が減少していくことを願っています。

証券代行業務におけるESGコンサルティング

証券代行業務では、会社法に基づく「株主名簿管理人」としてお客さまに代わって株式実務を担い、お客さまの事務の効率化や適正化を実現する株主名簿管理業務に加

え、次のような各種コンサルティングを総合的にご提供しています。

1.豊富な実務経験と高い専門性でお客さまの株式実務を支える 「株式実務・総会実務コンサルティング」	3.お客さまの投資家戦略・資本戦略・広報活動(IR・SR)をサポートする 「投資家・資本戦略コンサルティング」
2.株式上場に向けた実践的なサポートを行う 「IPO(株式上場)コンサルティング」	4.お客さまのガバナンスに関する取り組みの高度化対応をサポートする 「ガバナンス強化に向けたコンサルティング」

ESGに関連した投資家・資本戦略コンサルティング／ガバナンス強化に向けたコンサルティング

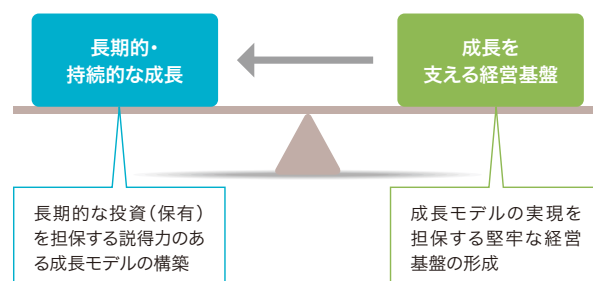
(長期成長を支える経営基盤の構築を支援)

ポイント1: 長期的な視点で企業経営を評価するESG投資の視点を取り込むことの経営判断

ポイント2: 価値創造プロセスの確認／マテリアリティ管理のフレームワークの構築

ポイント3: ESG情報開示戦略の策定(分かりやすい統合報告／網羅的なESG報告)

長期投資家への訴求ポイント



投資家動向に関するコンサルティングメニュー

国内実質株主判明調査

国内資産管理専門銀行の背後に存在している国内機関投資家を調査します。決算説明会、One on OneのIRミーティング対象機関の選定や、株主総会に向けたコミュニケーション構築に利用いただけます。

外国人実質株主判明調査

海外カストディアン銀行等の背後に存在している海外機関投資家を調査します。海外IRの訪問先の選定、さらに株主総会に向けては、議決権行使促進サービスも提供しています。

個人株主分析

株主名簿をIR活動の観点から分析します。IR戦略立案のための個人株主の現状把握や個人向けIR・SR活動の効果測定等に活用いただけます。

議決権行使分析

国内外機関投資家の議決権行使動向を分析します。株主総会に向けた議決権行使予測、株主総会後の振り返りなど、社内向け報告や検討の資料として活用いただけます。

FOCUS CLUB(会員制)

IR、総務・法務部門向けに海外機関投資家などの日本株投資動向およびコーポレート・ガバナンスの考え方について情報提供や株主に関するデータ提供を行っています。

大口株主のESG動向調査

大口株主のESGの取り組み動向を調査し、発行体企業への影響を分析します。

ESGに関わるコンサルティングメニュー

ESGアドバイザリーサービス

- ESG市場の最新動向、長期投資家の視点
- 経営とESGの統合、情報開示のポイント ほか

統合報告書レビューサービス

- 投資家の知見、制作者としての知見を踏まえたESG情報開示についてのレビュー ほか

統合報告書支援サービス

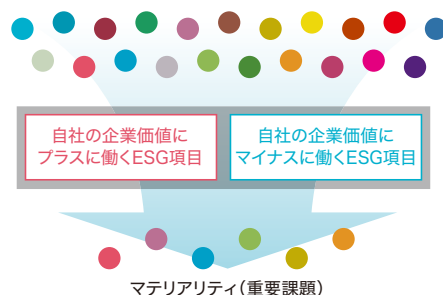
- ESGに関する現状分析支援
- 価値創造プロセスの策定支援
- マテリアリティの特定支援 ほか

海外投資家向けESG-IR支援サービス

- ESG-IR活動に向けた投資家ターゲティングから面談アレンジまでトータルサポート

参考 マテリアリティについての基本的な考え方

ESG項目(ステークホルダーへの影響度の高いテーマ)



事業と一体となった社会貢献

アニマル・ウェルフェアの取り組み支援

私たちが普段口にする食料品では「安全・安心」に対する配慮に加えて、生産過程での動物への配慮が消費者や法律により求められる時代となってきました。アニマル・ウェルフェア（動物福祉）の観点から、食料向けの家畜・家禽類の生育環境に関する適切な配慮が求められています。

卵生産用の採卵鶏の飼育は狭小な籠（ケージ）の中で行うのが一般的ですが、雛から成鶏までより自然に近い環境下で生活できる「ケージフリー」による養鶏飼育方法が普及してきました。そこでは鶏が止まり木や巣へアクセスすることが可能な設計になっており、鶏の習性に適合した快適な環境に近いとされています。

三井住友信託銀行では、穀物メジャーのカーギル社および米国の鶏卵製造業者と連携し、全米鶏卵生産者団体の定めるケージフリーの基準を満たした生産方式によって生産された鶏卵が供給可能となる養鶏場建設プロジェクト向けのファイナンスを実行しました。鳥インフルエンザ対策などのバイオセキュリティ管理体制も備えており、

最終的には合計で300万羽超の鶏の飼育が可能な全米有数の規模の鶏卵製造業者となります。

消費者のアニマル・ウェルフェアに対する意識向上に伴い、最も普及が進む欧州におけるケージフリーエッグの比率は約70%、米国でも2025年までに約70%の占有率まで高まると見られています。外食産業、小売業もお客さまの要求に応えるためケージフリーエッグへシフトしつつあります。三井住友信託銀行では、投融資における環境・社会配慮の新しい分野としてアニマル・ウェルフェアの普及・拡大に取り組んでいきます。



ケージフリーによる飼育



従来の飼育

八大疾病保障・三大疾病保障・ガン保障

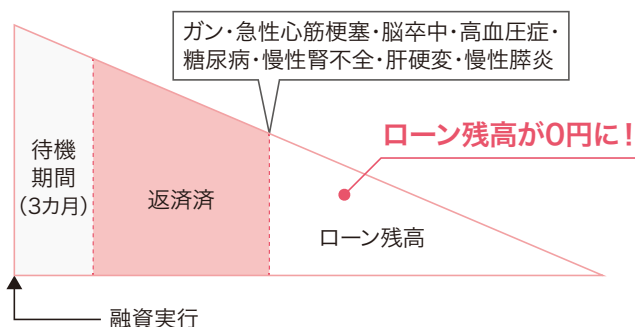
ガン・急性心筋梗塞・脳卒中、および五つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）を八大疾病とした場合、日本における罹患者数は年齢を経るにつれて増加しています。三井住友信託銀行は、お客さまが住宅ローンの返済中に八大疾病と診断されたとき、住宅ローン残高を保障するサービスを取り扱っています。

本サービスには、「八大疾病保障」「三大疾病保障」「ガン保障」の三通りがあり、住宅ローンのお借入年齢が20歳以

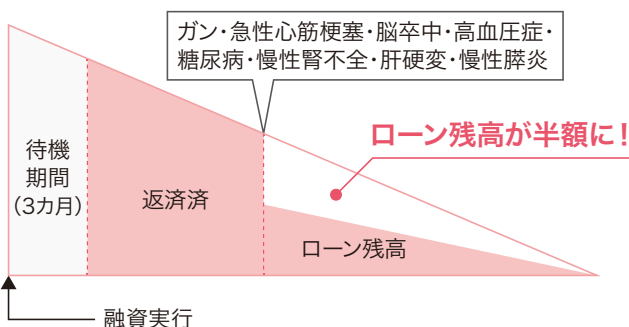
上46歳未満の方、46歳以上56歳未満の方が、それぞれのニーズに合わせて保障内容をお選びいただけます。

保障内容には、ローン残高が0円になる「100%給付型」と、ローン残高が半額になる「50%給付型」があります。また、「八大疾病保障」「三大疾病保障」をお選びいただいた20歳以上46歳未満のお客さまには、八大疾病以外の病気や怪我によって入院した場合も一時金などが保障される「トリプル入院保障」が付いています。

100%給付型の場合 住宅ローン残高が0円に



50%給付型の場合 住宅ローン残高が半額に



金融円滑化への取り組みについて

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまからの各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切にお応えするなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに適切に対応する体制、本部における営業店の対応状況を適切に把握する体制を整備すると

ともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用ダイヤル等で受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来致しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、東日本大震災および熊本地震の影響を直接または間接に受けているお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数

▶ お客さまが中小企業者である場合

(単位:件)

	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末
貸し付けの条件の変更等の 申し込みを受けた貸付債権の数	4,086	4,173	4,265	4,314	4,366	4,447	4,511	4,568
うち、実行に係る貸付債権の数 ()は貸付の比率	3,772 (92.3%)	3,863 (92.6%)	3,956 (92.8%)	4,006 (92.9%)	4,055 (92.9%)	4,122 (92.7%)	4,181 (92.7%)	4,232 (92.6%)
うち、謝絶に係る貸付債権の数 ()は謝絶の比率	73 (1.8%)	74 (1.8%)	78 (1.8%)	79 (1.8%)	81 (1.9%)	86 (1.9%)	89 (2.0%)	93 (2.0%)
うち、審査中の貸付債権の数 ()は審査中の比率	41 (1.0%)	32 (0.8%)	17 (0.4%)	11 (0.3%)	10 (0.2%)	9 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
うち、取り下げに係る貸付債権の数 ()は取り下げの比率	200 (4.9%)	204 (4.9%)	214 (5.0%)	218 (5.1%)	220 (5.0%)	230 (5.2%)	236 (5.2%)	241 (5.3%)

※2017年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。

なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

▶ お客さまが住宅資金借入者である場合

(単位:件)

	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末
貸し付けの条件の変更等の 申し込みを受けた貸付債権の数	4,557	4,720	4,881	5,010	5,130	5,323	5,567	5,786
うち、実行に係る貸付債権の数 ()は貸付の比率	3,729 (81.8%)	3,878 (82.2%)	3,995 (81.8%)	4,087 (81.6%)	4,179 (81.5%)	4,319 (81.1%)	4,474 (80.4%)	4,598 (79.5%)
うち、謝絶に係る貸付債権の数 ()は謝絶の比率	69 (1.5%)	76 (1.6%)	83 (1.7%)	92 (1.8%)	102 (2.0%)	120 (2.3%)	141 (2.5%)	171 (3.0%)
うち、審査中の貸付債権の数 ()は審査中の比率	84 (1.8%)	69 (1.5%)	73 (1.5%)	69 (1.4%)	56 (1.1%)	50 (0.9%)	49 (0.9%)	67 (1.2%)
うち、取り下げに係る貸付債権の数 ()は取り下げの比率	675 (14.8%)	697 (14.8%)	730 (15.0%)	762 (15.2%)	793 (15.5%)	834 (15.7%)	903 (16.2%)	950 (16.4%)

※2017年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み509件、実行427件、謝絶18件、審査中0件、取り下げ64件。

なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

資産運用業務 における ESG課題への 取り組み

企業活動に起因する環境や社会への影響が拡大しており、それらの環境問題、社会問題に対してサプライチェーンで対応することの重要性が増しています。

当グループは、資産運用にESGの視点を取り入れて投資先企業との対話を重ね、それぞれの業種が関係するSDGsの目標に対しポジティブ・インパクトをもたらすよう努力します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

ESG投資への取り組み

三井住友信託銀行は「責任ある機関投資家」として、企業業績など短期的に株価に影響を与える財務情報に加え、中長期的なビジネス機会やリスクなど企業価値に影響を及ぼす要因であるESG情報を考慮に入れた株式や債券の運用に取り組んでおり、企業とのエンゲージメントや議決権行使といったスチュワードシップ活動においてもESG課題の解決を重要視しています。

ESG課題は財務情報には表れない非財務領域の課題で

あり、時間の経過とともに企業価値に大きな影響を及ぼす可能性があります。三井住友信託銀行では、ESG課題への対応が中長期的なアップサイドポテンシャルの追求とダウンサイドリスクの抑制につながると考えており、積極的なESG課題への対応は、お客さまの投資リターンの拡大を図る責任、すなわちスチュワードシップ責任を果たすことにつながると考えています。

1. 三井住友信託銀行のESG活動の歩み

ESG投資が世界的に急拡大するなか、三井住友信託銀行はESGに関する諸問題に積極的な取り組みを行い、お客さまの利益に資する活動を推進しています。

三井住友信託銀行のESG活動は2003年の日本株SRIファンドのご提供から本格的にスタートしました。PRI（責任投資原則）には2006年5月の制定時に署名を行い、PRI

の六つの原則に則った方針を策定して、最新の動向を踏まえた取り組みを行っています。

また、企業の「稼ぐ力」を見極める仕組みとして、ESGを含む非財務情報を分析・評価する独自手法「MBIS®」を2015年4月に導入し、MBIS®をエンジンとするクオリティ・グロース日本株ファンドのご提供も開始しています。

三井住友信託銀行のESG活動の歩み

2003年	日本初、企業年金向け日本株SRIファンドのご提供開始
2004年	確定拠出年金向けSRIファンドのご提供開始
2006年	PRI（責任投資原則）に署名
2008年	大手公的共済にSRIファンドのご提供開始
2010年	中国株SRI公募投信のご提供開始
2014年	日本版スチュワードシップ・コード受け入れ
2015年	非財務情報評価「MBIS®」の導入 クオリティ・グロース日本株ファンドのご提供開始 社債運用における「事業リスク評価」にESGの概念を織り込み開始 2015年サステナブルファイナンス大賞※1にて優秀賞受賞※2
2016年	2016年サステナブルファイナンス大賞にて2年連続優秀賞受賞※3
2017年	スチュワードシップ活動諮問委員会、スチュワードシップ推進部設置 改訂版スチュワードシップ・コード受け入れ

※1（一社）環境金融研究機構選定（年1回）

※2「国内株式アクティブ運用へのESGインテグレーション」

※3「国際規範・ルールに基づくグローバル・エンゲージメント活動」



PRI(責任投資原則)への積極的な関与

国連機関が主導して制定されたPRI(責任投資原則)は、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することをうたったものです。三井住友信託銀行は2006年5月の制定時にPRIに署名し、六つの原則に則った方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。また、PRIはこれらの6原則に関するコミットメントや進捗状況について署名団体の報告に基づいて評価(最高A+、最低E)しています。三井住友信託銀行は、下表の通り総じて良好な評価を得ており、総合評価では3年連続で「A+」を獲得しています。今後は、債券投資のESGインテグレーションを推進するなど、課題の改善に取り組んでいきます。

三井住友信託銀行に対するPRIアセスメント状況

		2017
責任投資へのアプローチ(総合評価)		A+
上場株式における責任投資への統合状況		A+
上場株式におけるアクティブ・オーナーシップ		A
	エンゲージメント	A+
	議決権行使	B
債券投資における責任投資		C
	国債等	C
	社債等	B



2. 非財務情報評価「MBIS®」(エムビス)について

三井住友信託銀行では、投資先企業の持続的成長を見極めるため、企業が提供する商品・サービスの付加価値の高さやその持続性、付加価値の提供を支えるガバナンス体制、持続的成長の基盤となる社会・環境への影響度など、財務情報では表現しきれない「非財務情報(ESG情報)」を収集・分析・評価しています。

このような非財務情報に基づき、持続的成長に向けた企業の強み・課題を評価するツールが、当社独自に開発したMBIS®という枠組みです。

MBIS®のMは経営(Management)、Bは事業基盤(Business Franchise)、Iは市場動向(Industry)、Sは事業戦略(Strategic)を表しており、企業のESG課題への取り組みに対する評価をMに、ESGの事業化・収益化への評価をSに取り込んでいます。

また、ESG課題への取り組みはISO26000(社会的責任に関するガイダンスを提供する国際規格)の七つの中核主題を軸とした評価を行っており、ISO26000を介してSDGsとの親和性を図っています。

M	Management (経営)	チェック項目(20項目) ●戦略実行力 ●改善力・改革力 ●ESGへの取り組み ●資本&投資効率性
B	Business Franchise (事業基盤)	チェック項目(14項目) ●顧客価値 ●顧客基盤 ●参入障壁
I	Industry (市場動向)	チェック項目(7項目) ●市場前提 ●競争環境 ●規制・政策
S	Strategy (事業戦略)	チェック項目(10項目) ●マーケティング ●事業ポートフォリオ ●ESGの収益化 ●投資・M&A等

MBIS®は経験豊富なリサーチ運用部のアナリストが付与します。MBIS®スコアはM・B・I・S各々に付与された点数の合計値ですが、M・B・I・S各々には企業の強み・課題を見極めるためのチェック項目が網羅的に設けられており、点数付与に際しては、特定要素での強み・課題が著しく全体に影響を与える場合は、その要素の評価のみでスコア化が可能な運営としています。

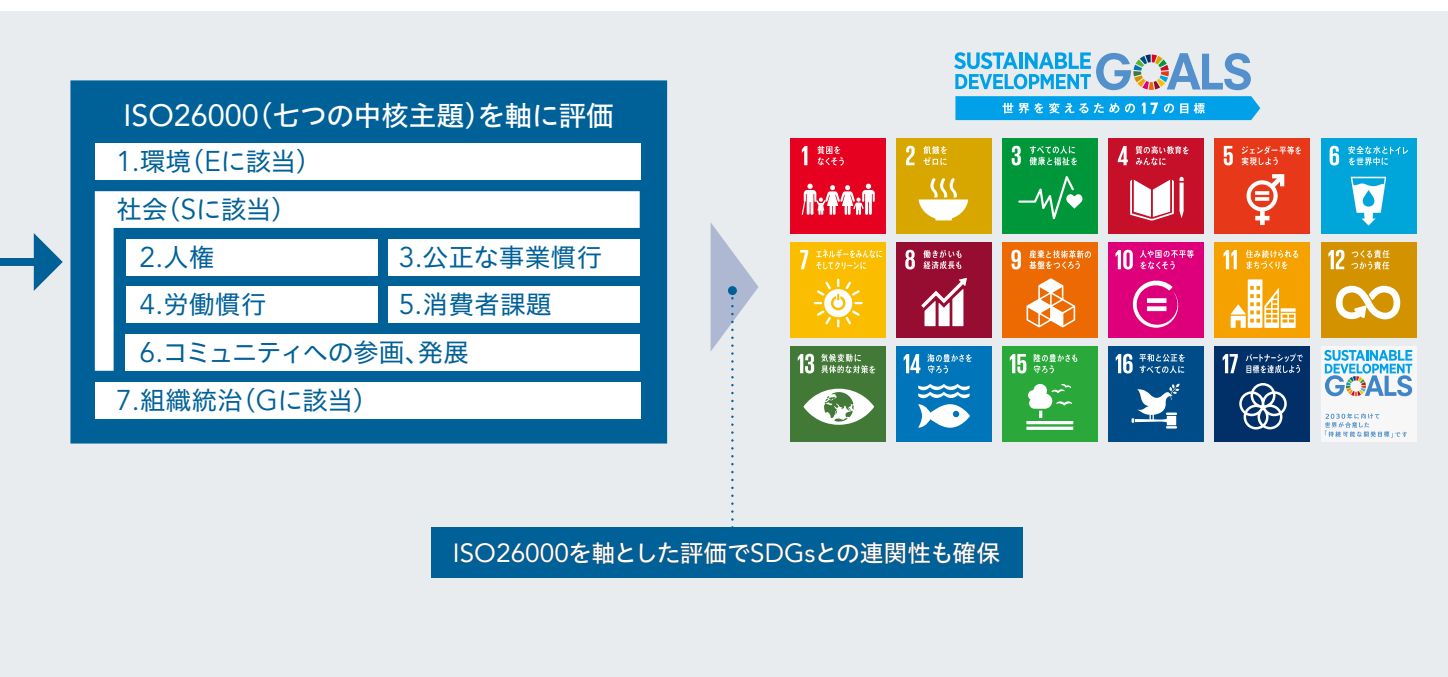
MBIS®の目的は持続的成長に向けた企業の強み・課題を見極めることにあり、特定要素の強み・課題が他の要素の評価の中に埋没しないようにするためです。

なお、MBIS®の高度化策として、定期的なモニタリングによるMBIS®スコアの適切性検証のほか、社外有識者等との議論を踏まえたMBIS®項目の定期的な見直しも行っています。

ESG投資におけるSDGsの活用について

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年までの国際目標です。SDGsは、地球規模で直面するESG課題に対処するため、国際法の尊重を含め国連憲章の目的と原則によって導かれているもので、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットにより構成されています。

SDGsでは、全ての企業に対してその創造性およびイノベーションを活用して、持続的発展のための課題を解決するように求めており、企業側の意識も高まっています。三井住友信託銀行では、SDGsが企業の将来的なビジネスチャンスおよび持続的成長につながるとの観点から、SDGsの概念をMBIS®に取り込むとともに、その17のゴールを念頭に置いたエンゲージメントを行っています。



3. ESGインテグレーション

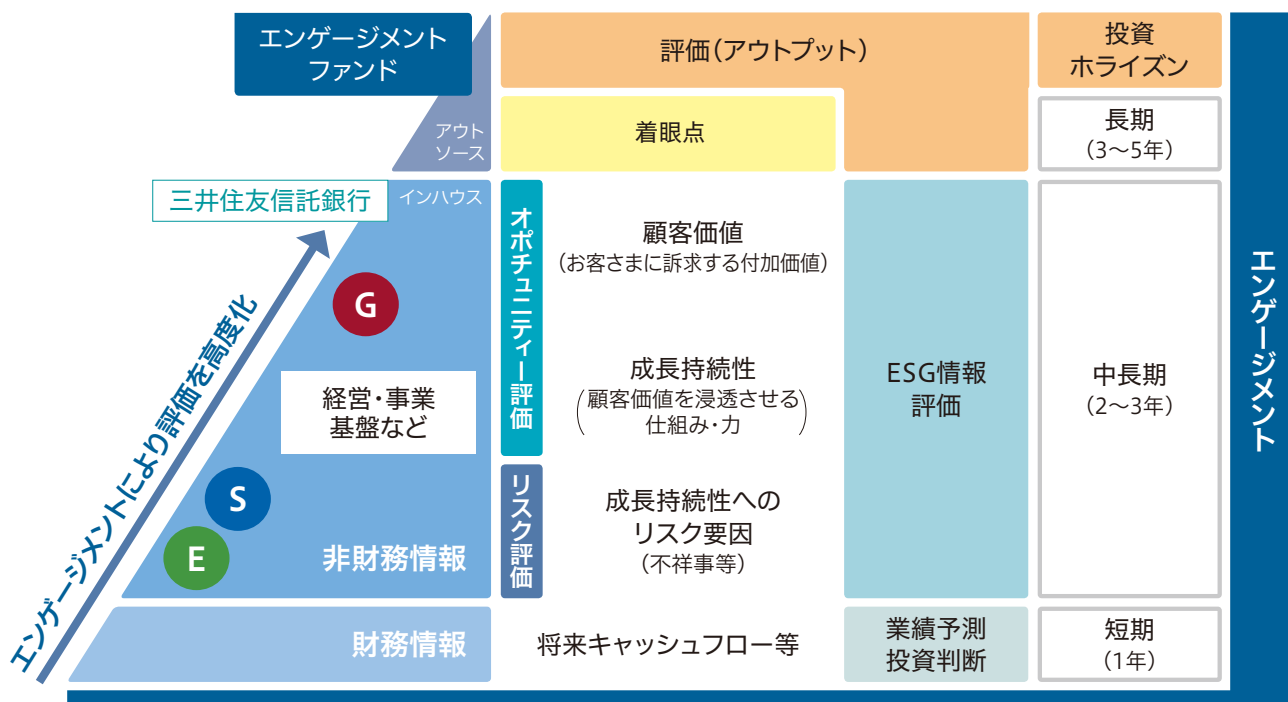
三井住友信託銀行では、投資先企業を評価する際に定期的に発信される財務情報に加えて非財務情報（ESG情報）も活用しています。投資にあたって企業を評価する際、短期的には業績等の財務情報が重要となりますが、中長期的には当該企業の継続的な成長に関する評価が重要となります。

このため、三井住友信託銀行では、持続的な企業収益の維持・改善を見極めるために、企業の提供する商品やサービスの付加価値の高さ、その持続性、および付加価値の提供を支えるガバナンス体制の強固さなどに関する非財務情報（ESG情報）を収集し、三井住友信託銀行独自の評価ツールであるMBIS®で評価し、これを株式運用でのアク

ティブリターンの向上とダウンサイドリスクの低減のために銘柄選択に取り込んでいます。

これが三井住友信託銀行の「ESGインテグレーション」です。2015年に取り組みを開始し、現在では全ての国内株式アクティブファンドにおいて投資手法として取り込んでいるほか、社債（クレジット）投資を行う一部の国内債券アクティブファンドにおいても同様の取り組みを行っています（対象は総額約2.4兆円）。

ESG評価をどのように活用するかは、個々のファンドの運用スタイルに応じて異なります。例えば株式投資における投資ユニバース選定時のスクリーニングに用いることもあれば、投資対象銘柄の絞り込みに用いる場合もあります。



日本株RI旗艦ファンド「SRIファンド」

2003年から運用を開始しており、日本では最も歴史ある責任投資ファンドの一つです。ESGに注目し、それらの財務リターンの向上への貢献度などを考慮して投資銘柄を選定しており、三井住友信託銀行のSRIファンド運用チームによる知見と日本総合研究所による基礎調査が特徴となっています。

日本有数のシンクタンクである日本総合研究所が、2,000社を対象にアンケート調査を実施し、ベスト・イン・クラスをユニバース候補として選定します。これまでのE(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)の評価項目に加え、2013年度からはV評価(Value:成長性評価)を加えまし

た。V評価はESGに関する取り組みの企業業績へのつながりを評価するものです。

日本総合研究所が選定したSRIユニバース候補群から、信用リスクの高い銘柄等を排除し、株式運用部長を議長とする月次の会議でSRIユニバースを決定します。ファンドマネージャーはSRIユニバースを対象に、①ESGへの取り組みによる成長性評価と②国内株式アナリストによる独自業績予想をベースとしたバリュエーション、業績モメンタムといった株価評価を実施、対TOPIXでの超過リターンを追求します。

クオリティ・グロース日本株ファンド(リサーチ・ROE向上型)

三井住友信託銀行では、企業の「稼ぐ力」に注目し、非財務情報を活用したMBIS®による企業分析を基に、ROEの持続的な向上が見込める銘柄に集中投資する「クオリティ・グロース日本株ファンド」(Japan Quality Growth Fund)を2015年から運用しています。

当ファンドは、ROEの構成要素である事業マージンに着眼し、収益の拡大を実現する企業を、「顧客価値」と「成長持続性」の評価軸として選択します。資本の圧縮によるROE改善には持続性がないことから、収益の拡大(「稼ぐ

力」の向上)に着目します。

ROEが高水準で持続する企業の株価は市場をアウトパフォーマンスしています。当ファンドでは、トップライン成長に伴う収益の拡大によりROEの向上が期待できる企業を選別します。

当社のアナリストカバー銘柄を対象に、定量・定性スクリーニングを経て、最終的にファンドマネージャーが20～50銘柄を選定する投資プロセスです。

債券運用とESGインテグレーション

三井住友信託銀行では、社債投資を行うにあたって、当社独自の信用力判断のために社内格付の付与を行い、当該企業の信用力を評価しています。

社内格付は、信用力に対する説明力が高い「規模」「財務構成」「収益力」「返済力」に着目した「定量モデル」に、それ

ではカバーできない「定性判断」を加えることにより決定しています。

定性判断において、重要な要素である「事業リスク評価」にESGの概念を織り込むことにより、債券運用におけるESGインテグレーションを図っています。

4. ESG課題に関する対応方針(ESGガイドライン)

三井住友信託銀行の対応方針

グローバルなESG課題とその改善に関して、機関投資家は重要な役割を担っています。投資先企業に関する財務情報分析を的確に行い、当該企業のESG課題および将来的に生じ得るリスクを認識した上で、企業側に課題の改善を促す活動は、グローバルな機関投資家が取り組むべき重要な課題です。

三井住友信託銀行は日本版スチュワードシップ・コードに賛同する「責任ある機関投資家」として、またPRIへの署

名機関として、ESG課題について投資先企業に積極的な働きかけ(エンゲージメント・議決権行使)を行い、課題解決を促すことにより、企業および社会全体の持続的成長に資することを目指しています。

こうした観点に基づき、当社は以下のESGガイドラインを定めています。当ガイドラインは国際的に批准されている基本的な枠組みを尊重し、原則として国連グローバル・コンパクト(共通認識)を踏まえた内容となっています。

三井住友信託銀行のESGガイドライン全文

(環境)

企業は、商品や活動による環境への影響に責任を持つことが期待される。

- (1)すべての環境法令に準拠すること
- (2)環境への影響を最小にすること

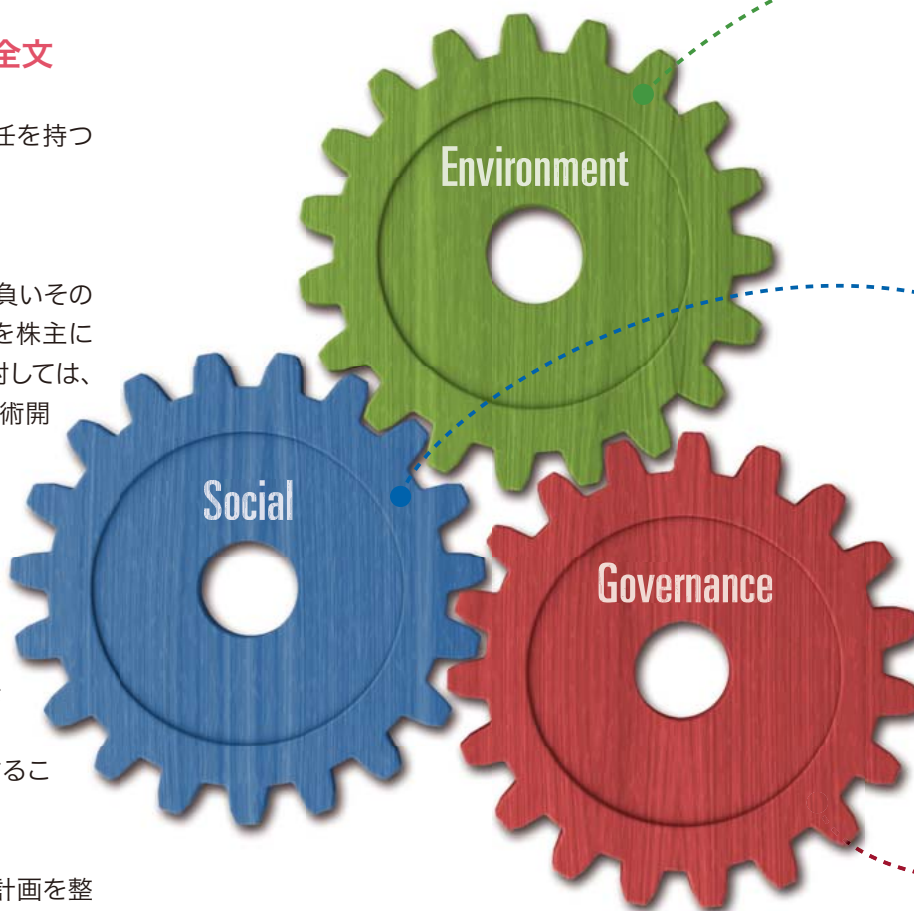
当社は、企業が環境インパクトについて責任を負いその義務を遂行するためのポリシーやガイドラインを株主にに対し明示することを期待する。環境インパクトに対しては、予防的かつ最小限にとどめ、それを促進させる技術開発と伝播を推進することを期待する。

(社会・労働)

企業は、国際的な労働権利を順守し安全かつ健全な労働環境を築くことが期待される。

- (1)すべての労働法規を順守すること
- (2)良い労働基準を維持するために適切な手段をとること
- (3)健康・安全管理手法を規定し、それが実現することを担保すること
- (4)従業員の就労機会を平等に与えること
- (5)自己啓発、トレーニングに関するポリシーや計画を整備すること
- (6)優秀な人材を確保し会社方針・方向性に合わせること
- (7)国際的に認知された人権侵害をしないよう適切な方策を講じ、侵害の可能性が高い国で活動している場合、その受注・発注先についてのガイドラインを設定すること

当社は、企業による人権侵害を許容しない。国際的な労働基準を遵守し従業員に対して安全かつ健康的な労働環境を提供することを期待する。特に、雇用における差別の禁止、児童労働の禁止、強制労働の根絶、労働団体交渉権を確保することが重要と考える。



(ガバナンス)

企業は、贈収賄、強要などの腐敗を避ける義務だけでなく、腐敗防止に取り組む方針や具体的プログラムを定める責任を持つことが期待される。

(1) 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組むこと

(2) ビジネス倫理や国際的道德規準を維持し、企業イメージやレピュテーションについて負の影響がないように努力すること

当社は、企業に腐敗を防止しビジネス道德を遵守することを期待し、企業活動に関して取締役会がその監視と方向性を保つことを期待する。



E
環境

Environment

ESGの切り口

- 気候変動
- 水リスク
- 生物多様性
- 汚染(水質・大気・土壌)
- エネルギー
- 資源管理

ESG投資の視点

- 温室効果ガスの削減
- 省エネの推進と再生エネルギーへの転換
- 自然資本に与える影響や依存状態に関する管理
- 新たなビジネス機会の追求 など



S
社会

Social

ESGの切り口

- 人的資本
- 人権問題
- コミュニティ
- 人口変動

ESG投資の視点

- 人的資本の高度化
- 女性活用などのダイバーシティ推進
- 人権侵害の防止
- 地域社会への貢献 など



G
ガバナンス

Governance

ESGの切り口

- コーポレートガバナンス
- リスク管理
- サステナビリティ戦略

ESG投資の視点

- 持続的成長を支えるガバナンス体制
- サステナビリティに対する経営のコミットメント
- サプライチェーンマネジメント など

5. グローバルなESGエンゲージメントについて

ESGガイドラインに則り、三井住友信託銀行ではESG課題に対するさまざまなエンゲージメントをグローバルに行っています。

国内では、経験豊富なリサーチアナリストとスチュワードシップ推進部の専任担当者による独自のエンゲージメントに加え、今後は機関投資家協働対話フォーラムを通じた集团的エンゲージメントを有効に活用し、投資先企業にESG課題の改善を促していきます。

一方、海外では専任担当者による独自のエンゲージメン

トのほかに、さまざまな国際的な枠組みを活用した取り組みも行っています。

具体的には、①PRI等に基づく活動、②国際規範に基づく不祥事等に対処する活動、③企業経営の効率化や秀でたコーポレートガバナンス構築を求めている活動、を軸とするエンゲージメントです。当社はこれらの活動に積極的に参加し、一部の国際的な枠組みにおいてはワーキンググループの推進役(リード・マネージャー)を担うなど、ESG課題を持つ企業のリスク抑制に効果的かつ効率的に取り組んでいます。

気候変動とエンゲージメント

三井住友信託銀行では、気候変動の課題に関する情報開示やリスクアセスメントを求めるエンゲージメントを行っています。「気候関連財務情報開示タスクフォース」(Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD)が求める「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」と「リスクと投資機会」に関して気候変動が株主価値に与えるインパクトが大きいと思われるエネルギーや発電事業を行う会社に対して開示を求めます。

ち764社が、森林資源では838社のうち211社が回答しており、回答率は低いながらも徐々に上昇しています。

三井住友信託銀行はCDPへの参加とともに、CDPの開示情報をESGエンゲージメントや運用プロセスで活用しています。また、三井住友信託銀行が参加するPRIのパーム油、水リスクの両ワーキンググループにおいても同調査結果を基に、投資先企業とのエンゲージメントを図っています。

Climate Action 100+への参画

三井住友信託銀行は、2017年12月から5年間にわたって実施される温暖化企業に対する共同エンゲージメントであるClimate Action 100+に参画しました。この活動はTCFDを基に行われ、温室効果ガス排出量の多い100社を世界中からリストアップし、PRIやCERESなどの署名機関と共同でエンゲージメントを行って情報開示を求めるものです。三井住友信託銀行は、アジア・太平洋地域を担当して日本企業に対するエンゲージメントを実施します(詳細は14頁参照)。

CDPへの参加による投資先企業の

水リスク・森林資源関連情報の開示促進

国際NGOであるCDPでは、機関投資家が連携して企業に対して気候変動への戦略などを求める活動を行っています。気候変動、水リスク、森林資源の三つが主な活動領域ですが、気候変動が最も古く、水リスク、森林資源が新たなテーマとして順次追加されました。CDPによる2017年の調査では、水リスクの質問票が送付された1,461社のう

自然資本とエンゲージメント

自然資本とは、法人等、組織が価値創造の際に依拠する六つの資本の一つと位置付けられ、「組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセス」と定義されます。具体的には、空気、水、土地、鉱物および森林、生物多様性、生態系の健全性が含まれると整理されています。

人間の生活は自然資本とそれが生み出す生態系サービスにより成り立っており、そのため自然資本を構成する自然資源を賢く活用することは、環境保全だけでなく社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにすると考えられます。一方、自然資本を破壊することは、気候変動によるインパクト同様、負の外部経済効果をもたらします。

三井住友信託銀行では、エンゲージメントにおいて、サプライチェーンを含めた自然資本の活用状況やリスクに

ついてのガイドラインやポリシーを求め、長期的観点からリスクコントロールを行うことを要請しています。

国際規範・ルールに基づくエンゲージメント

三井住友信託銀行では、国連グローバル・コンパクトやOECD多国籍企業行動指針などの国際規範に照らして是正が必要と判断した企業行動について、ISS-Ethix[※]の責任投資専門チームと協働し、企業と問題解決に向けて話し合い、対策の実行を検証します。投資先企業の問題を解決して潜在価値を高める責任投資手法であり、世界の株式市場を国際社会の縮図と見なしてレベルアップを図っています(詳細は27頁参照)。

※議決権行使助言会社ISSがスウェーデンのEthix社を買収し設立したコンサルティング会社で、ESGに関するさまざまなアドバイスを行っている。

社会課題・人権とエンゲージメント

企業活動がグローバルに拡大し市場がボーダーレス化する国際社会の抱える課題はより複雑化しており、企業経営にさまざまな影響を与えています。ビジネスのグローバル化に伴い、サプライチェーンにおける人権問題、地域住民の権利など、今まで企業が考えていた雇用領域以外での社会・人権課題を取り込む要請が高まってきました。国際社会の取り組みとしては、2011年に国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されビジネスの人権への関わり方を考える契機となっています。

当グループの人権に関する取り組み方針

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責

任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において個人の尊重を掲げあらゆる企業活動において、個人の権利、多様な価値観を尊重し不当な差別行為の排除をうたっています。この方針を徹底するために2013年12月に人権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定しました。

三井住友信託銀行では、前述の方針を踏まえ企業活動において直接的に人権侵害や社会問題、非人道性が疑われる活動や事案のみならず、サプライチェーンにおけるリスクについても回避するよう求め関連する諸法令の遵守を求めています。

TOPIC

対地雷とクラスター爆弾に関連する企業とのエンゲージメント

対地雷ならびにクラスター爆弾問題に対しては、人道的観点や平和と安定の維持、復興開発への障害となることから国際的な取り組みがなされています。世界の金融業界は、同関連企業に対する金融的な幫助を回避するため、融資、投資銀行サービス、株式や債券への投資といった金融サービスを行わない動きが広まっているほか、製造を停止するよう働きかけを行っています。

三井住友信託銀行ではクラスター爆弾を製造する企業※に対して、製造停止を求めるエンゲージメントを積極的にを行い、それを公表しています。具体的には、クラスター爆弾

を製造するテクストロン社(米国)に対し、三井住友信託銀行は製造停止を継続的にエンゲージメントしてきましたが、2015年11月に撤退を表明したシンガポール テクノロジーズ社(シンガポール)に続き、テクストロン社も2016年8月に撤退を表明しました。こうした活動が評価され、オランダのNGOが公表する同製造事業への投融資を禁止した金融機関のリスト※において、三井住友信託銀行は国内金融機関として唯一「次点リスト(46社)※」に入りました。

※オランダのNGO、バックス・クリスティが報告書「クラスター爆弾への世界の投資：共通した責任」に掲載している企業リストを参考にしている。

ダイバーシティへの取り組みに関するエンゲージメント

グローバルな活動を行う企業は、人種・性別を問わず有能な人材を集めて活用し、競争力の強化を図る必要があります。その動きはコーポレートガバナンスにおける取締役会の役員構成にも見られ、取締役会のダイバーシティを求める動きが世界的に顕在化しています。三井住友信託銀行では、こうした動きや法令・規範の動向に合わせ、女性取締役の採用を軸としたダイバーシティへの取り組みをグローバルに強化しました。

このうち、フランス、オランダ、ノルウェーなどの法令・規範※1が明確な国については、会社のディスクロージャー資料・株主総会資料等を通じて、女性取締役比率の目標に対する進捗を確認しています。なお、フランスでは2017年までに当該比率を40%(2016年:34.4%)とすることを目標としています※2。

一方、英国および米国には規範的な枠組みがないため、自主的なイニシアティブ(問題解決に向けた新たな取り組み

を求める組織)による活動となっており、英国には「30%クラブ」が、また米国を中心とした9カ国では「30%コアリション」が存在します。英国の「30%クラブ」はFTSE100※3採用企業の女性取締役比率を最低でも30%に引き上げる目的で2010年に設立されました。「30%コアリション」は「30%クラブ」に続き設立されたもので、女性取締役比率を30%にすることを含む女性の躍進に対してコミットメントしています。

三井住友信託銀行は、これら二つのイニシアティブに2017年2月、署名しました。これらを通じた活動により、同4月から9月の間に計6件のエンゲージメントを実施しました。当社では、今後、この分野での活動をさらに拡大していく方針です。

※1 女性の取締役への登用比率を決めて、それを義務化(もしくは努力義務)している。

※2 European Women on Boards, Gender Diversity on European Boards, 2016

※3 英国の代表的な株式指数

不動産業務 における ESG課題への 取り組み

経済社会の発展に伴って、建築物のエネルギー消費に伴う地球温暖化が進行し、都市域が拡大することに伴って生物多様性の毀損などの環境破壊が拡大しています。

当グループでは、エネルギー効率性、資源効率性の高い都市や建築物、生産効率改善に貢献する建築物といった環境配慮不動産の普及拡大を目指します。高い環境性能などがもたらす収益の向上やリスクの低減によって不動産の価値向上に資する取り組みを推進していきます。



環境不動産の価値創造プロセス

企業活動の中に環境不動産を取り入れることは、企業保有不動産の価値の向上、ひいては企業価値の向上につながるものと考えられます。三井住友信託銀行は、不動産事業として専門性の高いビジネス基盤の上に、環境不動産

のパイオニアとしての高度な知識・ノウハウとネットワークを加えて、環境不動産の導入に関するさまざまなビジネスを提供しています。

環境不動産が求められる背景 ▶57頁

パリ協定、PRI、ESG投資、GRESB、コーポレートガバナンス・コード…

三井住友信託銀行の ビジネス基盤 ▶58頁

- 不動産事業の高度なビジネス基盤
- 環境不動産のパイオニアとしての主な取り組み

環境不動産の ビジネスラインアップ ▶59頁

- 「CASBEE-不動産」認証申請支援
コンサルティング
- 建築時における環境配慮に向けたお手伝い
- 補助金の採択に向けたお手伝い
- スマートタウン・スマートシティの
価値「見える化」と構想策定支援

提供する価値 ▶64頁

- 環境不動産の付加価値
- 企業価値の向上に向けて

環境不動産が求められる背景

2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が締結され、2016年11月に発効しました。批准国である日本においても今後、環境規制の強化が予測されます。

国内の政策面では、2015年に建築物省エネ法が公布され、2,000m²以上の非住宅建築物については、新築時に省エネルギー基準に従うことが義務付けられました（2017年施行）。一方、サステナブル建築物等先導事業等、環境性能の高いプロジェクトに対して国が補助金交付等を行う仕組みについても充実しつつあります。

世界の投資・金融セクターにおいては、地球環境問題への対応は不可欠な課題と認識されています。2006年に国連の主導でESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した投資の世界的なプラットフォームである責任投資原則（PRI）が提唱され、欧米の機関投資家など1,500を超える機関が署名しています。また国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）においては国内外で200を超える銀行・保険・証券会社等が、ESGへの配慮を統合した金融システムへの転換を進めています。2015年には日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が責任投資原則（PRI）に

署名したことも、大きな動きといえます。

（当グループはPRIとUNEP FIについて、発足当初に署名を行っています。）

さらに2009年には、欧州の主要年金基金を中心にGRESB（グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク、「グレスビー」と読みます）という、不動産セクターのサステナビリティ（持続可能性）を測るベンチマークが創設され、投資判断に活用されています。2017年には日本からのGRESB評価への参加者が53となり、このうち不動産投資法人（J-REIT）は34社で、J-REIT市場時価総額の約85%に達しています。

国内投資・金融セクターにおいても2015年、責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）について200を超える機関が受け入れを表明するとともに、上場会社のサステナビリティへの対応を原則に含むコーポレートガバナンス・コードが東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として適用が開始されています。

今まさに、不動産においても環境への配慮が求められているといえます。

三井住友信託銀行のビジネス基盤

三井住友信託銀行は、信託銀行としての幅広い取引基盤を生かし、不動産仲介や証券化、コンサルティング、鑑定評価から投資事業まで、グループの総合力を生かし、専門性の高い事業を幅広く展開しています。

環境不動産に関しては2005年、環境不動産のもたらす付加価値に関する論文の発表を皮切りに、「環境性能」と

それに伴う「付加価値」を分かりやすく示すことを中心に、多くの提言を行ってきました。

2010年には国内金融機関として初めて、環境不動産の専任組織を設置しました。不動産事業の高度なビジネス基盤に加え、環境不動産のフロンティアとしての取り組みを通じて、環境不動産の普及に向けたビジネスを展開しています。

不動産事業の高度なビジネス基盤

不動産仲介・コンサルティング機能

- 不動産仲介(個人/法人)
- 不動産コンサルティング(国内/海外)
- 不動産投資顧問(国内/海外)

不動産アセットファイナンス機能

- ファンド/ノンリコースローン(国内/海外)
- J-REIT/ファイナンス・アレンジメント
- ファンド/エクイティ投資(プリンシパル)

ノンリコースローン残高約2.3兆円※2
(社債型・REIT向けを含む)

不動産カストディ機能

- 不動産信託受託
- 資産保管・一般事務(会計事務/機関運営)
- 不動産信託受託残高…本邦信託銀行1位※2
- 名簿管理受託
- 資産保管受託
- 一般事務受託(会計)
- 一般事務受託(機関運営)

J-REIT受託
シェア1位※3

不動産運用機能

- 私募ファンド運営業務
(三井住友トラスト不動産投資顧問(株))
- 受託資産運用業務(年金基金等)
- グループ企業
- 上場REIT資産運用業務
(三井物産ロジスティクス・パートナーズ(株))

三井住友
信託銀行
「The Trust Bank」
不動産関連収益
約525億円※1

※1 2017年3月期実績。グループ会社合算。

※2 2017年3月末現在。

※3 2017年4月1日現在。受託者数ベース

環境不動産のパイオニアとしての主な取り組み

【スタート】

東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文『不動産に関する「環境付加価値」の検討』で最優秀賞受賞(2005年、P16参照)

【CASBEEに関する取り組み】

- CASBEE不動産評価検討小委員会幹事(2007年～)、CASBEE-不動産による認証の開始(2013年、P8参照)

【研究会主催】

- サステナブル不動産研究会主催(2007年～)、成果物公表(2009年、2015年)
- スマートシティ研究会主催(2013年～)、成果物公表(2016年)

【不動産鑑定評価に関する取り組み】

- 日本不動産鑑定協会環境付加価値ワーキンググループ座長(2007年～)
- オフィスビル性能等評価・表示マニュアル作成委員会委員、「オフィスビル性能等評価・表示マニュアル」発表(2017年)

【国連環境計画における取り組み】

- 国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループメンバー(2007年～)、責任不動産投資(RPI)の事例集や手引き集を順次公表

【国および自治体との取り組み】

- 国土交通省「環境不動産普及促進検討委員会」委員(2012年～、当初委員会2008年～)
- 東京都中小テナントビル低炭素パートナーシップ委員(2015年～、当初委員会2012年～)
- 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会」委員、CASBEE経済効果調査の成果を発表(2015年、P18参照)

環境不動産の普及に向けたビジネスを展開

環境不動産のビジネスラインアップ

1. 「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産に関する取り組み

CASBEE-不動産は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及することを目的として、2012年に開発されたシステムです。CASBEE-建築(新築・既存等)などそれまでのCASBEE®との整合を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外の環境性能評価との読み替えも考慮した内容となっています。

CASBEE-不動産は、GRESB(57頁参照)の評価にも利

用できることから、サステナビリティ(持続可能性)に敏感な不動産投資法人、不動産会社などを中心に活用が広がっています。

三井住友信託銀行は、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEEと不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画しています。

ご参考 CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)

エネルギー・温暖化ガス	目標設定とモニタリング／省エネ基準／運用管理体制、使用・排出原単位(計算値)、 使用・排出原単位(実績値) 、自然エネルギー
水	目標設定とモニタリング／運用管理体制、水使用量(計算値)、 水使用量(実績値)
資源利用／安全	新耐震基準適合等、高耐震・免震等、 再生材利用 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔／設備(電力等)の自給率向上／維持管理
生物多様性／敷地	特定外来生物等を使用しない、 生物多様性の向上 、土壤環境品質・ブラウンフィールド再生、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策
屋内環境	建築物環境衛生管理基準等クリア 、昼光利用、自然換気機能、眺望

※1 下線は必須項目(評価のためには必須項目をクリアする必要あり)

※2 赤色の文字は国連環境計画 持続可能建築と気候変動イニシアティブ(UNEP SBCI)が検討する世界共通指標に関連する項目

CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング

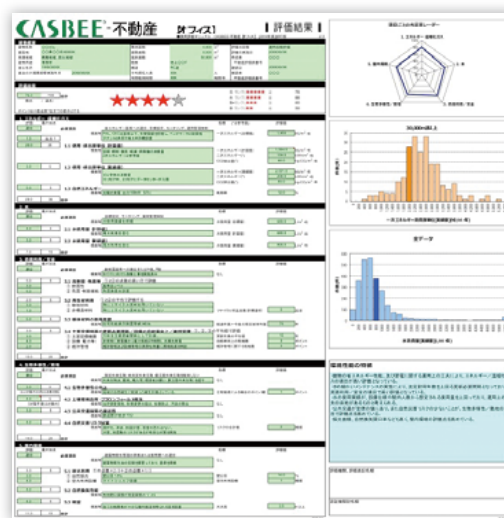
三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

認証申請を行う不動産の選定などを支援するとともに、CASBEE不動産評価員の有資格者が不動産の環境性能評価を実施し、認証機関への認証申請をサポートします。

CASBEE-不動産による課題発見と改善に向けた提言

三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の評価と合わせて、環境性能の向上に向けた課題の発見や、その改善に向けた取り組みに関する提言も行っています。

今後も環境不動産普及ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。



CASBEE-不動産評価シート

TOPIC

三井住友信託銀行本店ビルもCASBEE-不動産のSランク認証を取得しました

CASBEE-不動産の利用可能範囲を広げるため、これまでオフィスビルから商業施設、物流施設へと対象用途を拡大してきましたが、2016年12月からは区分所有建物も評価対象となりました。その第1号として、三井住友信託銀行本店ビル(地下3階～地上13階部分)がCASBEE-不動産 Sランクの認証を受けました。



CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティングの例

所有者	建物名称	ランク	認証日
株式会社三越伊勢丹 ホールディングス	1 伊勢丹新宿本店	S	2016/3/4
	2 三越日本橋本店	S	2016/3/4
	3 三越銀座店	S	2016/3/4
トーセイ株式会社	4 虎ノ門トーセイビル	A	2015/9/26
プレミア投資法人	5 プレミア海岸ビル	A	2015/8/7
	6 アーバンネット大森ビル	S	2017/3/27
日本リテール ファンド投資法人	7 イオンモールむさし村山	S	2015/2/27
	8 アリオ鳳	S	2017/2/27
アクティビア・プロパティーズ 投資法人	9 ルオーゴ汐留	S	2016/3/17
	10 大阪中之島ビル	S	2016/11/25
イオンリート投資法人	11 イオンモール大和郡山	S	2017/3/15
DREAMプライベートリート 投資法人	12 神戸みなと倉庫	S	2017/3/10
産業ファンド投資法人	13 IIF京田辺口ジスティクスセンター	A	2017/6/16



2. 建築時における環境配慮に向けたお手伝い

三井住友信託銀行は、我が国初の土地信託を1980年代に商品化し、ビルやマンションなど多くの不動産開発や運営に携わっており、それらの経験を生かした建築コンサルティングのサービスを提供しています。

この建築コンサルティングのサービスにおいて、お客さまのご希望に応じてビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など、環境配慮に関するアドバイスも行っています。

建築時における環境配慮に向けたお手伝いの例

会社名	所在地	用途	階数	延床面積	目標ランク
クラリオン	埼玉県	本社事務所・研究所	地上10階、塔屋1階	約19,000m ²	A(認証済)
八千代銀行	東京都	本店 ^{※1}	地上9階	約7,700m ²	S(認証済)
中央労働金庫	東京都	本店	地下1階、地上9階、塔屋2階	約6,000m ²	A(自主評価)
	神奈川県	事務所	地下1階、地上7階、塔屋1階	約10,000m ²	B+(届出)
イオンモール	東京都	商業施設	地上5階	約150,000m ²	A(認証済)
フジ	愛媛県	商業施設	地上3階	約140,000m ²	B+(認証済)
イトーヨーカドー	神奈川県	商業施設	地上4階	約29,000m ²	B+(届出)
東洋製罐グループホールディングス	東京都	事務所 ^{※1}	地下2階、地上21階、塔屋1階	約72,400m ²	S(認証済)
ダイキン工業	大阪府	事務所・研究開発施設 ^{※1}	地下1階、地上6階	約48,000m ²	S(自主評価)
広島マツダ	広島県	事務所、展望所、物販、飲食店 ^{※1}	地下2階、地上14階	約11,500m ²	A(届出)
アンリツ	神奈川県	事務所 ^{※2}	地上7階	約28,000m ²	S(自主評価)
島根銀行	島根県	本店 ^{※1}	地下1階、地上13階	約12,000m ²	S(自主評価)

※1 国土交通省 サステナブル建築物等先導事業に採択

※2 経済産業省 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に採択

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム(CASBEE[®]※)の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。また、国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省

CO₂先導事業、62頁参照)や経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択された事業もあります。

※国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム



事例紹介A

島根銀行本店建替工事

創業100周年をまたぐ新本店の建設プロジェクトです。地域の低炭素社会および地域防災に貢献する「GREEN BANKしまぎん」の一環として、地域防災に貢献する非常時自立型省エネビルを建設しています。照明の輝度制御と外壁ルーバー、ブラインド制御を組み合わせる理想的な視環境を実現する「アピアランス制御システム」、日本海側気候に適した省エネ空調である「ツインコーナーエコボイド」、BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)とデジタルサイネージを用いてエネルギーの見える化を実現する「グリーンプラザ」といった取り組みと合わせて、被災状況に応じた自立システムシステムを構築し、灯りと情報を絶やさない災害に強いまちづくりに貢献します。

(平成26年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)採択)

3. 補助金の採択に向けたお手伝い

国土交通省サステナブル建築物等先導事業とは

省CO₂の実現性に優れ、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト(建築・改修事業)を公募し、採択された事業に補助を行います。

先導的な取り組みに関する工事費等の2分の1以内の金額で補助が行われ、採択事業1件あたりの平均補助金

額(予算)は2億円程度で推移しています。

採択事業については国土交通省から報道発表されるとともに国立研究開発法人 建築研究所ホームページに公開され、採択時および完了時にプロジェクト発表の機会があります。

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の応募・採択件数と予算額

年度	応募件数	採択件数	予算
2008	155件	20件	50億円
2009	84件	33件	70億円
2010	91件	27件	環境・ストック活用推進事業330億円の内数
2011※	74件	24件	環境・ストック活用推進事業160億円の内数
2012	92件	25件	環境・ストック活用推進事業170億円の内数
2013	42件	21件	環境・ストック活用推進事業170億円の内数
2014	28件	17件	環境・ストック活用推進事業220億円の内数
2015	37件	21件	環境・ストック活用推進事業61億円の内数
2016	20件	14件	環境・ストック活用推進事業109億円の内数

※2011年度の件数は第3回(特定被災地域部門)を除く(出典:国土交通省公表資料)

サステナブル建築物等先導事業に関する三井住友信託銀行の取り組み

三井住友信託銀行では、サステナブル建築物等先導事業の採択に向けて、アピールポイントの整理、提案申請書作成支援などのコンサルティングを行っています。

※このコンサルティングは、サステナブル建築物等先導事業の採択をお約束するものではありません。



事例紹介B

(仮称)虎ノ門2-10計画

1962年に開業したホテルオークラ東京本館の機能を刷新するとともに、グローバル拠点に相応しいオフィスを併設する再開発プロジェクトです。複数の棟において効率的なエネルギーの面的・立体的連携を実現する一方で、広大な緑地を設けてクールスポットと風の道を形成し、隣接街区とともに緑のネットワークを創出しています。また隣接する大規模再開発プロジェクトと連携して、災害時の機能補完を実現する計画になっています。

(平成27年度第2回サステナブル建築物等先導事業採択)

4. スマートタウン・スマートシティの価値「見える化」と構想策定支援

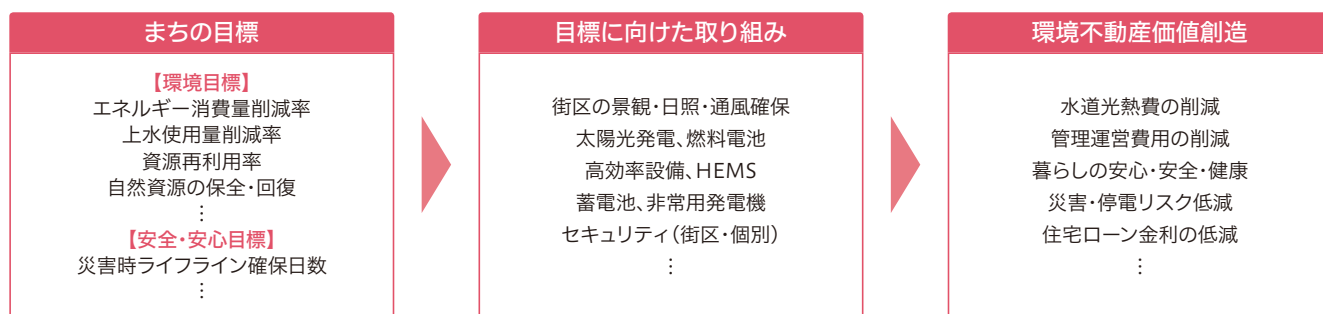
近年、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代の社会システムである『スマートコミュニティ』（以上、経済産業省ホームページより）のシステムを取り入れたスマートタウン・スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン・スマートシティ実現のためには、基本構

想段階から環境面・社会面・ガバナンス面(ESG)における街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

三井住友信託銀行はスマートタウン・スマートシティのプロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、住宅ローンなどの金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

スマートタウン価値「見える化」のイメージ



事例紹介C

藤沢サスティナブル・スマートタウン

「Fujisawaサスティナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地にて事業進行中のスマートタウンです。

パナソニック株式会社、藤沢市と、三井住友信託銀行を含む11社のパートナー企業が連携して事業を進め、2014年春にまち開きを迎えています。

三井住友信託銀行は、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業におきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO₂の取り組みが評価され、平成25年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)に採択されています。



提供する価値

1. 環境不動産の付加価値 ① — 不動産の「収益性」から導かれる付加価値

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

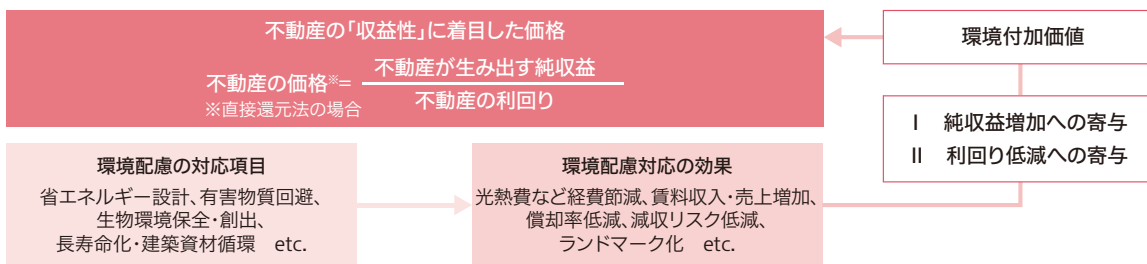
不動産を収益性(どれだけの収益をどれくらい安定的に生み出すか)という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益(収入－費用)を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらす、純収益の向上につながる可能性もあります。

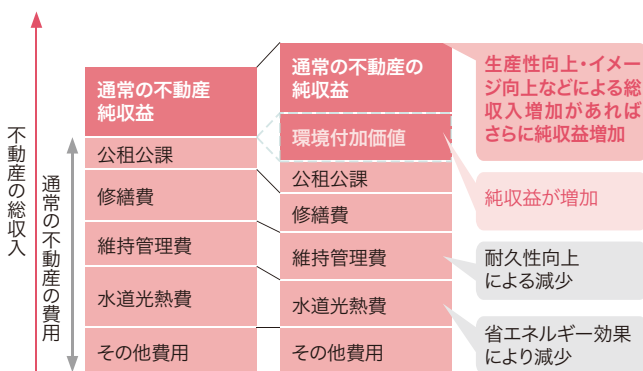
さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿命化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになると思三井住友信託銀行は考えています。

環境付加価値概念図(1) 不動産の「収益性」に着目した価格

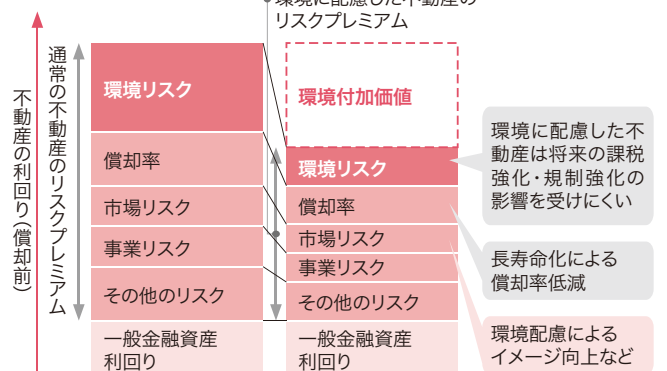


環境付加価値概念図(2) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
(東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

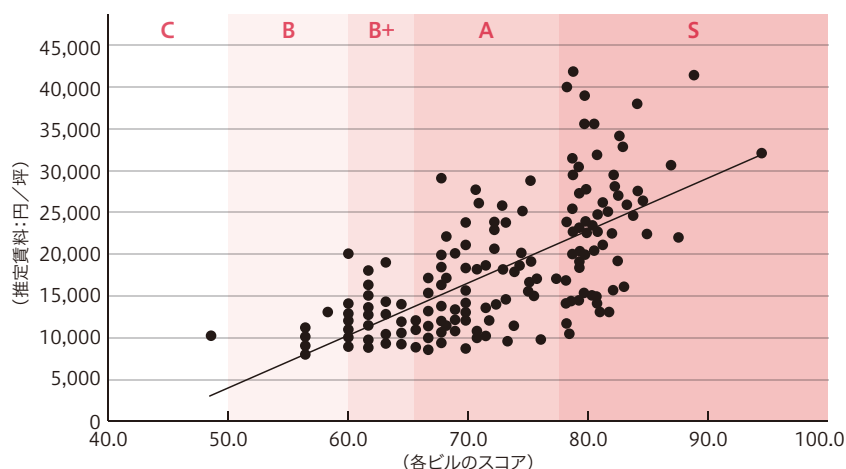
2. 環境不動産の付加価値 ② —付加価値の「見える化」に向けて

CASBEE経済効果調査

日本において、建物の環境性能とその経済効果との相関性を示した研究成果が少ないことから、三井住友信託銀行は(一社)日本サステナブル建築協会の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®(建築環境総合性能評価システム)を用いた経済効果調査を実施しました。この調査では、CASBEE®という、日本で開発・普及が進められている環境性能の総合評価ツールによる認証や評価を受けているビルと、これを受けていないビルを対象に分析を行いました。その結果、「CASBEEの認証や届

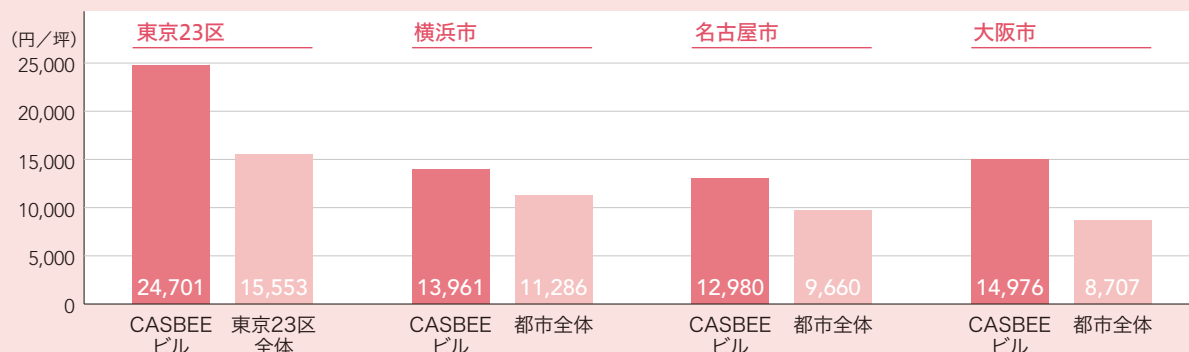
出を行ったビルは都市全体の平均賃料に比べて賃料が約3.6%高い」「CASBEEスコア(100点満点換算)1点あたり、賃料が約0.5%高い」といった可能性が示唆されました。この成果は各種シンポジウムや日本建築学会大会などで発表されています。

CASBEEスコアと賃料の相関関係(単回帰分析)



(一社)日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

平均賃料の比較



(一社)日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

CASBEEビルに関する重回帰分析の結果一覧

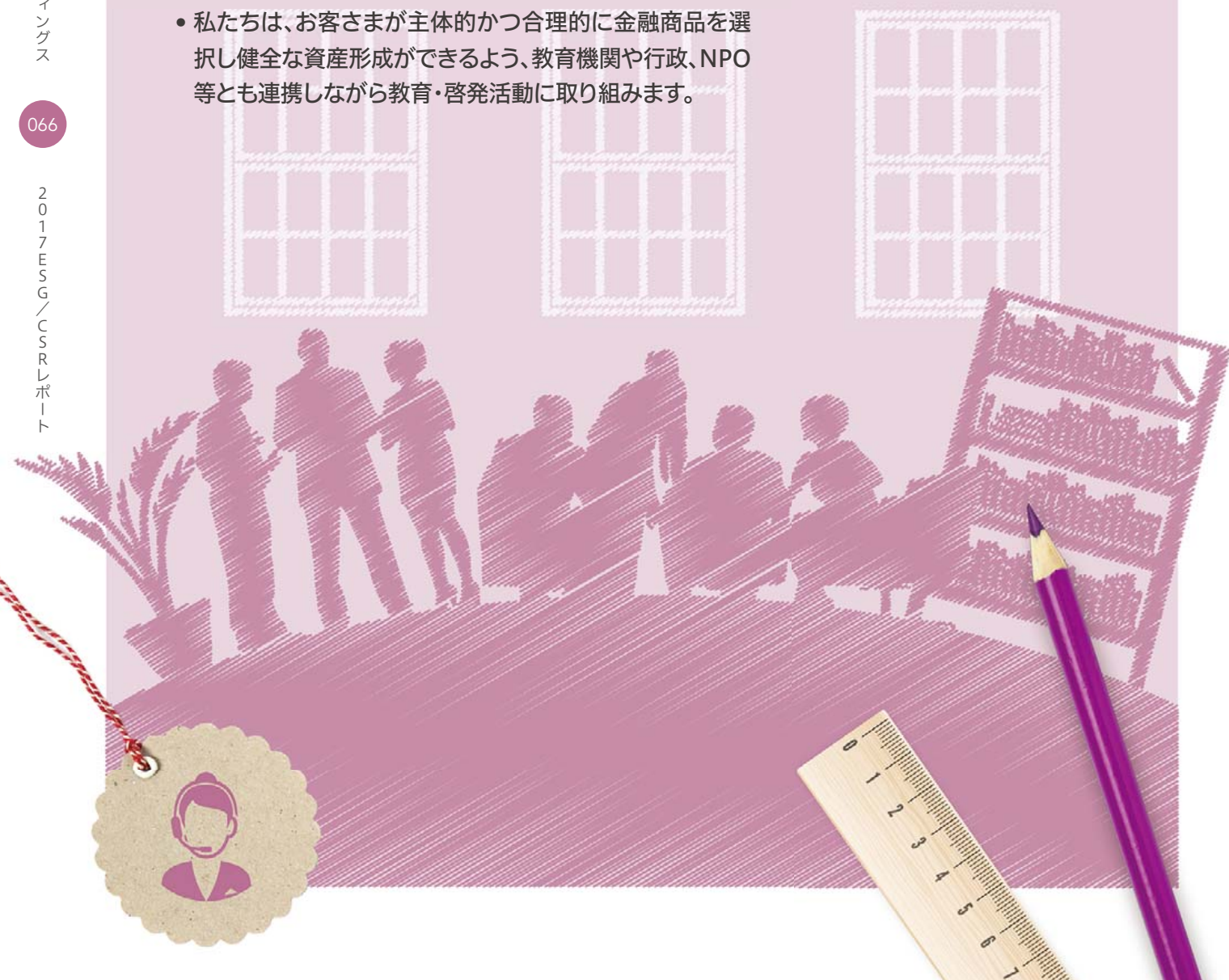
CASBEE評価値等	サンプル数	係数	平均賃料比
CASBEEフラグ(CASBEE評価の有無)	517	564.160	+3.64%
CASBEEランク(5段階の評価ランク)	517	263.525	+1.70%
CASBEEスコア(100点満点の評価スコア)	183	78.974	+0.46%
サービス性能(Q2)スコア	183	1702.667	+9.9%
知的生産性評価	180	319.318	+1.86%

(一社)日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

サステナビリティ方針2

お客さまへの 誠実な対応

- 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組めます。



お客さまから 信頼をいただくための取り組み

近年、金融機関にはお客さま本位の一層の徹底が求められており、当グループにおいても信託の受託者精神に立脚した金融機関として「顧客満足度の向上／フィデューシャリー・デューティー」を最も高いマテリアリティ項目の一つと位置付けています。ここでは、「お客さまのベストパートナーを目指した取り組み」「フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み」「顧客保護等管理」の三つの観点からご説明します。



お客さまのベストパートナーを目指した取り組み

1. お客さまに対する価値提供について

当グループは、個人・法人のお客さまの顕在・潜在ニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を目指しています。変化の激しい時代の中で、個人・法人を問わず、お客さまの資産の形成・運用や見直し、承継のニーズはますます複雑化しており、信頼できる金融

機関を求めるニーズは一層高まっています。当グループは、本邦唯一の自主独立の専門信託銀行として、高度な利益相反管理態勢のもと、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を生かし、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。

トータルソリューションモデル

個人のお客さま

ライフステージに応じた
ソリューションのご提供

法人のお客さま

企業の規模・スタイルに応じた
ソリューションのご提供

お客さまとのリレーションシップ・マネジャー

個人トータルソリューション

法人トータルソリューション

法人アセットマネジメント

専門的サービスの
たゆまぬ改善

お客さま本位のご提案
に向けた協働

受託

不動産

証券代行

マーケット

幅広く高度な専門性を有する事業群

三井住友トラスト・グループ

2. トータルソリューションを支える商品開発力

当グループでは、信託銀行ならではの多彩な金融機能と信託機能の柔軟性、専門性を発揮し、トータルソリューションのご提供に欠かせないユニークで洗練された商品・サービスを幅広くそろえるため、各事業やグループ会社がそれぞれの強みやノウハウを生かすことにとどまらず、それらの専門性を結合した横断的取り組みの推進に注力しており、各事業・グループ会社の領域にカテゴライズされにくいテーマ等に対して、中期的・継続的に研究活動を行う商品開発体制を構築しています。

具体的には、三井住友信託銀行では、商品開発組織として、各事業の商品開発部署、信託開発部、商品開発オフサイト・ミーティングを設置しています。各事業の商品開発部署は、業務の中で収集したお客さまのニーズを分析し、既存商品の見直しや新商品の設計など、主に即効性のある商品の改良、開発を行っています。また、主として信託商品開発の専任組織として設置している信託開発部は、商品

開発の推進エンジンの役割を担い、各事業に対する開発支援を行うとともに、事業横断的な中長期の開発案件の企画・開発・推進を行っています。さらに、商品開発オフサイト・ミーティングは、役員級および部長級の協議体として設置しており、現場レベルにとどまらず、より中長期的な視点から経営戦略に沿った商品開発に関する意見交換を定期的に行っています。

また、当グループでは、商品開発力を支える柔軟な思考力を持つ人材の育成に力を入れています。三井住友信託銀行では、新入社員研修において商品開発を体験するカリキュラムを組み入れているほか、経験の浅い商品開発担当者向けの商品開発人材育成セミナーを半期ごとに開催し、商品開発のブレークスルーポイントの理解・解決方法の会得を目的として、あらかじめ設定したお客さまの想定ニーズを題材に、そのニーズを実現する新商品についてグループ形式で徹底的に議論しています。

3. トータルソリューションを支えるテクノロジー

多様な機能を持つ信託銀行グループにおいて、お客さまにトータルソリューションをご提供するIT情報基盤の整備とデジタル化を通じた個別のニーズへの対応力の強化は極めて重要です。

三井住友信託銀行においては、各事業がそれぞれ専門ノウハウを蓄積したIT情報基盤を整備してきました。例えば個人業務では、お客さまとのお取引の内容や経緯、お客さまのライフイベントに関する情報を記録する営業支援システムであるi-Shipsを活用し、お客さまの情報を詳細に分析し、資産運用、相続、不動産など多様な商品・サービスのご提案が可能です。また、2017年度には、外訪営業担当者が利用するタブレット端末から、営業店の事務作業を経由せず直接ホストコンピューターにお客さまのお取引を登録する仕組みを導入し、営業店における事務作業の大幅な削減を実現しました。このホスト連動取引の実現により、外訪営業担当者と営業店の事務担当者が、効率化により産み出された時間を営業活動に振り向けることにより、お客さまへのコンサルティングやサービスをより一層充実させることが可能になりました。

また、三井住友信託銀行では、コンサルティングやサービスをこれまで以上に分かりやすくお伝えするために、動画の活用などにも力を入れています。

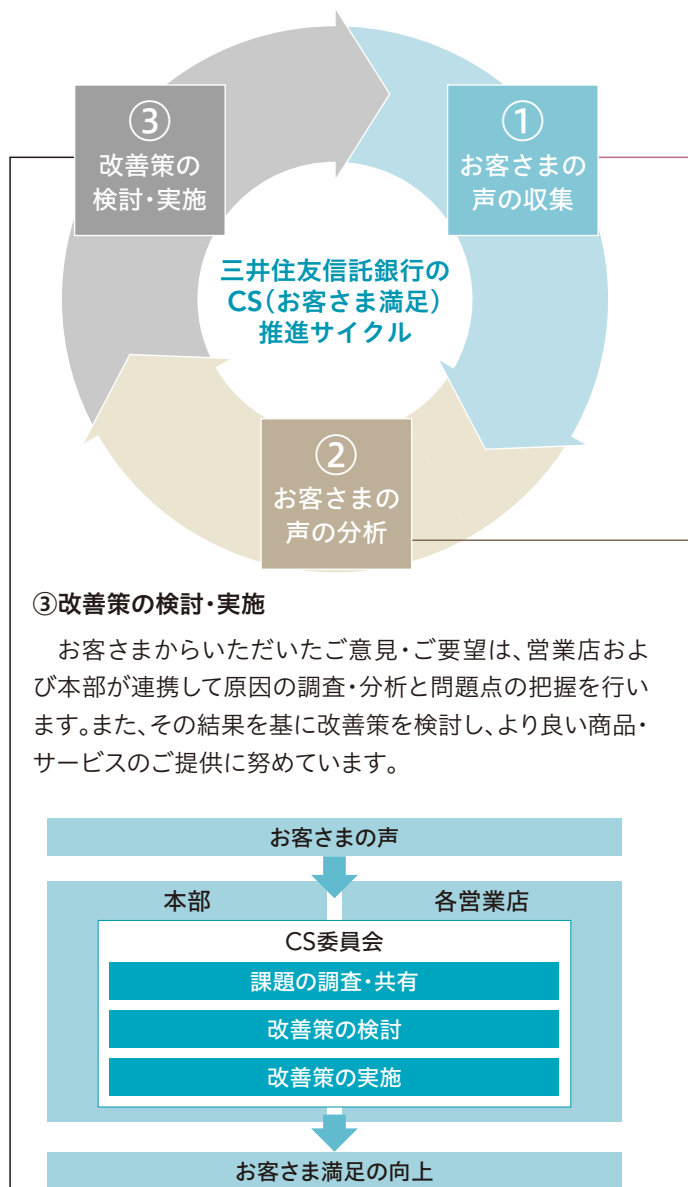
例えば2017年12月に三井住友信託銀行では、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が提供する対話式パーソナ

ライズド動画配信ソリューション「eMotion(イーモーション)」を活用して、住宅ローンの商品説明や関連保険商品などの紹介を行う専用動画「どこでもローンガイド」の運用を開始しました。お客さまはインターネット接続が可能な環境であれば、パソコン、タブレット、スマートフォンにより、いつでも、どこでも視聴が可能です。また担当者がお客さまのローン申し込み内容に合わせて動画が対話型に進むため、効率的で分かりやすい説明が可能となりました。住宅ローンのご契約までには非常に多くのご説明事項があり、これまでは、全てご説明するため非常に長い時間が必要でしたが、「どこでもローンガイド」導入により、お客さまのご負担軽減にも効果を発揮しています。

上記のほか、これまで、財形貯蓄をご利用いただいていた企業さまや、確定拠出年金をご利用いただいていた企業さま向けのWebサービスを統合し、2017年4月に新「ライフガイド」としてリニューアルしました。確定拠出年金等をご利用いただいているお客さまだけでなく、住宅ローンやダイナースクラブカードをご利用いただいているお客さまにもご活用いただけるようになり、お客さまの資産負債情報を登録する機能や、ライフプランシミュレーションの機能も備えたポータルサイトとして、資産運用、住宅ローン、確定拠出年金、福利厚生など、さまざまな場面でお客さまにとって利用しやすいWebサービスをご提供しています。

4. お客様の声をお客さま満足度の向上につなげる仕組み

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイト寄せられる「お客様の声」のほか、各営業店に備え置く「お客様の声アンケート」により、多くのご意見・ご要望を頂戴し、お客さま本位の業務運営につなげています。



③改善策の検討・実施

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行います。また、その結果を基に改善策を検討し、より良い商品・サービスのご提供に努めています。

①お客様の声の収集

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイト寄せられる「お客様の声」のほか、各営業店に備え置いている「お客様の声アンケート」など多様な媒体を通じ、2016年度は約31万件に及ぶ数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。

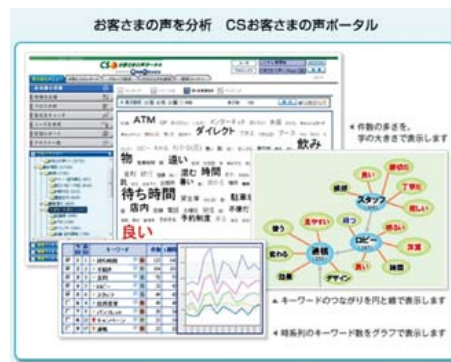
また、さらなるお客さま本位の活動推進とお客さま満足の向上を目指して、定期預金や投資信託などをご契約いただいているお客さま約160万人を対象とした「お客さまアンケート」を実施し、三井住友信託銀行に対するお客さまの満足度の評価を調査しています。

【お客様の声をいただく主な手法】

- 店頭・電話でお客さまからいただいた声を専用システムに記録
- 電話によるお客さまからのご照会・ご相談・ご意見を関係部と共有
- 「お客様の声アンケート」による収集
- お手紙、ホームページを通じた収集
- 各種アンケート調査の実施

②お客様の声の分析

年間数十万件を超えるお客様の声をご満足につなげていくために、お客様の声を分析するシステム「CSお客様の声ポータル」を活用しています。さまざまなお客様の声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客様のニーズにお応えしていけるよう、努めています。



お客様の声に基づく改善事例 1

「三井住友信託銀行の住宅ローン 契約に係る説明動画のWeb視聴」の導入

お客様の声	説明用DVDを視聴したが、複雑なローン商品の契約に関わる説明を一時的な動画で見続けてもなかなか頭に入らない。
改善内容	当社のホームページ等からご視聴いただける「対話式」の説明動画視聴サービス「どこでもローンガイド」を導入しました。銀行側としても、お客様の視聴記録や動画中に挿入したアンケート結果のレポートなどにより、お客様のニーズを事前に把握でき、さらに効率的に手続きを進めることができるようになりました。

お客様の声に基づく改善事例 2

確定拠出年金業務

委託者さま宛の事務説明会でのアンケート等のご要望を踏まえて、確定拠出年金Webサービスのスマートフォンでのご利用を開始致しました。



(詳細は<http://www.smtb.jp/corporate/cs/system/action.html>)

5. お客さま本位の企業風土を形成するために

三井住友信託銀行では、全店部を開催対象として、店内の社員同士が役職に関係なく日頃の問題点などを議論し、企業風土の醸成や店部の運営の改善、見識拡大などを図る「ディスカッション The Trust Bank」を開催しています。2017年度は「フィデューシャリー・デューティーの実践」をテーマに設定し、全社員の参加を義務付けました。

• CS委員会の設置

CS(お客さま満足)向上活動を推進するために、全ての営業店部に「CS委員会」を設置し、各店舗の特性に応じたさまざまなCS向上活動を積極的に展開しています。

• CS講演会の開催

業種にとらわれず、お客さまへのレベルの高いサービス・接遇を学ぶことを目的に、旅行会社や航空会社など、異業種の方を講師としてお迎えし、社員がCS向上に関して課題に感じていることをテーマとした社員向け講演会を実施するなど、さらなるサービス・接遇の質の向上に努めています。

また、具体的事例を交えながらフィデューシャリー・デューティーについての理解を深めるために、eラーニングを活用した研修の受講も義務付けています。当研修では利益相反管理について具体的に学ぶなど、実践的な知識の習得を目指します。今後は各事業においても、おのおの実務に即した勉強会等を順次開催していく予定です。

• サービス介助士の配置

お客さまに安心してご利用いただけるように、全営業店に「サービス介助士」の資格を持つ社員を配置しました(2016年4月時点)。サービス介助士とは、高齢の方や障がいのある方が安心して社会参加できるよう「おもてなしの心」と「正しい介助技術」を学ぶ資格です。

• 接客応対ロールプレイングの実施

社員をお客さまと見立てた接客応対のロールプレイングを実施し、社員同士で評価し合うほか、その様子をビデオ撮影し自らがチェックを行うことなどにより、一人一人の応対スキルや接遇力・会話力の向上を図っています。

CS意識向上のためのeラーニング

コンテンツ名	内容	受講対象者	開催
2016年上期 顧客サポート等管理研修	顧客サポート等管理態勢についての学習を行う	全社員	5月
「お客さま本位」の源流探訪	創業時の理念や家訓などに共通した、当社が目指す真の「お客さま本位」の姿勢や「CS向上」の精神について理解を深め、統一認識を持つ	全社員	7月
2016年8月 事務の学び直し	当社社員の事務資質の再確認を行う	全社員	8月
ビジネスマナー振り返り	日常業務を振り返り、ビジネスマナーの自主点検を行う	全社員	8月
電話応対の基本	電話応対での言葉遣い、会話の進め方の基本を学ぶ	支店に所属する 全社員	11月
2016年下期 顧客サポート等管理研修	顧客サポート等管理態勢についての学習を行う	全社員	1月
2017年2月 事務の学び直し	当社社員の事務資質の再確認を行う	全社員	2月
フィデューシャリー・ デューティーの実践について	フィデューシャリー・デューティーの基礎および具体的な行動について学ぶ	全社員	2月
電話応対の基本	電話応対での言葉遣い、会話の進め方の基本を学ぶ	支店に所属する 全社員	2月
ビジネスマナー振り返り	日常業務を振り返り、ビジネスマナーの自主点検を行う	全社員	2月

TOPIC

銀行リテール力調査で初の総合首位を獲得

三井住友信託銀行は2017年9月、「第13回銀行リテール力調査※」において、全国117銀行中、初の総合首位となりました。

三井住友信託銀行は、2013年の調査で第2位となりましたが、総合首位となるのは2012年の合併後、初のことです。今回の調査では店頭サービス部門で3位、商品充実度部門で9位と両分野で高い評価を得ています。

※「銀行リテール力調査」とは、日本経済新聞社と日経リサーチが共同で全国の117銀行を対象に調査員が店舗へ出向き、店頭サービスと商品充実度の二つの分野での評価を合算し、順位を付けるものです。



フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み

1. フィデューシャリー・デューティーの実践

当グループが目指す「お客さまの『ベストパートナー』」の基礎は、お客さま本位の精神です。元来、信託の受託者精神をDNAに持つ当グループは「お客さま本位の徹底」に努めてきましたが、2016年9月、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を制定・公表し、さらなる取り組みの強化を行っています。

フィデューシャリー・デューティーの実践には、お客さまから信頼される「高度な専門性」、お客さま一人一人のニーズに沿った最適な選択肢をご提示する「コンサルティング

の実践」、そして「利益相反管理の徹底」が重要であると考えています。当グループでは、経営レベルから実務レベルまでの充実した組織体制を整備し、不断に取り組みの高度化を図ります（利益相反管理態勢の高度化については、73頁参照）。また、2017年6月の取組方針の改定とあわせ、お客さま本位の徹底を通じ、お客さまの「ベストパートナー」を目指す取組状況を分かりやすく確認できる「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取り組みに関する成果指標（KPI）」を公表しています。

グループの推進・監督体制図

	組織	取り組み
三井住友トラスト・ホールディングス	取締役会	利益相反管理委員会 ● グループ全体の利益相反管理、FD推進の状況を監督
	経営会議	利益相反管理高度化委員会 ● 重要な個別事案の検討 ● 関係部署に対する改善指導
	三井住友信託銀行 担当部署	FD※推進部 ● FDの浸透・徹底を推進
		コンプライアンス統括部 ● 利益相反管理の高度化
グループ各社	各社横断	FD協議会 ● 外部有識者と協議、各社での取り組みに反映

※ FD: フィデューシャリー・デューティー

フィデューシャリー・デューティー高度化の流れ

2016年	9月	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定
	10月	フィデューシャリー・デューティー推進部を設置（三井住友信託銀行にも設置） フィデューシャリー・デューティー協議会を設置
2017年	1月	三井住友信託銀行において「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を制定
	4月	利益相反管理高度化委員会を設置（執行サイドならびに三井住友信託銀行）
	5月	利益相反管理方針を改定
	6月	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」の改定 「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取り組みに関する成果指標（KPI）」の公表
	7月	取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置

2. グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの推進体制

当グループでは、当社および子会社等における取組方針に基づくお客さま本位の取り組みの推進を経営上の重要事項の一つとし、2016年10月に新設した「フィデューシャリー・デューティー推進部」を中心に、当社および子会社等のフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底を推進する体制を整備しています。

フィデューシャリー・デューティー推進部

当社および子会社等へのフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を図るため、子会社等に対する助言・指導・研修等を行うとともに、利益相反管理の高度化に係る企画、立案などを通じた推進、情報収集を行います。子会社等における取組方針を踏まえた具体的な取り組みの状況について定期的に把握・取りまとめをし、取締役会に報告します。

子会社等

取組方針の適用範囲となる子会社等は、各社でその業務内容に応じた取り組みを検討・実施します。

子会社等のうち、フィデューシャリー・デューティーの中心となる資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信

託銀行は、フィデューシャリー・デューティーに係る「具体的取り組み」（以下、行動計画）を制定・公表するとともに、その進捗状況について各社の取締役会に定期的に報告、必要に応じて行動計画を見直します。

フィデューシャリー・デューティー協議会

資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う子会社等における取り組みのさらなる高度化を図るために、当社および三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信託銀行による「フィデューシャリー・デューティー協議会」（以下、協議会）を設置しています。

協議会はフィデューシャリー・デューティー推進部を事務局とし、各社の推進担当部を所管する役員や推進担当部長などから構成されており、主に以下の事項について各社が報告を行うとともに、好事例等の共有、グループ各社への浸透等について協議を行います。

- フィデューシャリー・デューティー取組方針の遵守状況
- 取り組みにおける好事例
- 専門性向上に係る取り組み
- スチュワードシップ活動の高度化施策、事例など
- リスク管理等の高度化施策、事例など
- 各社商品組成、販売に関する適切な連携

フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における「行動原則」

(1) お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さまの真の利益に適う商品・サービスを提供するために、質の高いコンサルティングを通じ、ライフサイクルに応じ変化する資産・負債状況やそれに沿ったニーズをそれぞれのお客さまと共有させていただきよう努めてまいります。

(2) 分かりやすい情報提供

お客さまの投資判断に役立つよう、商品やサービスの複雑さやご提供する情報の重要性を踏まえ、商品の特性、リスク、手数料などについて分かりやすく説明を行い、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

(3) お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまの多様なニーズにお応えするため、お客さまのさまざまな声や意見を踏まえて、幅広い資産運用会社や保険会社などの連携や商品・サービスの共同開発などを通じ、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを、幅広く取り揃えてまいります。

(4) お客さま本位の徹底と専門性の向上

①お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着
グループ各社における研修やディスカッションなどを通じて、本取組方針に基づく判断・行動の浸透・徹底を図るとともに、お客さま本位の行動の実践や浸透に資する取り組みを評価する業績評価・目標体系を構築していくことで、フィデューシャリー・デューティーを実践、徹底し、従業員の一人一人がお客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着を進めてまいります。

②お客さま本位のコンサルティングなどを支える専門性の向上
役職員の研修や専門資格の取得への支援などを通じて、市場環境、商品・サービスに関する知識や専門能力を高めてまいります。

(5) 信託銀行グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供
信託銀行グループとして、利益相反管理を徹底しつつ、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業などの多様かつ柔軟な機能を十分に発揮して、個人・法人を問わず、お客さまにとっての最適かつトータルなソリューションを迅速かつ的確に提供してまいります。

(6) お客さまの安心と満足、経済・社会への貢献

①経済や社会の変化に対応した新しい商品・サービスの提供

お客さまにご安心いただき、かつ満足いただける商品・サービスを提供するとともに、信託の機能などを活用し、経済や社会構造の変化に対応した新しい商品・サービスを生み出すことで、経済・社会に貢献してまいります。

②金融経済教育、投資教育への積極的な取り組み

お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、確定拠出年金業務などで培った投資教育などに関するノウハウを活用し、日々のコンサルティングやセミナーなども通じ、ライフプランニングを含めた金融経済教育やリテラシー向上につながる活動に取り組んでまいります。

3. 当グループ全体における利益相反管理態勢の高度化について

当グループは、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な業務運営を行うとともに、高度な専門性と総合力を駆使して、幅広い金融サービスをお客さまにご提供しています。

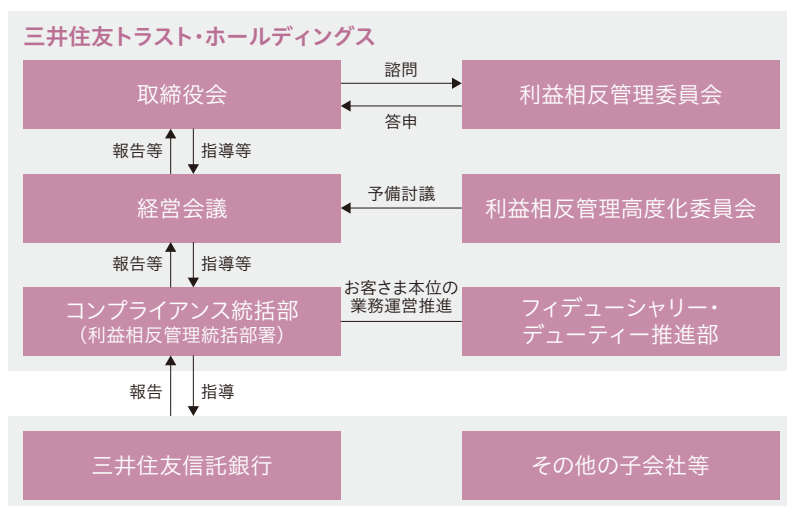
多様な商品・サービスのご提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、従来より利益相反管理方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、業務を遂行しています。2017年5月に、グループ全体での監督体制の整備、三井住友信託銀行の主要な部門・事業における権限分離等の導入、実効性の高い管理体制の整備など、当グループの利益相反管理態勢の高度化とその定着を進めるため、利益相反管理方針を改定し、ベストプラクティスとしての態勢のもと、これまで以上に、安心、信頼いただけるお客さまの「ベストパートナー」の信託銀行グループとして、付加価値の高い「トータルソリューション」をお客さまにご提供していきます。

三井住友トラスト・グループの利益相反管理態勢の高度化の概要

- (1) グループ全体での監督体制の整備
(利益相反管理委員会の新設等)
 - ① 「利益相反管理委員会」(持株会社取締役会の諮問機関)を新設(2017年7月)
 - ② 執行側においても「利益相反管理高度化委員会」を新設(2017年4月)
- (2) 三井住友信託銀行の主要な部門・事業における権限分離等の導入
 - ① 「スチュワードシップ活動諮問委員会」(74頁参照)を活用した運用事業に係る利益相反管理態勢の強化
 - ② 事業の特性を踏まえ、事業法人等のお客さまとの銀行取引を中心とする「法人トータルソリューション事業」と、機関投資家等のお客さまへの信託等の運用商品・サービスのご提供を中心とする「法人アセットマネジメント事業」との権限等の分離
- (3) 三井住友信託銀行の実効性の高い管理体制
 - ① 新商品・新サービスの導入に際しての商品審査プロセスの強化
 - ② 「利益相反管理責任者」の配置

利益相反管理の実効性の向上の観点から、全社レベルの利益相反管理統括責任者に加え、事業部門の統括部署等に「利益相反管理責任者」を配置し、より個別商品・取引に即した管理を図っていきます。

利益相反管理体制^{※1}



※1 各経営機構および主要部署の役割・責任は71頁参照。

利益相反管理委員会委員

- 委員長** 神田 秀樹^{※2}
学習院大学大学院
法務研究科教授
東京大学名誉教授
※2 三井住友信託銀行
社外取締役
- 委員** 鈴木 武
三井住友トラスト・
ホールディングス
社外取締役
- 委員** 細川 昭子
ペーカー&マッケンジー
法律事務所弁護士
- 委員** 西田 豊
三井住友トラスト・
ホールディングス
執行役専務

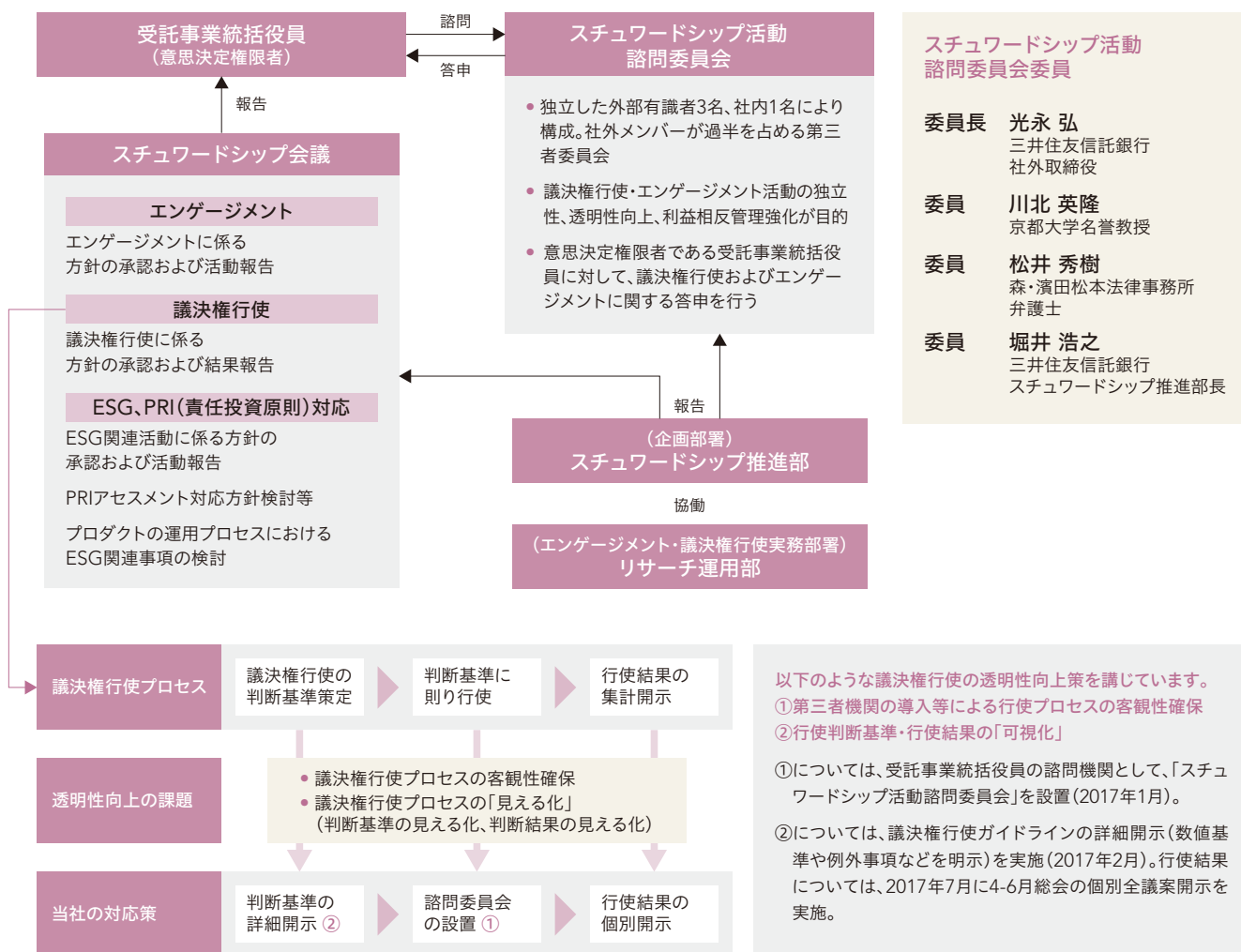
4. スチュワードシップ活動における利益相反管理態勢の高度化について

三井住友信託銀行は、スチュワードシップ活動に関して、外部有識者が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」（以下、諮問委員会）を設置しています。諮問委員会は、スチュワードシップ・コードに基づく各種活動に関する答申を行う機関であり、議決権行使ガイドラインの制定や改廃、同ガイドラインに規定のない議案の賛否判断、個別議案における同ガイドライン解釈の適切性、利益相反が起り得る議案の行使判断プロセスの検証・改善等に関する答申を行います。三井住友信託銀行のほかの事業の執行

権限から独立している受託事業統括役員は、諮問委員会の答申を最大限尊重して諸事項の決定を行い、答申を受けた場合は、速やかに必要な是正・改善措置を講じます。

議決権行使に関しては、ガイドラインの数値基準等を詳細に公表することで行使判断の可視性を高めると同時に、個別の投資先企業、個別の議案ごとの賛否を公表することで、行使結果の可視性も高めます。このような諮問委員会によるプロセスの客観性確保と行使判断・行使結果の可視性向上により、議決権行使の透明性を高めています。

スチュワードシップ活動の推進体制



顧客保護等管理

基本的な取り組み方針

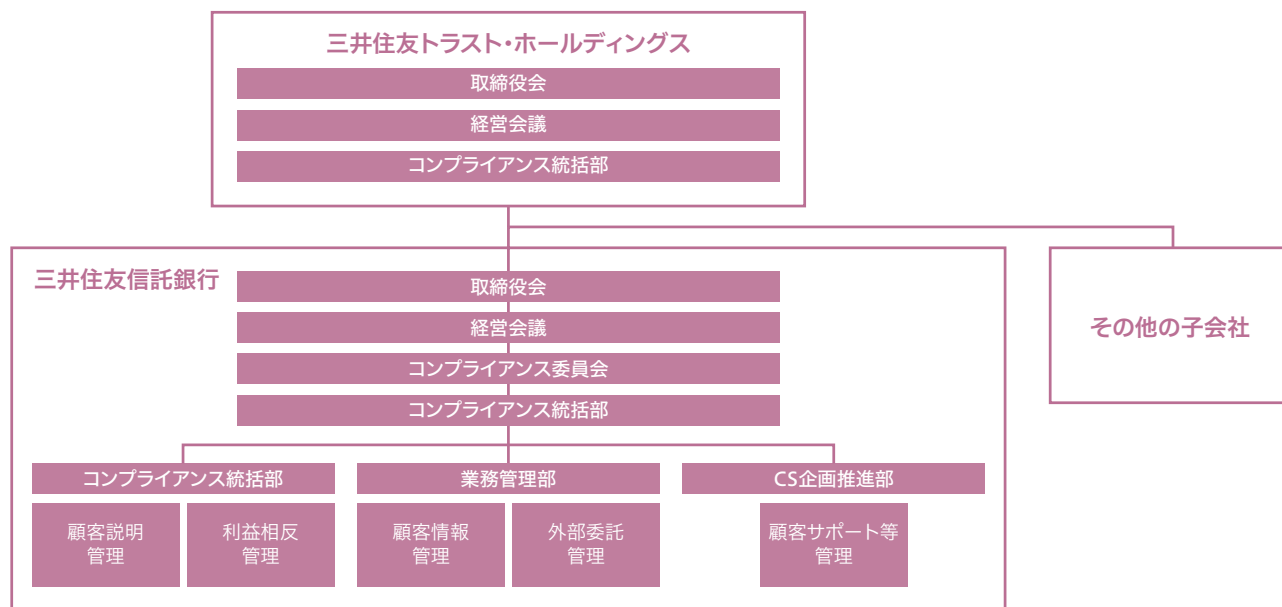
従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加するなか、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客さまに適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客さまからの苦情や要望などに対する適切な対応や、顧客情報の適切な管理の重要性も高まっています。

当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、当グループに対するお客さまの期待と信頼に応えるため、グループ各社の顧客保護および利便の向上に向けた基本方針を「顧客保護等管理規程」において定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて課題や問題点などに対して自己規律に基

づき、適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

グループ各社においては、三井住友トラスト・ホールディングスが定めた基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切な顧客保護等管理体制を整備しています。

グループ各社において顧客保護等管理の統括部署を定めるとともに、顧客保護等管理を顧客説明管理、利益相反管理、顧客情報管理、外部委託管理、顧客サポート等管理に分け、それぞれ管理部署等を定めています。各管理部署等は当社顧客保護等の適切性および十分性の確保に努めるとともに、重要な規程類の見直しを行い、状況について定期的に取締役会などに報告をします。統括部署は各管理部署等を統括するとともに、社内規則の整備、関係各部への指導、研修の充実等を通じ、顧客保護等管理全般を統括します。



顧客説明管理

当グループでは、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行っています。また、お客さまに対する分かりやすい情報提供に努めていきます。

三井住友信託銀行においては、コンプライアンス統括部が

顧客説明管理部署として、顧客説明管理規則に基づき全般を統括しています。コンプライアンス統括部の統括の下、金融商品・サービスの勧誘や販売に関する方針を店頭やホームページで公表しているほか、適合性原則※の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客さまの立

場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

特に、リスク商品取引については、ご高齢のお客さまへの説明が適切に行われているかモニタリングを行い、必要

に応じ勧誘ルールの見直しを行います。

※お客さまの知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

利益相反※管理

当グループは、グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう法令等に従い、「利益相反のおそれのある取引」「利益相反管理の方法」「利益相反管理体制」などをまとめた、利益相反管理方針の概要を公表するとともに、この方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行します。

三井住友信託銀行においては、利益相反管理規程に基づき適切に利益相反管理を行うため、営業部門から独立

したコンプライアンス統括部が利益相反管理統括部署として、当グループ全体において利益相反管理を的確に実施するための態勢を整備しています。統括部署は、利益相反管理の有効性について定期的に検証を行い、継続的に改善を図っています。また、定期的に研修・教育を行い、周知・徹底を図っています。（利益相反管理態勢の高度化については73頁参照）

※利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、または当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

外部委託管理

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力との取引を防止し、反社会的勢力の介入を排除するため、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

三井住友信託銀行においては、業務管理部が外部委託管理部署として、外部委託管理規則に基づき当グループにおける適切な外部委託先の選定やモニタリング、外部委託管理の状況について定期的に取締役会などに報告をします。

また、外部委託する業務を所管する部署（外部委託部署）は、委託した業務について定期的にまたは必要に応じ運営状況などを確認することにより、委託契約および規程に従い外部委託先が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じてモニタリングを行います。

勧誘方針（三井住友信託銀行）

1. 基本方針についてご説明します

三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・グループの行動規範（バリュー）「お客様本位の徹底」および「法令等の厳格な遵守」を実践し、お客様が適切にご判断頂けるよう、この勧誘方針に基づき、金融商品・サービスをお勧めしてまいります。

2. お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします

三井住友信託銀行は、お客様の「知識」、「経験」、「財産の状況」、「お取引の目的」などに応じて、お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします。

3. 金融商品・サービスの内容をわかりやすく説明します

三井住友信託銀行は、提供いたします金融商品・サービスにつき、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすくご説明します。

4. 適切な説明や勧誘を行います

三井住友信託銀行は、事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様の誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。

5. ご都合に合わせた勧誘に努めます

三井住友信託銀行は、電話や訪問による勧誘を、お客様のご都合に合わせた時間帯、場所、方法で行うように努めます。

6. 社内体制の整備に努めます

三井住友信託銀行は、お客様に適した金融商品・サービスを提供できるよう、社内体制の整備に努めます。また、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

7. ご相談窓口を設置しております

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取り組み方針として個人情報保護宣言を定めているほか、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

三井住友信託銀行においては、業務管理部が顧客情報管理部署として、当グループの情報資産を適切に維持・管

理することを目的として策定されている情報セキュリティリスク管理規則に基づき、全般を統括しています。業務管理部は顧客情報管理状況および実効性を定期的に検証し、取締役会などに報告しています。また、営業店部、本部各部において各部長を情報の管理・運営の責任者とするに加え、職務上知り得た個人データを含む重要情報につき守秘義務を負うことを明確に認識するよう社員全員に守秘義務に関する確約書を会社に提出させています。

顧客サポート等管理

三井住友信託銀行においては、顧客サポート等管理規則に基づき、CS企画推進部を顧客サポート等管理部署とし、お客さまからの相談・苦情等に対しては、誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解や納得を得た解決を目指すとともに、発生原因の把握・分析に努め、業務改善に向けた取り組みを行っています。

2016年度の苦情件数は11,273件でした。

苦情等については、苦情等報告システムにて情報収集・管理を行い、内容については定期的に経営層への報告を行っています。なお、「CSお客さまの声ポータル(69頁参照)」の活用により、お客さまの利便性向上のため、業務改善に向けた取り組みを行っています。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため
下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

記

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先(再委託先以降を含む)を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

なお、特定個人情報等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報および特定個人情報等の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取扱うよう教育いたします。

サステナビリティ方針3

社会からの 信頼の確立

- 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。



コーポレートガバナンス

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築すべく、2017年6月から指名委員会等設置会社へ移行しました。この移行によって、経営の透明性・健全性をさらに向上させ、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っていきます。



1. 基本的な取り組み方針

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

います。また、取締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、グループの経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、および行動規範（バリュー）を制定しています。

基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を

構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。

- 当社は、当社グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

2. 当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、三井住友トラスト基礎研究所、日本トラスティ・サービス信託銀行等を傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、および不動産事業を融合した「トータルソリューション」をご提供する

お客さまの「ベストパートナー」を目指していきます。また、当社は、理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでいきます。

3. 取締役会

取締役会の役割について

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。さらに、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。そして、お客さまの真の利益に合う商品・サービスの提供に関する取組方針（フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針）を定め、当グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、当グループ各社の取組状況を管理することにより、当グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進しています。

取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要かつ適切な規模で、構成員の多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定しています。取締役会の議長には、社外取締役の松下 功夫氏が就任しています。

また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。

さらに、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の

経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するよう努めています。

取締役会の構成



※社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。

取締役会評価

当社は、毎年、取締役会全体の実効性を評価し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。

2016年度の当社取締役会評価は、当社の全ての取締役・監査役に対して「取締役会の構成・付議議案・審議時間等」「資料・事前説明等」「当日運営・発言状況等」に関するアンケート調査を実施しました。（2016年度の実効性評価は、監査役会設置会社として、取締役のほか監査役も対象にしています。）

また、上記アンケート調査後、当社の全ての社外取締役・社外監査役に対して、社外有識者によるインタビューを実施するなど、第三者の視点を活用した評価を実施しています。

アンケートおよびインタビューの結果を踏まえて、取締役会の実効性に関する分析・評価を取締役会事務局において行い、2017年4月に開催された取締役会において評価結果を報告しています。

社外取締役の取締役会への出席状況

社外取締役 7名	取締役会 7回開催	出席率 100%
----------	-----------	----------

※機関設計変更移行後11月末日まで（自2017年6月29日 至11月30日）

4. 委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。

指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定し、取締役会から執行役社長を含む執行役の選任および解任、ならびに経営陣の後継者人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行うとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、取締役および監査役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。指名委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。指名委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、松下 功夫氏が就任しています。

社外取締役の指名委員会への出席状況

社外取締役 5名	指名委員会 5回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

※機関設計変更移行後11月末日まで(自2017年6月29日 至11月30日)

報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に従って、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。また、報酬委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。報酬委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、松下 功夫氏が就任しています。

社外取締役の報酬委員会への出席状況

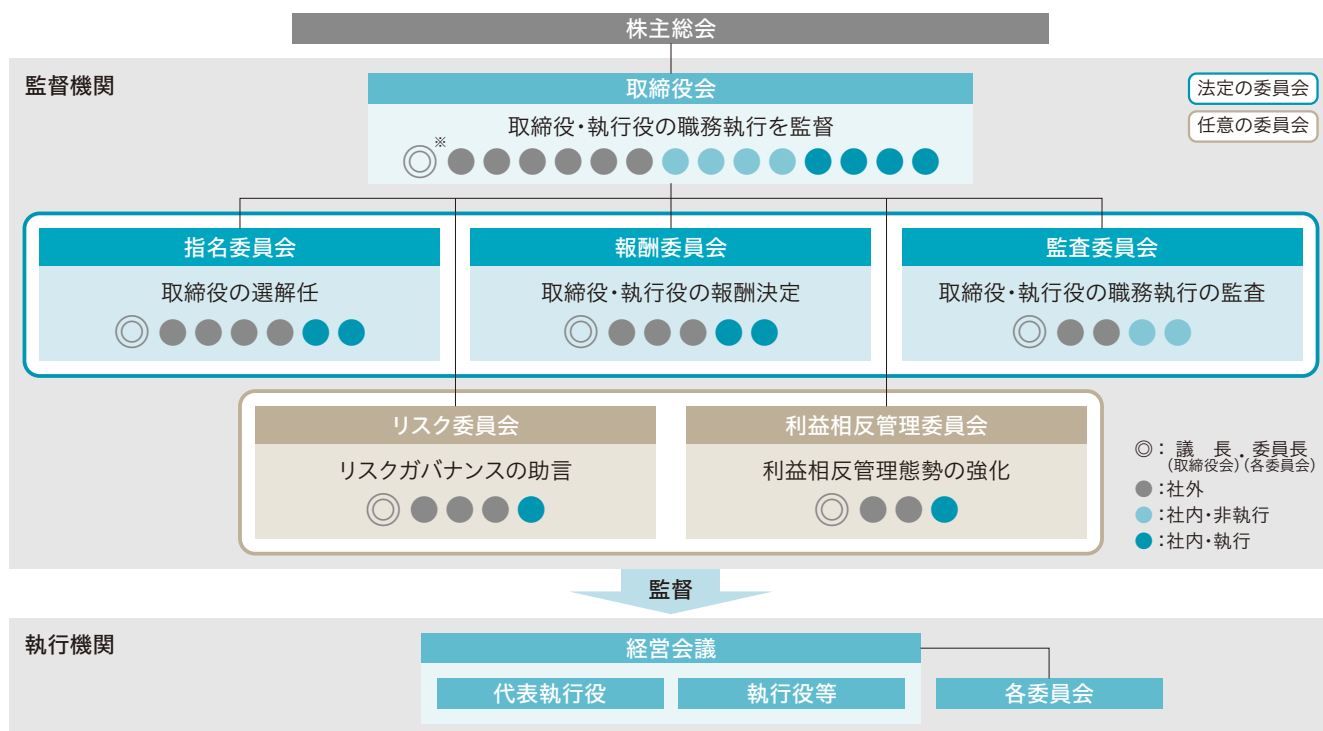
社外取締役 4名	報酬委員会 2回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

※機関設計変更移行後11月末日まで(自2017年6月29日 至11月30日)

監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、会計監査人の報酬等の決定について、適切に同意権を行使します。

指名委員会等設置会社移行後のコーポレートガバナンス体制



※社外取締役の松下 功夫氏が就任

また、監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当グループに属する会社の業務および財産の状況の調査等を行う権限を適切に行使し、当グループの内部統制システムを適切に活用するとともに、執行役、取締役および会計監査人からの報告聴取およびこれらの者との意思疎通等を通じて、組織的かつ効率的に監査を実施します。監査委員会は、執行役を兼務しない3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。監査委員長は原則として独立社外取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、齋藤 進一氏が就任しています。

社外取締役の監査委員会への出席状況

社外取締役 3名	監査委員会 7回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

※機関設計変更移行後11月末日まで(自2017年6月29日 至11月30日)

リスク委員会

リスク委員会は、①当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項、②当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を

行います。リスク委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および独立性ある社外有識者とするを原則とし、リスク委員長は、当該分野に専門的知見を有する取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、独立社外取締役である荒木 幹夫氏が就任しています。

利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、①当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項、②当グループの利益相反管理、顧客説明管理、および顧客サポート管理の実効性ならびにこれらの態勢の高度化に関する事項、③当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針および当グループ各社の行動計画等に関する事項、④当グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。利益相反管理委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および独立性ある社外有識者とするを原則とし、利益相反管理委員長は独立社外取締役および当該分野に専門的知見を有する社外有識者である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、外部有識者であり三井住友信託銀行の社外取締役である神田 秀樹氏が就任しています。

各委員会の構成員(◎:委員長、●:委員(社外)、●:委員(社内・非執行)、●:委員(社内・執行))

		指名	報酬	監査	リスク	利益相反管理
社外	取締役	松下 功夫	◎	◎		
		篠原 総一	●	●		
		鈴木 武	●	●	●	●
		荒木 幹夫	●	●	◎	
		齋藤 進一	●	◎		
		吉田 高志		●		
		河本 宏子		●		
	有識者	神田 秀樹※				◎
		外山 晴之※			●	
		栗原 俊典※			●	
社内		細川 昭子※				●
		大久保 哲夫	●	●		
		橋本 勝	●	●		
		八木 康行		●		
		三澤 浩司		●		
		西田 豊			●	●

※神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行の社外取締役です。外山 晴之氏、栗原 俊典氏および細川 昭子氏は、独立性ある社外有識者です。

5. 取締役の報酬について

対象役員の報酬等に関する組織体制の整備状況

対象役員の範囲

当期の対象役員は、当社の取締役および監査役であり、社外取締役および社外監査役は除いています。

対象役員の報酬等の決定について

2017年度より、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したことにより設置された「報酬委員会」において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針や個人別の報酬等の内容を決議しています。また、当社の執行役員の個人別の報酬等の額については、報酬委員会に報告をしています。

なお、当社の社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して決定しています。

対象役員の報酬等の体系の設計および運用の適切性

対象役員の報酬等に関する方針

株主総会で定められた当期の役員報酬の限度額は、取締役は月額30百万円、監査役は月額9百万円であり、また別枠として、取締役に対するストック・オプション（新株予約権）に関する限度額が年額40百万円です。取締役および監査役に対する報酬額については、この限度額の範囲内で決定しています。

なお、2017年度から、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したことにより設置された「報酬委員会」において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針や個人別の報酬等の内容を決議しています。

取締役に対する報酬については、中核子会社である三井住友信託銀行をはじめとする、当グループの着実かつ持

続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しています。また、短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ることなく、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築しています。当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定します。

なお、当事業年度に、取締役の株価上昇および中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気を従来以上に高め、株主利益の向上を図ることを目的に、ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てています。

2016年度の報酬について

当社の2016年度の報酬は、社外取締役を除く取締役の総額が415百万円、社外監査役を除く監査役の総額が50百万円となります。なお、当社は、報酬等の総額が開示義務のある1億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は実施していません。

当社の対象役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬		変動報酬		ストック・オプション報酬	退職慰労金
			の総額	基本報酬	の総額	賞与		
取締役 (除く社外取締役)	6	415	328	328	60	60	27	—
監査役 (除く社外監査役)	2	50	50	50	—	—	—	—

※報酬等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しています。
※自 2016年4月1日 至 2017年3月31日

6. 株式等の政策保有について

株式等の政策保有に関する方針

当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。

政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。

当グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮した上で、原則売却します。

政策保有株式に係る議決権行使基準

当社および当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」といいます。）の経営状況等を勘案し、政策保有先および当グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案ごとに賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含め、十分な情報を収集の上、議案に対する賛否を判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

7. ステークホルダーの利益保護に関する対応

関係当事者間取引の管理体制

当グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当グループおよび株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

当グループの業務におけるお客さまの利益相反取引の管理体制

当グループは、当グループ各社およびその関係者が提供

する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行します。

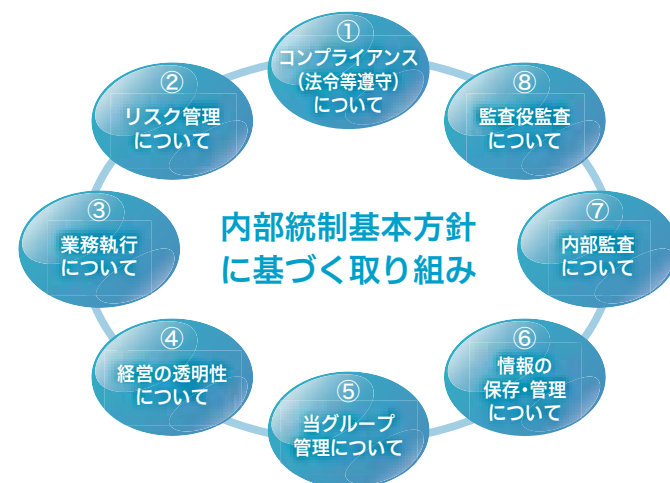
コンプライアンス・ホットライン制度

当グループは、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、全ての役員および社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。（93頁参照）

8. 内部統制

内部統制とは、企業グループにおいて健全な経営を行うための体制やルールを構築し、不祥事の発生を未然に防止しようとするものです。基本的に、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目的を達成しています。

当社は、前記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性確保、⑤当グループ管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査役監査に関する体制の整備、について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。



9. リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

リスクアペタイト・フレームワークの位置付け

当グループは、グループ全体およびグループ各社の経営の健全性や安定性の確保が企業価値の向上に不可欠であり、そのための最も重要な機能の一つがリスク管理であることを認識して、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)とは、当グループの社会的役割および経営方針に基づき経営が策定した経営戦略の実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、

意図的に取るリスクの種類と水準を決定するプロセス、およびそれを支える内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組みをいいます。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とし、環境想定・リスク認識、リスクアペタイトの決定・伝達・監視を通じてリスクテイクの透明性向上、適切な経営資源の配分、運営状況のモニタリングなどを通じて実現を推進します。

リスクアペタイトの運営

リスクアペタイトの決定

当グループのリスクアペタイトは、経営戦略およびストレステストによる検証等を踏まえ、経営計画と整合的に決定します。

当グループは、年1回以上、必要に応じて随時、リスクアペタイトの見直しを実施します。

当グループは、リスクアペタイトの設定において、各事業がそのビジネス特性ごとに晒されている信用リスク、市場リスク、情報セキュリティリスク、コンダクトリスクなどの主なリスク(リスク特性)を特定しています。

リスクアペタイトのモニタリング

当グループでは、リスクアペタイトを明確にするためのリスクアペタイト指標を設定し、定期的にモニタリングを実施します。また、リスクアペタイト指標が設定した水準か

ら乖離した場合は、要因を分析の上、対応策の実行または設定水準の見直しなどを実施します。

リスクガバナンス

リスクガバナンスは、コーポレートガバナンスの一部を構成し、リスクアペタイトやリスクリミットの明確化およびこれらのモニタリングを実施し、リスクを特定・計測・管理・コントロールする仕組みをいいます。

当グループは、当グループの健全な発展を目的として、リスクガバナンスの高度化を推進します。

三井住友トラスト・ホールディングスでは、指名委員会等設置会社への移行を含むコーポレートガバナンス高度化の取り組みとして、リスク委員会や利益相反管理委員会などを新設し、リスクアペタイトの運営の高度化に取り組んでいます。

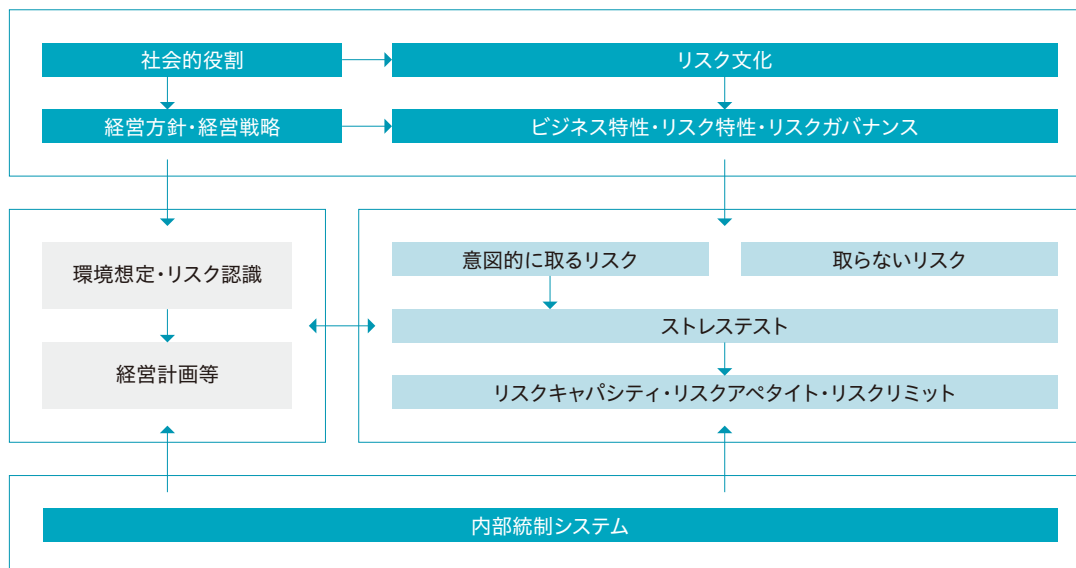
リスク文化の醸成と浸透

当グループでは、リスク文化を「信託の受託者精神に基づく高い自己規律のもと、リスクの適切な評価を踏まえたリスクテイク、リスク管理、リスクコントロールを機動的に実行する当グループの組織および役員・社員の規範・態度・行動を規定する基本的な考え方」と定義しています。

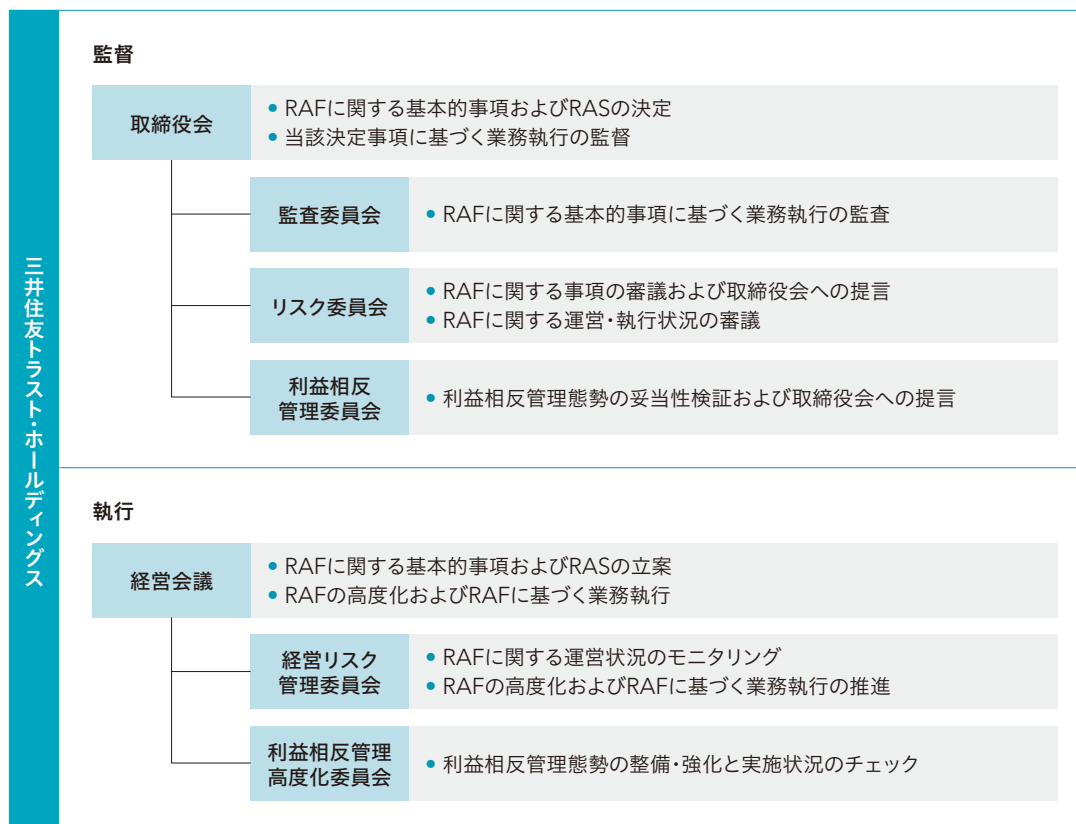
当グループでは、リスク文化の醸成・浸透のため、経営

メッセージの発信、研修教育などを通じたグループ内の共有・周知に取り組んでいます。また、リスクアペタイト・フレームワークを明文化したリスクアペタイト・ステートメント(RAS)を策定し、グループ内のリスクアペタイトに関する活発な議論に活用しています。

リスクアペタイト・フレームワークの概要



リスクアペタイト・フレームワークの運営体制



10. スリーライン・ディフェンス

スリーライン・ディフェンスに基づく管理体制

全社的なビジネス戦略に基づく各事業の利益計画達成を目指して、リスクテイクを行うとともに、リスク状況の変化を踏まえた適切なビジネスモデルの見直しや有事対応を実施するため、当社ではスリーライン・ディフェンスに基づく管理体制をとっています。

スリーライン・ディフェンスは次の三つで構成されます。

(1) ファーストライン・ディフェンス(リスクテイク、リスクコントロール)

- 各事業が業務商品知識を生かして自事業の推進におけるリスクの特定と把握を行います。
- 各事業は定められたリスクアペタイトの範囲内でリスクテイクを行うとともに、リスクが顕在化した際には現場レベルでのリスクコントロールを迅速に実行します。

(2) セカンドライン・ディフェンス(リスク・ガバナンス)

- リスク管理部署となる経営管理各部署は、取締役会に

よって決定された全社的なリスク管理方針に従い、全社的なリスクを特定・評価し、リスク管理プロセスを構築しリスク限度枠の設定を行います。リスクが顕在化した場合の全社リカバリー戦略をあらかじめ策定します。

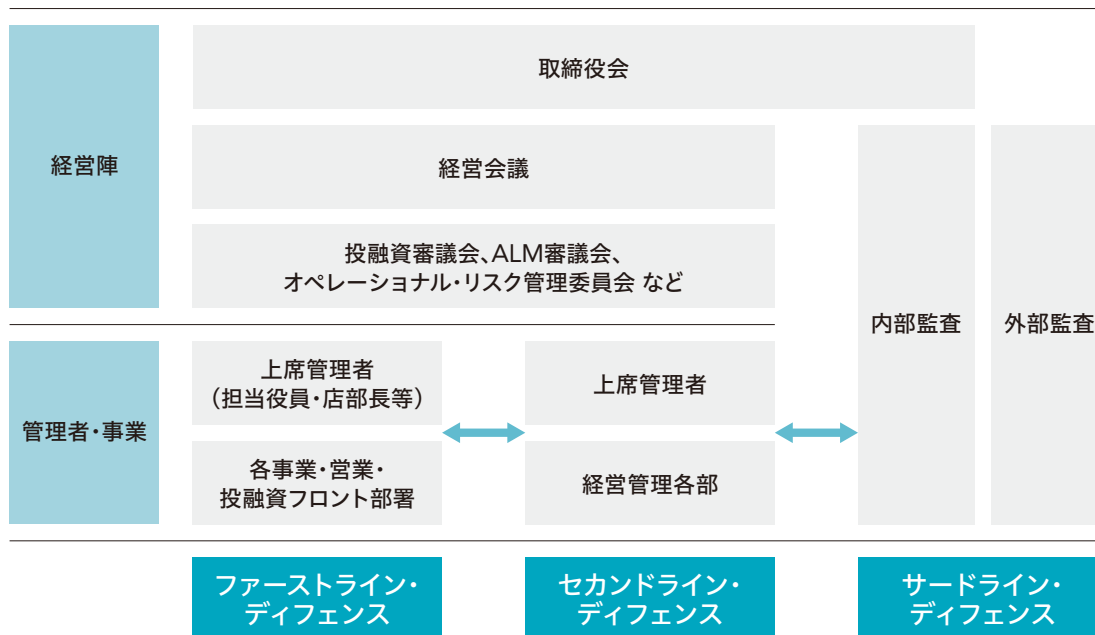
- リスク管理部署は、期中のリスク限度枠の遵守状況を監視し状況を経営陣へ報告します。
- リスク管理部署はファーストラインのリスクテイクへの牽制機能を発揮し、リスク管理態勢の監督、指導を行います。

(3) サードライン・ディフェンス(リスク・アシュアランス)

- 内部監査部署は、全社のリスク・ガバナンスの態勢およびプロセスの有効性や適切性を独立した立場から検証します。

それぞれのラインは、上位組織である各種委員会、経営会議および取締役会によって監視・統制される仕組みになっています。

各ラインの構成



11. 内部監査

基本的な取り組み方針

当グループでは、経営目標の達成、適切な法令等遵守、金融円滑化、顧客保護等やリスク管理のため、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた効率的かつ実効性のある内部監査態勢を整備することが、必要不可欠かつ重要であると考えています。

この認識のもと、業務執行態勢や内部管理態勢の改善・

強化により経営の健全性を確保することを目的として、業務執行に係る部署から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を当社および主要グループ各社に設置し、業務執行態勢や内部管理態勢等の適切性・有効性を検証して問題点の是正に向けた指摘・提言等および改善状況のフォローアップ等を行っています。

内部監査の実施体制

(1) 三井住友トラスト・ホールディングス

①組織

当社では、業務執行に係る部署から独立した内部監査部を取締役会の下に設置するとともに、法定の監査委員会（委員長：社外取締役）を設置して経営および業務執行部門への監督・牽制力（ガバナンス）を強化しています。

②機能・役割

持株会社の内部監査部は、当グループの内部監査態勢整備も含めた内部監査基本方針、およびグループ各社にまたがる重要リスク項目を踏まえた内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。内部監査結果は、遅滞なく監査委員会および取締役執行役社長に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的に取り締役に報告しています。

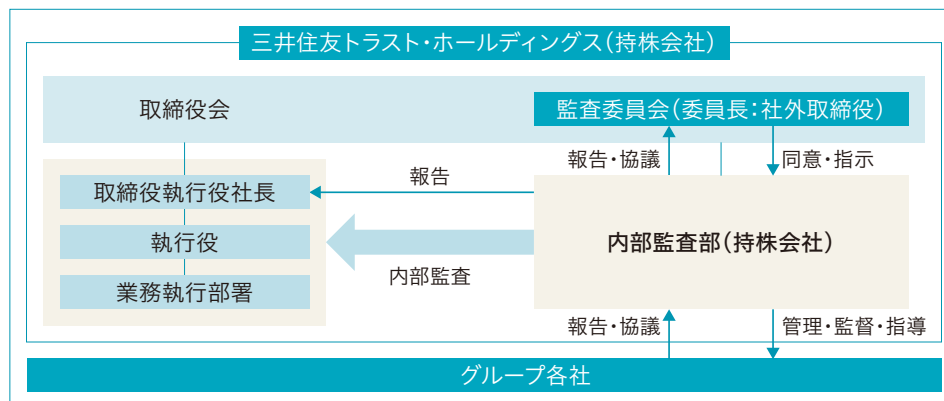
また、当グループの内部監査機能の統括部署として持株会社の内部監査部は、グループ各社の内部監査計画につ

いて基本方針との整合性を確認した上で承認し、グループ各社の内部監査部門と連携して内部監査を実施しているほか、グループ各社からの内部監査結果の報告等を受け、グループ各社の内部監査態勢および実施状況を把握・検証し、必要に応じて指導等を行う役割を果たしています。

(2) グループ各社

三井住友信託銀行等の主要グループ会社においても、業務執行に係る部署から独立した内部監査部門を設置して、各社のグループ会社を含めて内部監査を実施しています。各社では、持株会社の定めた内部監査基本方針に沿って内部監査計画を策定し、持株会社への協議を経て各社取締役会にて決定しています。内部監査の結果は、遅滞なく社長および持株会社に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的に取り締役会および持株会社に報告しています。

三井住友トラスト・グループ



12. 株主との建設的な対話

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、株主等との建設的な対話に関する方針を、次の通り定めています。

- 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つように努めています。
- 当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾ける

ことで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいきます。

また、株主との建設的な対話を促進するため、当社はIR活動を積極的に行っています。取り組みや方策等、詳細は下記の通りです。

IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方針について、ディスクロージャーポリシーを設け、対外的に公表するとともに、当グループの役員および社員に周知し、適切な運営を図っています。ディスクロージャーポリシーにおいて、株主、投資家等が当グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件とし、積極的な開示に努めていくことなどを定めており、当グループにおけるIR活動の指針としています。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等を通じて会社説明会を開催しており、執行役社長、IR担当役員およびIR担当者が、当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等について説明しています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催	年に2回(5月、11月頃)、決算説明会を開催しています。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加いただいて、執行役社長が当グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っています。 また、アナリストや機関投資家に対し、執行役社長、IR担当役員およびIR担当者による個別ミーティングやグループミーティングを適宜実施しています。
海外投資家向けに定期的に説明会を開催	年に数回、執行役社長またはIR担当役員が、米国、欧州、アジア等の主要機関投資家を訪問し、当グループの決算・財務状況、経営戦略等の説明を行っています。 また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンスに定期的に参加するとともに、海外のカンファレンスにも参加しています。
IR資料のホームページ掲載	当社は、各種IR情報、株主向け情報等を発表後、速やかに当社のウェブサイト上で公開しています。 主な開示の種類は次の通りです。 決算短信および決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算の概要、決算説明会資料、コーポレートガバナンス基本方針、株式の状況、営業のご報告、アニュアルレポート、株主総会招集通知、議決権行使の結果等。 決算説明会および個人投資家向け会社説明会については、動画配信も実施しています。 なお、当社のウェブサイトでは、「個人投資家の皆様へ」のページで、個人投資家向けに当グループの事業や業績について分かりやすく解説しています。 また、海外の機関投資家に対しても、当社の英文ウェブサイトを通じ各種IR情報等をタイムリーに提供しています。 和文URL: http://www.smth.jp/ir/index.html 英文URL: http://www.smth.jp/en/ir/index.html
IRに関する部署(担当者)の設置	当社ではIR担当役員を任命するとともに、日常のIR業務については、担当部署としてIR部を設置し、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家に対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて透明性の高い企業経営を目指しています。 IR担当役員: 執行役常務 尾中 浩一 IR担当部署: IR部 IR事務連絡責任者はIR部長が務めています。
その他	<株主との対話を補助するための社内の有機的な連携> IR担当役員およびIR担当部署は、経営陣や社内各部署との連携を通じて、経営情報等の社内の情報を適切に把握し、適時、正確、公平な開示に努めるとともに、株主、投資家との建設的な対話に生かします。 <株主等の意見、IR活動の経営陣や取締役会へのフィードバック> 株主、投資家、アナリストなどからの意見・懸念等については、経営陣に適時・適切にフィードバックを行うとともに、IR活動の全般的な報告と併せ、定期的に取り締り会にも報告を行います。 <対話に際してのインサイダー情報の管理> インサイダー情報の管理については、当グループが遵守すべき諸法令や諸規則等、またインサイダー情報の取り扱いについて周知することを当グループ内において定期的に行っており、株主、投資家との対話に際しても厳格な管理、運営を行っています。

13. 三井住友トラスト・グループにおけるCSR

基本的な考え方

当グループのコーポレートガバナンス基本方針は、取締役会の役割として、ステークホルダーに配慮しながらサステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図ることを明記しています。当グループでは、社会的な価値と企業価値を共に追求する「共通価値の創造」を経営レベルで取り組んでいます。

サステナビリティ課題に実務レベルで対応するのが当グループのCSRです。サステナビリティ課題はESG（環境・社会・ガバナンス）の3要素に分類できることから、ESG対応はCSRの中核的な業務となっています。特に企業の価値創造プロセスに影響を与えるESGテーマであるマテリアリティ（重要課題）を特定した上で経営プロセスに組み込むマテリアリティ・マネジメントを重視しており、これを共通価値創造の基盤と位置付けています。投資家に向けたESG情報開示もCSRの重要な役割です。当ESG/CSRレポートではESG情報を網羅的に開示することを目的とし、統合報告書はマテリアリティと財務情報の関連性に焦点を当てます。

共通価値の創造に向け多面的な議論を行い、当グループが進むべき方針を決定します。

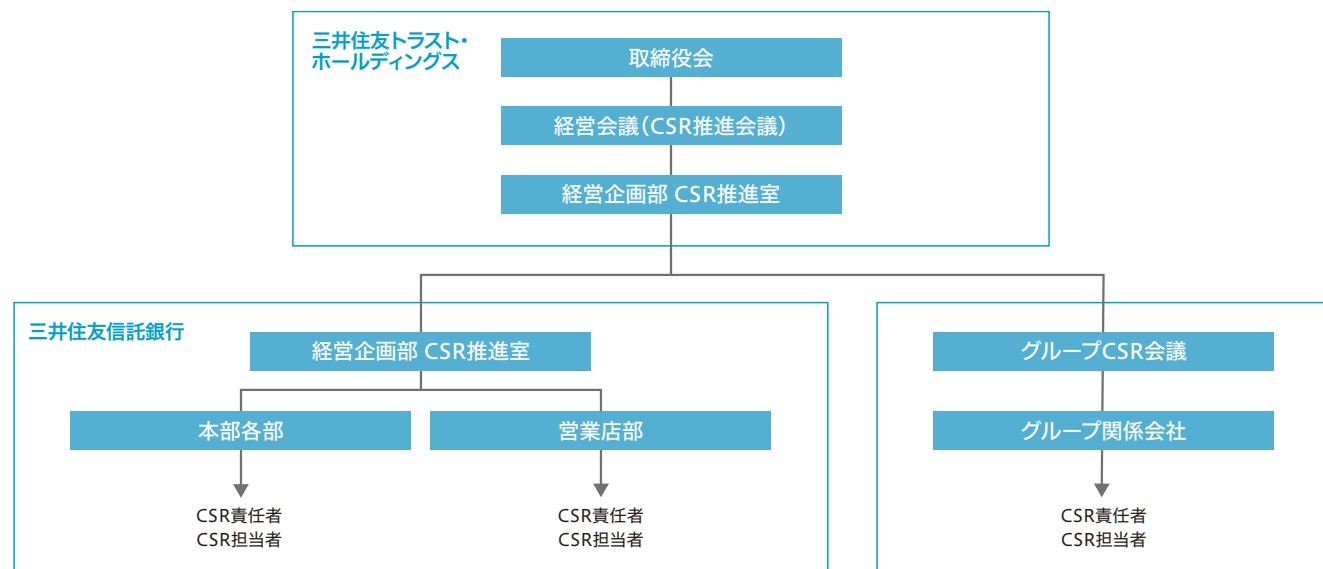
- 2) 経営会議の一環で開催される「CSR推進会議」は、CSRの中期方針と単年度方針を策定し、PDCAサイクルを踏まえ、当グループのCSR業務を管理します。
- 3) 経営企画部CSR推進室は、担当役員の指示に基づき、グループのCSR業務を推進する主体的な役割を担っています（91頁参照）。
- 4) CSR推進室は「擬似ESG投資家」となってマテリアリティの高い業務の担当部署と対話するインターナル・エンゲージメントを行います（7頁参照）。
- 5) グループ各社、三井住友信託銀行の全ての店部においてCSR責任者、CSR担当者を設置し、CSR業務の推進役となるとともに、各オフィスにおける環境負荷低減活動の推進や、With You活動を主導する役割を担っています（129頁参照）。
- 6) グループ関係会社は、それぞれの業務特性を踏まえそれぞれ方針を策定し、CSR業務を推進しています。また、情報連絡会としてグループCSR会議を定期的に開催します。

CSR推進体制

- 1) 取締役会は、サステナビリティ方針を策定し、グループの役員・社員の意識向上を図るためCSR業務全般を統括します。また、マテリアリティの高いテーマを中心に

CSR業務担当役員	田中 茂樹（執行役常務）
経営企画部CSR推進室長 （チーフサステナビリティオフィサー）	金井 司（理事・CSR担当部長）

グループのCSR推進体制



CSR推進室の業務における四つの柱

共通価値の創造を目指したESGマネジメント

- CSR業務の統括(経営計画の策定とPDCAサイクルを踏まえたCSR業務の推進)
- マテリアリティ・マネジメントの推進
取締役会／経営会議における事務局機能
インターナル・エンゲージメントの実施
- ESG調査機関対応、投資家との対話
- 統合報告書・ESG/CSRレポート等を通じたESG情報開示の戦略的な展開

CSRのグループ内浸透、With You活動の推進

- 各種会議の主催
グループCSR会議、グローバルESG会議、ESGリスク対応プロジェクト・チーム、人権デューデリジェンス連絡会、LGBT情報連絡会
- 営業店部におけるWith You活動のプロモーション、予算付与、ポイント管理、ブログ管理
- 超高齢社会問題に関する個人のお客さまへの情報提供、地域連携の推進、認知症問題への対応



革新的な商品・サービスの開発とCSV型ビジネスの展開

- 環境※や社会の問題の解決に資する革新的な金融商品・サービスの開発
※環境問題(エコ)に関し信託(トラスト)の機能を活用し、解決(ソリューション)を提供する業務を、エコ・トラステーションと呼び、積極的に展開しています。
- 気候変動、生物多様性、人権など投資家が重視する投融資のESGリスクに関する情報収集、社内展開



ステークホルダーとの健全な関係構築

- 国内外のNPO・NGO、行政、大学等との情報交換とステークホルダーのニーズの把握
- 国際的なイニシアティブへの積極的な参画(UNEP FI、国連グローバル・コンパクト、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)等)
- 国内の金融連携プロジェクトへの積極的な参画と主体的な役割の発揮(21世紀金融行動原則、COLTEM金融サテライト等)

CSR中期方針／2017年度方針

(1) CSR中期方針(2017-2019年度)

テーマ	中期方針
企業価値向上に直結したESGマネジメント推進	• マテリアリティ・マネジメントのさらなる高度化。 • 投融資のESGリスク管理の強化。 • ESG/CSRレポート、統合報告書におけるESG情報開示の高度化・投資家への発信力の強化。
CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する	• 気候変動問題、自然資本(生物多様性問題)、環境不動産、サステナブル投資(ESG)、超高齢社会問題の5大サステナビリティテーマに関連した課題解決型ビジネスの積極推進。
社会的リターンの追求	• CSVビジネス、With You活動をSDGsの17テーマに紐付け、経済的リターンだけでなく社会的リターンも追求するコンセプトの導入と具体的な取り組みのフレームワークを構築する。 • 認知症問題に関する研究を進め、特に財産管理面の取り組みに積極的に貢献。

(2) 2017年度CSR方針

テーマ	2017年度方針
企業価値向上に直結したESGマネジメント推進	• マテリアリティ項目をレビューし、必要であれば見直しを行う。高マテリアリティ項目についてESG関連各部と連携し、年度を通じたインターナル・エンゲージメント体制を確立する。 • 融資のセクター別ガイドラインの策定、ESGテーマに関するエンゲージメントの強化等投融資におけるESGリスク管理の強化。 • 統合報告書を発行する(ディスクロージャー誌／アニュアルレポートの改訂)。 • 責任投資レポート(小冊子)を改訂し、スチュワードシップ報告書を作成する。 • 気候変動等環境関連の中長期目標とロードマップを策定する。
CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する	• 気候変動問題、自然資本(生物多様性問題)、環境不動産、サステナブル投資(ESG)、超高齢社会問題の5大サステナビリティテーマに関連した課題解決型ビジネスの取り組みの強化。
社会的リターンの追求	• SDGsの17テーマと個別活動の紐付け、社会的リターン追求に関する基本的なコンセプトを整理する。 • 認知症問題に関する情報連絡会において当社の現状を分析し、中長期的な対応方針を策定する。

コンプライアンス・公正な事業遂行

1. 基本的な取り組み方針

昨今、金融業界における規制緩和が進展し、金融取引・サービスが多様化するなかで、金融機関においては自己責任原則の徹底と自助努力によりさまざまな課題に取り組むことが求められています。このような状況において、お客さまからの信頼を維持・向上させていくためには、厳格な自己規律に基づく健全かつ適切な経営が不可欠です。かかる観点より、当グループはコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

コンプライアンスとは、法令等の遵守、すなわち、法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守することをいいます。信用が最大の財産である当グループにとって、コンプライアンスの実現は当然の基本

原則であり、経営者はもとより、社員一人一人が日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと考えています。

当グループでは、コンプライアンスを徹底し、「The Trust Bank」にふさわしい適切な態勢を実現するため、「行動規範（バリュー）」を定めるとともに、具体的な遵守基準等を「コンプライアンス規程」に定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

2. 取り組みの概要

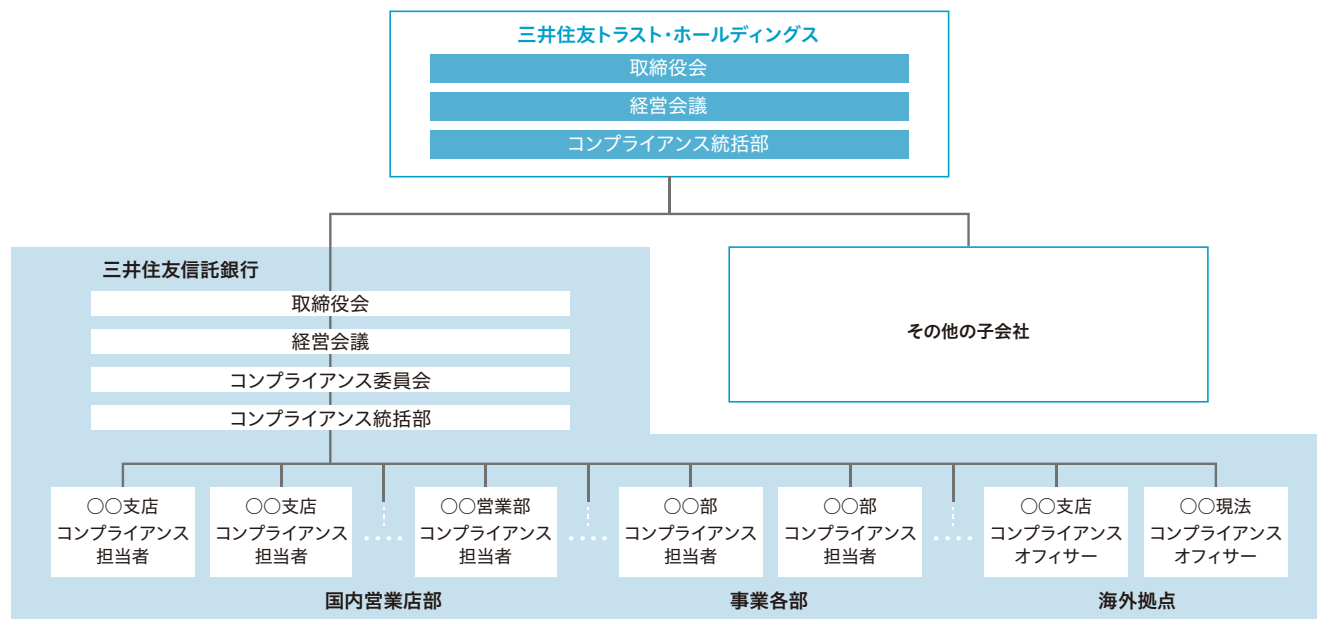
グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制を統括することを当社の最も重要な機能の一つと位置付け、当社の「コンプライアンス規程」において、役員・社員が遵守すべき基準を定めています。

また、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画については、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握、評価を行っています。

なお、取締役会、経営会議などの役割は以下の通りです。

グループのコンプライアンス体制



取締役会、経営会議、 コンプライアンス統括部統括役員の役割

- 1) 取締役会は、当社等におけるコンプライアンスの徹底を経営上の最重要事項とし、コンプライアンスに係る方針、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの整備・周知および組織体制の整備、進捗状況の把握・評価等を通じ、コンプライアンスに関する態勢整備を統括します。
- 2) 経営会議は、コンプライアンスに関する事項の決定および取締役会決議・報告事項の予備討議を行うものとし、規程・規則の承認・周知に関する事項や統括部署の態勢整備に関する事項等について取締役会に付議・報告します。
- 3) 取締役・執行役員は、コンプライアンスの重要性に鑑み、特に担当業務に関しては法令に照らして留意すべき点を認識し、コンプライアンス重視の経営を行います。また、コンプライアンス統括部統括役員は、状況を的確に認識し、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討します。
- 4) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス態勢に必要な規程類の整備、施策・指導等の実施、課題等への対処、研修体制の充実等を通じ、当社等におけるコンプライアンス全般を統括します。コンプライアンス方針の策定や管理・運営状況のモニタリングを行っており、把握した管理・運営状況等は経営会議等に報告します。

また、三井住友信託銀行においても、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括部の統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議等に報告されます。

その他の子会社は、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護の

ため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、また、適正な通報である限り、通報者に不利益な取り扱いを厳禁しています。

なお、コンプライアンス・ホットラインは、使用言語や連絡時間等の制限はありません。

また、当グループは社外からのご意見・ご要望について、ホームページにおいてお問い合わせ先を掲載しています。

■ 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 03-6256-6000(代表番号)

グループ各社もそれぞれお問い合わせ先をホームページに掲載しています。三井住友信託銀行のお問い合わせ先は以下の通りです。

■ お客様サービス室 0120-328-682

平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3はご利用いただけません。)

※お問い合わせの際にお伝えいただいた個人情報は、三井住友信託銀行で責任を持って管理し、お問い合わせへの回答のみに使用させていただきます。お問い合わせいただいたご本人の承諾なしに第三者への開示や他の目的には使用しません。

コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、コンプライアンス違反が発生した場合、リスク統括部が、適切な対応、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上を目的として、顧客対応、社内・当局宛報告、再発(未然)防止策等、報告・管理態勢を整備しています。

三井住友信託銀行において、かかる事態が発生した場合、以下のプロセスで対応、管理しています。

- 1) コンプライアンス違反部署は、コンプライアンス違反が発生した場合、適切かつ迅速に報告を行い、発生から解決に至るまで責任をもって管理・対応を行います。そして、その発生原因を調査・分析の上、再発防止策を策定・実施します。
- 2) 事業統括部等は、発生部署と協働し、処理対応、発生原因調査、再発防止策の策定を行い、必要に応じ事業内の事例調査・注意喚起・再発防止策の事業内への展開等を行います。
- 3) リスク管理部署(コンプライアンス統括部)は、必要に応じて発生部署・事業統括部等への指導等を行います。重要事案については原則としてコンプライアンス小委員会等を開催し、報告内容の十分性や再発防止策の適切性を検証します。

3. 主要なコンプライアンス・リスクへの対応

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

コンプライアンス意識の浸透を図るため、当社をはじめグループ各社において、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、法令・諸規則ほか遵守すべき事項等を周知徹底しています。

また、インサイダー取引規制遵守に関するルールをはじめとしてコンプライアンス面の研修の強化を進めており、

全社的なテーマについては各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって研修を実施しているほか、各社におけるコンプライアンス担当者は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じ、各職場での研修・勉強会の実施や日常の指導を通じて、きめ細かに、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

eラーニングによるコンプライアンス研修 2016年度

コンテンツ名	内容	受講対象者	開催
16年5月版 インサイダー取引・守秘義務情報漏えい等防止研修、誓約書	インサイダー取引防止、守秘義務情報管理等の基礎的な事項の学習	全社員	5月
2016年度版 コンプライアンスの基礎	コンプライアンス・顧客保護等の基本的事項に関する理解推進	全社員	6月
ボルカー・ルールの基礎	ボルカー・ルール遵守に関する基礎知識	業務上関連のある社員全員	7月
2016年10月1日 改正犯収法による取引時確認(本人確認)等の変更点	改正犯収法、OECD多国間情報交換制度の理解推進	全社員	8月
非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度 (日本版CRS:実特法)の開始	OECD多国間情報交換制度の制度概要の理解推進	全社員	11月
16年11月版 インサイダー取引・守秘義務情報等漏えい防止研修、誓約書	インサイダー取引防止、守秘義務情報管理等の基礎的な事項の学習	全社員	11月
2016年度版 反社会的勢力への対応	反社会的勢力への対応の基礎	全役員・社員	12月
2016年度 マネー・ローンダリング等防止対策	マネー・ローンダリング防止対策の意義と実務	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部の全社員	1月

主要なコンプライアンス・リスク

- 顧客情報の漏えい
- 個人情報への不適切な取得・利用
- 提供する商品・サービスの信頼性欠如
- 適合性の原則の違反
- お客さまへの不十分な説明
- お客さまからの相談や苦情等への不誠実な対応
- お客さまとの節度を越えた交際
- 利益相反取引
- 不適切な会計処理
- 情報開示の軽視
- 違法な利益供与
- 自由・公正な競争の阻害
- インサイダー取引等の不公正取引
- 外為法違反
- 知的財産権の侵害
- 行政との不透明な関係
- 反社会的勢力との取引
- マネー・ローンダリング

取引のデューデリジェンス

三井住友信託銀行では個別の取引を行う際に反社会的勢力への該当性チェックおよび犯収法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)、外為法に基づく取引時確認を実施しています。また、犯収法上リスクが高いと位置付けられた国のお客さま等との取引については、より慎重な取引時確認を行っています。外為取引にあたっては、資産凍結等の経済制裁の対象の指定を受けた個人・法人等に該当

するかどうか確認を行っています。お客さまが、該当する先向けの支払い、あるいは資本取引を行う場合は、当局からの許可を得ているかどうかの確認を厳格に行っています。

マネー・ローンダリング等防止態勢

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、

不正な資金の出所を隠すことを指します。また、テロリストや振り込め詐欺犯人なども金融機関口座等の不正利用を行う場合がありますが、金融機関はこのような金融サービスの不正利用を防止する必要がある、これをマネー・ローンダリング等防止対策と称しています。

当グループは、「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表し、マネー・ローンダリング等に毅然とした態度で臨む意思を明確にしています。また、海外拠点も一体となったマネー・ローンダリング対策を実現するため、「AML/CFTグローバル・ガイドライン」(AMLはAnti-Money Laundering、CFTはCombating the Financing of Terrorismの略)を制定し、顧客管理や疑わしい取引検知などの高度化に取り組んでいます。

三井住友信託銀行は、「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」および「AML/CFTグローバル・

ガイドライン」に沿って、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備しています。

具体的には、継続的な取引関係の開始時や大口現金取引などを行うとき、特定の国に居住・所在する者との取引を行うときなどには、氏名・住居など本人特定事項の確認や取引目的・職業など顧客管理事項の確認を行います。

また、AMLシステムを導入しており、不正な口座移動等がないかシステムにて検証しています。

犯罪収益やテロ資金などの疑わしいと思われる取引に遭遇した場合は、担当者は直ちに責任者に連絡し、当局に届け出ます。振り込め詐欺等の不正目的の口座使用が判明した場合は、速やかに口座凍結等の措置を行い、被害の拡大防止に努めます。

なお、関連する店部の社員は、定期的にマネー・ローンダリング等防止に関する社内研修を受講しています。

マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組めます。

3. マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与にかかるリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続を行います。

5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

9. 懲戒手続

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト(内部監査を含む)を実施します。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。

また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した

場合については、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行っていく体制を構築しています。

また、意識や体制を強固なものとするため、2016年度については、半期に1回ずつ、全役員・社員を対象とした反社会的勢力との取引防止研修を実施しました。

法令改正への適管理

三井住友信託銀行では、本部各部が法令改正についての情報を収集し、コンプライアンス統括部に報告します。同部は法令改正情報を一元的に管理し関係部署に対して対応の指導・管理等を実施します。

インサイダー取引防止

当グループでは、業務遂行にあたり知り得たインサイダー情報を厳正に管理し、インサイダー取引等を防止しています。

具体的には「インサイダー情報管理規程」において、インサイダー情報らしい情報を取得したときは直ちに上席に報告することを義務付けています。インサイダー情報は店部長が厳格に管理し必要な部署に報告しており、不要な部署への伝達を一切禁止しています。なお、受託事業運用部門の場合は、受託監理部がインサイダー情報を管理します。

また、インサイダー情報が投資(運用)を行う部署に伝達されないよう特に厳格な情報遮断を行っているほか、受託事業では「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者と証券会社営業担当者との不適切な接触を禁止しています。

三井住友信託銀行では全社ベースでの研修態勢を整備しており、2016年度は全社員を対象としたインサイダー取引防止研修を年4回(受託事業ではさらに年4回)実施す

インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、現在全て対応済みですが、引き続き、実施状況・定着状況について、定期的なモニタリングを継続しています。

※2012年に発生したインサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年CSRレポートに記載しております。

URL: <http://smth.jp/csr/report/2012/04.pdf>

るとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回(受託事業ではさらに年4回)受けています。

外部委託先との公正な取引

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力との取引を防止し、反社会的勢力の介入を排除するため、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています(76頁参照)。

談合・カルテル防止

独占禁止法は、消費者の利益を確保し国民経済の民主的で健全な発達を促進するために、「公正かつ自由な競争」の促進を目的としており、不当な取引制限(カルテル)の禁止など自由経済の基本ルールを定めています。当グループでは、独占禁止法を遵守するため、独占禁止法遵守に係るコンプライアンス・マニュアルを制定し、さらに各事業における共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設けて、厳格に運営しています。

贈収賄防止に向けた取り組み

当グループでは、贈収賄・汚職に係るリスク評価を実施し、その結果に基づき「贈収賄・汚職防止に関する法令等

贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針

1. 経営の関与

経営陣は、責任をもって贈収賄・汚職防止プログラムの監督に取り組めます。

2. 贈収賄・汚職にかかるリスク評価

当グループは、定期的に贈収賄・汚職にかかるリスク評価を行い、その結果に基づき贈収賄・汚職防止プログラムを実施・強化します。

3. 接待・贈答の実施に先立つ事前承認

全ての役員および社員は、公務員等に対していかなる接待、贈答、または寄付等の便益供与を実施するにも、関連法令等によって明示的に許容されている場合であっても、事前承認を得ることが必要となります。

4. 適切な贈収賄・汚職リスクのデュー・デリジェンス

代理人またはコンサルタント等の第三者、もしくは合併・買収先との関係を新たに構築するにあたり、当グループはリスクベースで贈収賄・汚職リスクに関するデュー・デリジェンスを実施します。

5. 採用やトレーニングの受入の管理

当グループは、公務員等に対して違法な利益供与を実施しているとの疑念を払拭するべく、採用やトレーニング受入手続の適切性を検証します。

6. 研修

全ての役員および社員は、贈収賄・汚職防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

7. 内部通報制度

贈収賄・汚職に関する違反を発見した場合、全ての役員および社員は内部通報制度を利用することができます。同制度では、善意の通報者について不利益処分を行うことが禁止されています。

8. 懲戒手続

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合には、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

9. モニタリングおよびテスト

当グループは、接待および贈答に関して贈収賄・汚職防止プログラムに準拠して、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト(内部監査を含む)を実施します。

遵守方針」を定め、贈収賄・汚職防止プログラムを実施しています。

接待・贈答はもちろんのこと、経費負担、寄付・助成に至るまで贈収賄・汚職につながる企業行動に対し事前承認制度を設けています。また、採用・トレーニングの受け入れを通じて、不正な利益供与が行われないように、人事部による一元管理の仕組みを取り入れています。その他、最近摘発事例が増加しているコンサルタント等の第三者を通じた資金提供リスクに対応するため、一定の契約類型については契約締結前に、当該第三者に対するデューデリジェンスの実施を義務付けています。

これら諸規定の遵守を確実なものとするために、当グループでは役員・社員全員に対する研修を毎年実施するとともに、その履行状況を個別に確認するために、定期的にモニタリングおよびテストを実施しています。さらに贈収賄・汚職リスクが特に高い海外拠点については、現地弁護士事務所と海外拠点との緊密な連携を構築して、万一の事態にも迅速かつ適切な対応がとれるように態勢整備に努めています。

知的財産権の保護

著作権等の知的財産権の無断利用は著作権法等の法律で禁止されています。当グループは、グループ各社の知的財産権を保護するとともに、コンプライアンス・マニュアル等で他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を明記し、社員に遵守を徹底しています。

三井住友トラスト・グループの 税務コンプライアンスに関する基本方針

移転価格税制やタックスヘイブン対策税制などグローバル企業が直面する税務課題がクローズアップされるなか、当グループでは、これまでも税務コンプライアンスに関する基本方針を定めて適正な納税に取り組んできましたが、2016年8月に移転価格に係る文書化対応を追加するなどこの方針を改定し、グローバル企業の一員として国際的な税務にもきちんと取り組むことを明確にしました。最近では英国において、英国に拠点を有する一定の企業に対し税務戦略を策定して公表する義務が課されたため、当グループではこの方針のもと、適切に対処しています。

このように当グループでは役員および社員の税に対する意識を一層高め、税法等を遵守し適正に納税することを通じてお客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で社会規範にもとることのない企業活動を推進していきます。

税務コンプライアンス方針

税法等の遵守

当グループは、各国の税法、通達ならびに租税条約等税に関するルールを遵守し、適正に納税していきます。

税に関するリスクへの対応

当グループは、税に関するリスクが経営上の重要な課題の一つと認識し、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していきます。

税務当局との関係

当グループは、情報開示等透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築いていきます。

当グループは、グループ内の国を跨ぐ取引が独立企業間原則を遵守した取引であることを文書化し、各国の税務当局に対し説明可能な体制を整備していきます。

■ 三井住友トラスト 会計ホットライン

当社および三井住友信託銀行をはじめとするグループ関係会社における、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報（ただし、いずれも日本国内の行為に関する情報に限る）についての通報窓口を以下の通り設置しています。通報は、郵便または電子メールで受け付けています。



通報窓口

【郵便】〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所内
「三井住友トラスト会計ホットライン」宛

【電子メール】sumitrust-hotline@city-yuwa.com

リスク管理

1. リスク管理に関する基本的な考え方

企業を取り巻くさまざまなリスクの低減は、企業価値の棄損を回避するために不可欠ですが、リスク管理体制の強化は企業体質を堅牢なものとし、企業価値の向上に資するものです。三井住友トラスト・グループは、日本最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、業務特

性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2. リスク管理体制

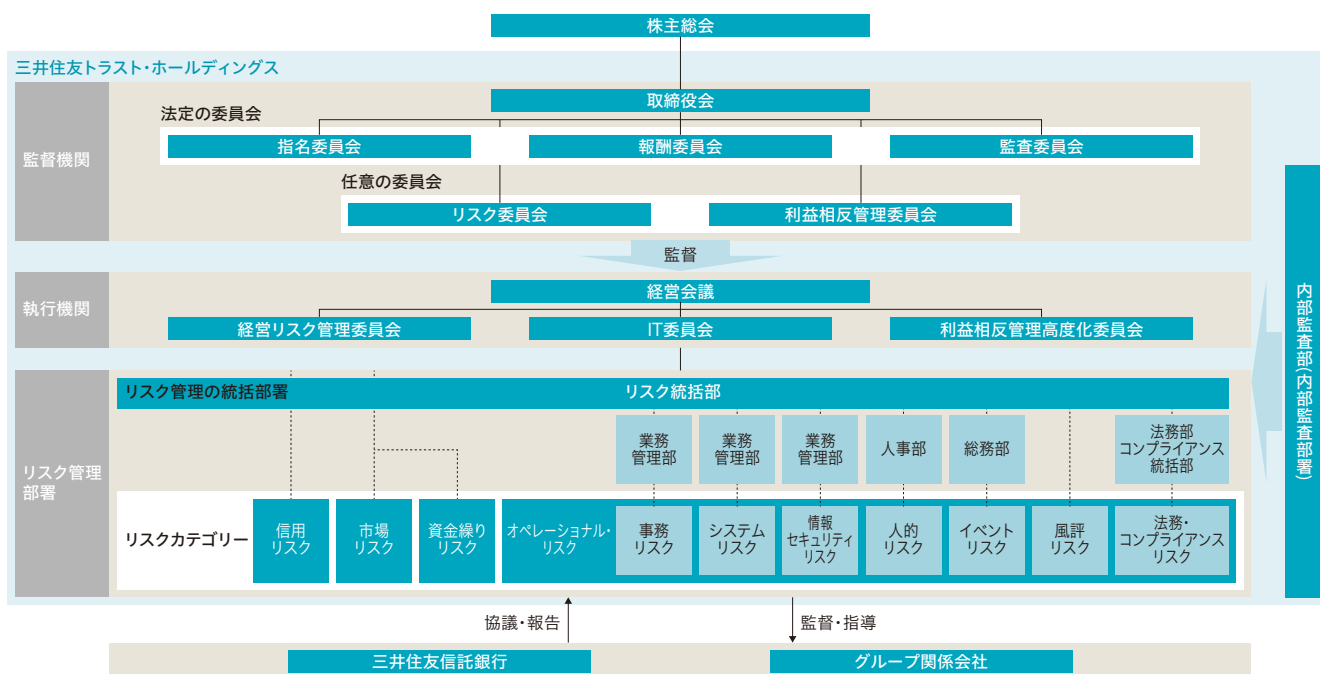
リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次の通りです。

各組織の責任と役割

- 1) 取締役会は、リスクの特定・評価・モニタリング・コントロールおよび削減に関する方針の策定、リスク資本配賦計画およびリスク管理計画を含む経営計画の策定・周知、報告態勢の構築と権限付与などを行います。
- 2) 経営会議は、取締役会の定めた方針に従い、リスクの特定・評価・モニタリング・コントロールおよび削減に関する取り決めの承認や、その実行のための態勢整備などを行います。

- 3) フロント部署等は、リスク管理規程および関連するリスク管理規則等に従い、リスクを正確に認識した上で、リスクの規模・特性に合致した適切なコントロールを行うなど、リスク管理の実効性の確保に向けた業務運営を行います。
- 4) リスク管理部署は、所管するリスクの特定・評価・モニタリング・コントロールおよび削減のリスク管理プロセスの整備または運営を行います。フロント部署等への牽制機能を発揮するため、フロント部署等のリスクの状況およびリスク管理活動をモニタリングし、経営に対して定期的または必要に応じた報告等、リスク管理態勢の企画・推進を行います。

リスク管理体制



3. リスク管理実務

リスクの種類

当グループでは、グループ全体が経営上抱えるリスクを要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」に区分し、それぞれのリスクの特性に合った管理を行っています。

リスク管理の方法

当社は、グループ全体のリスク管理の統括部署を設置し、グループ全体のリスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクカテゴリーのリスク管理を統括するリスク管理部署を定め、当グループ各社に対して必要に応じ適切な監督・指導を行っています。

また、グループ全体におけるリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として制定し、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動が適切に実行できるよう権限や組織体制などを明確化し、リスク管理に係る方針・計画（リスク管理計画、リスク資本配賦計画）を策定しています。

当グループ各社においては、当社のリスク管理に係る方針を踏まえ、それぞれの業務やリスクの特性に応じた適切なリスク管理態勢を整備しています。

統合的リスク管理

(1) 統合的リスク管理態勢

当グループでは、リスクを経営体力の範囲内に制御して健全な経営を確保するためのリスク管理上の枠組みとして統合的リスク管理態勢を構築しています。統合的リスク管理においては、リスク資本配賦運営、ストレステスト等

を実施し、当グループが定めた基本方針のもと、リスク・リターンの最適化、自己資本の充実度評価による企業価値向上のための適切な管理を実施し、定期的に取り締役会および経営会議等へ報告を行っています。

(2) リスク資本配賦運営

当グループでは、持株会社が外部環境、リスク・リターンの状況、戦略目標およびストレステストの結果を勘案した上で、自己資本の充実度を評価し、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象に、グループ各社へ資本を配賦する運営を行っています。リスク資本配賦計画は、取締役会で決議しています。

グループ各社は、リスク量が配賦された資本（リスク資本）の範囲となるように業務を運営します。配賦された資本（リスク資本）とリスク量の状況については、リスク管理統括部署が月次でモニタリングし、取締役会等に報告しています。

リスク資本配賦計画については、半期ごとに見直しを行うほか、グループ各社の業務計画の修正やリスクの状況等により必要となった場合にも随時見直しを行っています。

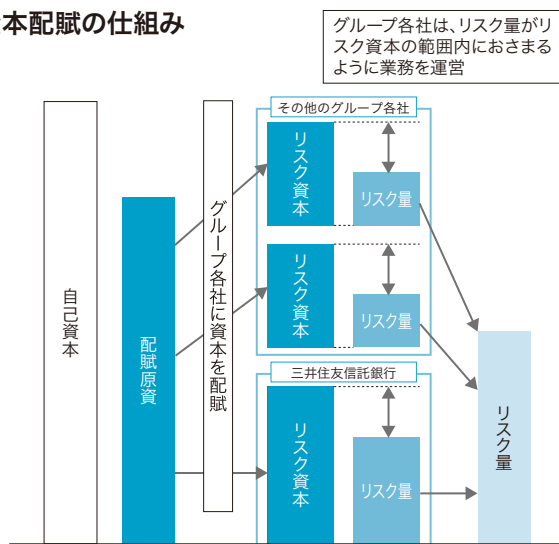
(3) 自己資本充実度の評価・資本戦略

自己資本管理部署は、リスク資本配賦計画の策定および見直しの都度、健全性の観点から自己資本充実度を評価して取締役会等に報告しています。

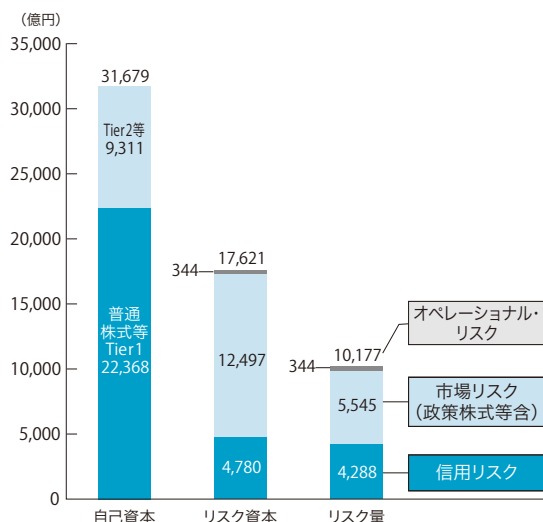
当グループでは、自己資本およびリスクについて複数の定義を設け、自己資本充実度を多面的に評価しています。

事業継続性を確保する視点から、信頼区間99%のリスク量を自己資本比率規制上の普通株式等Tier1資本（配賦

資本配賦の仕組み



自己資本とリスク資本額（信頼区間99%、保有期間1年）



原資)と比較するとともに、預金者保護の視点から、信頼区間99.9%のリスク量およびストレス事象勘案後の信頼区間99%のリスク量を自己資本比率規制上の総自己資本と比較することによって評価しています。

(4) ストレステスト

金融危機のような不測の事態に備えて、ストレス事象が顕在化した場合の経営・財務への影響等をあらかじめ分析・認識して、対応策を事前に検討しておくことの重要性が高まっています。

当グループでは、経営計画の策定時において、リスク資本配賦計画(経済資本)および自己資本比率計画(規制資本)においてストレステストを実施し、自己資本充実度の評価やリスク発生時の対応策(コンティンジェンシープラン)の策定等に利用しています。

■ ストレステストの枠組み

経営計画策定時に、過去10～20年程度の間で発生したイベントで当社ポートフォリオに大きな影響を及ぼすシナリオ(ヒストリカルシナリオ)、市場環境に応じて比較的発生する蓋然性が高く、かつ経営に大きな影響を及ぼすフォワードルッキングなシナリオ(仮想シナリオ)等、複数のシ

ナリオ案を策定。これに基づき議論を重ね、計画策定に利用する最終的なシナリオを選定しています。選定したシナリオに基づき、リスク発生時の損失額等を算定し自己資本充実度への影響等を評価のうえ、結果を取締役会等へ報告する枠組みを構築しています。

(5) 自己資本の充実の状況

リスク資本配賦計画においては、持株会社連結の総自己資本31,679億円(うち普通株式等Tier1資本22,368億円)に対して、配賦した資本(リスク資本)は17,621億円となっており、実際に使用している資本(リスク量)は10,177億円となっています。また、総自己資本と配賦した資本(リスク資本)との差額14,058億円はストレステストの結果等を勘案しても十分な水準となっています。

(6) 統合リスク管理・自己資本管理態勢の高度化

当グループは、統合リスク管理と自己資本管理がより効果的な業務プロセスとなるよう、管理するリスクの範囲、リスクの計測方法、リスク資本配賦の方法、自己資本充実度の評価方法等を継続的に検証し、態勢の整備・高度化を図っています。

自己資本比率規制への対応

本邦の自己資本比率規制として、バーゼルIIの適用が2007年3月末より開始され、自己資本の質と量の充実・リスク捕捉の強化等が図られたバーゼルIIIが2013年3月末より適用されています。自己資本比率規制は、金融機関の直面するリスクの評価をより精緻化すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指し、下記の「三つの柱」で構成されています。

当グループでは、統合的リスク管理の中で規制内容を遵守する態勢を構築していますが、新たな国際金融規制への対応を着実に進め、さらなるリスク管理の向上に取り組んでいます。その一環として、自己資本比率算定においては、信用リスクについて2015年3月末から先進的内部価格付手法を、オペレーショナル・リスクについて2014年3月末から先進的計測手法を導入しました。

(1) 「第一の柱」

規制で定められた方法で算出された所要自己資本を管理するものです。国際統一基準採用行は、信用リスクの計測をより精緻化するとともに、マーケットリスクならびに

オペレーショナル・リスクも加えたリスクに対して最低所要自己資本を確保することが求められています。

リスク計測方法は各銀行の内部管理態勢に合わせて選択できるようになっています。

(2) 「第二の柱」

第一の柱でカバーされないリスクのうち特に重要な「銀行勘定の金利リスク」と「信用集中リスク」を含むリスク全般に対して、銀行自身が自己管理を行うこと、および銀行監督当局が、銀行の自己資本充実度に対して、評価、監督を通じて検証していくことで、銀行経営の健全性を維持向上することを目的としたものです。当グループでは内部管理態勢の中でこれらの管理を実施しています。

(3) 「第三の柱」

第一の柱、第二の柱の内容に関する自己資本やリスク管理態勢などについて情報開示を充実し、市場からの評価を通じた市場規律の実効性を高め、銀行経営の健全性を維持向上させることを目的としています。

個別リスクの管理状況

信用リスク	
定 義	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクという。
基本方針	- グループ全体の信用リスク管理の基本方針を定め、与信関連業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、信用リスク管理態勢および資産査定管理態勢の整備を行うこととしています。また、与信先の実態を把握し、与信先に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取り組みへの支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要であると認識し、対応を図っています。 - 傘下銀行においても同様に、上記方針に則って、リスク管理態勢を整備・確立し、適切な信用リスク管理を行うこととしています。
リスク管理体制	- 当社における信用リスク管理部署はリスク統括部と定めています。リスク統括部はグループ全体の信用リスクの状況をモニタリング・分析するとともに、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においても同様に、信用リスク管理部署をリスク統括部と定めています。また、信用リスク関連の管理部署として、審査部署、問題債権管理部署および資産査定管理部署を定めています。
リスク管理手法	与信先の状況等について、当グループを一体的に管理するとともに、貸出金のみならず、信用リスクを有する資産およびオフバランス資産を統合的に管理しています。信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行うとともに、リスク限度枠の設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしています。また、与信ポートフォリオ状況（特定の業種または特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理しています。

市場リスク	
定 義	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッドなどのさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
基本方針	- グループ全体の市場リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 - 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて市場リスク管理を行っています。
リスク管理体制	- 当社における市場リスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。リスク統括部は、グループ全体の市場リスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においては、市場リスク管理にあたり、フロントオフィス（市場部署）、バックオフィス（事務管理部署）およびミドルオフィス（市場リスク管理部署）を分離し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。
リスク管理手法	経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠や損失拡大防止を目的として設定したアラームポイントの遵守状況等を管理しています。市場リスクをVaR（一定の保有期間に一定の信頼区間で被りうる最大損失額）により計測するとともに、VaRによる市場リスク計測の補完を目的としてストレステストを実施しています。パーゼル規制第2の柱におけるアウトライヤー基準の銀行勘定金利リスクに関し、定期的にモニタリングを行い管理しています。

資金繰りリスク	
定 義	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	- グループ全体の資金繰りリスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 - 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて資金繰りリスク管理を行っています。
リスク管理体制	- 当社における資金繰りリスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。リスク統括部は、グループ全体の資金繰りリスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においては、資金繰りリスク管理にあたり、資金繰りリスク管理部署について、資金繰り管理部署、市場部署などからの独立性を確保し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。
リスク管理手法	内外の情報を収集・分析し、現状においてどの資金繰りの逼迫度区分に該当するかを適切に把握するとともに、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行うほか、ストレステストを実施の上、コンティンジェンシープランを策定し危機管理に万全を期しています。

オペレーショナル・リスク	
定 義	業務の過程、役員・社員等の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	- グループ全体のオペレーショナル・リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行うこととしています。 - 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいてオペレーショナル・リスク管理を行っています。
リスク管理体制	- 当社におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署をリスク統括部と定めています。また、事務リスク管理部署およびシステムリスク管理部署等を設置しています。リスク統括部は、グループのオペレーショナル・リスク全般をモニタリングし、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 - 傘下銀行においても同様に、各リスク管理部署を定めています。
リスク管理手法	当グループでは、定期的に内部統制に係る自己評価（CSA）やオペレーショナル・リスク計測を実施し、定性・定量の両面からオペレーショナル・リスクを適切に評価・把握し、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、リスクの削減を図ることとしています。また、策定したリスク削減策の効果について検証を行い、リスク削減策の見直し・改善につなげています。

オペレーショナル・リスク サブカテゴリー

事務リスク	
定 義	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすなど、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	事務リスク管理部署である業務管理部は、事務リスクおよび事務効率化に関する事業間にまたがる問題等を総合的に検討し、当社全体の観点から事務リスク管理の実効性確保に向けた態勢整備を推進しています。また、事業ごとに事務統括・指導部署を設置し、事業内で策定された規程類の検証、本部各部・営業店部に対する事務全般における指導および研修等を行っています。
システムリスク	
定 義	コンピュータシステムのダウン、または誤作動等、システムの不備等に伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	ハードウェアの保守および予備・代替機能の確保、バックアップ、マニュアル整備等の対策により、ハードウェア・ソフトウェアおよびシステム運用の信頼性向上を行っています。また、情報システムの安全性を確保し、不正な侵入・使用等を防ぐための対策も行っていきます。なお、障害・災害による情報システムへの影響の極小化と早期復旧ならびに業務継続のため、連絡・対応体制の明確化、代替措置・復旧手順等のマニュアル整備、オペレーションの教育・訓練等を行っています。
情報セキュリティリスク	
定 義	情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	保有する全ての情報資産について、漏えい・紛失・改ざん等が当社およびお客さまに損失を与える危険性の度合いに応じて重要度を設定しています。重要度に応じて、情報資産の取得・利用・管理・保管・社内伝達・社外持出・廃棄等の方法を定め、セキュリティ対策を適切に実施しています。 ※サイバー攻撃に関する対応は103頁をご参照ください。
法務・コンプライアンスリスク	
定 義	取引の法律関係が確定的でないことによって当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	社内規程類等の一貫性・整合性や、取引および業務の適法性・適切性について、法的側面からの検証（リーガルチェック等）などを行っています。
人的リスク	
定 義	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等の人事・労務管理上の問題に対して、社内研修や面談、相談窓口の設置等の管理態勢を整備しています。
イベントリスク	
定 義	自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行等、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	事業の妨げとなる自然災害や感染症の流行、火災や犯罪あるいは交通事故の発生等に対し、発災に備えた減災措置、防災・防犯・安全運転管理といった予防的措置や業務継続管理態勢の整備・対応などを行っています。 ※災害時における危機管理・業務継続（BCP）に関する情報は本頁下段をご参照ください。
風評リスク	
定 義	マスコミ報道、風評・風説等によって当社または子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスク
リスク管理手法	当社または子会社等の評判が悪化するようなマスコミ報道、風評・風説等を未然に防止し、風評事態が発生した際には、お客さま対応、対外公表等を迅速・適切に行う態勢を整備しています。

災害時における危機管理・業務継続（BCP）

三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行の取り組み

当社・三井住友信託銀行では、自然災害やシステム障害、新種感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP（業務継続計画）やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練、BCP見直しの実施など、業務継続のための体制を整備しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、三井住友信託銀行や当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、全社的対応組織として緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

特に、全国に店舗を持つ三井住友信託銀行では、大規模な地震が発生した場合に備え、お客さま、社員の安全や業務の継続などに配慮した対応を行うとともに、その実効性を確保するため、定期的に訓練を実施しています。

全社的な対応においては、緊急対策本部機能の実効性を高めるため、定期的な訓練のほか、情報収集・情報連携の体制強化とともに、東京地区での発災を想定して大阪地区の体制強化も推進しています。

また、支店においては、定期的な訓練を通じ対応力の強化を図るとともに、立地条件や主要設備の状況等、店舗固有事情を踏まえた災害対策への取り組みを推進し、また、支店間での支援体制も整備しています。

役員・社員の行動基準

1. 役員・社員は危機管理の重要性を十分に認識・理解し、緊急事態の発生に備えるとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、平素より知識の涵養等に努めなければならない。
2. 緊急事態が発生した場合には、役員・社員の判断・行動にあたっては、以下の原則に基づき対応しなければならない。

(1) 生命の安全確保

緊急事態が発生した場合は、お客さま、役員・社員とその家族の安全を最優先で確保する。また、各種緊急時対応においては、常に人道面での配慮を優先させる。

(2) 三井住友信託銀行の企業資産の保全

緊急事態が発生する場合に備え予防と減災措置をとり、緊急事態が発生した場合には三井住友信託銀行の企業資産を保全する。また、業務活動に支障となる悪影響に対して、可能な限りリスク軽減措置を講じる。

(3) 業務継続と早期復旧

緊急事態が発生した場合、優先する業務の早期復旧と継続を図る。

(4) 地域社会との連携

緊急事態が発生した場合、地域における救命活動等、地域との連携を図る。

サイバー攻撃

サイバー攻撃の脅威に対する対応

国内外でサイバー攻撃による被害が拡大、脅威も増大しています。かかる中、当社ではお客さまの大事な財産をサイバー攻撃の脅威から守るため、次のような活動に取り組んでいます。

サイバー攻撃に備えた社内態勢の整備

当社では、サイバー攻撃に対応するため、三井住友信託銀行のシステムを24時間監視するとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対策等を進める社内組織としてSuMiTRUST-CSIRTを設立し、外部の専門機関との連携もとりながら、管理態勢の強化に取り組んでいます。

インターネットバンキング取引のセキュリティ強化

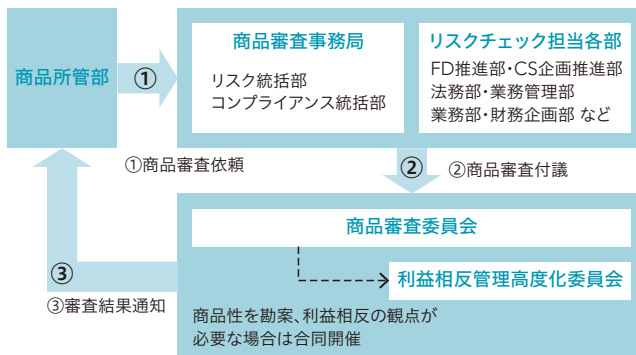
インターネットバンキングについては、お客さまの大切なご預金等を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用セキュリティ対策ソフト「Rapport(ラポール)」を無料で提供しています。

今後も引き続き、他社の動向や新規技術の情報収集に努め、不正送金の未然検知・防止など、お客さまが安全に取引を行っていただけるように、万全のセキュリティ対策を講じていきます。

新商品・新規業務導入における体制

新商品の取扱開始や、新規業務に取り組む際には、あらかじめ内在するリスクの有無、種類の特定・評価・管理、お客さまへの説明資料・手法など商品、業務を継続するためにさまざまな態勢整備を行う必要があります。この目的達成のために、当グループでは商品審査の体制を整備しています。商品審査のプロセスにおいては、お客さまから信頼していただける商品、業務の導入を重視し、複数の部署がさまざまな角度から検証を行います。また、商品導入後も定期的なモニタリングによる検証を行っています。

商品審査のプロセス



投融資における環境・社会リスク対応

当グループは「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」を当グループのサステナビリティに関するマテリアリティの中でも最も重要性が高い項目として特定しています。

投融資先の活動による環境・社会への影響に配慮し、当グループのリスクを回避・低減することは健全な金融機関としての責務と考えます。

機関投資家としての環境・社会配慮

三井住友信託銀行ではESG課題に関する対応方針（ESGガイドライン）を定め、基本的なスタンスを示しています。また、投資対象先のESG課題および将来的に生

じ得るリスクを認識した上で、企業側に課題の改善を促すエンゲージメント、議決権行使を行っています。（詳細は52～55頁）

プロジェクトファイナンスにおける環境・社会配慮

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。

制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づいており、この基準・ガイドラインは、環境社会影響評価の実施プロセスや、公害防止、地域コミュニティへの配慮、自然環境への配慮など多岐にわたります。

赤道原則には2017年12月現在、世界91行（輸出信用機関を含む）が署名しています。署名金融機関は赤道原則に基づいた対策等をプロジェクト実施者に求め、特に発展途上国における大規模案件においては十分な配慮を要する 경우가多く、赤道原則において求められる水準を満たさない場合は融資を見送ることもあります。

赤道原則

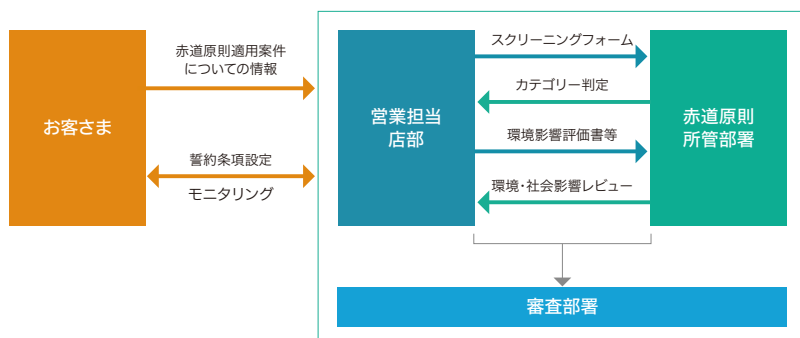
赤道原則とは、民間金融機関が大規模なプロジェクトに融資を実施する際に、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮されていることを確認するための基準です。具体的には、プロジェクトファイナンスと特定プロジェクト向けのコーポレートファイナンス、および将来的にこれらに借り換えられる予定のつなぎ融資が対象となっており、プロジェクトの所在国や業種を問わず適用されます。

赤道原則は、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）が

三井住友信託銀行における赤道原則の運営体制 社内運営体制と赤道原則適用のプロセス

三井住友信託銀行は、赤道原則の枠組みを踏まえた環境・社会への配慮方針および環境・社会影響の評価手順を定めた社内運営ルールを制定し、個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を赤道原則所管部署が実施しています。

環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

赤道原則が適用される金融商品の種類と規模等の要件

種類	規模等の適用要件
プロジェクトファイナンス	プロジェクト総額が10百万米ドル相当以上の全ての案件
FA業務※1	同上
プロジェクト紐付き コーポレートローン※2 PRCL:Project-Related Corporate Loans	以下、4条件を全て満たす場合 1. 借入額の過半が、借り手が当該プロジェクトの実質的な支配権を(直接的にまたは間接的に)有する単一のプロジェクト関連向けである。 2. 総借入額100百万米ドル相当以上 3. 個別採択銀行のコミット額(シンジケーション組成もしくはセルダウン前)が50百万米ドル相当以上 4. 貸出期間が2年以上
ブリッジローン	貸出期間2年未満で、上記条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくはPRCLによってリファイナンスされることを意図したもの

※1 プロジェクトファイナンス・アドバイザリー・サービス

※2 バイヤーズクレジット型の輸出金融は含み、サプライヤーズクレジット型の輸出金融は含みません。さらに、アセットファイナンス、買収ファイナンス、ヘッジ取引、リース、信用状取引、一般資金、会社の操業維持を目的とした一般運転資金も除かれます。

環境・社会影響レビューの実施

プロジェクトファイナンスの検討のプロセスにおいて、赤道原則の適用対象となる案件について、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かを確認する環境・社会影響レビューを実施します。

環境・社会影響レビューにおいては、対象プロジェクトはスクリーニングフォームに基づき環境・社会リスクに応じて以下のA、B、Cの三つのカテゴリーに分類されます。カテゴリーとプロジェクトの所在国(指定国※、非指定国)や業種に応じた環境影響評価書等を基に詳細なレビューを実施します。環境・社会影響レビューの結果は審査部署へ送付され、審査部署は当該レビュー結果も踏まえた上で、総合的なリスク判断を行います。

※指定国とは、市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国のことです。具体的には、赤道原則協会のホームページに掲載されています。

<http://www.equator-principles.com/index.php/ep3/designated-countries>

社内研修体制

赤道原則の概念および環境・社会影響レビューの実施フローに対する理解を醸成するため、営業担当部門、評価部門、審査部門、その他関連部署を主な対象として複数回にわたり社内研修を実施しました。今後も定期的な社内研修の実施を通じて、赤道原則の理念と環境・社会影響評価のプロセスに対する理解を深め、社員の環境・社会配慮に対する意識の向上に一層努めていきます。

赤道原則遵守状況のモニタリング

環境・社会関連法規制、許認可に関する重要項目を遵守する旨を融資契約書に反映し、借入人から提出される定期報告書等により、赤道原則適用案件が環境・社会関連の諸規則を遵守して行われているか定期的に確認しています。

赤道原則の適用件数

2016年10月から2017年9月末までに赤道原則を適用した案件は26件です。

プロジェクトファイナンス案件

	2016年10月1日～2017年9月30日※		
	A	B	C
セクター別	A	B	C
鉱業	—	—	—
インフラ	—	2	—
石油・ガス	—	—	—
電力	—	24	—
石油化学	—	—	—
その他	—	—	—
地域別	A	B	C
米州	—	2	—
欧州中東アフリカ	—	1	—
アジア太平洋	—	23	—
指定国・指定国以外の国	A	B	C
指定国	—	26	—
指定国以外の国	—	—	—
独立したレビューの有無	A	B	C
有り	—	24	—
無し	—	2	—

※2016年10月1日から2017年9月30日までの適用件数

CSR調達(調達における環境・社会配慮)

SDGsの目標12:つくる責任、つかう責任は持続可能な製造消費形態を確保することを目標とするもので、消費者に対しても、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用、土壌・大気・水の汚染防止、廃棄物の削減につながる活動を求めています。

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グ

ループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することに努めています。また、CSR調達の普及を促進し、環境・社会に配慮するサプライヤーと協働することにより、社会から信頼される企業グループとして、社会の持続的発展に貢献します。

CSR調達方針

事業で使用する紙や文房具、什器備品等は、資源の採掘から加工・製造、販売にわたる長いサプライチェーンを経て調達しています。その過程で環境汚染や人権問題などがお

こらないように配慮された製品・サービスを調達することは消費者としての責務です。当グループでは「CSR調達方針」を制定し、調達における環境・社会配慮を推進しています。

1. 公正な取引

私たちは、経済合理性、適正な品質、納期の厳守、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境配慮などを総合的に勘案し、公正、透明な方法でサプライヤーを選定します。

正当な理由なく、特定の取引先に利益を供与したり、不当な不利益を課すようなことはしません。

2. 法令等遵守

私たちは、調達にあたって法律及び社会規範を尊重し、いかなる場合もこれらに違反しません。反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶します。

3. 社会的課題への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働や児童労働などの人権侵害を行わない、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

4. 環境への配慮

私たちは、環境負荷低減の取り組みを推進し、気候変動、生物多様性などの環境問題の抑制や緩和に資する、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

5. サプライヤーとの協働

私たちは、調達にあたって社会的課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに協力を求め、協働して取り組みを推進します。

CSR調達の実践

三井住友信託銀行はグループ全体でCSR調達を推進しています。CSR調達の対象として選定した商品の中から、まず、業務において大量に使用・廃棄する紙の調達におけ

る環境・社会配慮を開始しました。コピー用紙から対策を実施し、今後はCSR調達の推進品目を印刷物などに順次拡大していく計画です。

TOPIC

紙製品に関するCSR調達の取り組み

- サプライヤーに対してコピー用紙、文房具など紙製品における環境・社会配慮の調査を開始しました。
- 熱帯雨林の違法伐採等、環境・社会配慮に問題のあるコピー用紙は、グループ会社全体で購入を禁止しています。
- コピー用紙は原則として古紙配合率100%の用紙を調達することとしています。
- 商品の環境・社会配慮については、Rainforest Action Networkなど国内外のNGOの意見を参考としています。



持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

三井住友信託銀行は、紙の原料調達のために熱帯雨林の伐採や生態系の破壊が進むことに問題意識を持っています。同様の認識を共有する紙のユーザー企業やWWFジャパン（（公財）世界自然保護基金ジャパン）とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立し、各企業の取り組み状況を共有するとともに、サプライヤーに対してより環境・社会に配慮した紙の供給を要請することで、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指しています。2013年に5社で発足したコンソーシアムは、2017年5月には9社に拡大しています。

持続可能な紙利用のための コンソーシアムが掲げる 紙調達に関する方針



- 信頼できる認証制度と再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い森林を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法律を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品を調達しないこと

TOPIC

コンソーシアムでの議論

2016年7月に三井住友信託銀行で開催したシンポジウム「サプライチェーンでの企業間連携 持続可能な紙利用の拡大を目指して」では、紙製品のサプライヤーの企業、業界団体も参加して原材料調達に関する課題を共有するとともに、課題の解決のためにユーザーとサプライヤーが協力して何ができるかそれぞれの立場から意見を出し合いました。

2017年7月に開催したメンバー会合では、WWFジャパンより東南アジアにおける森林管理や製紙メーカーの取り組みに関する現状の報告を受け、今後の活動におけるサプライヤーとのダイアログ、第三者認証制度の活用など、取り組み推進における課題と方策について協議しました。



人権方針における規定

当グループの制定する人権方針において、「海外を含む投融資先や調達・委託先（サプライチェーン）の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規制等に

反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていく」とことと規定しています。当該対策として、違反状態の解消の要請や解消されない場合の取引停止・不買があります。

サステナビリティ方針4

環境問題への 取り組み

- 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。



環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの運用を通じ、SDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制しています。



当グループは、事業活動に伴うエネルギー、紙などの使用による資源の消費とCO₂や廃棄物の排出を通じて自然資本・環境に対して影響を及ぼしており、当グループの事業活動から発生する環境負荷の削減に努め、社会に対するマイナスの影響を低減させることが重要課題と認識しています。また、当グループは投融資先の環境・社会への配慮を投融資の意思決定に組み込んでいます。事業活動に直接起因する環境負荷を削減する取り組みと投融資先から間接的に発生する環境負荷を削減する取り組みの双方を推進し、社会全体での環境負荷の低減を実現することを目指しています。

SDGsでは多数の環境問題に関する目標、ターゲット

が設定されています。SDGsの17の目標と関連して当グループの事業活動に起因する環境問題への対応として取り組んでいる活動は、紙ごみをはじめとする一般廃棄物やPCBなど化学物質を含む廃棄物の削減と適正な管理・リサイクル・処分(目標3)、効率的な水の利用(目標6)、2013年以降に新規開設した4店舗における太陽光発電による再生可能エネルギーの利用(目標7)、本店ビルにおける建築物環境性能表示制度CASBEE-不動産の認証取得(目標11)、原材料となる熱帯雨林の伐採における環境・人権に配慮した紙のCSR調達(目標12および目標15)、電力使用量の削減を主とする省エネルギー活動(目標13)などです。

三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※気候変動対応行動指針(13頁参照)、生物多様性保全行動指針(24頁参照)は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

業務効率化、環境負荷削減、経費削減の同時達成の取り組み事例

取り組み事例	業務効率化の効果	経費削減の効果	環境負荷削減の効果
会議のペーパーレス化	コピー作成、資料差し替え等の業務負担軽減および時間削減。情報漏洩防止。	紙購入代金の削減、廃棄物処理費用の削減。	紙使用量削減による森林資源保全、廃棄物削減による環境保全。
時間外削減のための業務平準化、時間管理(定時退社励行、早帰り日設定)	時間外削減を通じ捻出したオフ時間での自発的活動。	時間外人件費の削減。時間外照明・空調使用等による電気代の削減。	電力使用量削減による地球温暖化防止効果。

大規模拠点ビルにおける環境目標の達成状況(旧ISO14001対象の拠点ビル)

カテゴリー	拠点	基準年	2016年度				パフォーマンス変化に関する主な要因
			目標	実績	達成状況	前年度比(参考)	
紙	本店	2012年度	▲20%	▲2%	×	▲2%	三井住友信託銀行単体ではほぼ横ばい。関連会社の移転による集計範囲減の効果を含む。
	府中			▲8%	×	▲37%	全体的に紙購入量の減少傾向を維持。2013年度に一部関係会社が集計範囲外となったことが約15%程度寄与。
	千里			▲31%	○	▲20%	2014年度以降、経営統合関連業務のピークアウトに伴う使用量削減が寄与。
	芝	2013年度	▲15%	▲3%	×	5%	
電力	本店	2012年度	▲6%	▲16%	○	▲7%	2016年度は年間を通じて、前年同月比▲5～7%で推移し減少傾向を維持。2013年度にテナント入居部分を2フロア契約解除したことも寄与。
	府中			▲8%	○	▲6%	LED化、空調インバータ制御の導入が寄与。2016年度は平均気温の低下による電力使用量が減少。時間外空調運用の規則を厳格化し、運転時間の短縮化が寄与。
	千里			13%	×	11%	経営統合によって、電力使用量およびUPS電力量が増加。電算機等の設備の増加も電力使用量増加の要因。
	芝			▲13%	○	▲5%	事務室管球の間引き、エレベーター24時間稼働台数の削減などの設備運用改善による節電対策が効果を発揮。
廃棄物	本店	2012年度	▲20%	▲9%	×	▲1%	2013年度の2フロアーが潜在的に寄与しているが、廃棄物量の増加および削減施策の効果が出ていない。前年度比:一般廃棄物▲2%/機密書類+0% 廃棄物合計:▲1%。前年度比:横ばい。
	府中			▲25%	○	▲10%	2014年度以降、ペットボトル・ビン・カン類を、廃棄から「販売業者引き取り」に変更したことによる効果が寄与。
	千里			▲18%	×	16%	他の拠点ビルからの人員受け入れに伴う書庫整理やオフィスレイアウトの変更が廃棄量増加の要因。
	芝	2013年度	▲15%	▲1%	×	0%	2016年度は投資信託の目録見書などの販売用資料等の改訂や廃棄が多数発生し、ミックスペーパーの廃棄量増加。
グリーン購入	本店		93%	91%	×		毎年度比ほぼ横ばいで推移。新店開店準備等を伴うグリーン購入非対応品の購入増加等により達成率が変動。

1. 事業活動に起因する環境負荷削減の取り組み

業務効率化の枠組みと一体化した環境マネジメントシステムの運用

当グループは、業務活動から生じる環境負荷削減の取り組みを業務効率化推進の枠組みのもとで展開する環境マネジメントシステムを運用しています。時間(労働生産性)、物品(資源生産性)、経費(資金効率性)に関して、共通の活動を通じて「業務効率化」「環境負荷削減」「経費削減」を同時達成することを目的としています。主たる活動を業務フローの見直しや残業時間削減のシフト変更などの業務効率化を目指す活動におき、それに付随する形で、紙の使用量の削減、残業時間帯の照明や空調の使用に伴う電力使用量の削減といった効果が得られる運用を目指

しています。

環境負荷削減の対象項目は①電力使用量(CO₂排出量)削減、②紙使用量の削減、③廃棄物発生量の削減、④グリーン購入(CSR調達)の4項目としています。業務効率化の推進は全店で実施しており、全店で環境負荷削減の意識付けを図っています。大規模拠点のみを対象としていた環境マネジメントシステムISO14001の主旨を反映したPDCAは継続させています。ISO14001の2015年の改訂の主要テーマであったサプライチェーンマネジメントについてはCSR調達において取り組みを推進しています。





事業活動に伴うエネルギー使用量およびCO₂排出量削減の取り組み

当グループでは、事業活動に投入する電力、ガスなどのインプットと、事業活動から排出されるCO₂のアウトプットの双方の環境負荷削減に努めています。三井住友信託銀行は省エネ法の適用を受けており、全国の全ての拠点におけるエネルギー使用量、CO₂排出量を共通のシステムを活用して集計しています。2016年度における国内全拠点での電力使用量は67百万kWhと前年度の71百万kWhから6.3%削減しました。都市ガスの使用量は2.1百万m³と前年度比2.2%削減しました。経営統合によって三井住友信託銀行が誕生した2012年度以降、事業に投入する総エネルギー使用量は着実に減少しています。これは主に大規模拠点による省エネが進んだことに加え、統合当初地域で重複していた店舗の統廃合による効果もあります。

当グループの施設で最も電力使用量の大きい府中ビルでは電算機関連のUPSの電力使用量および空調機の運転時間が減少したことが寄与したほか、館内連絡会で時間外の空調延長申請の厳格な運用と予定より早く退出が完了した際の空調停止依頼の徹底を推進し、各部署からの申請と実際の運用の集計データのフィードバックで意識付

けと実践の周知徹底を図ったことで大きな成果を得ています。芝ビルでは事務室の管球の間引きやエレベーター稼働台数の削減などの追加対策が効果を発揮しました。

地球温暖化の原因となるCO₂の排出に関しては、2016年度の年間排出量を40,833t-CO₂に削減することができました。統合後のピークであった2013年度の50,605t-CO₂と比較して19.3%削減し、また、前年度比で6.8%削減しています。

また、三井住友信託銀行の東京都内の大規模拠点は東京都環境確保条例によるCO₂排出量削減義務を負っています。2015年度に開始した第二計画期間から従来削減義務を負っていた4拠点の削減義務率が8%から17%に規制強化され、本店ビルが削減義務の対象として追加されましたが、2015年度、2016年度とも単年度換算での削減義務を達成しています。また、第一計画期間(2010年度から2014年度)の5年間における削減義務以上の超過削減量として獲得した39,117t-CO₂の排出権は第二計画期間に繰り越しており、今後の設備の増強、移設などによる排出量増加に対して削減対策を実施するとともに、排出権を有効に活用することにしています。

エネルギー使用量とCO₂排出量の推移(国内拠点)

エネルギー使用		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
総エネルギー使用量(熱量)	GJ	972,784	954,891	913,437	846,829	801,370
総エネルギー使用量(原油換算)	kl	25,097	24,636	23,566	21,848	20,675
エネルギー使用原単位	kl/m ²	0.052	0.055	0.053	0.051	0.049
電力	千kWh	82,807	79,932	76,768	71,206	66,742
都市ガス	千m ³	2,409	2,502	2,398	2,153	2,107

CO ₂ 排出		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	46,563	50,605	48,918	43,816	40,833
調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂	45,234	42,219	48,426	43,470	40,393
排出量原単位	t-CO ₂ /m ²	0.097	0.114	0.111	0.103	0.098
排出量原単位(調整後)	t-CO ₂ /m ²	0.094	0.095	0.110	0.102	0.097
scope1排出量	t-CO ₂	5,592	5,806	5,577	5,002	4,907
scope2排出量	t-CO ₂	40,971	44,798	43,340	38,813	35,925

算定範囲：
省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となる三井住友信託銀行の国内の施設。(一部の施設にはグループ会社も入居)

算定方法：
省エネ法の算定方法に準拠して算定。過年度データの見直しを行い、公表値を修正しました。

(四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります)

東京都環境確保条例の対象拠点のCO₂排出量の推移

		第一計画期間						第二計画期間			
		4拠点						4拠点		本店ビル	
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	期間累計	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
基準排出量	t-CO ₂	27,690	28,790	29,891	29,891	29,891	146,153	38,446	39,224	13,287	13,287
削減義務率	%	8	8	8	8	8	—	17	17	6	6
排出上限量	t-CO ₂	25,476	26,488	27,501	27,501	27,501	134,467	31,912	32,558	12,490	12,490
削減義務量	t-CO ₂	2,214	2,302	2,390	2,390	2,390	11,686	6,534	6,666	797	797
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	20,810	18,186	18,860	18,993	18,501	95,350	21,024	19,638	10,711	10,912
排出削減量	t-CO ₂	6,880	10,604	11,031	10,898	11,390	50,803	17,422	19,586	2,576	2,375
超過削減量	t-CO ₂	4,666	8,302	8,641	8,508	9,000	39,117	10,888	12,920	1,779	1,578
排出権獲得量	t-CO ₂						39,117				

東京都環境確保条例の「温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度」による排出量削減義務を負う三井住友信託銀行の4拠点(府中ビル、芝ビル、調布ビル、目黒ビル)および本店ビルの削減状況。2015年度から削減義務を負う本店ビルは共有ビルであり当社削減義務量が確定していないため別表記としています。排出量は第三者検証機関による検証を受けています。第一計画期間と第二計画期間では算定の係数が異なるため経年比較ができません。



その他の環境負荷削減の取り組み

紙の使用量については、2016年度は712トンと前年度比14トン削減(1.9%減)し、減少傾向を維持しています。経営統合業務による使用量増大のピークアウト後は引き続き業務効率化活動による削減量の積み上げに努めます。アウトプット項目では、紙ごみの排出量が大幅に増加していますが、これは本店ビル、芝ビルにおいて溶解処理した紙ごみを集計対象とし、これが354トンあったことにより

ます。紙ごみのリサイクル率は100%を達成しました。その他の廃棄物は粗大ごみの発生量が57トン、廃プラスチックが26トン増加した一時的要因が影響しており、今後はペットボトルなどの生活系ごみも含めた発生抑制に努め、総廃棄物発生量の削減に努めるとともにPCB特別措置法やフロン排出抑制法などによって事業者課せられる機器や化学物質の適正な管理・処分に努めます。

紙、水の使用、廃棄物排出、リサイクルに関するパフォーマンス

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
紙投入量	t	808	764	861	726	712
うち再生紙	t	592	524	508	526	596
水使用量	千m ³	210	193	178	166	166
廃棄物等総排出量	t	1,749	1,972	1,646	1,347	1,756
紙排出量	t	1,361	1,064	1,057	946	1,280
うち再生利用量	t	1,296	1,015	1,018	930	1,280
リサイクル率	%	95	95	96	98	100
その他廃棄物排出量	t	387	909	589	401	477
うち再利用量	t	96	357	142	124	132
リサイクル率	%	25	39	24	31	28

集計範囲：拠点ビル(水使用量は一部支店を含む)

2. グループ会社での環境負荷削減の取り組み

日興アセットマネジメントは、1999年に日本で初めてとなるエコファンドの提供を開始して以来、環境配慮型の投資信託をお客さまに提供すると同時に企業としても環境に配慮した活動や社員による社会貢献活動にも積極的に取り組んできました。環境負荷の削減に関しては、コピー

用紙の使用量削減、省電力、CO₂排出量削減、グリーン調達に努めています。

2016年度は、全ての項目で2015年度より環境負荷の削減を達成しています。2016年度は各事務室の空調の稼働時間の見直しを行ったことによって、個室空調による電力使用量を29千kWh削減し、ビルの冷温水供給による空調でも124GJを削減した結果、CO₂排出量を前年度比1.3%削減することができました。また、社内で使用している複合機をセキュリティープリントにし、出力時に一旦データを複合機に蓄積し、操作パネルからパスワードを入力することにより誤ったプリントを防止することが可能となり、社員の意識も高まったことで、一人当たりのコピー用紙購買量を前年度比8.6%削減することができました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、電力使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、ガソリン使用量の削減に取り組んでいます。フリーアドレスの導入、パソコンやプロジェクターのネットワーク化でオフィスのコンパクト化を実現し、ペーパーレス会議、ワークフローによる電子決裁化、残業時間の削減により、電力使用量とコピー用紙使用量を継続して削減してきました。2016年度において電力使用量は横ばいでしたが、コピー用紙の使用量が

日興アセットマネジメントの三つの環境方針

グリーンインベスターの拡大

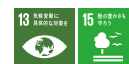
社会的責任投資(SRI)ファンドによる資金の流れは、環境保全に大きな意義を持つことから、これらの投資家(グリーンインベスター)の拡大に取り組めます。

省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進

オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクルの促進やグリーン購入の拡大に取り組めます。また、環境に関する法規制その他の要求事項を遵守し、環境汚染の予防を図ります。

情報開示(ディスクロージャー)の充実

環境に関する情報開示(ディスクロージャー)の社会的システムとしての定着と充実環境保全の観点から極めて重要との認識のもとに、環境方針をはじめとする日興アセットマネジメントの環境への取り組みについて、積極的に公開し、情報開示の充実に努めます。



前年度比5.3%増加しました。お取引先さま開拓の情報宣伝活動を強化したことなどにより、印刷資料を前年度比多く作成したことが増加の主な要因となっています。また、ガソリン使用量は前年度比6.9%減少しており、遠隔地への

営業で公共交通機関の利用を推奨したことが主な要因となっています。電力使用量の削減については、今後も働き方改革の遂行などによる照明、空調の利用時間短縮に努めることで実現を図ります。

日興アセットマネジメントの環境パフォーマンス

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	前年度比
電力使用量	千kWh	1,068	1,025	1,026	1,071	1,029	-3.9%
総エネルギー使用量	GJ	13,928	13,280	13,317	14,022	13,441	-4.1%
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	532	508	510	537	530	-1.3%
一人当たりコピー用紙購買量	枚	660	628	627	672	614	-8.6%
文房具グリーン購入比率	%	57.2	58.6	59.6	50.6	65.0	14.4%

対象範囲：本社ビル(ミッドタウン)

CO₂排出量：東京都環境確保条例の特定温室効果ガス排出量の計算式による(排出係数は2014年度と同一)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの環境パフォーマンス

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	前年度比
コピー用紙使用量	枚	20,988,000	18,016,100	16,788,100	16,589,900	17,463,900	5.3%
ガソリン使用量	ℓ	186,384	167,991	140,031	127,237	118,437	-6.9%
電力使用量	kWh	1,923,028	1,691,772	1,218,525	1,007,260	1,007,670	0.04%

3. 中長期目標



当グループ全体での取り組みを強化することを目的としてCO₂排出量削減と循環型社会形成に関して環境マネジメントの中長期目標を設定しています。全国銀行協会の設

定した数値目標を参考にしていますが、国のエネルギー基本計画などをベースに三井住友信託銀行独自の目標を設定する予定です。

三井住友信託銀行環境中長期目標

CO ₂ 削減 (電力使用削減)	2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。 (三井住友信託銀行)
循環型社会形成 (廃棄物)	2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする。 (本店、芝、府中、千里の各拠点)

4. サプライチェーンでの取り組みの強化



三井住友信託銀行では、社内を使用する文房具、備品などの購入にあたっては、グリーン購入対象商品をはじめ、省エネ型商品等環境に配慮した商品を優先して購入することとしています。また、資源枯渇対策に加え、熱帯雨林の違法伐採を防止し、自然資本の持続可能性を確保することもユーザーとしての責務と考えています。

三井住友トラスト・グループとして環境・社会に配慮し

た物品・サービスを優先的に購入することを定めたCSR調達方針を制定し、グループ会社も含めたCSR調達を推進しています。サプライヤーにも協力を求めながら、CSR調達の対象とする品目を紙製品、文房具類から、印刷物などに順次拡大していく予定です(CSR調達方針については106頁参照)。

サステナビリティ方針5

個人の尊重

- 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。



企業価値向上のための人的資本の高度化

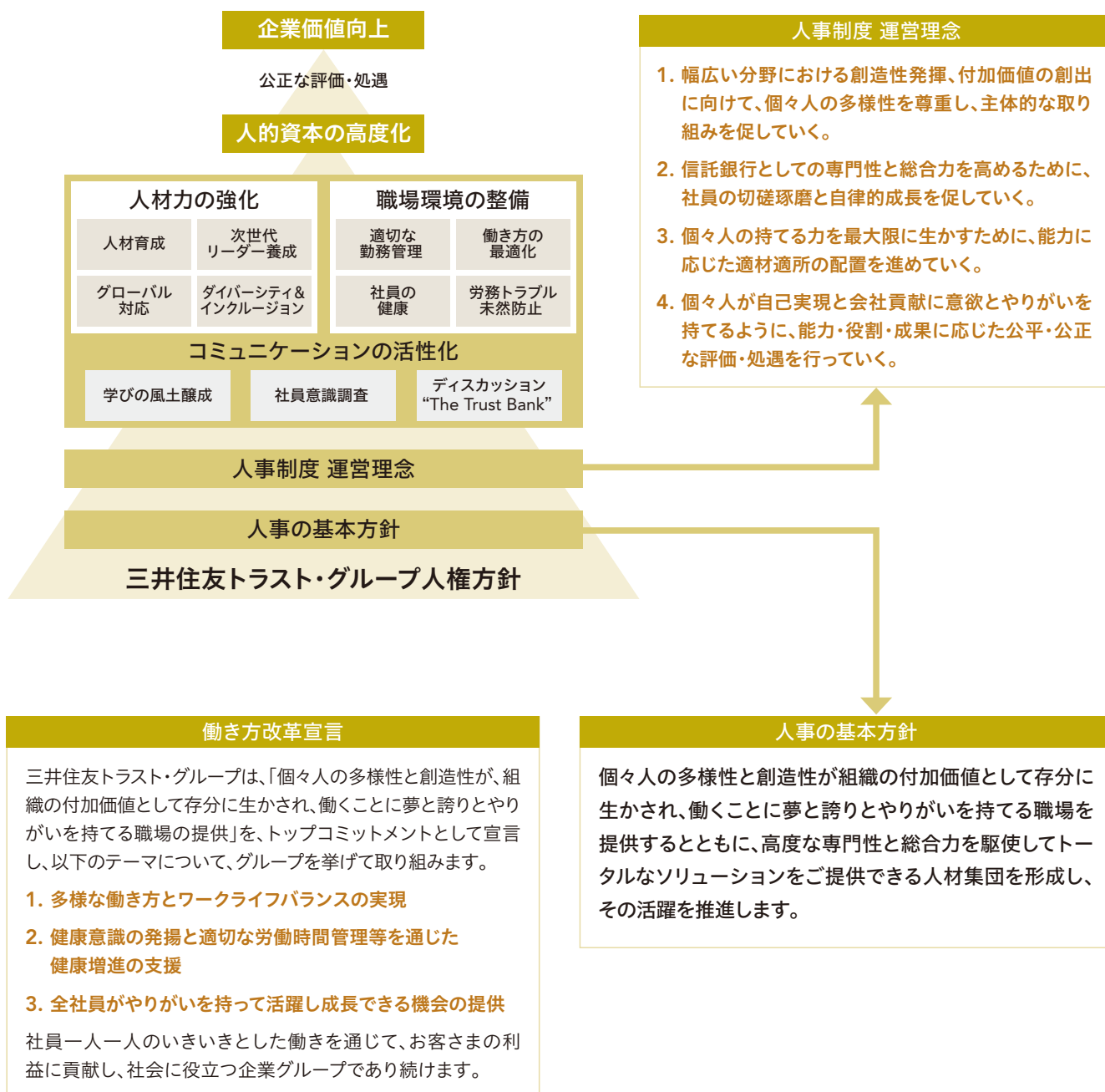
人材戦略

金融機関にとって、人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供により、個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションをご提供できる人材集団を形成すること

で、企業価値向上を目指します。

当グループおよび三井住友信託銀行は、企業価値向上につながるマップを提示し、個々の活動に対してKPIを設定して活動の実施状況を測っています。

さらに、今年度は両社長による働き方改革宣言を行い、社員一人一人への価値を提供していきます。



人材力の強化

人材育成

優秀な人材の採用

優秀な人材の採用が、強靱な企業体質を構築する出発点であることはいうまでもありません。三井住友信託銀行

新卒採用者数

	合計(男女計)	うち男性	うち女性
2015年度	377人	166人	211人
2016年度	412人	168人	244人
2017年度	433人	179人	254人

事業戦略を支える人材配置

自らのキャリアを主体的に選択するコース体系

三井住友信託銀行では、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの三つがあります。

の採用ホームページでは、人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

2018年4月入社の新卒採用活動では、Webを活用してエントリーした人数が41,000人を超えており、厳選を重ねて採用者を決定します。

また、各コース社員を業務能力レベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。

キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評価とフィードバックを受けています。

コース名称	転居転勤	対象業務	主に期待する役割
Gコース (General & Global) 全国転勤型	あり	全業務	- 部・営業店レベルの組織のリーダーまたは - 各業務の高度なプロフェッショナル
Rコース (Retail & Region) 対象業務・地域限定型	対象地域内※ あり	リテール業務	- リテール業務の部・営業店レベルの組織のリーダーまたは - リテール業務の高度なプロフェッショナル
※ 全国型、地域型(首都圏・近畿圏・中京圏)			
Aコース (Area) 地域限定型	なし	全業務	- 部・営業店のマネージャーまたは - 各業務のプロフェッショナル

配属における主体性の尊重

配属は、入社前に内定者一人ずつと面談し本人の適性を見極めて行います。他方、各自の主体性・意欲も重視しており、内定者が自ら希望する資格取得(年金アクチュアリー、不動産鑑定士)、当初配属業務(資産運用・管理業務、マーケット業務等)にチャレンジする機会を提供しています。

公募制度

社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、さまざま

な部署が設定する公募枠にエントリーした希望者が人事部の選考を通過すれば、実際にその業務・事業の部署に異動できる制度です。

グループ間の人材交流

三井住友信託銀行では、連結経営強化、グループ全体での人材力強化の観点から、関係会社への出向だけでなく、関係会社から銀行本体への出向も推進しています。また、こうした円滑な人材交流ができるように、三井住友トラスト・キャリアパートナーズでは関係会社向けに研修を実施しています。

能力開発

当グループの人材育成・能力開発は、OJT※を基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。

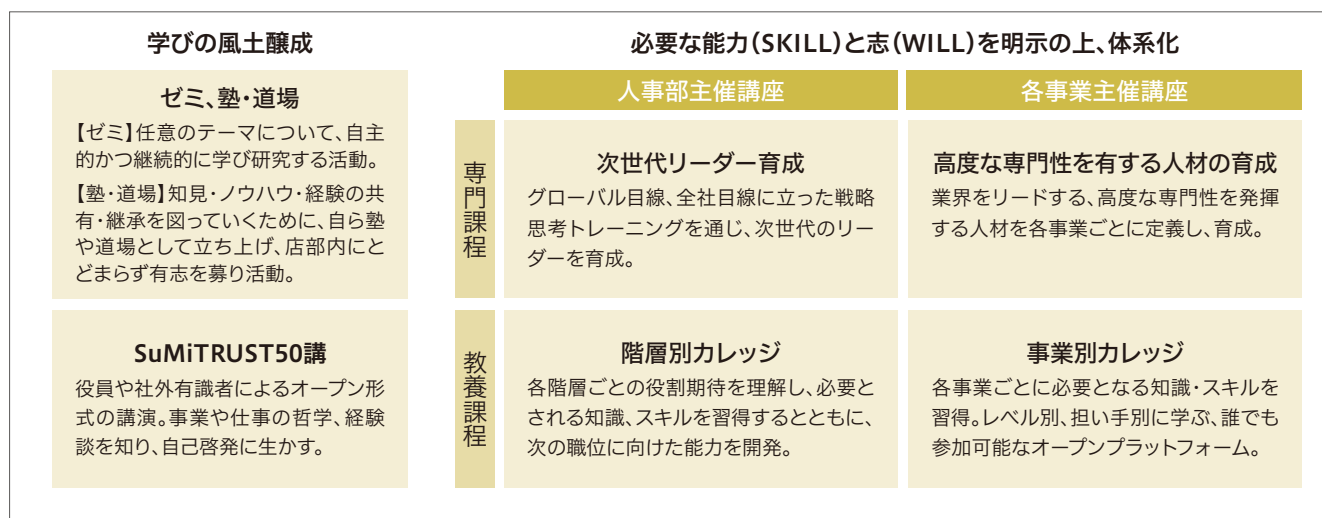
その一つとして、当グループは2012年5月、SuMi-TRUSTユニバーシティを設立しました。SuMiTRUSTユニバーシティは、「信託らしい」「三井住友信託銀行ならではの」独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速に提供する人材を育成することを目的とする、全社横断的なプログラムです。「学びの風土構築と自助自立する人材育成」を運営理念として、社員の能力伸長を支援する体制を整えています。

SuMiTRUSTユニバーシティは、社長が学長に、人事部統括役員と社外有識者が副学長に就任しており、運営に関するアドバイス等を一橋大学大学院からいただいています。

※On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

OJT	全社員を対象に、配属先にて計画的かつ継続的な現場教育を実施
OFF-JT(各種研修)	『学びの場』であるSuMiTRUSTユニバーシティで、体系的に知識やスキルを習得 ◆各種研修 ・新入社員研修・階層別研修・業務別研修・語学研修(英語・中国語) 経験や習熟度に応じて段階を分け、きめ細かに対応 ◆Web Campus ・eラーニングをはじめとしたWebを活用した学習システム ・遵守すべきルールや業務知識、ビジネススキルなどを全社員が学習
自己啓発支援	各種資格・検定試験の受験料援助、取得支援金交付、および特定図書支給
公募制度	自らが希望する業務にチャレンジする機会を提供
各種トレーニー制度	資格取得、語学トレーニー制度などの能力開発研修を実施 《海外派遣研修、語学トレーニー制度(英語・中国語・タイ語)、業務トレーニー制度(ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど)》

SuMiTRUSTユニバーシティ概念図



- ・目指すべき人材に必要な能力(SKILL)と志(WILL)を明示。
- ・人事部が中心に運営する「階層別カレッジ」と、各事業が中心に運営する「事業別カレッジ」を立ち上げ、さらにこれらを、全員に受講してもらう「教養課程」と、高度なスキル、専門知識を身に付けるための「専門課程」に整理、体系化することにより、カリキュラムを充実。
- ・役員や社外有識者に事業や仕事の哲学、経験談などを語ってもらい、社員の自己啓発に役立ててもらうべく、「SuMiTRUST50講」というオープン形式の講演も立ち上げ。

人材育成のための研修関連データ(2016年度)

各事業実施分 (事業別カレッジ)	人事部実施分 (階層別カレッジ)	SuMiTRUSTアカデミー※	合計
503日(3,521時間)	117日(819時間)	38日(266時間)	4,606時間

※SuMiTRUSTアカデミーは、自ら学ぶ風土醸成の観点から、積極的にチャレンジングな環境で学ぶ意思のある社員を支援することを目的に、各種研修を提供する制度。

次世代リーダーの養成

当グループは、次世代経営者候補の育成として、一橋大学大学院の協力を得ながら、GL研修(Global Leader、次長・審議役層)、次世代リーダー候補育成としてSL研修(Strategic Leader、課長・主担当層)を実施しています。経営を担っていく上で必要となる価値観や一般教養(リベラルアーツ)、MBAの各要素を学び、各セッションや講義を通じて、最終的に経営への提言を行っていくというプログラムです。

また、三井と住友の歴史探訪、社外講師陣・留学生との交流等を通じて、三井住友信託銀行の起源および事業精神の再確認、視野の拡大、グローバル意識の醸成、社内外ネットワークの構築を目指しています。

グローバル対応

グローバル人材戦略

三井住友信託銀行では、海外支店または海外現地法人に勤務するナショナル・スタッフを対象に、研修を毎年開催しています。研修は、三井住友信託銀行および業務理解の深化、参加者同士およびビジネスラインとのネットワーク強化等を目的に、経営戦略講義とディスカッション、日本のビジネス文化や歴史、各事業概要などに関する講義を行っています。

なお、グローバル人材戦略をさらに推進するために、日本からの海外への派遣社員を115人(2012年3月末)から224人(2017年9月末)に増員するとともに、日本で働く外国籍社員についても22人(2012年3月末)から49人(2017年9月末)に増員しました。また、海外拠点で採用したスタッフの海外拠点間の異動も行っています。

ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティ&インクルージョン推進を通じた人材活用

当グループは、元来多様な事業を有しており、多様な人材を採用し専門性を育成する取り組みを人事戦略として行ってきました。社会のダイバーシティ推進という概念の認知・浸透が進むなか、社内外のステークホルダーとのコミュニケーション向上を図るため、2016年10月に三井住友信託銀行の人事部内にダイバーシティ&インクルージョン推進室(略称:D&I推進室)を設置し、個々人の働き方の多様性にとどまらず、多様な人材の相互成長と企業価値の向上を目的として、人事部の専任担当者のほか各事業統

括部メンバーを加え、各事業の実情に合った実効性の高いD&I推進施策を推進しています。

また、2017年10月には三井住友トラスト・ホールディングスの人事部内にもD&I推進室を設置し、グループ全体でダイバーシティ&インクルージョンの理念と目的を共有し、取り組んでいきます。

女性の登用と支援

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。2017年9月末現在、三井住友トラスト・ホールディングスに女性の取締役が1人いるほか、三井住友信託銀行には女性の執行役員が2人います。課長以上への女性の登用を積極的に進めていくにあたり、係長級の一步手前・係長級登用時・課長一步手前の三階層において、主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施しています。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成に努めており、例えば勤務地変更のないAコース社員についても、結婚、配偶者転勤、親族の介護などを理由とした転居を前提として、勤務地域を変更可能としています。2017年7月からは、「仕事」か「家庭」かの2択以外の選択肢を会社として提供し自律的なキャリア形成を支援したいという思いから、配偶者の海外転勤に同行する社員について、性別を問わず休職を認めています。

三井住友信託銀行の女性管理職人数

	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2017年 9月末
取締役	0人	1人	1人	0人 (0%)
執行役員 部長級	0人	0人	0人	2人 (5.6%)
部長級	10人	12人	14人	14人 (2.4%)
課長級	192人	224人	232人	229人 (11.2%)
係長級	1,080人	1,022人	1,069人	1,061人 (31.6%)

※カッコ内は女性比率です。

※2017年9月末現在、三井住友トラスト・ホールディングスには、女性の社外取締役が1名います。

障がい者雇用

当グループでは、働くことを希望する障がいのある方々の雇用に取り組んでおり、より働きやすい職場づくりを進めています。2017年3月末時点の障がい者雇用率は2.08%となっています。

定年退職者の継続雇用

三井住友信託銀行では、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する

継続雇用制度(エルダーパートナー制度)を整備しています。最近では定年に達した社員の約9割が本制度を利用するようになっています。

また、高度な専門性を発揮する社員については、「フェロー」として認定を行い、55歳以降においても、成果に応じて処遇水準が下がらない仕組みを導入しています。フェロー対象者は、現行65歳までの再雇用期間を原則70歳まで延長することが可能です。

職場環境の整備

適切な勤務管理

労働に関する国際原則への支持

当グループは国連グローバル・コンパクトへの署名を通じ「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」を支持しています。

労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

具体的な取り組み

- 勤務時間インターバル(終業時刻と翌日の始業時刻との間)9時間取得ルールの設定
- 効率的業務運営を実践しているマネジメントの好事例をイントラネットに展開
- 全館禁煙化に向けた取り組みを開始
- 時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に付議、社外役員を含め意見を聴取し、施策立案・遂行に活用

三井住友信託銀行コース社員の 有給休暇取得状況(2016年度実績)

有給休暇取得平均日数	12日
有給休暇取得率	63%

三井住友信託銀行コース社員の 残業の状況(2016年度実績)

1カ月当たりの平均残業時間(法定時間外)	19時間
1カ月当たりの残業時間(法定時間外)が60時間を超えるコース社員の割合	0%

※コース社員については116頁をご参照ください。

働き方の最適化

ワークライフバランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。その一環として、2017年11月7日に、父親支援・男性のワークライフバランス等の事業を展開する特定非営利活動法人ファザリング・ジャパンが設立した「イクボス企業同盟」の加盟企業となりました。本同盟での活動を通じて、社員の『多様な働き方とワークライフバランスの実現』への取り組みが、当グループの持続的な成長のためには不可欠

であるというメッセージをあらためてグループ内に浸透させ、マネジメント層の意識改革と育成を推進していきます。

出産・育児については、三井住友信託銀行では、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、男性の育児休業取得の推進、年間10日まで(対象となる子が二人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、

安心して子育てができる環境を整えています。2017年3月末時点で325人の社員が、本制度を利用して育児休業を取得しています。また、今後出産を予定する社員と管理者それぞれに向けて、制度概要、手続き、留意事項を案内する育児ハンドブックを制定したほか、育児休業中においてもアクセス可能なWeb Campusを通じて、育児休業の延長申請等の手続き書類や会社情報の提供を定期的に行い、円滑な職場復帰を支援しています。

介護については、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長

3年間(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。

このほか、在宅勤務のトライアル開始や、家族の絆・コミュニケーションを深め、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした職場参観などを実施しています。

男性コース社員の育児休業取得状況(2016年度実績)

男性育児休業取得率※	11%
------------	-----

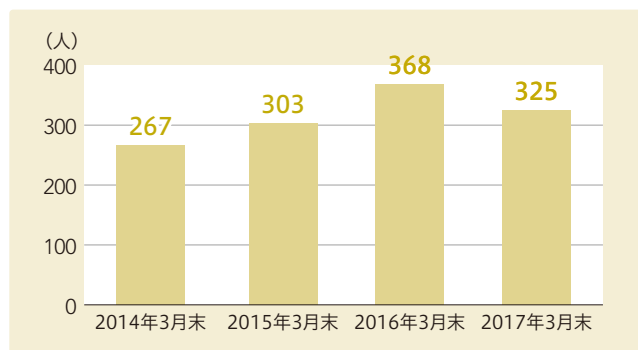
※2016年度中に育児休業を取得した社員/2016年度中に配偶者に子どもが生まれた男性社員数の割合

柔軟な勤務制度の利用状況(2016年度実績)

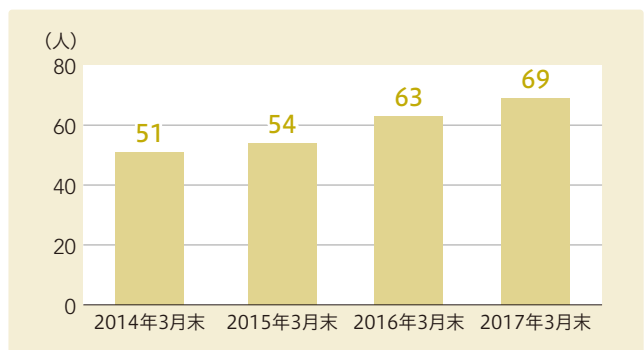
育児・介護に関わる短時間勤務制度利用者数	440人
育児・介護に関わる時差出勤・時間外免除制度利用者数	231人
家族の転勤・介護などに関わる隔地間転勤制度利用者数	21人
在宅勤務トライアル利用者数	179人



育児休業者数推移



介護休暇取得者数推移



三井住友信託銀行の出産・育児に関する制度(2017年3月末現在)

項目	妊娠	産前	産後	1歳未満まで	2歳に達する日まで	小学校入学前まで	小学校3年まで
時差出勤	○	○	○	○	○	○	○
通院時間の確保・通勤緩和等	○	○	○	○			
産前・産後休暇(産前・産後8週間/有給)		○	○				
出産・育児休業(最初の1週間は有給)	○	○	○	○	○		
育児時間(1日1回1時間または1日2回各30分/有給)				○			
時間外勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
深夜勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
短時間勤務制度(1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮)	○	○	○	○	○	○	○
看護休暇				○	○	○	

労務トラブル未然防止

労働慣行等に関する苦情に対する対応態勢

三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、社員が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口」を設置しています。労務トラブルに対するセーフティネットとして、相談事項については、関係者と速やかに連携を図り、適切な対応を行うよう努めています。

嘱託社員については、職場における人事管理とは別に、関係会社（三井住友トラスト・ビジネスサービス）を通じて巡回面談等を行う「人事サポート業務」を開始しています。個々人のコンディションの把握に努めるとともに、職場では伝えにくい意見・声を吸い上げることで、労務トラブルの未然防止・予防につなげています。

三井住友信託銀行の労働慣行等に関する相談件数

2013年度	39件
2014年度	46件
2015年度	42件
2016年度	78件

海外勤務者・渡航者のためのハンドブック

三井住友信託銀行は、全ての海外拠点の勤務者や出張者が留意すべき社会・慣習上のリスクを記載した「海外アプリケーションハンドブック」を作成しました。

本ハンドブックの作成にあたっては、米国のCSR推進団体BSRが制作したレポートと、東京人権啓発企業連絡会が発表した研究資料等を参考にしています。



各国の特色や国民性、それぞれの文化・宗教に基づく慣習やタブーを知っておくことで、相手の行動や心情をより深く理解し、円滑なコミュニケーションや信頼関係を構築することが可能となります。ハンドブックは、トランスペアレンシー・インターナショナル※による汚職認知度ランクなどの各国の概要データ、ビジネスや食事などのシーン別マナー、一般常識とタブー、日本の文化・生活習慣との違い、各国の女性の人権、宗教に起因する慣習・ルールを拠点別にまとめ、勤務者が渡航前に閲覧できるよう、海外業務部と人事部が中心となって社内に周知しています。

※腐敗、特に汚職に対して取り組む国際的非政府組織。本ハンドブックの各国の汚職認知度ランクは、同組織による世界175カ国を対象とした汚職認知度を掲載。

社員との対話

三井住友信託銀行従業員組合の加入者数は8,537人で社員の63%を占めています（2017年3月末現在）。

会社および組合は、会社の健全な発展と組合員の地位向上を図るために労働協約を締結し、双方誠意を持って遵守しています。

また、労働協約のもと、社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や各支部ごとに労使が出席する店内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議しています。

組合では各職場単位でオルグを開催するとともに、社員の満足度や職場環境等に関するアンケート調査を実施し、経営協議会や店内協議会を通じて、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。

なお、グループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます。

社員の体と心の健康

健康管理マネジメント

当グループでは、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者（衛生推進者）を設置し、きめ細かい健康管理指導を行うとともに、eラーニングによる健康の重要性についての啓発活動を実施しています。また、ラインマネジメントに対しては、研修などを通じて自身と部下の心身の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

三井住友信託銀行では、総責任者を人事部担当役員が担い、人事部内に専任セクションである健康推進チームを設置しています。

体の健康

全社員に年1回の定期健康診断を義務付け、100%受診を維持するためにきめ細かにフォローするとともに、その家族に対しても健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。また、勤務時間インターバル運営、全館禁煙化に向けた取り組み、業務効率化や残業削減等を通じ、社員の健康推進に注力しています。

心の健康

全社員を対象に年1回ストレスチェックを実施するのに加えて、ラインマネジメントによるケアを実施するための産業医による教育や、企業内診療所などにおけるメンタルカウンセリングタイムの設定のほか、健康保険組合では電話による無料健康相談を実施するなど、社員が利用しやすい相談体制を整備しています。

具体的な取り組み

- 健康管理強化の観点から、社員の自己保健義務の周知徹底を図り、自律的・自発的な健康管理を促進
- 長時間労働となる場合の半日休暇の取得勧奨、出勤時間を遅らせるなどの柔軟な運営の定着化
- 定期健康診断・再検査・要治療の未受診者について、店部と連携して受診を徹底させる運営開始
- 定期健康診断以外にも、店部における日々のコミュニケーション、人事面談、職務状況申告書(年1回)を通じて、各社員の健康状態を把握できる態勢の整備
- インフルエンザ予防接種の実施(本店ビル、芝ビル、一部支店)、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染防止に向けた注意喚起
- 始業時におけるラジオ体操励行
- 時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に報告。社外役員を含め幅広く意見を聴取し、施策立案・遂行に活用

公正な評価・処遇

本人参加型の人材評価制度

三井住友信託銀行における人事評価制度の目的としては以下の3点が挙げられます。

1. 会社と個人のベクトルを同じ方向に合わせ、組織としてのパフォーマンスを最大化する
2. 目標・課題の設定、日々のコミュニケーション、振り返り面談等を通じて、行動変革、能力開発につなげていく
3. 一人一人が生み出したさまざまな成果と、発揮した多様な能力を適正に評価し、適材適所の配置、公正な処遇につなげる

三井住友信託銀行における人事評価制度は、「本人参加型」です。三井住友信託銀行の社員は期初、上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。

当期末、上司は本人と面談し、設定された課題に対する成果の達成レベルと成果に至るまでのプロセスについて振り返り、納得感の高い業績の評定と、成果に至るまでの過程において発揮された能力の評定を行います。発揮された能力として、倫理やコンプライアンスの遵守状況、人材育成への関与度合いなども評価の対象となります。

会社業績を反映した賞与制度

三井住友信託銀行では、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「当グループ全体の収益の積み上げと所属する事業・店部へ貢献することへのインセンティブ」「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

当グループは適切な人材評価と業績を反映した賞与の支払いを通じ、優れた人材が最大の力を発揮する環境を整えています。

評価対象となる社員

コース社員9,783人(2017年3月末)

業績賞与を決定する際の会社業績指標

連結実質業務純益の達成率、
連結当期純利益の達成率

個人業績を測定する際の評価方法

人事評価制度に定める業績評定結果をベースに、
所属社員間の相対配分により決定

社員満足度調査の結果

三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
活性度	63.0	62.3	62.1	61.5	60.9
満足度	62.3	61.3	61.4	61.1	60.8

活性度…将来への期待感、前向きな思考傾向、組織への貢献意識、仕事へのモチベーションの高さなどを示す指標。

満足度…業務内容や職場環境、人間関係からどれだけ満足度を得ているかを示す指標。

社員の状況(三井住友信託銀行)

	2016年3月末	2017年3月末
社員数	13,463人 (男性6,221人)(女性7,242人)	13,647人 (男性6,212人)(女性7,435人)
香港	50人	58人
日本	12,800人	12,941人
中国	137人	151人
韓国	3人	3人
タイ	4人	0人
シンガポール	129人	140人
インドネシア	6人	6人
イギリス	157人	160人
アメリカ	177人	188人
平均年齢	42.5歳 (男性43.4歳)(女性41.8歳)	42.7歳 (男性43.5歳)(女性41.9歳)
平均勤続年数	13.0年 (男性16.0年)(女性10.5年)	13.2年 (男性16.2年)(女性10.6年)
平均年間給与	7,220千円	7,072千円
派遣社員数	508人	541人
アルバイト数	125人	89人
障がい者雇用数	258人 (障がい者雇用率 2.04%)	272人 (障がい者雇用率 2.08%)
継続雇用制度利用者数	448人	418人
欠勤者数(年間)	361人 (男性127人)(女性234人)	333人 (男性117人)(女性216人)
離職者数(年間)	335人 (男性127人)(女性208人)	306人 (男性126人)(女性180人)
労働災害件数(年間)	73件 (うち業務上災害:38件、通勤途上災害:35件)	95件 (うち業務上災害:67件、通勤途上災害:28件)

人権に関する取り組み

1. 人権マネジメント

人権方針の制定

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において個人の尊重を掲げ、あらゆる企業活動において、個人の

月、人権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定し、2016年11月1日にはLGBT、障がいに対する差別の禁止文言を追加しました。当グループは本方針に基づき、日々の事業活動や商品・サービスを提供する上で関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

人権方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

1. 国際規範の尊重

私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、信条、宗教、障がい、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成

私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築

することで、働きやすい職場環境を確立していきます。

私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

5. 公正採用の実施

私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 人権啓発研修の実施

私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいきます。

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規等反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

基本的な考え方

当グループの人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する

指導原則」に基づいて構築されています。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス ^{※1} の実施	1年に1度、海外を含む全店部・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表 ^{※2} 」を配信。
救済へのアクセス	人事部「人事相談窓口(LGBT相談窓口)」が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

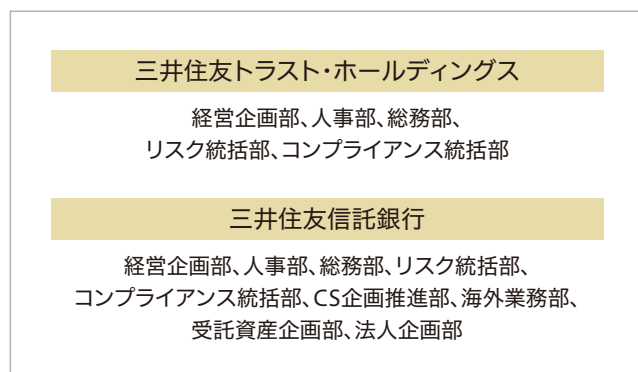
人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、経営企画部CSR推進室長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を2013年12月に設置しています。関係各部の役割は以下の通りです。

人権デューデリジェンス連絡会

- 経営企画部CSR推進室長を議長とし、海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

人権デューデリジェンス連絡会構成部



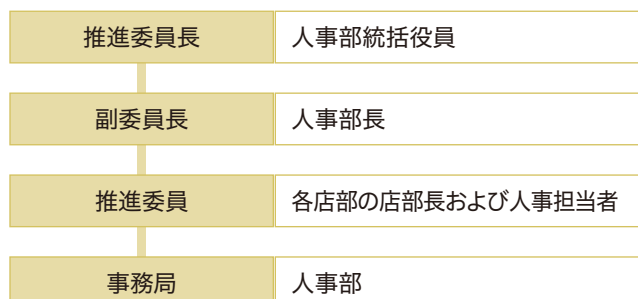
経営企画部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

人権啓発推進委員会「組織体制」



海外含む全店部・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

人権デューデリジェンス自己チェック表(主な項目)

- ☒ 経営における人権問題への配慮
- ☒ 人権啓発推進体制
(運営状況、人権問題発生時の対応等)
- ☒ 人権教育
(人権啓発研修の実施状況等)
- ☒ 人権課題分野別対応状況
 - ☒ 同和問題への理解と啓発
 - ☒ 公正な採用選考を行っているか
 - ☒ 企業と社会(差別表現の排除、ユニバーサルデザインへの理解等)
 - ☒ 職場の人権(ハラスメント防止、高齢者への配慮、身障者への配慮、HIV等感染症への理解、LGBTへの理解等)
 - ☒ 仕事と家庭の両立(多様な就労体制への配慮、旧姓使用への配慮、出産・育児支援、介護休暇等への理解等)
 - ☒ 働き甲斐の追求(公正な人事評価・処遇、機会の均等、個性の尊重、障害者や妊婦等に配慮した安全管理・危機管理等)
 - ☒ さまざまな人権問題についての啓発活動(民族差別、高齢者、児童労働、ハンセン病、LGBT、出所受刑者等)
 - ☒ 投融資・サプライチェーンで配慮すべき人権問題(人種差別、児童労働、人の健康、生活等に影響を及ぼす環境破壊、人道に反する兵器・武器製造、適正な採用活動、就労者の人権配慮等)
- ☒ 人事部人権啓発担当者の活動状況

人事相談窓口(LGBT相談窓口)

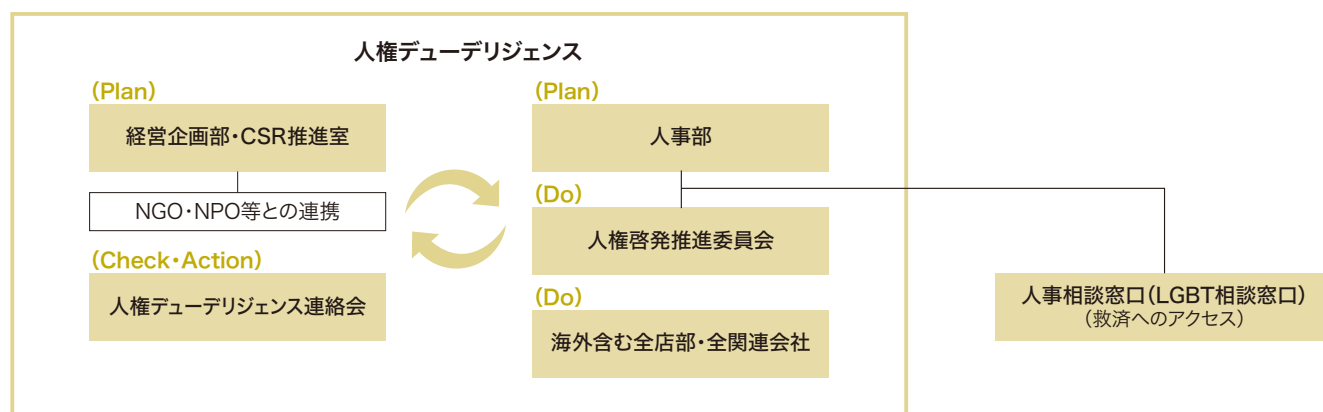
人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます(126頁参照)。

2016年度の相談案件総数は78件、1件を除き全て対応解決済みです。

PDCAサイクルによる人権マネジメント

当グループでは、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為を排除して、全てのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成のため、PDCAサイクルで人権マネジメントの質的向上を図っています。

PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制



2. 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店部において、一人当たり年平均1時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。2016年度は、276部署24,918人の対象者に対して、合計約414時間を費やして23,046人が研修を受講しました(受講率92.49%)。

また、階層別研修などの集合研修や事業別会議などにおいても、人権に関するテーマを取り上げるなど、社員の

人権意識の向上を図っています。2016年度は各階層別研修を31回開催し、合計約16時間を費やして延べ1,529人が受講しました。

2016年度 人権関連研修

	受講人数	受講時間
職場内人権啓発研修	23,046人	414時間
各階層別研修	1,529人	16時間

3. 多様な人権を守るために

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」「女性活躍推進法」にも対応する「ダイバーシティ&インクルージョン」を着実に推進するべく、社員に情報発信しています。

同和問題、在日外国人問題への取り組み

当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。同和問題は当グループが人権啓発をより積極的に取り組むようになった原点です。東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

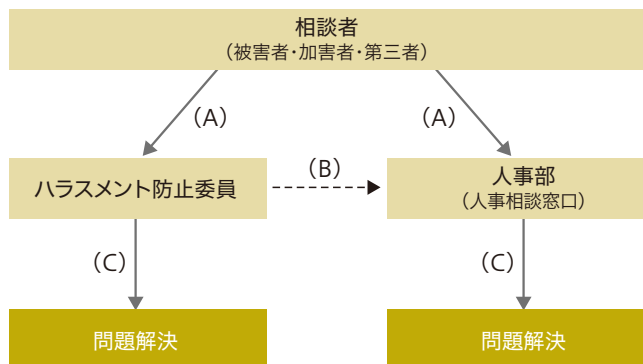
また、在日外国人問題に関しては、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、各階層別研修において窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、上司から部下に対して行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づく行為全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合の相談・苦情については、各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が申し入れ窓口となっています。被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを通じて総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても採り上げて啓発活動を継続的に実施し、全社員への周知・啓発を図っています。

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



- (A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。
- (B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。
- (C) ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

4. 投融資における人権問題への対応

人権方針

当グループは、人権方針において、海外を含む投融資先の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じることをうたっています。

人権問題に関わるESGガイドライン

三井住友信託銀行は、責任ある機関投資家として、ESGガイドラインを定め、投資先企業に積極的な働きかけ(エンゲージメント・議決権行使)を行い、課題解決を促しています。人権問題についても、企業による人権侵害を許容しないことを明確にうたい、人権侵害の可能性が高い国で活動している場合、その受注・発注先についてのガイドラインの設定を求めます(52頁参照)。

5. 調達における人権配慮

当グループではCSR調達方針を定め、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働、児童労働

LGBTへの取り組み

当グループでは、前述の通り2016年11月の人権方針改定の際に、LGBTに対する差別の禁止文言を追加しました。三井住友信託銀行では、2015年11月から社内に関連部署(人事部、経営企画部、総務部、業務部、個人企画部)による「LGBT情報連絡会」を立ち上げ、社員・お客さま・取引先のLGBTに関係する情報を収集し、社内制度や商品開発を検討しています。また、2016年10月には職場内での相談・対応を可能とするため、「LGBT相談対応マニュアル」を策定し、2017年には、全社員を対象としたeラーニングにてLGBTに対する理解促進を図っています。

これらの取り組みが評価され、三井住友信託銀行では、2017年10月11日にLGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP(work with Pride)によるLGBTなどの性的マイノリティに関する取り組みの評価「PRIDE指標」において、最高評価の「ゴールド」を受賞しました。

2018年1月からは、住宅ローンにおいて三井住友信託銀行が指定する公正証書等をご提出いただくことで、同性パートナーを配偶者と同様にお取り扱いします。



クラスター爆弾等に関わる投融資

三井住友信託銀行は人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター爆弾の製造を資金用途とする融資は、国内外を問わず行いません。資産運用においてもクラスター爆弾および対人地雷の製造に関わる企業への投資については、アクティブ運用では原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行います(55頁参照)。

また、三井住友信託銀行が対人地雷やクラスター爆弾の製造停止を求めるエンゲージメント活動を行った結果、2015年11月のシンガポールテクノロジー社に続き、2016年8月には米国のテキストロン社が同事業からの撤退を表明しました。

働などの人権侵害を行わないサプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めることとしています(106頁参照)。

サステナビリティ方針6

地域社会への 参画・貢献

- 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。





コミュニティへの価値提供の意義

三井住友トラスト・グループでは、グループおよび三井住友信託銀行を含むグループ各社の営業拠点が所属するコミュニティに対し、SDGsの視点も取り入れながらさまざまな社会貢献・地域貢献の取り組みを行っています。こうした価値提供は事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスであるという見方もできます。



三井住友トラスト・グループの取り組み 01

次世代を担う子どもたちへの教育支援



グローバルリーダーを育成する UWC ISAK Japanを支援しています

当グループはユナイテッド・ワールド・カレッジ ISAK Japan (UWC ISAK Japan) の教育理念に賛同し、中学生を対象に同校の教育を2週間にわたって体験することができる「サマースクール」をサポートしています。このサマースクールには開発途上国や貧困層の子どもたちも多く参加しています。当グループでは2013年から、奨学生として参加した子ども1名の里親になって授業料や渡航費などを援助してきました。

2017年のサマースクールは7/21～8/2に開校され、



世界26カ国から80名の中学生が集まりました。今後も、一人でも多くのグローバルリーダーが世界に羽ばたいていけるよう、支援を継続していきます。

ギャップイヤー※/日本・世界各国の大学へ進学など

国際バカロレア資格・
日本の高等学校卒業資格を取得

UWC ISAK Japan
(ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン)

サマースクール

主な支援

三井住友トラスト・グループは
毎年1名の奨学生の里親として
授業料や渡航費などをサポート

選考

世界各国から中学生が応募

※ギャップイヤー：大学入学許可証を持っている
高校卒業者が、すぐに進学せずにさまざまな
人生経験を積む期間。期間中は、ボランティア
活動やインターンなどの社会的経験、海外留
学や旅行などに、個人が自由に組み込む。

TOPIC 01

UWC ISAK Japanとは

UWC ISAK Japanは、軽井沢にキャンパスを構える日本初の全寮制インターナショナルスクールです。現在、世界約55カ国から生徒を受け入れており、全校生徒約170名の7割近くが海外からの留学生です。経済的に恵まれない子どもたちも多く、全生徒の7割が奨学金を受給しています。

生徒たちは、ここで3年間、教員のサポートを受けながら共同生活をすることによって、より良い世界を創るチェンジメーカー（社会を変革する担い手）に求められるスキルと自信を身に付け、グローバルリーダーに育っていきます。



軽井沢にあるキャンパス



三井住友トラスト・グループがこれまでに支援してきた学生

2013年



ベトナム
Hong Lien Ngyuenさん

2014年



インド
Thulasi Priya Rameshさん

2015年



インド
Thanuja Rameshさん

2016年



メキシコ
Eduardo Bautistaくん

2017年



インド
Prashanth Babuくん

Babuくんからのお礼の手紙

三井住友信託銀行様
御社のサポートなしに、サマースクールへの参加はできませんでした。心から感謝します。サマースクールでいろいろな国の友達がたくさんでき、共に楽しい時間を過ごしています。日本に来るチャンスをいただけたことを、改めて感謝します。本当にありがとうございました。
Prashanth Babu



サマースクールを訪問した金井CSR推進室長と記念撮影

Babuくんはインドの「シャンティ・バーバン」からサマースクールに参加した13歳の少年です。シェイクスピアが好きで趣味はサッカーと話すBabuくんは、普通の中学生と全く変わりません。しかし、何百年も続くインドの階級差別によって、家族だけでなく自分自身も社会の中で差別を受けた経験から、インドにはびこる汚職や差別、貧困問題などについて強い問題意識を持っています。「チェンジメーカーになり、シャンティ・バーバンのような学校を創りたい」という夢が叶うように願っています。

©トヨサキジュン



代表理事 小林 りん さん

全国の支店でロビー展を開催

2017年度よりISAK巡回ロビー展を全国の支店で開催しています。パネル展開催にあたっては、小林りん代表理事より「御社にご支援いただいた生徒4名全員が、厳しい選考を通過し奨学生として本校の高校へ進学しました。まさに彼らの人生を変える第一歩を作り出すタイミングに深く携わってくださいましたことに御礼を申し上げます」とのコメントをいただきました。お客さまからは、「子どもたちの直筆の手紙を見ると心がこもっているのが分かります」、「素晴らしいことをなさっていますね」等の感想をいただきました。



日本橋営業部でのロビー展の様子

TOPIC 02

シャンティ・バーバンの子どもたちへの支援

「シャンティ・バーバン」は、インドで2000年にわたって続いてきたカーストによって、社会的、経済的に最も不利な立場に置かれた子どもたちへの教育を目的に設立された学校です。当グループが里親になったインド出身の3人は、いずれも「シャンティ・バーバン」から奨学生としてサマースクールに参加した子どもたちです。3人とも、差別や貧困、女性の人権などに強い関心を持ち、母国をより良くしたいと強く望んでいます。彼らがグローバルリーダーとなり、カーストを根絶する活動にも携わることができるよう、今後も見守っていきたいと思います。



スラム街に暮らす子どもたち
十分な教育の機会が与えられないことが負の連鎖を生む

三井住友トラスト・グループの取り組み 02

ESDプロジェクト



三井住友トラスト・グループは、環境専門のインターネット放送局グリーンTVジャパンとの協働によるESDプロジェクトとして、次世代を担う子どもたちを対象に、ナショナル・トラストの普及啓発に取り組んでいます。

2012年からスタートした本プロジェクトは、全国各地のトラスト地や自然保護活動を題材とした映像教材

の作成と、小学校での出前授業を実施するものです。視聴覚に訴える映像教材は短時間で大量の情報を伝えることができ、子どもたちの関心を学びの対象に引き寄せ、実社会への興味や課題を高める効果が期待されています。



現世代へ環境保全の意義を訴求

- ESDを実施する生徒たちが、地域の自然が育む生物多様性や生態系の大切さに気付くことができるような授業を構成します。
- 短い時間で豊富な情報を発信できる映像の特性を生かし、オリジナル動画教材をグリーンTVジャパンと共同制作し、(公社)日本ナショナル・トラスト協会などから専門家を講師に招いて授業を行います。
- 授業テーマは、学校近隣のナショナル・トラスト活動や希少生物の保全活動、生徒自身が長年継続してきた環境保全活動など、プロジェクトごとに学校側と協議して決定します。

活動の狙い

環境保全活動の次世代への継承

- 生徒自身が長年継続してきた環境保全活動については、その取り組みが後輩たちに引き継がれるような仕掛けを作ります。
- 環境保全活動は、熱心な理科や生物の教諭が先導しているケースが多く、先導した教諭が定年退職すると活動自体が低調になり、蓄積してきた研究成果も散逸してしまうことが少なくありません。本プロジェクトは、授業で使ったコンテンツを再編集してストーリー性を持たせ、指導教諭のインタビューも交えた記録映像を最終成果物とし、学校や教育委員会などに進呈します。

三井住友トラスト・グループの強みを生かして

本プロジェクトの実施にあたっては、自然資本をはじめ「環境」をテーマとした事業を展開する三井住友トラスト・グループのネットワークを活用しています。船橋ESDプロジェクトでは、国土交通省の推進する「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」委員の堂本泰章(公財)埼玉県生態系保護協会事務局長を講師として

お招きし、ユーモアあふれる授業を行っていただきました。また、本プロジェクトは授業のテーマとなるフィールドの近隣に支店があることを開催地選定の一要件としています。各行政機関と連携した広報活動など、各支店が独自の地域ブランド構築を展開しています。

プロジェクトの流れ

①

Plan

近隣にESD実施校と支店があり、子どもの学習をサポートできるフィールドを選定

②

Do

映像教材制作のため事前ロケ等を実施。映像教材を活用した授業を行い、記録映像を制作し寄贈



テーマとなる場所で取材・撮影
(グリーンTVジャパンが収録)



収録した映像を使って
教材を作成

これまでのESDプロジェクト



生物多様性アクション大賞2015(国連生物多様性の10年(UNDB-J)主催)において入賞しました!



こちらのQRコードから詳しい事例をご覧ください

地域全体への発信による

ナショナル・トラストの普及啓発

- 家で** 子どもたちが授業で学んだことを家族に伝える
- サイト上** 授業で使った映像を即日アップ
- 支店ロビー** 授業風景を含む動画を放映

2012年



和歌山県(田辺市立田辺第三小学校)
「天神崎の自然と生物多様性」

2013年



神奈川県(三浦市立岬陽小学校)
「アカテガニの暮らす小網代の森」

2014年



岡山県(岡山市立角山小学校)
「岡山の水源地を考える」

2015年



神奈川県(鎌倉市立七里ガ浜小学校)
「ナショナル・トラスト発祥の地 御谷の森に学ぶ」

2015年



大阪府(八尾市立中高安小学校)
「ニッポンバラタナゴの暮らす 八尾市の自然」

2016年



福井県(福井市立社西小学校)
「中池見湿地に学ぶ」

2016年



愛知県一宮市(県立木曾川高等学校)
「イタセンバラから考える地域の暮らしと未来」

2017年



千葉県船橋市(県立船橋芝山高等学校)
「芝山湿地から考える“いのちのつながり”」

2017年



新潟県(新潟市立赤塚中学校)
「佐潟から考える自然と共生する地域づくり」



専門家を講師として招へいし映像教材を使った授業を実施



プロジェクト全体をまとめた記録映像を制作

3

Check

授業後、生徒からアンケートをとり、授業評価のフィードバックを受ける

4

Action

関係者が集まり、フィードバック、映像教材、授業、記録映像の内容について振り返り、次のプロジェクトに生かす

三井住友トラスト・グループの取り組み 03

ナショナル・トラスト支援活動



19世紀に英国で発祥したナショナル・トラストは、国民から託された寄付金をもとに貴重な自然や歴史的建造物を買取り、民間の保護区(トラスト地)として守る活動で、自然資本を確実に守ることができる有効な手段です。日本では60年代にナショナル・トラストが始まり、現在は全国50以上の地域に活動の輪が広がっています。

三井住友トラスト・グループは、国内のトラスト地を増やすことは私たちの生活基盤を支えるための投資であるという考えのもと、土地の取得や環境教育、信託の仕組みを利用した商品などを通じて、それぞれの土地に根差した活動を支援しています。



ツシマヤマネコのすむ森
長崎県の対馬にのみ生息するツシマヤマネコは、現在わずか100頭ほどにまで減少し、絶滅の危機に瀕しています。当グループは、黒松内町・奄美大島とともに、社会貢献寄付信託を通じ、トラスト地の取得資金の寄付プログラムを提供しています。



中池見湿地
中池見湿地(福井県敦賀市)は、三方を山に囲まれた約25haの自然豊かな湿地で、ラムサール湿地に指定されています。当グループは、市街地に近接しているながら3,000種の動植物がすむこの湿地をテーマに映像教材を作成し、福井市の小学校で環境教育の授業を実施しました。



アミノクロウサギのすむ森
鹿児島県の奄美大島と徳之島にのみ生息する希少なアミノクロウサギを守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したトラスト・キャンペーンに参加し、三井住友信託銀行鹿児島支店から8,066m²相当の森の買い取り資金を寄付しました。



天神崎
天神崎は和歌山県田辺市にある岬で、市街地に近接しているにもかかわらず、豊かな自然が残されています。当グループは、近隣小学校の生徒たちが実施した聞き書き活動の様子を、映像教材として作成し、環境教育の授業に利用しました。



美作・水源の森
岡山県美作市にある水源の森は、吉井川流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。当グループは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、岡山市の小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。



小網代の森
三浦半島の先端近くに位置する森で、神奈川県小網代の森は、吉井川流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。当グループは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、岡山市の小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。





北海道最古の 歌才湿原



2万4000年の歴史が詰まった道内で最古の高層湿原を守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したキャンペーンに参加し、三井住友信託銀行札幌・札幌中央支店から1,500m²相当の湿原の買い取り資金を寄付しました。

北限のブナ林



黒松内町に広がるブナ林はブナが自生する北限の地であり、地球温暖化による環境変化を知ることができる貴重な地域です。札幌・札幌中央支店の社員はこのトラスト地にブナの幼木を植樹し、定期的なブナ林の保全活動を行っています。

おやつ 御谷の森



御谷の森は、鶴岡八幡宮の奥に広がる森です。1964年、鎌倉風致保存会が設立され、この森を守るため日本最初のナショナル・トラスト活動が展開されました。当グループは同会設立50周年の節目を記念し、鎌倉市の小学校で環境教育の授業を実施しました。

全国の支店ロビーにおけるパネル展

三井住友信託銀行では、「ナショナル・トラスト」をテーマとしたロビー展を全国の支店で開催しています(2016年度は73カ店で開催)。

また、ナショナル・トラスト活動を推進する(公財)日本生態系協会が運営する「森の墓苑」をサポートしています。2016年2月千葉県長生郡にオープンした森の墓苑は、土砂採掘により森が失われた場所にご遺骨を埋葬し、木製の墓碑を置いて地元由来の苗木を植えて育てるものです。墓石などの人工物は設置しないため、将来は墓苑全体が本物の自然の森になる新しい墓地事業として注目されています。2017年度から墓苑のある千葉県内の6支店を皮切りに、巡回ロビー展の開催を開始しました。



千葉支店でのロビー展の様子



森の墓苑 全景

土地購入資金の寄付を通じた ナショナル・トラスト支援活動

三井住友信託銀行は、市民や企業の寄付などにより自然豊かな土地を所有して守る活動を推進する(公社)日本ナショナル・トラスト協会等を支援し、絶滅危惧種が生息する土地や学術的に貴重な土地の購入資金を寄付してきました。2014年には鹿児島県奄美大島に生息する絶滅危惧種アマミノクロウサギを守るため約8,000m²相当の森の買い取り資金を、2015年には北海道黒松内町の道内最古の高層湿原である歌才湿原を守るため約1,500m²相当の買い取り資金を寄付しました。

また、中野支店、所沢・所沢駅前支店、大森支店では売上の一部を(公社)日本ナショナル・トラスト協会に寄付する「社会貢献型自動販売機」を設置し、2017年10月までに首都圏の水源地である秩父の森約2,000m²の土地が購入できる全額を寄付しました。



中野支店に設置した「社会貢献型自動販売機」

三井住友信託銀行 With You活動 推進の取り組み



全国の支店における共通の取り組み

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根差した社会貢献活動“With You活動”を展開しています。With You活動では、①シニア世代応援活動、②環境・生きもの応援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し、推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年獲得の目安となる基準ポイントを設定し、「営業成果獲得」「環境負荷低減」「ブランドイ

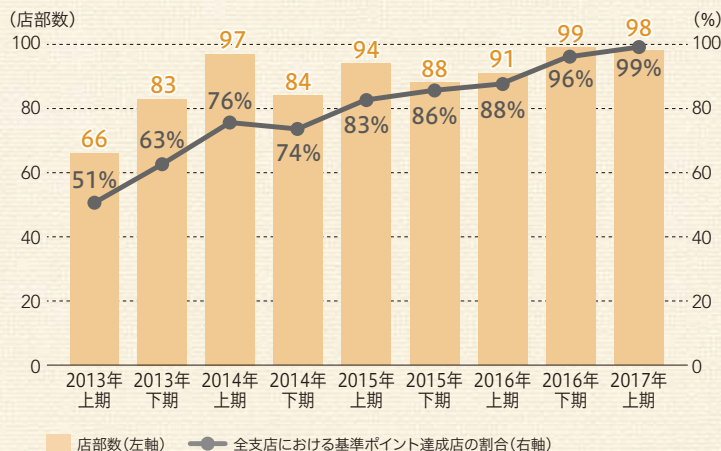
メージの向上」「情報発信」の観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する工夫や、With You支店ブログへの投稿を合わせて、各支店を評価しています。支店の基準ポイント達成率は制度導入時から順調に増えており、現在With You活動は営業活動の手法の一つとして支店に浸透しています。

また、With You活動において顕著な成果を上げた支店を「With You優秀賞」「With You特別賞」「With Youきらり活動賞」として表彰し、その活動内容を全国支店で共有することで、活動の積極的な展開を図っています。

With You活動の狙い



基準ポイント達成店部数



※各年度における総店部数は、2013年上期130カ店、下期133カ店、2014年上期128カ店、下期114カ店、2015年上期113カ店、下期102カ店、2016年上期103カ店、2016年下期・2017年上期99カ店

全国の支店で展開するプロジェクト

シルバーカレッジの開催



シルバーカレッジとは、安心・安全で充実したシルバーライフを送るための万全な「備え」をどのように行えばいいのか、各界の第一人者の方々にお話しいただく学びの場



注目若手三味線ユニットを招いたコンサート開催



京都の大徳寺大仙院でのシルバーカレッジ

です。四つの基本テーマ(健康と安全・安心、住まい、認知症、納得できる旅立ち)に加え、各支店が特色あるシルバーカレッジを企画・開催しています。(37頁参照)

京都・京都四条支店が大徳寺大仙院にて開催したシルバーカレッジでは、激しい時代を何歳になっても強く生き抜くための考え方について、住職にユーモアを交えながらお話しいただきました。また、上野・上野中央支店が国立西洋美術館とタイアップして開催した歴史・文化を学ぶ講座や、芝営業部の浜離宮恩賜庭園内の散策や三味線演奏をお楽しみいただく課外授業など、各支店が硬軟織り交ぜ、豊かなシルバーライフを送るためのさまざまな情報を提供しています。

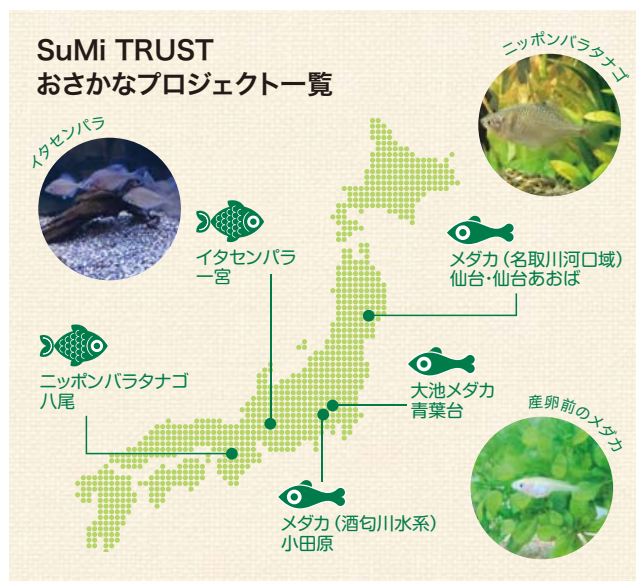
絶滅危惧種の保護



「環境・生きもの応援活動」の一環として、日本固有の生きものの保全活動に取り組む支店もあります。一宮支店では2016年8月、環境省からの認可を受け、民間企業初となる絶滅危惧種「イタセンバラ」の展示をスタートしました。これは、地域の諸団体が連携して推進する木曽川流域の環境・生態系保全活動に参画するなかで実現したものです。このほかにも、ニッポンバラタナゴや地域固有種のメダカなどの絶滅危惧種をロビーで飼育するなど、「SuMi TRUSTおさかなプロジェクト」を全国で展開しています。



飼育中のイタセンバラ



※メダカは、生息水域ごとに遺伝的分化が確認されており、里親制度等による固有種の保全活動が各地で進められています。

TOPIC

わたし遺産

三井住友信託銀行は2013年6月から、「わたし遺産」のエピソードの募集を開始しました。これは、次世代にのこしたいと思う大切な「人・モノ・コト」を「わたし遺産」として400文字程度のエピソードにまとめるもので、大賞・準大賞を受賞した作品は冊子としてまとめられ、全国の支店ロビーにて配布しています。

第1回大賞に選ばれた「命をつなぐ十円玉」は、一枚の十円玉をとおして結ばれる教師と生徒たちの信頼関係をつづった作品で、歌手の八代亜紀さんが歌にするなど大きな反響を呼びました。



国内支店の主な取り組み

支店の取り組み 01

船橋支店



船橋支店は、開店50周年と船橋市制80周年を契機として、船橋市立船橋特別支援学校に『とべバツタ』『わにわにのおふろ』など計5冊の大型絵本を寄贈しました。大型絵本は、元の絵本を拡大して作られたもので大人数の読み聞かせに適しています。また、視覚的な印象を与えることができるため子どもの興味や関心を広げる上でも有効です。この活動は新聞やテレビなど、地元メディアで広く紹介されました。

このほかにも、(公財)日本生態系協会が県内で開始した墓地事業「森の墓苑」を紹介するロビー展の開催や、千葉徳洲会病院より院長を招いて実施した医療セミナー、千葉県立船橋芝山高等学校の学校ビオトープ「芝山湿地」を題材とした環境教育の実施など、幅広いCSR活動に取り組みました。さらに、支店版With You冊子を作成し、これらの活動をはじめとするさまざまな地域社会への貢献について紹介しています。



特別支援学校への大型絵本寄贈



千葉徳洲会病院の院長を講師とするセミナー



支店版With You冊子を制作、配布

支店の取り組み 02

静岡・静岡中央支店



静岡・静岡中央支店では、静岡新聞・静岡放送(SBS)グループが主催する、「ばっかすげえ静岡」プロジェクトに関するロビー展を開催しました。本プロジェクトは静岡郷土愛を育むことを目的とした「食」に関するもので、三井住友信託銀行は唯一の金融機関として協賛しました。ロビー展では、プロジェクト内容の説明のほか、一般募集で寄せられた静岡県の食材と協賛社商品を用いたレシピの一部を紹介しました。静岡・静岡中央支店は今後も、地元の行政や企業等とタイアップし、さまざまなCSR企画を実施予定です。



ばっかすげえ静岡ロビー展

支店の取り組み 03

星ヶ丘支店



星ヶ丘支店では、お客さまや地域の方と密にコミュニケーションを取るため、お客さまの作品を展示するロビー展の開催や、愛知淑徳大学の学生との地域清掃活動など、さまざまな活動を行っています。また、千種警察署と共同した振り込め詐欺防止活動に継続的に取り組んでいます。実際に起こった詐欺事例を当社社員が犯人役・被害者役となって寸劇で実演したり、詐欺に遭わないためのポイントをクイズ形式で確認するなど、注意喚起にとどまらない活動が評価され、名古屋市防犯協会連合会から表彰されました。



名古屋市防犯協会連合会から表彰



振り込め詐欺・還付金詐欺防止の寸劇

支店の取り組み 04

大分支店



大分支店では、地域の大手企業や行政機関からの依頼に積極的に参画し、講演会の共催や講師派遣をしています。いずれも参加率は90%以上で県内唯一の信託銀行として存在感を示しています。大分県金融広報委員会協賛の「夏休み親子スクール」では、次世代を担う子どもたちに楽しみながら信託銀行の役割やお金の大切さについて学んでもらいました。



セミナーに講師として参画

支店の取り組み 05

熊本・熊本中央支店



熊本・熊本中央支店では、開店70周年を記念して、国際長寿センター(ILC-JAPAN)より志藤事務局長を講師にお招きし「長寿時代を良く生きて、良く逝くために」セミナーを開催しました。一般的な終活セミナーとは違い、「どのように最期を迎えるか」について考える重いテーマでしたが、当日は150名のお客さまにご来場いただき、複数のテレビ局から取材を受けるなど、大きな反響を呼びました。

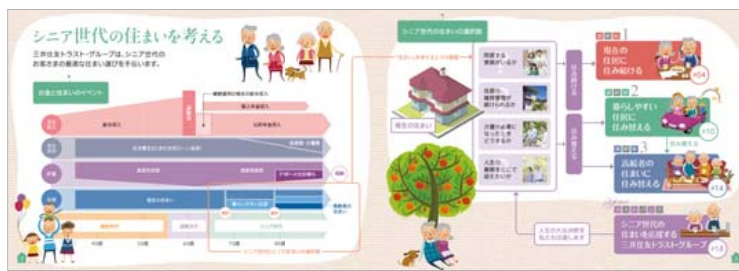


開店70周年記念セミナー

TOPIC

シニア世代応援レポート

三井住友トラスト・グループは、最適な住まいの選択肢だけでなく、財産の管理・承継などを最期まで安心して任せられる「Your ラストバンク」として、シニア世代の豊かな生活を応援しています。2017年2月に発行した「シニア世代応援レポート」は、①現在の住居に住み続ける、②暮らしやすい住居に住み替える、③高齢者の住まいに住み替える、の三つの選択肢について具体的に紹介するものです。三井住友信託銀行の全国の支店では、このレポートを紹介するロビー展を開催し、皆さまがより良いシニアライフを過ごすためのお手伝いやご相談を承っています(30頁参照)。



海外支店の主な取り組み

OVERSEAS BRANCH 01

ニューヨーク支店



ニューヨーク支店と米国三井住友信託銀行は、2017年6月にセントラルパークで開催された会社対抗ランニング大会「コーポレートチャレンジ」に参加しました。この大会は、第1回は40年前の1977年に50社200人で催されたそうですが、第41回を迎えた今年は700社約3万人が参加するまでに成長しました。グローバルなイベントとして世界13都市で開催されるなど、さらなる発展を見せています。各企業が拠出する参加料は主催者JP Morganを通じてセントラルパーク維持活動をはじめとした各種地域NPO団体への支援に活用されています。

三井住友トラスト・グループの参加は今回で32回目、日が長く過ごしやすい初夏の恒例行事として定着しています。チームは今年も、社内デザインコンテストで優勝した全員おそろいのTシャツを着て走り、グ

ループ社員間の結束力を深めました。

当店ではこのほかにも、日本文化交流推進への協賛やNY地区の日本人学校支援のための寄付、8月の大型ハリケーン「ハービー」の被災者支援のための義援金寄付などを通じて、地域への貢献に努めています。



協賛・寄付活動

ジャパンデーへの協賛	日本人コミュニティと現地コミュニティにおける、日本文化を介した交流の推進活動へ2,000ドルの協賛をしています。協賛金の一部は、セントラルパークへの桜の植林にも充てられています。 連携団体: Japan Day, Inc.
NY日本人教育審議会への寄付	NY地区の日本人学校および補習授業校を運営する日本人教育審議会に対して、2017年は2,000ドルの寄付を実施しました。
ハリケーン義援金	2017年8月に米国テキサス州を襲った大型ハリケーン「ハービー」は、テキサス州ヒューストンを中心に当社の日系取引先にも多くの被害をもたらしました。被災者支援として、日系慈善団体JCC Fundを経由して2,000ドルの義援金を寄付しています。



OVERSEAS BRANCH 02

シンガポール支店



シンガポールでは2017年9月10日、「POSB PAssion Run for Kids」が開催されました。

これは、POSB※1（郵便貯金銀行）とPAssion※2（人民協会）が毎年共催しているイベントで、参加者および協賛企業などからの寄付と参加費の一部は、青少年の教育や育成に資するイベントやプログラムを実施しているPOSB PAssion Kids Fundのサポートに活用されます。

当店では、2012年以降、POSB PAssion Run for Kidsへ毎年寄付を行うとともに、多くの社員とその家族が参加しています。今年は、当店から総勢134名がこのイベントに参加し、思い思いのペースで走り、POSB PAssion Kids Fundの活動をサポートしました。当日は、さまざまな年代の人々が思い思いのコースを走ったり歩いたりしており、地域の皆さまとの交流をする貴重な機会にもなりました。

※1 POSB（郵便貯金銀行）はシンガポールで最も歴史のある銀行で、現在は三井住友信託銀行の包括業務提携先DBS Bankの傘下にあります。

※2 PAssionとは、政府組織の一つであるThe People's Association（人民協会）の通称です。



OVERSEAS BRANCH 03

上海支店



上海支店は2005年に中国本土の日系銀行支店行として開設後、10年以上継続してCSR活動を積極的に展開しており、中国において植林、ゴミ拾い、子どもたちとの触れ合い活動などを実施してきました。

2017年度は支店内に日本と関わりの深い職員が多く在籍しているという特色を生かし、「中国人学生との日中交流」をテーマとして掲げ、交通大学外国語学院の学生ら約30名と交流会を開催しました。大学生たちに「今まで知らなかった日本」「日本人と働くイメージ」を伝え、日中の相互理解を深める活動を行いました。

交流会では、①日本の旅行・グルメ・鉄道、②日本企業で働くこと・日本の文化やマナー、③アニメ・漫画、と大まかに三つのテーマに分けて話し合いました。活動後は大学生側から「日本の企業で働くイメージが湧いた。感謝している」「日本への理解が深まった。次回も交流会を開催してほしい」などの声が多く寄せられました。日中の文化交流にとどまらず、大学生たちに日系企業で働く将来像を描く一助とすることができたものと考えています。



コミュニケーション

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根差した社会貢献活動を展開しています。

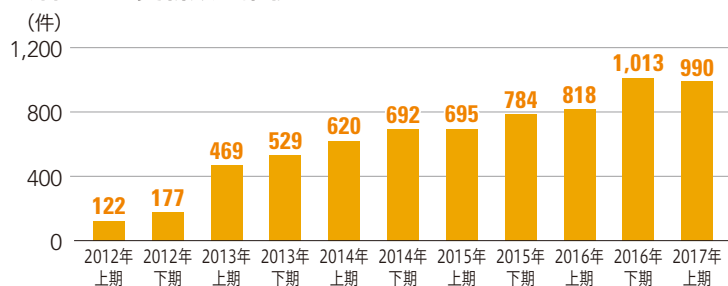
全国の皆さまに各拠点の活動を広くお伝えするために、さまざまな媒体を使った情報発信に注力しています。

With You支店ブログ

三井住友信託銀行は2012年に「With You支店ブログ」を立ち上げ、全国の支店におけるCSR活動（With You活動）の様子を随時紹介しています。さらに、CSRセミナーやパネル展の開催をタイムリーにご案内するなど、地域のお客さまとのコミュニケーション手段としても活用しています。各支店によるブログの更新件数は年々増加傾向にあ

り、支店ブログは地域の皆さまとの関係を深める重要な情報発信ツールとなっています。

支店ブログ更新数の推移



ウェブサイトURL: <http://branchblog.smtb.jp/>

社会貢献活動レポートSuMi TRUST With You

全国のお客さまに向けて、社会貢献活動レポートSuMi TRUST With Youを年4回発行しています。このレポートは、高齢者の興味・関心が高い話題や旬の話題を届ける情報発信ツールとしての役割も果たしています。2017年度は、国際長寿センター日本(ILC-JAPAN)より寄稿いただき「長い老いを生きる」をテーマにスペシャルトピックを連載しました。少子高齢社会の日本の姿、認知症への新しいアプローチ、納得できる旅立ちに必要な備えなどについて具体的に紹介したところ、全国から大きな反響がありました。

支店版With You冊子

With You支店ブログを用いた情報発信、社会貢献活動レポートの発行に加え、各支店がオリジナル小冊子「支店版With You」を発行しています。この冊子は、地域の皆さまに地域の支店をより深く知っていただくこと企画・制作しているもので、社員紹介や店内紹介、注力しているWith You活動やCSR企画の特集コラムのほか、県庁や市役所と連携して地域の特色や見どころなどのPRコラムを作成するなど、支店独自色あふれた内容となっています。





GROUP COMPANY 01

三井住友トラスト不動産

三井住友トラスト不動産と名古屋市は、2014年に「東山動植物園再生プランに関する連携と協定」を締結しました。この協定は、東山動植物園が「人と自然をつなぐ懸け橋」となることを目的に、名古屋市と当社が相互に連携・協力して再生プランを推進するものです。活動の一環として、動物クイズによるスタンプラリーや動物カレンダーの無料配布、80周年記念イベント「東山どうぶつ総選挙」の共催、東山動物園寄席の共催など、さまざまなイベントを企画・開催しています。特に、毎年の秋まつりでのカレンダー無料配布は皆さまからご好評いただき今年で4年目となりました。毎年約5,000名の方にお持ち帰りいただき、「毎年楽しみにしている」との声を頂戴すると、より多くの方に三井住友トラスト不動産を知っていただく機会にもなっていると感じます。今後も、東山動植物園を支援する社会貢献活動をとおり、企業価値の向上と地域社会の活性化に貢献していきます。



トラストさん



お孫さま連れ家族の無料撮影を行いました



動物カレンダーを無料配布しました

GROUP COMPANY 02

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメントは、地球環境や持続可能な社会の発展に積極的に関わるべきであるという理念のもと、さまざまなCSR活動に取り組んでいます。

社員による社会貢献プログラム「日興AM従業員チャリティプログラム」の運営などに積極的に取り組むほ

か、資産運用会社として「責任投資原則」(PRI)や「21世紀金融行動原則」に署名し、本業を通じたCSR活動に取り組んでいます。特に、「21世紀金融行動原則」では、発足当初から運営委員会の一員として参画しています。



取り組み 01

オックスファム・トレイルウォーカー東北2017

オックスファム・トレイルウォーカーは、4人1組のチームでゴールを目指すウォーキングイベントです。日興アセットマネジメントが結成した1チームは、2017年6月、福島県で開催されたこのイベントに参加し、制限時間の48時間以内に100kmにおよぶコースに挑戦しました。イベントで集まった寄付金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北の復興支援に役立てられます。



オックスファム・トレイルウォーカー東北2017の様子

取り組み 02

FITチャリティ・ラン

Financial Industry in Tokyo (FIT) for Charity Runは、東京で事業を展開する金融サービス企業が、日本の非営利団体を支援するために結成した業界規模のチャリティ・イベントです。

日興アセットマネジメントは、2006年から企業スポンサーおよび大会実行委員としてFITチャリティ・ランに参加しています。2017年12月に開催されたチャリティ・ランには、社員のほか、ご家族やボランティアを含め26名が参加しました。



FITチャリティ・ラン2017に参加した社員の皆さま

取り組み 03

ウィルチェアーラグビー

日興アセットマネジメントは、2015年4月から(一社)日本ウィルチェアーラグビー連盟の活動を応援しています。

また、同社には、ウィルチェアーラグビー日本代表の強化指定選手2名が社員として勤務しています。同社は多様な人材を積極的に登用し、ダイバーシティを推進するとともに、障がい者アスリートとウィルチェアーラグビーの社会的認知を広めるための支援を行っています。



ウィルチェアーラグビー試合の様子

取り組み 04

子ども用車椅子の整備例会

日興アセットマネジメントは、日興AM従業員チャリティプログラムの寄付先団体「NPO法人海外に子ども用車椅子を送る会」が毎月行う、子ども用車椅子の整備会に参加しています。このNPOは、中古の車椅子を集めて修理し、海外で車椅子を必要としている子どもたちに無償で送り届けています。2017年11月に行われた整備会では、障がいを持つミャンマーの子どもたちに送る車椅子の整備、梱包を行いました。



ミャンマーの子どもたちに送る車椅子整備を実施

取り組み 05

LGBTへの理解と取り組み

日興アセットマネジメントは、2017年からダイバーシティ推進の一環として、LGBT※に対する取り組みを推進しています。同社では、社内でLGBTワーキンググループを発足し、LGBTに関する情報や、LGBTを支援するイベントやワーキンググループの活動内容をイントラネットで取り上げ、LGBTについての理解醸成を図る啓発活動を行っています。また同社は、LGBTコミュニティを取り巻く課題への意識向上を目指し、金融関連企業で働くLGBT社員がより働きやすい職場環境の整備を支援する団体「LGBTファイナンス」にオフィシャルメンバーとして加盟しました。さらに、外部からスピーカーを招いての勉強会の開催、レインボーマークのステッカーを配布し、当



東京レインボープライド2017に参加



ワーキンググループミーティングの様子

事者および「アライ（支援者）」を表明する社員を社内で顕在化する取り組みも実施。多様性を尊重し、社員がより自分らしく働ける職場環境づくりを目指しています。

※LGBT：レスビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった総称。

取り組み 06

国際UNHCR協会を通じて難民の子どもたちを支援

日興アセットマネジメントは、特定非営利活動法人国連UNHCR協会※とパートナーシップを結び、「Educate A Child (EAC)」プログラムを通じて、世界の難民の子どもたちに学校用品や教科書、学校へのアクセス、授業や課外活動向け設備などへの支援を行っています。「Educate A Child (EAC)」プログラムは、UNHCRと事業パートナーであるEducation Above ALL (EAA) 財団が運営するグローバルプログラムで、2012年からアフリカ、アジアおよび中東の数万人の難民の子どもたちの教育支援を行っています。このパートナーシップを通じて、人道危機への取り組みを支援し、子どもたちに明るい未来へのチャンスを提供することを目指しています。

©UNHCR/Mohammed Fareed



2016年10月、イエメンにて。EACプログラムの支援で勉強する子どもたちに、支援物資のソーラーランタンの使い方を教えるUNHCR職員。

※国連UNHCR協会は、国連の難民支援機構であるUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の活動を支える特定非営利活動法人であり、日本の公式窓口です。同協会は、1950年の設立以来、紛争や迫害により難民や避難民となった人々を国際的に保護・支援し、難民問題の解決へ向けた活動を行っています。

GROUP COMPANY 03

住信SBIネット銀行



「エコノミクス甲子園」は、全国の高校生に楽しみながら金融・経済について学んでいただくことを目的とするクイズイベントです。

住信SBIネット銀行は昨年に引き続き、予選会の一つであるインターネット大会を主催し、高校生にインターネットを通じてクイズに取り組んでもらいました。大会では時事問題やお金に関するトリビアなど、幅広い「お金」に関する知識で競い、優勝チームが全国大会に進むことができます。11回目となる今回のイベントには24チームが参加し、優勝した甲陽学院高等学校が全国大会に出場しました。今後も、多くの高校生の皆さまにご参加いただくことで金融・経済について学ぶきっかけを提供していきます。

同社は、「ネット銀行として未来の幸せをみんなでシェアすること。この社会の未来を育てること」を目的に、インターネットというプラットフォームを使って取り組みを発信します。



優勝チーム	甲陽学院高等学校 「ResNovae」
準優勝チーム	神奈川県立 横須賀高等学校 「陸上部」
3位チーム	安田女子高等学校 「チームNAKA」

GROUP COMPANY 04

日本トラスティ・サービス信託銀行



日本トラスティ・サービス信託銀行は、NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムの主催するイベント「荒川クリーンエイド」に参加し、荒川周辺の清掃活動を行いました。

イベントには社員とその家族25名が参加し、7、8人ごとのグループに分かれて協力し合いながら、指定されたエリアでゴミ拾いを行いました。

清掃終了後は、各グループでイベント参加を通じて感じたことを共有しました。想像以上にゴミが落ちていたことに驚いた声や、今の状況が続いてしまうことで川の環境破壊が進行してしまうことを危惧する声が多く挙がりました。さらに、主催団体側から、川のゴミは食い止めないとやがて海へ流出してしまうこと、ゴミが生態系におよぼす影響などについてお話いただきました。

同社は荒川の清掃活動のほか、NPO法人ぱれっとの主催する焼き菓子の社内販売会や献血活動などに協力しています。



荒川周辺の清掃活動



NPO法人による焼き菓子販売会

GROUP COMPANY 05

三井住友トラストクラブ



三井住友トラストクラブが発行するクレジットカード「ダイナースクラブ」は、クレジットカードの枠を超えて、お客さまとともにさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

日本酒品評会「SAKE COMPETITION」への協賛もその一つ。2016年からスタートした「ダイナースクラブ 日本の食文化応援プロジェクト」※1の中心的な取り組みです。2017年の「ダイナースクラブ若手奨励賞」は、「七賢」のブランドで知られる山梨銘醸の北原亮庫さんに授与。300年以上続く酒蔵ですが、歴史に胡坐をかくことなく、時代の風を見極めながら優れたお酒を市場に送り出しています。ダイナースクラブは、「七賢」を会員誌「シグネチャー」で取材した



「SAKE COMPETITION 2017」表彰式



ダイナースクラブ2017若手奨励賞

り、オリジナルボトルの商品開発を進めたり、会員向けに特別販売するなど、サポートを続けています。

創業当初から「食」と縁の深いダイナースクラブならではのユニークな日本の食文化の応援をこれからも続けていきたいと考えています。

※1 食文化の継承を担う次世代や世界に羽ばたこうと頑張っている生産者を、お客さまと一緒に応援するプロジェクトです。

ダイナースクラブのお客さまには、伝統文化や芸術に深く関心を持っている方が多くいらっしゃいます。このため、社歴の早い時期から、伝統芸能にちなんだイベントやクラシックコンサート、能楽などの自主公演を行ってきました。このようなバックグラウンドから生まれた社会貢献活動をご紹介します。

その他の取り組み 01

アーティストサポートファンド

ダイナースクラブは2012年から、将来有望な若い音楽家に上質な演奏の場を提供する「アーティストサポートプログラム」を、東京藝術大学と協力して運営しています。さらに藝大の社会貢献活動である「音楽アウトリーチ活動」※2に賛同し、この活動をサポートするためのファンドを立ち上げました。カード会員さまにはポイントでの寄付を呼び掛けており、ダイナースクラブは通年のアーティストサポートコンサートでの収益を当該ファンドに寄付しています。2016年度は2,511,000円の寄付が集まりました。

※2 日頃文化芸術に触れる機会の少ない方々に、文化芸術に触れる機会を提供する取り組みです。音楽の分野では、音楽家と聴き手が双方向に関わり合いながら音楽を味わう活動として注目され、多様な実践が行われています。藝大では在学生やOBが、幼稚園や学校、病院などで、コンサートやワークショップ、レクチャーを通じて貴重な体験を提供しています。



音楽アウトリーチ活動



その他の取り組み 02

醍醐寺文化財修復プロジェクト

2014年から、ダイナースクラブは京都の世界遺産「醍醐寺」と特別な縁(えにし)を結んで文化財修復プロジェクトを進めています。醍醐寺は千年以上の歴史をもつ名刹です。15万点以上におよぶ文化財の中には、長い年月の中で傷み、修復が必要なものも少なくありません。この大切な文化財を後世に継承していくために、カード会員さまから修復にかかる資金を募っています。2017年2月には修復を終えた不動明王踏下げ像が、醍醐寺不動堂に再び納められました。現在も醍醐寺文書聖教(国宝)の長期修復など、取り組みが続いています。



醍醐寺文書聖教(国宝)



不動堂不動明王(修復前)

信託制度の普及と発展を目指した社会への奉仕 公益財団法人トラスト未来フォーラム

公益財団法人トラスト未来フォーラムは、我が国における信託制度の一層の普及、発展に資する調査、研究を実施し、優れた研究や活動に対して助成を行うことで我が国経済の発展と国民生活の質的向上に貢献することを目的として1987年7月に設立され、2017年で設立30周年を迎えました。



調査研究事業による社会貢献

主たる事業の柱の一つは調査研究事業で、主に信託法に関連する研究テーマを設定して研究会形式で実施する「自主研究」と、主に金融・経済等について専門の研究機関に委託する「委託研究」からなっています。

自主研究および委託研究のテーマ一覧 (2017年12月時点)

自主研究	遺言執行の理論と実態に関する研究
	信託と他の類似の法制度との機能面での比較に関する研究
	財産の管理・運用・承継と信託に関する研究
	金融取引と課税
	外国信託法に関する研究
委託研究	人口減少・高齢化・少子化の同時進行の下での日本経済と金融
	商事信託法に関する研究

す。これらの研究の成果は、書籍の出版、研究叢書の発行などによって広く一般に公開されています。研究叢書は設立以来81本(2017年10月現在)が公開されており、研究者や実務家等に活用されています。

研究にあたっては、民法、商法、英米法を中心とした信託研究に携わる学者を中心に研究を進め、その研究成果は信託制度に関する我が国にとっての知的資本の蓄積となっているとともに、2007年の信託法の改正時においても参考にされるなど、専門機関として国内では比類なき貢献をしています。

信託法改正後10年を経た今、社会的課題はさらに深刻さを増しているため、信託の新しい活用、新しい方法、新たな概念による新しい時代を迎えつつあり、今後とも引き続き公益財団法人として、社会貢献や公益性の高い活動を推進していきます。

助成事業、寄付講座などによる社会貢献

同財団は、信託とそれに関連する金融・経済等についての調査、研究、活動に対する支援を行う助成事業を事業の二つ目の柱としています。国内外の研究者、実務家、各種団体から募集を行い、その研究費等に対する助成を行っています。

あわせて、信託の普及、啓発を目的として、大学の学部生等を対象とした信託法の寄付講座を設置しています。信託の担い手が広がりつつある我が国において、若いうちに信託制度に関する知識をきちんと身に付けられる、貴重な教育機会となっています。

2017年度助成案件一覧

第7回東アジア民事法学国際シンポジウム
日本のサステナブル投資の状況をまとめた調査レポート発行とシンポジウム開催
国際シンポジウム「アジアにおける成年後見」
機関投資家の受託者責任の内容とその法的規律のあり方の検討
フィンテックにおけるブロックチェーン／認証APIの経済的研究

寄付講座設置一覧

中央大学	法学部
東北大学	法学部
同志社大学	法学部



さまざまな企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。当グループは、2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、本イニシアティブを積極的に支持しています。

自然資本ファイナンス・アライアンス (旧:自然資本宣言)



当グループは、2012年6月に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大していきます。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融—「責任ある不動産投資; RPI(Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

責任投資原則(PRI)への署名



三井住友信託銀行および日興アセットマネジメント株式会社は、2006年5月に国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「責任投資原則」に署名しています。この原則は年金基金や運用機関などの機関投資家に対し、投資の意思決定に際してESG(Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるものです。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名



当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

赤道原則への署名



赤道原則は、プロジェクトファイナンスなどの融資の実施にあたって、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分な配慮をすることを確認するための民間金融機関の国際的ガイドラインです。三井住友信託銀行は2016年2月に赤道原則に署名しました。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)のメンバーにもなっています。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)の策定と実践



当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の策定に主体的に関わってきました。現在は、運営委員として、原則の浸透を図るための取り組みを進めています。

GRIガイドライン対照表 (サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ(CERES:Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度の改訂を経て、2013年度に第4版が発行されました。

●=規定された開示項目 ※グローバル・コンパクト

項目	指標	記載ページ	GC※
一般標準開示項目			
戦略および分析			
4.1 ●	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関する組織の最高意思決定者の声明	P4,5	
4.2	主要な影響、リスクと機会	P1,85-87,98-105	
組織のプロフィール			
4.3 ●	組織の名称	P159	
4.4 ●	主要なブランド、製品およびサービス	P11-65	
4.5 ●	組織の本社の所在地	P160	
4.6 ●	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P159	
4.7 ●	組織の所有形態や法人格の形態	P159	
4.8 ●	参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)	P159-160	
4.9 ●	組織の規模 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高 ・株主資本および負債の内訳を示した総資本 ・提供する製品、サービスの量	P123,158-159	
4.10 ●	a 雇用契約別および男女別の総従業員数 b 雇用の種類別、男女別の総正社員数 c 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d 地域別、男女別の総労働力 e 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者(請負業者の従業員とその派遣労働者を含む)以外の者であるか否か f 雇用者数の著しい変動	P116,123	
4.11 ●	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	P121	
4.12 ●	組織のサプライチェーン	P6	
4.13 ●	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実、 ・所在地または事業所の変更(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ・株主資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選択や終了を含む)	P106-107,113	

項目	指標	記載ページ	GC※
外部のイニシアティブへのコミットメント			
4.14	● 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P85-86,92-97	原則7
4.15	● 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	P14,25,91,107,149	
4.16	(企業団体など)団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるもの ● ガバナンス組織において役職を有しているもの ● プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ● 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ● 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 主として、組織レベルで保持している会員資格を指す	P149	
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
4.17	a 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか	P4-7,13	
4.18	a 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか		
4.19	● 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面		
4.20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー ● 当該側面が組織内でマテリアルであるか否か ● 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17による)にとってマテリアルでない場合、 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ● 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項		
4.21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー ● 当該側面が組織外でマテリアルであるか否か ● 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地 ● 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項		
4.22	● 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由		
4.23	● スcopeおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更		
ステークホルダー・エンゲージメント			
4.24	● 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	P4-7,13	
4.25	● 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準		
4.26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か		
4.27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ		
報告書のプロフィール			
4.28	● 提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)	表2,160	
4.29	● 最新の発行済報告書の日付(該当する場合)		
4.30	● 報告サイクル(年次、隔年など)		
4.31	● 報告書またはその内容に関する質問の窓口		

項目	指標	記載ページ	GC※
GRI内容索引			
4.32	● a 組織が選択した「準拠」のオプション b 選択したオプションのGRI内容索引 c 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	P150-157	
保証			
4.33	● a 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c 組織と保証の提供者の関係 d 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	—	
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
4.34	● 組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会	P79-91	
4.35	最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス		
4.36	組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か		
4.37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセス		
4.38	最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 ● 執行権の有無 ● 独立性 ● ガバナンス組織における任期 ● 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ● ジェンダー ● 発言権の低いグループのメンバー ● 経済、環境、社会影響に関する能力 ● ステークホルダーの代表		
4.39	最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由）		
4.40	最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準 ● 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ● 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ● 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ● ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		
4.41	最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか ● 役員会メンバーの相互就任 ● サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ● 支配株主の存在 ● 関連当事者の情報		
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割			
4.42	経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	P79-91	

項目	指標	記載ページ	GC※
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価			
4.43	経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策	P79-91	
4.44	a 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度。また当該評価が自己評価であるか否か b 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置。少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化		
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
4.45	a 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割 b ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	P85-86, 98-105	
4.46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割		
4.47	最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度		
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
4.48	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	P6-7,74-84	
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			
4.49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	P79-91	
4.50	最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段		
報酬とインセンティブ			
4.51	a 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬 ・固定報酬と変動報酬 (パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式、権利確定株式) ・契約金、採用時インセンティブの支払い ・契約終了手当 ・クローバック ・退職給付 b 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	P83	
4.52	報酬の決定プロセス。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か		
4.53	報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果		
4.54	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)に対する比率		
4.55	組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)の増加率に対する比率		
倫理と誠実			
4.56	● 組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規範、倫理規定など)	P1,92-97	
4.57	倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度(電話相談窓口)		
4.58	非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度(ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど)		

項目	指標	記載ページ	GC※
特定標準開示項目			
マネジメント手法の開示項目			
4-DMA	a 側面がマテリアルである理由。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響	P6-7,13	
	b マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法		
	c マネジメント手法の評価		
	• マネジメント手法の有効性を評価する仕組み		
	• マネジメント手法の評価結果		
	• マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容		
カテゴリー: 経済			
側面: 経済パフォーマンス			
EC1	創出、分配した直接的経済価値	P158	
EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	—	
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—	
EC4	政府から受けた財務援助	—	
側面: 地域での存在感			
EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率(男女別)	—	
EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	—	
側面: 間接的な経済影響			
EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	P12-28	
EC8	著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)	—	
側面: 調達慣行			
EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	—	
カテゴリー: 環境			
側面: 原材料			
EN1	使用原材料の重量または量	—	
EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	—	
側面: エネルギー			
EN3	組織内のエネルギー消費量	P109-113	
EN4	組織外のエネルギー消費量	P109-113	
EN5	エネルギー原単位	P109-113	
EN6	エネルギー消費の削減量	P109-113	
EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	P109-113	
側面: 水			
EN8	水源別の総取水量	—	
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—	
EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	—	
側面: 生物多様性			
EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	該当なし	
EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	該当なし	
EN13	保護または復元されている生息地	P132-135	
EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面:大気への排出			
EN15	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	P109-113	
EN16	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	P109-113	
EN17	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出(スコープ3)	P109-113	
EN18	温室効果ガス(GHG)排出原単位	P109-113	
EN19	温室効果ガス(GHG)排出量の削減量	P109-113	
EN20	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	—	
EN21	NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出	—	
側面:排水および廃棄物			
EN22	水質および排出先ごとの総排水量	—	
EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	P109-113	
EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	—	
EN25	パーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	P109-113	
EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	—	
側面:製品およびサービス			
EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	P11-28	原則8,9
EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別)	—	
側面:コンプライアンス			
EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面:輸送・移動			
EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	P109-113	原則8
側面:環境全般			
EN31	環境保護目的の総支出と総投資(種類別)	—	
側面:サプライヤーの環境評価			
EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	—	
EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)、および行った措置	—	
側面:環境に関する苦情処理制度			
EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	—	
カテゴリ:社会			
サブカテゴリ:労働慣行とディーセント・ワーク			
側面:雇用			
LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)	P116,123	
LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)	—	
LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)	P120	
側面:労使関係			
LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む)	—	
側面:労働安全衛生			
LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	—	
LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数(地域別、男女別)	P123	
LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	—	
LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面:研修および教育			
LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)	P117,126	
LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P115-118	
LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)	P115-118	
側面:多様性と機会均等			
LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	P79-91, 116-119,123	
側面:男女同一報酬			
LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)	—	
側面:サプライヤーの労働慣行評価			
LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置	—	
側面:労働慣行に関する苦情処理制度			
LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P121	
サブカテゴリー:人権			
側面:投資			
HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	—	
HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)	P124-127	原則1,2
側面:非差別			
HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	—	
側面:結社の自由と団体交渉			
HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	—	
側面:児童労働			
HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	該当なし	
側面:強制労働			
HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	該当なし	
側面:保安慣行			
HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	P126	
側面:先住民の権利			
HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	該当なし	
側面:人権評価			
HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	P124-127	
側面:サプライヤーの人権評価			
HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置	—	
側面:人権に関する苦情処理制度			
HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P125	

項目	指標	記載ページ	GC※
サブカテゴリー：社会			
側面：地域コミュニティ			
SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	—	
SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	—	
側面：腐敗防止			
SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	—	
SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P92-97	原則10
SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	P88	
側面：公共政策			
SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	—	
側面：反競争的行為			
SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	—	
側面：コンプライアンス			
SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面：サプライヤーの社会への影響評価			
SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	P104-107,113	
側面：社会への影響に関する苦情処理制度			
SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	P27,55	
サブカテゴリー：製品責任			
側面：顧客の安全衛生			
PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	該当なし	
PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし	
側面：製品およびサービスのラベリング			
PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	該当なし	
PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし	
PR5	顧客満足度調査の結果	—	
側面：マーケティング・コミュニケーション			
PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	該当なし	
PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	—	
側面：顧客プライバシー			
PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	—	
側面：コンプライアンス			
PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	—	

財務ハイライト

2016年度の連結業績につきましては、不動産仲介手数料の増加や三井住友トラストクラブの寄与により手数料関連利益は増加したものの、三井住友信託銀行における市場関連利益の減少を主因に、実質業務純益は前年度比859億円減益の2,323億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同454億円減益の1,214億円となりました。

普通株式の期末配当金につきましては、1株につき65円とさせていただきます。2016年12月にお支払いしました中間配当金※を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計額は、実質的に前年度と同額となります。

※2016年10月1日に実施した株式併合が、2016年度の期首に行われたと仮定した場合、1株につき65円に相当します。

■2016年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位: 億円)

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益	3,183	2,323	△ 859	△ 27.0%
経常利益	2,780	1,963	△ 816	△ 29.4%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,669	1,214	△ 454	△ 27.2%
与信関係費用	△ 259	△ 285	△ 25	△ 10.0%
自己資本ROE※1	7.00%	5.01%	△ 1.99%	—
EPS※2※4	433円30銭	317円24銭	△116円06銭	△ 26.8%
BPS※3※4	6,181円19銭	6,437円58銭	256円39銭	4.1%

※1 自己資本当期純利益率

※2 1株当たり当期純利益

※3 1株当たり純資産

※4 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施致しました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記のEPSおよびBPSを算出しています。

<単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位: 億円)

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益	2,491	1,505	△ 986	△ 39.6%
資金関連利益	2,239	2,167	△ 72	△ 3.2%
手数料関連利益	1,999	1,969	△ 29	△ 1.5%
特定取引利益	155	170	15	9.7%
その他業務利益	459	△ 473	△ 932	△ 203.2%
経費	△ 2,361	△ 2,327	33	1.4%
臨時損益等	△ 303	△ 332	△ 29	△ 9.7%
経常利益	2,188	1,173	△ 1,015	△ 46.4%
特別損益	△ 36	△ 59	△ 23	△ 62.6%
当期純利益	1,431	776	△ 654	△ 45.7%
与信関係費用	△ 141	△ 249	△ 107	△ 76.2%

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

<配当>

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)
1株当たり配当金(普通株式)	130円00銭	130円00銭	—

(注) 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施致しました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記の1株当たり配当金を記載しています。

拠点網

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた拠点網を構築しています。また、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。

関西圏
合計 30店舗

首都圏
合計 61店舗

中部圏
合計 21店舗

その他
合計 21店舗

■国内拠点数

(2017年12月末現在)

	支店	コンサルプラザ・ コンサルティング オフィス等
首都圏	61 (45.9%)	8
関西圏	30 (22.5%)	3
中部圏	21 (15.8%)	0
その他	21 (15.8%)	0
合 計	133 (100.0%)	11

国内においては、首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた店舗ネットワーク

■海外拠点

(2017年12月末現在)

【米国】

- ・ニューヨーク支店
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited
(銀行業務・信託業務)

【欧州】

- ・ロンドン支店
- ・Sumitomo Mitsui Trust International Limited
(証券業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.
(信託業務・銀行業務・証券業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited
(信託業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited
(信託業務)

【アジア】

- ・シンガポール支店
- ・上海支店
- ・香港支店
- ・北京駐在員事務所
- ・北京(証券業務)駐在員事務所
- ・紫金信託有限責任公司
(信託業務)
- ・Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited
(証券業務)
- ・ジャカルタ駐在員事務所
- ・ソウル駐在員事務所
- ・Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited
(銀行業務)

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

三井住友トラスト・グループの基本情報

当社の概要(2017年12月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの 経営管理機能を担う金融持株会社として、 以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 業務運営管理機能 (3) 経営資源配分機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 390,348千株
上場証券取引所	東京(第一部)、名古屋(第一部)
証券コード	8309

三井住友トラスト・グループの基本情報

格付情報(2017年12月末現在)

		長期	短期
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—
	格付投資情報センター (R&I)	A	—
	スタンダード&プアーズ (S&P)	A	A-1
	ムーディーズ (Moody's)	A1	P-1
三井住友信託銀行	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	F1
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	a-1

2017年12月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251 ファクス 03-3286-8741

ホームページ <http://smth.jp/csr/index.html>

三井住友トラスト・ホールディングス「2017 ESG/CSRレポート」アンケート

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室 行

FAX 03-3286-8741

(当社ホームページからでもアンケートにお答えいただけます。下記のURLからご回答ください)

<http://smth.jp/csr/report/index.html>

Q1 本レポート全体について、どのようにお感じになりましたか？

- | | | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| ● 内容 | ☐ 充実している | ☐ 普通 | ☐ もの足りない |
| ● 分かりやすさ | ☐ 分かりやすい | ☐ 普通 | ☐ 分かりにくい |

Q2 本レポートにある三井住友トラスト・グループのCSRへの取り組みについてどう思われましたか？

- | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 十分評価できる | ☐ 評価できる | ☐ 普通 | ☐ あまり評価できない | ☐ 評価できない |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|

Q3 本レポートで印象に残ったもの、関心を持たれたものはどの項目でしょうか？(いくつでもお選びください)

- ☐ 編集方針／共通価値を創造するCSR
 - ☐ 三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)
 - ☐ トップコミットメント ☐ 三井住友トラスト・グループの共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント
 - ☐ 三井住友トラスト・グループの持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み
- サステナビリティ方針1
 - ☐ 金融機能を生かした気候変動問題への対応 ☐ 金融機能を生かした自然資本に関する取り組み
 - ☐ 信託銀行の機能を生かした超高齢社会問題への対応 ☐ 信託機能等を活用したさまざまなソリューション
 - ☐ 資産運用業務におけるESG課題への取り組み ☐ 不動産業務におけるESG課題への取り組み
- サステナビリティ方針2
 - ☐ お客さまのベストパートナーを目指した取り組み ☐ フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み
 - ☐ 顧客保護等管理
- サステナビリティ方針3
 - ☐ コーポレートガバナンス ☐ コンプライアンス・公正な事業遂行
 - ☐ リスク管理 ☐ 投融資における環境・社会リスク対応
 - ☐ CSR調達(調達における環境・社会配慮)
- サステナビリティ方針4
 - ☐ 環境負荷低減に向けた取り組み
- サステナビリティ方針5
 - ☐ 企業価値向上のための人的資本の高度化 ☐ 人権に関する取り組み
- サステナビリティ方針6
 - ☐ コミュニティへの価値提供の意義 ☐ 次世代を担う子どもたちへの教育支援
 - ☐ ESDプロジェクト ☐ ナショナル・トラスト支援活動
 - ☐ 三井住友信託銀行 With You活動推進の取り組み ☐ グループ会社におけるCSR活動
 - ☐ 公益財団法人トラスト未来フォーラム

Q4 本レポートについて、良い点、改善すべき点など、ご意見・ご感想をお聞かせください。

Q5 本レポートをどのような立場でお読みになりましたか？

- | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 個人のお客さま | ☐ 法人のお客さま | ☐ 株主・投資家 | ☐ 企業のCSR担当者 |
| ☐ 研究・教育関係者 | ☐ NPO・NGO職員 | ☐ 報道関係者 | ☐ 政府・行政関係者 |
| ☐ 学生 | ☐ 三井住友トラスト・グループの社員 | ☐ その他() | |

ご協力ありがとうございました。お差し支えない範囲で、ご記入をお願い致します。

お名前: _____ ご職業・ご勤務先: _____

ご住所: _____

お電話番号: _____

このアンケートは、ESG/CSRレポートの一層の充実を目指して実施しており、それ以外の目的でご記入いただいた個人情報を使用することはありません。
当社は個人情報の適正な管理に努めています。